子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究報告書

令和４（2022）年３月

MUFG
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 調査研究の概要 3

1. 背景・目的 3
2. 実施内容 3

第 II 章 国内の子育て支援の取組の状況等に関する調査 6

1. 概要 6
2. 市区町村調査の調査結果 7
3. 児童相談所設置都道府県等調査の調査結果 75

第 III 章 諸外国における里親支援の取組 101

1. 概要 101
2. イギリス 102
3. オーストラリア 130
4. フィンランド 154
5. フランス 173

第 IV 章 諸外国における第三者評価の取組み 191

1. 概要 191
2. イギリス 192
3. アイルランド 217

第Ⅰ章 調査研究の概要

1.　背景・目的

平成 28 年の児童福祉法改正による改正事項は施行後５年を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされており、2021 年４月より同法改正に向けて社会保障審議会児童部会において社会的養育専門委員会が開催され、2022 年２月に「令和３年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」が取りまとめられた。同報告では、子どもへの支援を取り巻く環境について、子ども、家庭及び養育環境のそれぞれの課題から現状の分析と今後の支援の在り方についての専門委員会での議論が反映されており、今後も引き続き、多角的な視点からの子育て支援に係る現状の分析と広範な情報の収集が求められることとなる。

そのため、本調査研究は、国内外における家庭支援の取組等についての情報の収集等を行い、今後の社会的養育の政策的検討に寄与することを目的として実施した。

2.　実施内容

(1) 国内の子育て支援の取組の状況等に関する調査

子ども家庭福祉の実施体制（市区町村や都道府県が構築している相談・サービス等の支援を実施する拠点)、取組状況（子育て支援や家庭支援における子ども家庭支援の実施)、要支援児童や要保護児童への支援の実態等を明らかにするため、市区町村（児童福祉主管課）及び児童相談所設置都道府県等（以下「都道府県等」とする。）を対象とするアンケート調査を実施した。

① 市区町村アンケート調査

全国の市区町村に対して、要保護児童の登録数、一時預かり事業・子育て短期支援事業・養育訪問支援事業といった子育て支援施策の実施状況、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの運営状況等を尋ねた。また、一時預かり事業・子育て短期支援事業・養育訪問支援事業について、利用者の利用状況を個票形式で状況や支援内容等を尋ねる設問を提示した。

＜調査対象＞

・全国の市区町村の児童福祉主管課（悉皆、1,741 か所）

・うち回答 854 件（回収率 49.1%）

＜調査方法＞

・電子メールへの調査票添付により配布・回収

＜調査時期＞

・2022 年 1 月 28 日～２月 18 日

② 児童相談所設置都道府県等アンケート調査

全国の都道府県等に対して、特定妊婦等への支援、子どもの意見・意向表明支援、親子再統合支援、社会的養護自立支援といった各種施策の実施体制や事業の実施状況を尋ねた。また、産前・産後母子支援事業、親子再統合支援プログラム、社会的養護自立支援事業について、実施機関の職員体制や支援内容等を個票形式で尋ねる設問を提示した。

＜調査対象＞

・全国の都道府県及び児童相談所設置自治体（悉皆、74 か所）
・うち回答 59 件（回収率 79.7%）
＜調査方法＞
・電子メールへの調査票添付により配布・回収
＜調査時期＞
・2022 年 1 月 28 日～２月 25 日

③ 倫理的配慮

本調査研究の市区町村アンケート調査及び都道府県等アンケート調査では、事業等の利用者の個別の状況を尋ねる設問について、秘匿処理の必要性を考慮し、個々の回答の特定に結びつく分析ができないよう設問毎の集計表形式にして掲載したうえで、各設問において少数回答等による特定がなされる懸念がないことを確認した。

(2) 諸外国におけるフォスタリング機関関連制度の調査

今般、日本国内ではフォスタリング機関を児童福祉施設に位置付けることが検討されている。そのため、諸外国において里親支援を包括的に担うフォスタリング機関の制度的位置づけや公的支援、第三者評価等に関連する各種制度について、基礎データ及び施策の実態把握を行い、今後の検討に資する情報を整理するため、デスクリサーチ及び現地の関係機関を対象としたオンラインインタビューを実施した。

① フォスタリング機関の制度的位置づけや公的支援の取組

諸外国の中でも里親委託率が高位（70%以上）および中位（40-60%）である国の中から計 4 か国を対象として、児童保護制度を概観したうえで、里親委託の推進の担い手であるフォスタリング機関の制度的位置づけ、支援者に関する基準、公的支援等を把握した。

＜調査対象＞
・イギリス（主としてイングランド及びウェールズ）
・オーストラリア
・フィンランド
・フランス
＜調査方法＞
・政府及び関係機関の公表資料や先行文献等のデスクリサーチ
・関係機関へのオンラインインタビュー
＜調査時期＞
・2021 年 12 月～2022 年３月

② フォスタリング機関等の第三者評価の取組

フォスタリング機関や児童虐待関係機関への第三者評価を担う政府から独立した機関の取組について、制度的位置づけ、全国的な第三者評価の基準、評価方法等を調査した。

＜調査対象＞
・イギリス（アイルランド）
・イギリス（イングランド及びウェールズ）
・オーストラリア

＜調査方法＞

・政府及び関係機関の公表資料や先行文献等のデスクリサーチ

＜調査時期＞

・2021 年 12 月～2022 年３月

(3) 検討委員会の設置・運営

① 体制

本調査研究を実施するにあたり、各調査の内容や調査項目、分析の視点等、本調査研究全般に関し専門的な見地から助言を得るため、調査研究課題について知見を有する有識者３名からなる検討委員会を設置した。検討委員会の委員及び実施体制は以下の通りである。

【検討委員会 委員】（50 音順、敬称略）

上鹿渡 和宏 早稲田大学人間科学学術院人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所長

佐藤 まゆみ 淑徳大学短期大学部こども学科 教授

藤林 武史 西日本こども研修センターあかし 企画官

【オブザーバー】

胡内 敦司 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 課長補佐

河野 真寿美 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 児童福祉専門官

松浦 篤 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 措置費係長

【事務局（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）】

家子 直幸 共生・社会政策部 主任研究員

山田 美智子 研究開発第１部（大阪） 主任研究員

島崎 耕一 研究開発第１部（大阪） 主任研究員

近藤 碧 持続可能社会部国際研究室 研究員

横幕 朋子 共生・社会政策部 研究員

② 開催状況

2021 年 12 月～2022 年３月にかけて、オンラインでの検討委員会を計２回開催した。

図表 Ⅰ-1 検討委員会の開催状況

日程	回数	主な検討事項
2021 年 12 月８日	第１回	・各調査の設計 ・市区町村アンケート調査の調査票（案） ・都道府県等アンケート調査の調査票（案）
2022 年３月 11 日	第２回	・市区町村アンケート調査の調査結果速報 ・都道府県等アンケート調査の調査結果速報

(4) 報告書の作成

各調査及び検討委員会での議論結果等を取りまとめ、本報告書を作成した。

第 II 章 国内の子育て支援の取組の状況等に関する調査

1.　概要

(1) 目的

「令和３年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」の中では、「支援を確実に提供する体制の構築」、「安心して子育てができるための支援の充実」といった方針が提示された。

今後の具体的な議論を進めるにあたっては、より多角的な視点からの子育て支援に係る現状の分析と広範な情報の収集が求められることから、自治体の子育て支援の取組等についての情報の収集等を行い、今後の子育て支援の検討に寄与することを目的に、市区町村と都道府県等を対象としたアンケート調査を実施した。

(2) 調査期間と調査方法

それぞれの調査の調査期間と調査方法は下表の通り。

図表 II - 1　調査種別　調査期間と調査方法

調査種別	実施期間	調査方法（配布・回収）
市区町村調査	2022 年 1 月 28 日～ 2022 年 2 月 18 日	・厚生労働省から都道府県へメールで依頼、都道府県から市区町村へメールで依頼 ・各自治体から直接事務局へ回答
都道府県等調査	2022 年 1 月 28 日～ 2022 年 2 月 25 日	・厚生労働省から都道府県・児童相談所設置自治体へメールで依頼 ・各自治体から直接事務局へ回答

(3) 回収状況

調査種別ごとの回収状況は下表の通り。

図表 II - 2　調査種別　回収状況

調査種別	対象数	回収数	有効回答数
市区町村調査	1,741 自治体	854 自治体	854 件
個票　一時預かり利用者			2,894 件
個票　子育て短期支援事業利用者			1,423 件
個票　養育訪問支援利用者			4,168 件
都道府県・児童相談所設置自治体調査	74 自治体	59 件自治体	59 件
個票　産前・産後母子支援事業　実施機関職員			32 件
個票　産前・産後母子支援事業利用者			95 件
個票　親子再統合プログラム			96 件
個票　親子再統合実施機関			23 件
個票　社会的養護自立支援事業利用者			104 件

(4) 調査結果の表示方法

以降の調査結果では、集計結果の百分率（%）は、小数点第２位を四捨五入した値を表記している。このため、選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が 100.0%にならない場合がある。

2.　市区町村調査の調査結果

(1) 令和２年度末の要保護・要支援登録児童数（要対協進行管理台帳への登録数）（問１）

アンケート調査に回答のあった自治体の人口規模（令和３年１月１日現在）をみると、「１～５万人未満」が 38.8％と最も多く、次いで「１万人未満」（24.5％）、「５～10 万人未満」（17.0％）であった。令和２年度末の要保護・要支援登録児童や特定妊婦の登録数の合計（以下「要保護・要支援登録児童数」という）については、「１～50 人未満」が 43.2％と最も多く、次いで「200 人以上」（19.0％）、平均 156.6 人であった。また、要保護・要支援登録児童数を人口１万人あたりでみると、「10～20 人未満/万人」が 28.3％と最も多く、次いで「１～10 人未満/万人」（23.2％）で、平均 24.7 人/万人であった。

図表 II - 3　アンケートに回答した自治体の人口規模（令和３年１月１日現在）（n=854）

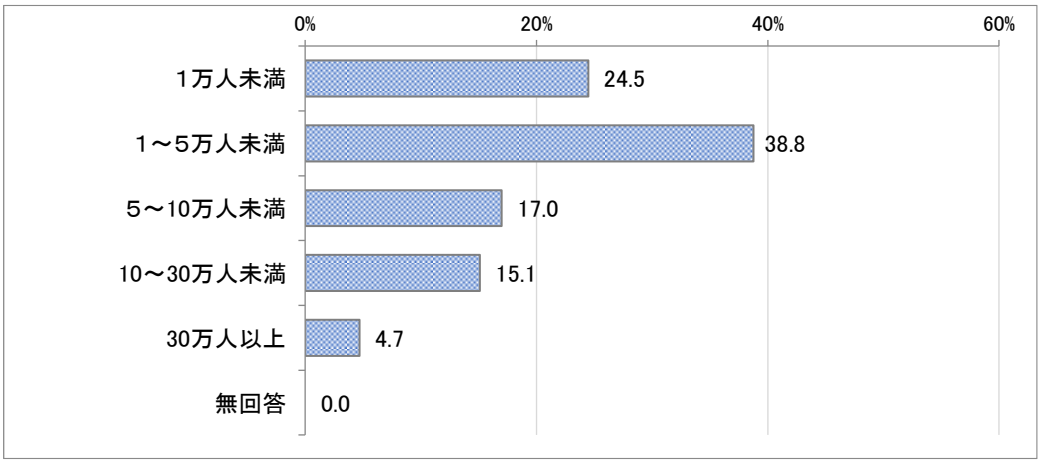

※人口は住民基本台帳（令和３年１月１日現在）

図表 II - 4　令和２年度末の要保護・要支援児童登録数、特定妊婦登録数合計（要対協進行管理台帳への登録数）（n=854）

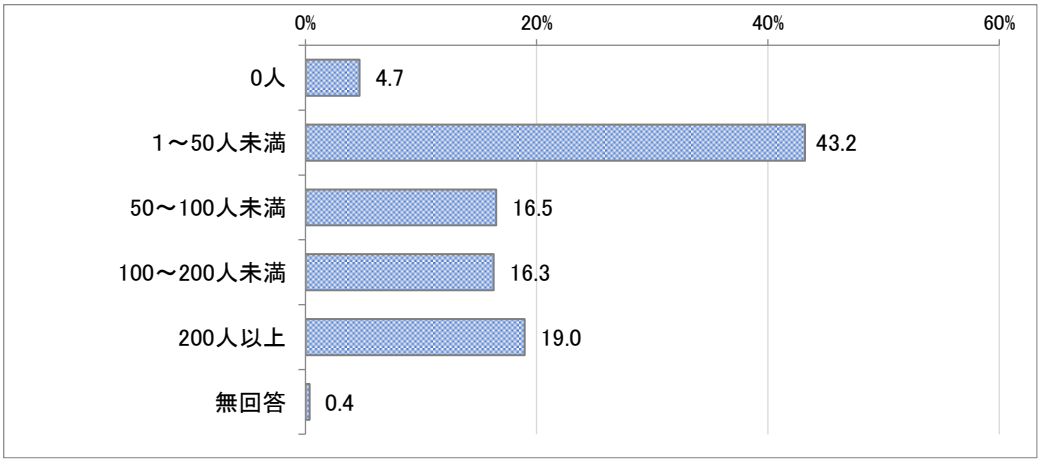

図表 Ⅱ-5　人口１万人あたりの令和２年度末の要保護・要支援登録数、特定妊婦登録数合計（要対協進行管理台帳への登録数）（n=854）

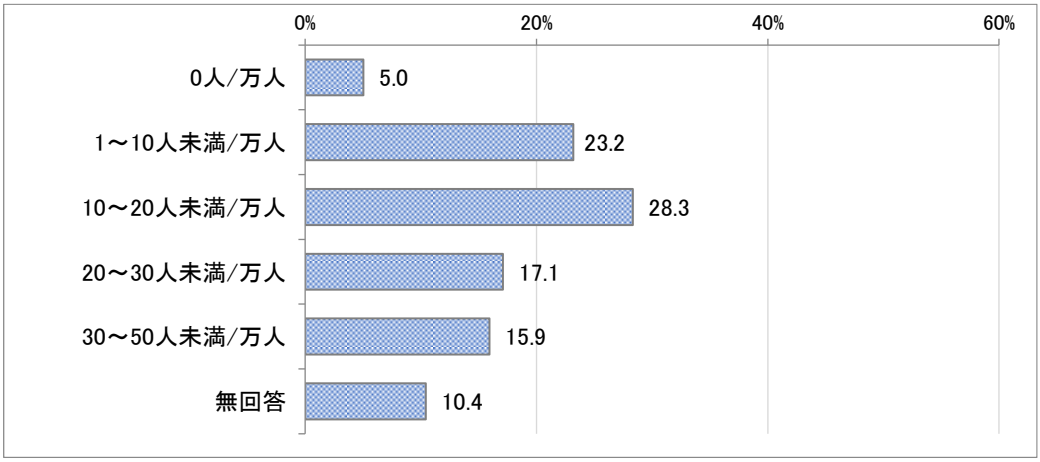

※人口は住民基本台帳（令和３年１月１日現在）

(2) 一時預かり（国庫補助事業分）の実施状況（令和２年度、令和３年度）

① 令和２年度、令和３年度の一時預かり（国庫補助事業分）の実施状況（問２）

令和２年度、令和３年度の一時預かり（国庫補助事業分）の実施状況をきいたところ、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」が令和２年度：69.6%、令和３年度：68.6%、一般型のうち「一般型　うち緊急一時預かり」は令和２年度：9.0%、令和３年度：8.5%となっている。また、「余裕活用型」は令和２年度：11.2%、令和３年度：12.3%、「居宅訪問型」は令和２年度、令和３年度とも：0.2%となっており、居宅型のうち緊急一時預かりを実施しているところはみられなかった。一方、国庫補助事業分として一時預かりを実施していない自治体は令和２年度：22.6%、令和３年度：22.1%あった。

人口規模別にみると、「人口１万人未満」では、約半数が「実施しているものがない」としているが、人口が多くなるにつれ、何らかの事業を実施している自治体が多くなり、「人口 10 万人以上」の自治体では９割以上が「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」を実施している。

図表 Ⅱ-6　令和２年度、令和３年度の一時預かり（国庫補助事業分）の実施状況（n=854）

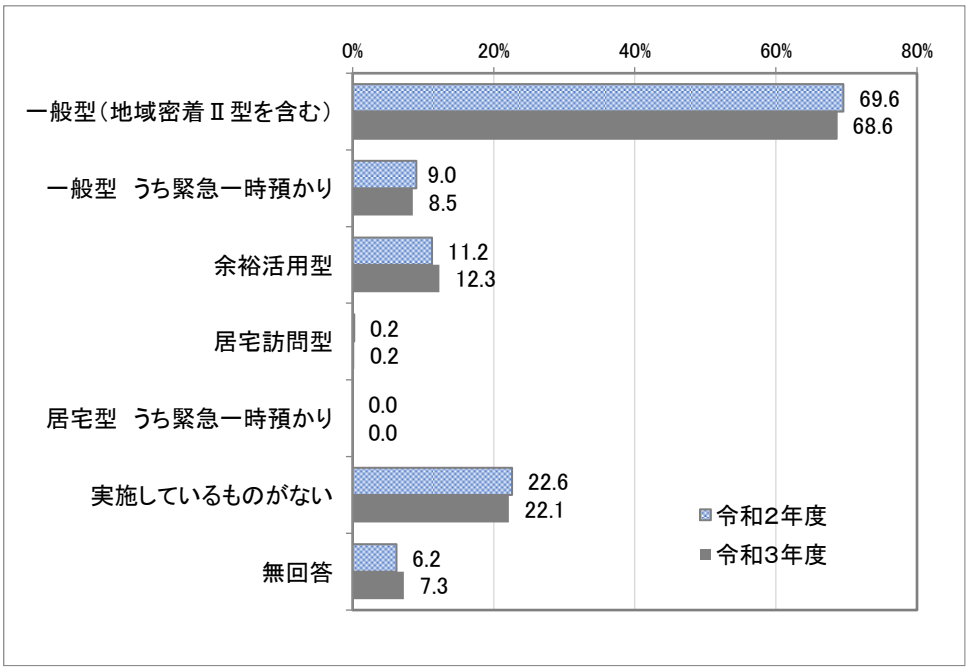

図表 Ⅱ-7　人口規模別　令和２年度の一時預かり（国庫補助事業分）の実施状況（n=854）

（%）

			令和２年度　一時預かり（国庫補助事業分）の実施状況						
		調査数（n=）	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	一般型うち緊急一時預かり	余裕活用型	居宅訪問型	居宅型うち緊急一時預かり	実施しているものがない	無回答
全体		854	69.6	9.0	11.2	0.2	0.0	22.6	6.2
人口規模別	１万人未満	209	33.5	3.3	2.9	0.0	0.0	49.3	14.8
	１～５万人未満	331	73.7	7.3	8.8	0.0	0.0	19.6	4.2
	５～10 万人未満	145	84.1	11.0	17.9	1.4	0.0	13.1	2.1
	10～30 万人未満	129	93.8	15.5	20.9	0.0	0.0	3.9	2.3
	30 万人以上	40	92.5	25.0	20.0	0.0	0.0	2.5	5.0

② 令和２年度の一時預かりの実績（延べ利用人数、利用者１人当たりの平均利用額、減免措置等）（問３）

i.一般型（地域密着Ⅱ型を含む）

令和２年度に実施した一時預かり　一般型（地域密着Ⅱ型を含む）の延べ利用人数を人口規模別にみると、「人口１万人未満」では大半が「500 人未満」（90.0%）、「人口１～５万人未満」では半数が「500 人未満」（55.3%）、「人口５～10 万人未満」では「1000～3000 人未満」（34.4%）、「人口 10 万人以上」では半数以上が「3000 人」以上となっている。

図表 Ⅱ-8　人口規模別　令和２年度の一時預かり 一般型（地域密着Ⅱ型を含む）延べ利用人数

（%）

			令和２年度　一般型（地域密着Ⅱ型を含む）　延べ利用人数					
		調査数（n=）	500 人未満	500～1000 人未満	1000～3000 人未満	3000 人以上	無回答	平均（人）
全体		594	42.3	14.6	19.9	20.7	2.5	2,256
人口規模別	１万人未満	70	90.0	7.1	0.0	1.4	1.4	205
	１～５万人未満	244	55.3	20.9	15.6	3.7	4.5	694
	５～10 万人未満	122	32.0	15.6	34.4	16.4	1.6	1,732
	10～30 万人未満	121	10.7	8.3	28.1	52.1	0.8	4,359
	30 万人以上	37	2.7	5.4	10.8	81.1	0.0	10,790

ii.一般型　うち緊急一時預かり

令和２年度に実施した一時預かり　一般型　うち緊急一時預かりの延べ利用人数を人口規模別にみると、人口規模にかかわらず、人口 30 万人未満までは「500 人未満」が大半となっている。

図表 Ⅱ-9　人口規模別　令和２年度の一時預かり 一般型　うち緊急一時預かり　延べ利用人数

（%）

			令和２年度　一般型　うち緊急一時預かり　延べ利用人数					
		調査数（n=）	500 人未満	500～1000 人未満	1000～3000 人未満	3000 人以上	無回答	平均（人）
全体		77	61.0	11.7	6.5	9.1	11.7	691
人口規模別	１万人未満	7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99
	１～５万人未満	24	66.7	4.2	0.0	0.0	29.2	117
	５～10 万人未満	16	68.8	25.0	0.0	6.3	0.0	439
	10～30 万人未満	20	55.0	20.0	10.0	5.0	10.0	740
	30 万人以上	10	20.0	0.0	30.0	50.0	0.0	2,399

iii.余裕活用型

令和２年度に実施した余裕活用型の延べ利用人数を人口規模別にみると、「人口１万人未満」、「人口５～10 万人未満」、「人口 10～30 万人未満」は「50 人未満」が最も多く、「人口１～５万人未満」では「100～300 人未満」が、「人口 30 万人以上」では「300 人以上」が最も多くなっており、全体の平均は 152 人であった。

図表 II - 10　人口規模別　令和２年度の一時預かり 余裕活用型　延べ利用人数

（%）

		調査数 (n=)	令和２年度　余裕活用型　延べ利用人数					
			50 人未満	50～100 人未満	100～300 人未満	300 人以上	無回答	平均（人）
全体		96	39.6	16.7	25.0	14.6	4.2	152
人口規模別	１万人未満	6	66.7	0.0	16.7	0.0	16.7	48
	１～５万人未満	29	27.6	17.2	31.0	17.2	6.9	155
	５～10 万人未満	26	46.2	19.2	26.9	3.8	3.8	77
	10～30 万人未満	27	44.4	18.5	18.5	18.5	0.0	150
	30 万人以上	8	25.0	12.5	25.0	37.5	0.0	444

iv.利用者１人あたりの平均利用額

一般型（地域密着Ⅱ型を含む）の利用者１人あたりの平均利用額は、全体の平均は 313.5 円/時間であるが、人口規模別にみると、いずれの人口規模においてもおおむね「250～500 円未満/時間」が多くなっており、おおむね人口規模が大きくなるにつれ利用者１人あたりの平均利用額が高くなっている。

また、一般型　うち緊急一時預かりは、全体の平均は 261.0 円/時間であるが、人口規模別にみると、人口規模にかかわらず「０～250 円未満/時間」、「250～500 円未満/時間」が多くなっているが、「人口１～10 万人未満」の自治体の平均利用額が他の自治体より低くなっている。

余裕活用型は、全体の平均は 311.7 円/時間であるが、人口規模別でみると、人口規模にかかわらず「０～250 円未満/時間」、「250～500 円未満/時間」が多くなっている。

図表 II - 11　一般型（地域密着Ⅱ型を含む）の利用者１人あたりの平均利用額

（%）

		調査数 (n=)	令和２年度　一般型　利用者１人あたりの平均利用額				
			0～250 円未満/時間	250～500 円未満/時間	500 円以上/時間	無回答	平均（円）
全体		594	19.5	35.0	10.3	35.2	313.5
人口規模	１万人未満	70	28.6	28.6	12.9	30.0	288.6
	１～５万人未満	244	19.3	39.3	4.5	36.9	278.4
	５～10 万人未満	122	19.7	37.7	13.1	29.5	328.3
	10～30 万人未満	121	18.2	31.4	14.0	36.4	356.0
	30 万人以上	37	8.1	21.6	21.6	48.6	423.0

図表 II - 12　一般型　うち緊急一時預かりの利用者１人あたりの平均利用額

（%）

		調査数 (n=)	令和２年度　一般型　うち緊急一時預かり　利用者１人あたりの平均利用額				
			0～250 円未満/時間	250～500 円未満/時間	500 円以上/時間	無回答	平均（円）
全体		77	32.5	27.3	6.5	33.8	261.0
人口規模	１万人未満	7	42.9	14.3	14.3	28.6	270.4
	１～５万人未満	24	37.5	16.7	4.2	41.7	219.1
	５～10 万人未満	16	31.3	37.5	0.0	31.3	222.3
	10～30 万人未満	20	40.0	35.0	0.0	25.0	251.2
	30 万人以上	10	0.0	30.0	30.0	40.0	445.9

図表 II - 13　余裕活用型の利用者１人あたりの平均利用額

（%）

		調査数（n=）	令和２年度　余裕活用型　利用者１人あたりの平均利用額				
			0～250 円未満/時間	250～500 円未満/時間	500 円以上/時間	無回答	平均（円）
全体		96	27.1	27.1	11.5	34.4	311.7
人口規模	１万人未満	6	16.7	16.7	16.7	50.0	252.3
	１～５万人未満	29	24.1	44.8	0.0	31.0	275.8
	５～10 万人未満	26	34.6	23.1	11.5	30.8	311.1
	10～30 万人未満	27	29.6	22.2	11.1	37.0	288.6
	30 万人以上	8	12.5	0.0	50.0	37.5	572.2

v.減免の措置の有無

減免措置の有無については、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「一般型　うち緊急一時預かり」、「余裕活用型」すべてで、「なし」（それぞれ 57.9%、40.3%、58.3%）が多くなっている。

図表 II - 14　減免の措置の有無

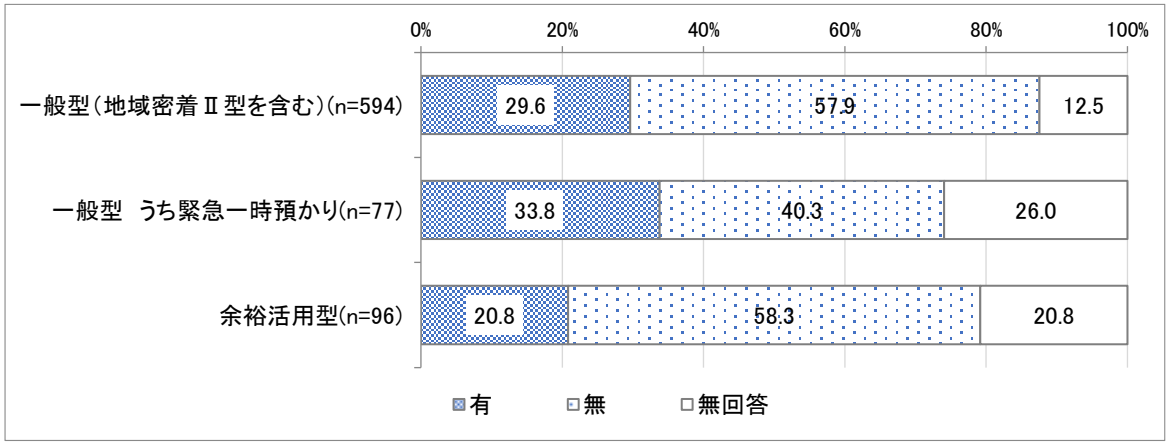

vi.減免の要件

減免の要件は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「一般型　うち緊急一時預かり」、「余裕活用型」すべてで、「経済的理由」が最も多く（それぞれ 77.8%、76.0%、70.0%）、次いで、「多子世帯」となっている（それぞれ 10.2%、24.0%、25.0%）。

図表 Ⅱ - 15　減免の要件

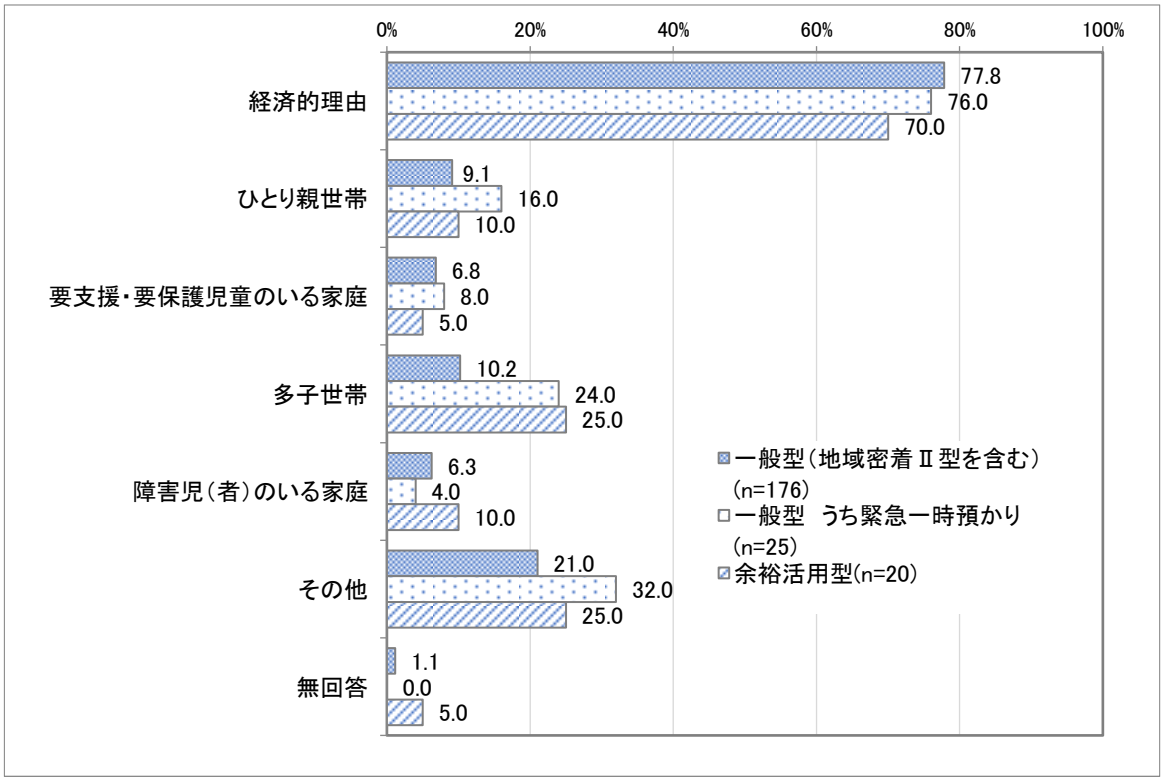

＜その他の具体的要件＞
①一般型（地域密着Ⅱ型を含む）
- 被災世帯
- きょうだい同時預かり：２人目以降半額
- 月２回まで無料　など

②一般型　うち緊急一時預かり
- 被災世帯
- きょうだい同時預かり：２人目以降半額　など

③余裕活用型
- 被災世帯
- きょうだい同時利用は２人目児童半額、３人目児童無料
- 登録児１人につき５回の利用料補助券　など

③ 各ケースの状況

令和２年度に実施した、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「余裕活用型」、「居宅訪問型（緊急一時預かり以外）」の各ケースの状況について、各市町村で利用類型毎に10件を上限に記載していただき、計 2,894 件（一般型（地域密着Ⅱ型を含む）2,615 件、「余裕活用型」270 件、居宅訪問型（緊急一時預かり以外）9 件）の回答があった。

i.利用施設

利用施設を利用類型別にみると、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「余裕活用型」ともに「保育園」（それぞれ 61.8%、54.1%）多くなっているが、次に多いのは、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」は「認定こども園」（23.0%）、「余裕活用型」は「地域型保育事業所」（30.4%）となっている。

図表 Ⅱ-16　利用類型別　利用施設（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	利用施設						
			保育所	認定こども園	地域型保育事業所	地域子育て支援拠点	幼稚園	その他	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	61.8	23.0	1.0	11.0	1.1	2.1	0.0
	余裕活用型	270	54.1	15.6	30.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	44.4	0.0	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0

ii.設置主体

設置主体は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」は「公立」が 55.7%、「私立」が 43.9%、「余裕活用型」は、「公立」が 36.3%、「私立」が 63.7%となっている。

図表 Ⅱ-17　利用類型別　設置主体（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	設置主体		
			公立	私立	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	55.7	43.9	0.3
	余裕活用型	270	36.3	63.7	0.0
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	11.1	88.9	0.0

iii.利用頻度

利用頻度は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「余裕活用型」ともに、「不定期」（それぞれ 71.1%、90.4%）が多くなっている。

不定期利用者の年間利用日数は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「余裕活用型」ともに「７日未満」（それぞれ 35.7%、48.8%）が多く、平均では一般型は 20.6 日、「余裕活用型」は 15.7 日となっている。一方、定期の利用者は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」では「週３日」が 35.３%と最も多く、次いで「週 2 日」（19.0%）となっている。

図表 II - 18　利用類型別　利用頻度（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	利用頻度		
			不定期	定期	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	71.1	26.7	2.2
	余裕活用型	270	90.4	5.6	4.1
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	100.0	0.0	0.0

図表 II - 19　（不定期利用者のみ）利用類型別　年間利用日数（令和 2 年度中）（n=2,112）

（%）

		調査数（n=）	年間利用日数（R2 年度中）					
			7 日未満	7 日～14 日未満	14～21 日未満	21 日以上	無回答	平均
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	1,859	35.7	19.3	9.5	32.3	3.2	20.6 日
	余裕活用型	244	48.8	16.0	9.4	21.3	4.5	15.7 日
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	55.6	0.0	22.2	0.0	22.2	6.6 日

図表 II - 20　（定期利用者のみ）利用類型別　利用形態（令和 2 年度中）（n=714）

（%）

		調査数（n=）	利用形態（令和 2 年度中）					
			週１日	週２日	週３日	週４日以上	その他	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	699	11.7	19.0	35.3	12.4	13.4	8.0
	余裕活用型	15	20.0	13.3	20.0	20.0	13.3	13.3
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

iv.一時預かりを利用した理由

一時預かりを利用した理由は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」は「保護者のレスパイト」（15.6%）、「突発的な仕事への対応」（14.1%）が多く、「余裕活用型」は「突発的な仕事への対応」（18.9%）が多くなっている。

図表 II - 21　利用類型別　一時預かりを利用した理由（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	一時預かりを利用した理由									
			保護者のレスパイト	冠婚葬祭・公的行事への出席	保護者の病気・怪我	保護者の出産	家族の看護・介護	突発的な仕事への対応	保護者の私的用事（買い物等）	把握していない	その他	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	15.6	1.2	6.8	8.6	2.8	14.1	12.3	14.4	21.3	2.8
	余裕活用型	270	14.8	1.1	8.9	11.1	1.5	18.9	10.7	16.3	12.6	4.1
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	11.1	0.0	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0

v.一時預かり利用の動機づけ

一時預かり利用の動機づけは、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「余裕活用型」ともに大半が「保護者が自ら希望して利用」（それぞれ 84.1%、85.6%）となっている。

図表 II - 22　利用類型別　一時預かり利用の動機づけ（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	一時預かり利用の動機づけ				
			保護者が自ら希望して利用	保護者の親族や友人等のすすめで利用	相談機関や関係機関の勧めで利用	その他	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	84.1	1.1	3.7	6.6	4.5
	余裕活用型	270	85.6	0.7	1.9	5.6	6.3
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	77.8	0.0	0.0	22.2	0.0

vi.子どもの年齢

子どもの年齢は、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」、「余裕活用型」ともに「０～２歳」が７割前後を占めている。なかでも「２歳」が多くなっている。

図表 II - 23　利用類型別　子どもの年齢（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	子どもの年齢							
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	15.8	32.7	28.6	8.0	2.9	1.6	0.2	10.2
	余裕活用型	270	20.4	21.1	28.1	7.4	2.2	1.9	0.4	18.5
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	33.3	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1

vii.家族の状況

家族の状況は、いずれも「ひとり親以外」（それぞれ 84.3%、83.3%）が大半を占めている。

図表 II - 24　利用類型別　家族の状況（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	家庭の状況		
			ひとり親	ひとり親以外	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	6.0	84.3	9.6
	余裕活用型	270	3.7	83.3	13.0
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	11.1	77.8	11.1

viii.要対協登録児童の有無

要対協登録児童の有無については、いずれも「登録児童ではない」（それぞれ 86.0%、78.1%）が大半を占めている。

図表 II - 25　利用類型別　要対協登録児童の有無（n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	要対協登録児童の有無			
			要保護登録児童	要支援登録児童	登録児童ではない	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	1.6	1.3	86.0	11.0
	余裕活用型	270	0.7	4.8	78.1	16.3
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	0.0	0.0	88.9	11.1

ix.保護者が抱えている課題等

保護者が抱えている課題等は、いずれも「課題がない・把握していない」（それぞれ 64.0%、62.2%）が多くなっている。それ以外では、「一般型（地域密着Ⅱ型を含む）」は、「育児について不安・悩みを抱えている」（7.6%）、「多子（多胎児を含む）を養育している」（5.6%）、「余裕活用型」は、「多子（多胎児を含む）を養育している」（8.9%）、「保護者自身に疾病、その他障害がある」（4.8%）が多くなっている。

図表 II - 26　利用類型別　保護者が抱えている課題等（３つまで複数回答 n=2,894）

（%）

		調査数（n=）	保護者が抱えている課題等（３つまで）												
			多子（多胎児を含む）を養育している	子どもに疾病、その他障害がある	家族に看護・介護を必要とする者がいる	保護者自身に疾病、その他障害がある	配偶者からＤＶを受けている	家事・育児について配偶者及び親族の協力が得られない	近隣等地域との関わりが希薄である	子どもとの関わり方・対応が不適切である	育児について不安・悩みを抱えている	経済的に不安定である	課題がない・把握していない	その他	無回答
利用類型	一般型（地域密着Ⅱ型を含む）	2,615	5.6	2.1	1.4	4.2	0.3	4.7	2.1	2.7	7.6	1.4	64.0	3.7	13.1
	余裕活用型	270	8.9	1.1	0.7	4.8	0.0	1.5	0.7	0.7	3.0	0.7	62.2	1.9	18.9
	居宅訪問型（緊急一時預かり以外）	9	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	22.2	0.0

④ 令和３年度に実施している一時預かり事業の状況（問４）

i.一時預かり事業（一般型、地域密着Ⅱ型、余裕活用型）の条件や制約

令和３年度に一時預かり事業を実施している自治体に、一時預かり事業（一般型、地域密着Ⅱ型、余裕活用型）の条件や制約について聞いたところ、「レスパイト利用を認めている（一時預かりの利用の条件を設けていない場合を含む。）」が 86.9%、「レスパイト利用を認めていない」が 2.8%とレスパイト利用を認めているところが多くなっている。

また、「年間、月間、週間いずれも利用日数に制約がない」が 23.2%、「年間、月間、週間いずれかに利用日数の制約がある」が 56.6%、「その他制約がある」が 20.9%となっており、利用日数に制約があるところが多くなっている。人口規模別にみても、大きな違いはみられない。

年間上限の平均は 98.7 日、月間上限の平均は 12.2 日/月、週間上限の平均は 2.9 日/週となっている。

図表 II - 27 一時預かり事業(一般型、地域密着Ⅱ型、余裕活用型)の条件や制約（複数回答 n=603）

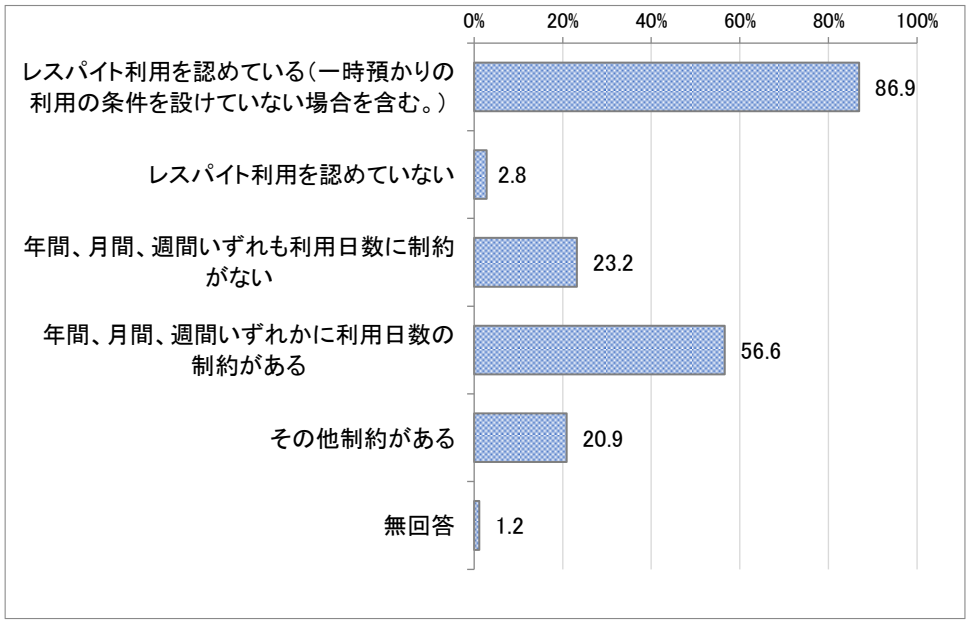

	平均	標準偏差
年間上限(n=12)	98.7 日	77.48
月間上限(n=227)	12.2 日	3.75
週間上限(n=159)	2.9 日	0.52

図表 II - 28 自治体の規模別　一時預かり事業(一般型、地域密着Ⅱ型、余裕活用型)の条件や制約
（複数回答 n=603）

（%）

		調査数（n＝）	一時預かり事業（一般型、地域密着Ⅱ型、余裕活用型）についての条件や制約					
			レスパイト利用を認めている（一時預かりの利用の条件を設けていない場合を含む。）	レスパイト利用を認めていない	年間、月間、週間いずれも利用日数に制約がない	年間、月間、週間いずれかに利用日数の制約がある	その他制約がある	無回答
全体		603	86.9	2.8	23.2	56.6	20.9	1.2
人口規模別	１万人未満	72	79.2	6.9	27.8	48.6	12.5	1.4
	１～５万人未満	251	84.5	2.8	21.1	58.2	17.1	1.2
	５～10 万人未満	123	86.2	3.3	26.0	52.0	19.5	1.6
	10～30 万人未満	120	94.2	0.8	24.2	58.3	31.7	0.8
	30 万人以上	37	97.3	0.0	16.2	70.3	32.4	0.0

＜レスパイト利用を認めていない理由＞
・レスパイト利用に対応できるほどの保育士の確保ができていない
・一日の利用人数に制限があり、仕事、通院等の理由での利用を優先するため
・就労や疾病など特段の事情があり、保護者が児童を保護できない場合に限り利用を許可しているため
・待機児童対策としての利用を優先せざるを得ないため
・子育て短期支援事業で代替している
・レスパイト利用の希望がない　など

＜その他の具体的な制約内容＞
・利用施設（保育所、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業、認証保育所などを利用していない子ども）
・年齢（生後４か月から小学校就学前までの児童、１歳以上、満１歳以上の未就園児、おおむね１歳６か月以上、など）
・人数（一時保育の一日当たりの定員は６名、１保育所あたり５名以内、など）
・時間（1 日 4 時間を限度、１日 8 時間以内、連続３日以内、１日最高３時間まで、など）
・利用目的により利用日数に制限を設定　など

ⅱ.レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進の工夫

レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進のための工夫として、ホームページやアプリ、子育てガイドブックなどへの掲載など「周知方法」の工夫や、利用の具体的な理由の例示や窓口での丁寧な説明など「具体的にわかりやすい周知内容」の工夫、申し込みの期日の柔軟な対応や利用制限を設けないなど「柔軟な受け入れ体制」、利用券の配布や利用料金の引き下げなど「利用負担の軽減」をあげる自治体があった。

図表 II - 29　レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進の工夫

●周知方法の工夫

・ホームページやアプリ、ＬＩＮＥ配信などで周知。
・Web 予約システムを導入し利用を促進。
・子育て支援ガイドブックに掲載し、窓口に置いている。
・利用者支援総合窓口や子育てひろばなどと連携し、利用を案内。
・子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや乳幼児健診にて一時預かり事業を紹介。
・地域担当保健師からの声掛け。
・電話で相談があった際に事業を案内。
・乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業等で、広報活動を行っている。
・担当保育教諭が保護者に積極的に声をかけ、日常会話や子どもに関する悩みを聞くことで利用者との間に信頼関係を築き、相談し易く利用し易い状況を作るよう努めている。
・レスパイトが必要な対象については積極的に事業利用を勧め、必要に応じて委託事業者に対象者のレスパイトを必要とする状況を伝え連携を図る。

●具体的にわかりやすい周知内容の工夫

・利用事由の具体的な例示の一つとして「リフレッシュ」を挙げている。
・一時保育の利用案内にリフレッシュ（買い物・美容院・ランチ等）なども利用可能と具体的に記載。
・レスパイト目的のみに係る利用促進ではないが、一時預かり事業実施施設一覧を市ホームページ等で公開。
・育児の相談業務等で一時保育かコミュニティママ制度を案内。
・市民からレスパイトを目的とした保育園の利用希望の相談があった際に、一時預かり事業を案内。
・一時預かりの空き状況について、子育て世代包括支援センターと情報提供を行う。

●柔軟な受入体制

・保護者のニーズ、状況に応じ、適宜対応。
・直前（前日、当日）の利用申し込みも可能としている。
・時間単位での利用を認めている。
・初回は短時間の利用から始め、子どもの様子を見るよう提案する等、子どもの負担も考えながら、保護者の負担軽減に努める。
・緊急度に応じて担当課と協議し利用を進める。
・関係機関と情報を密にし、一時預かり事業者へ丁寧な説明をするなどの細やかな配慮をすることで、受け入れについて理解を得ている。
・相談機関、健診部門、子育て支援センター等と連携し、育児に不安や負担感のある保護者の受け入れを積極的に行う。
・令和４年度から、比較的保育士が充実している民間園に委託して実施予定。
・誰でも利用できるように利用制限を設けていない。

●費用負担の軽減や利用券の配布

・新生児訪問の際に、５日分の利用券を配布
・乳児健診の際に、リフレッシュ一時保育助成券を配布（１歳未満の乳児１人につき一時保育１回分）。
・一部施設において利用料の引き下げを行った（利用料：１時間　旧 900 円→新 500 円、多子世帯負担軽減：旧 900 円→新 250 円）
・産後サポート事業として、生後６か月以上１歳未満の子をもつ親に、託児サービス利用券を配布。

など

iii. レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進の課題

レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進にあたって課題は、「突発的な利用の申込に対する対応が困難である」が 29.0%と最も多く、次いで「一時預かり事業を実施する保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）が少ない」（22.7%）などとなっている。

人口規模別にみると、上位にあがっている課題に大きな違いはないものの、「人口 1 万人未満」や「人口 10～30 万人未満」では「地域子育て支援拠点など、保育所等以外での一時預かり事業の実施する施設が少ない」をあげる自治体が他に比べて多い。

図表 II - 30　レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進の課題（複数回答 n=603）

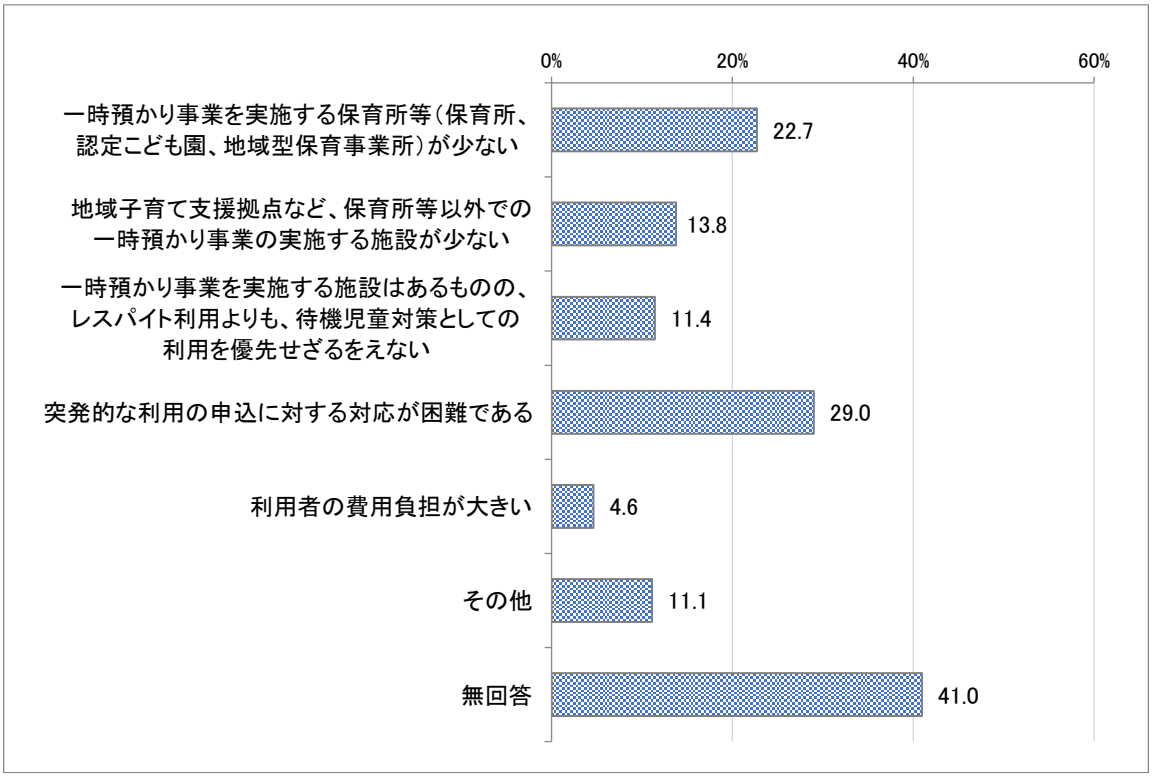

図表 II - 31 人口規模別　一時預かり事業(一般型、地域密着Ⅱ型、余裕活用型)の条件や制約

（複数回答 n=603）　（%）

		調査数（n＝）	レスパイトを目的とした一時預かり事業の利用促進にあたって課題						
			一時預かり事業を実施する保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）が少ない	地域子育て支援拠点など、保育所等以外での一時預かり事業の実施する施設が少ない	一時預かり事業を実施する施設はあるものの、レスパイト利用よりも、待機児童対策としての利用を優先せざるをえない	突発的な利用の申込に対する対応が困難である	利用者の費用負担が大きい	その他	無回答
全体		603	22.7	13.8	11.4	29.0	4.6	11.1	41.0
人口規模別	１万人未満	72	25.0	19.4	4.2	30.6	4.2	6.9	44.4
	１～５万人未満	251	21.9	12.0	11.2	27.1	4.4	12.0	38.2
	５～10 万人未満	123	21.1	9.8	16.3	30.9	7.3	8.1	42.3
	10～30 万人未満	120	23.3	18.3	12.5	25.8	1.7	15.0	43.3
	30 万人以上	37	27.0	13.5	8.1	43.2	8.1	10.8	40.5

【1　一時預かり事業を実施する保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）が少ない具体的な理由】

●施設数、スペースの不足

・ 一時預かり事業を行っている施設が 1 施設しかない（少ない）。
・ 保育所内の専用スペースがない
・ 一般型の実施施設を増やしたいが、開所している保育所等に新たに保育室を設けることが難しい。
・ 市内 7 施設で実施しているが、利用希望に対して受け皿が不足している。　など

●人材の不足

・ 一時預かり事業を実施できる人的余裕がない。
・ 小規模の保育所では保育士が少ないため実施できない。
・ 当日の職員の配置状況によっては、利用することができない場合がある。　など

●他の目的利用とのバランスの問題

・ リフレッシュ保育を受けられる園を増やすと、非定型保育（保護者の就労等）を圧迫してしまうため、 増やすことができない。
・ 就労や疾病等を理由に多くの人が利用している中で、レスパイトを目的した利用促進の余裕はない。
・ 通常保育のニーズが高く、一時預かり事業の実施を行う余裕がない。　など

●財政面の課題

・ 国・県の補助金が少なく採算が取れないため、実施する事業者が少ない。
・ 事業経費に係る、国等からの交付金が少ない。　など

●その他

・ 少子化や待機児童対策が進んだことで、一時保育の需要減傾向。積極的に取り組むのが難しい。
・ 定期的な利用を見込める施設が少なく、一時預かり専任保育士を設置する余力がない。
・ 利用にあたって書類申請・面談等の時間がかかる。　など

【2　地域子育て支援拠点など、保育所等以外での一時預かり事業を実施する施設が少ない具体的な理由】

●施設数、スペースの不足

・ 保育所、幼稚園以外で一時預かり事業を実施する施設がない（1 か所のみ）。
・ 実施できる広さを有していない。　など

●人材の不足

・ 少人数で運営している施設が多く、人員に余裕がない。
・ 保育士の確保が困難。
・ 3 施設での実施を計画しているが、人材不足により、2 施設での実施にとどまっている。　など

●他の目的利用とのバランス

・ 利用希望者が多く、レスパイト目的よりも、就労やメンタルケアの必要な人を優先している。　など

●財政面の課題

・ 財政支援が少ない。　など

●その他

・ ファミリーサポートセンターの利用案内をすることもあるが、会員登録や提供会員とのマッチング等に時間がかかるため、スムーズな利用に繋がらない。
・ 地域子育て支援拠点はあるが、担当課の知識が不足している。　など

【3　一時預かり事業を実施する施設はあるものの、レスパイト利用よりも、待機児童対策としての利用を優先せざるをえない具体的な理由】

●人材（保育士）の不足

・ 保育士不足が深刻化しており、レスパイト利用よりも通常保育を優先せざるを得ないため。
・ 保育士不足により認可保育所の受入が困難であるため。　など

●待機児童対策を優先

・ 待機児童対策利用の方が多い。
・ 保育所入所待機児童が多く、事前予約により定員がほぼ埋まっている。
・ 認可保育所入所保留者（希望施設不内定者）の利用率が高く、定期的な利用をされるため。
・ 認可保育施設利用希望児童の待機が発生している状況で、特に待機児童の含まれる３歳児未満児が幼稚園を利用できないことを理由に一時預かり保育を利用しているため。
・ 日常的に一時預かり保育を利用している利用者（待機児童）等も多いため、突発的に利用しようとしても空きがなく、利用できないケースが多い。　など

●その他

・ 低年齢（０～２歳児）は通常の（市の利用調整を通じた）入所で受入枠の上限まで達する場合が多い。
・ 低年齢での保育所への預け入れ希望が多いため。　など

【4　突発的な利用の申込に対する対応が困難である具体的な理由】

●受入れ枠の制約

・ １日の受入数には上限があるため、申し込みが上限に達している日は対応が困難な場合がある。
・ 一時預かり自体の利用枠があるので、月初めに利用の枠が埋まってしまうことが多い。　など

●人材の不足

・ 一時保育に対応する職員の確保ができない。
・ 一時保育専用の居室を設けていない施設もあり、そうした場合、在園児が利用する保育室での利用となるが、一時保育に対応する職員が不足し、受け入れが困難なケースがある。　など

●予約制により他の目的利用が優先

・ 各施設で事前の予約制度を取っており、利用可能枠に空きが無い場合は対応できない。
・ 就労を理由とした利用者も多く、一時預かり事業の予約開始日にはすべての予約枠が埋まってしまうことが多いため。
・ 就労等での利用（利用希望日１か月前から予約可能）が優先されるため、レスパイト利用（利用希望日１週間前から予約可能）での予約が取りにくい状況にある。
・ 事前登録が必要となるため、突発的な申込に対する対応は困難。　など

●安全面への対応

・ アレルギー等の確認などをしているため、事前登録を要する。緊急時の利用は難しい。
・ 園児の健康状態を確認後に保育を実施しているため。
・ 緊急的な申込の場合、面接を行ったうえで安全に保育を行うための準備期間を設けることが困難。
・ 子どもの生育歴、病歴、アレルギー等の健康状況を短時間で保護者とやりとりをすることが困難。
・ 初めて預かる子どもは初日から丸一日は厳しい場合（機嫌が悪かったり、食事を受け付けなかったり）が多いため、見学の他、丸一日預かる前に何日か慣らしを勧めている。　など

【５　利用者の費用負担が大きい具体的な理由】

●人件費の負担

・ 一時預かりの保育士に対する人件費が大きいため。　など

●他事業・施設とのバランス

・ ３歳以上無料化により、一時預かり利用希望よりも入園の希望が多い。
・ 届出保育施設（認可外）の方が安い場合がある。
・ レスパイト等の利用は、就労等を目的とした理由よりも利用料を高く設定している。
・ レスパイトを目的に小休止をするにしては、負担が大きい。　など

●利用者の負担軽減

・ 生活保護・非課税世帯の利用料の減免制度がない。
・ 経済的理由やひとり親家庭の減免措置等がない。
・ きょうだいや多胎児で預けると料金が倍額必要になるので、補助があるとよい。
・ 特に０~２歳児は非課税世帯しか無償化の対象にならないため。
・ 半日利用で 1,200 円。１日利用で 2,400 円。日数が続くと保護者の負担となる。
・ 利用者１人あたりの平均利用額は 2,865 円/日であり、レスパイトによる中長期的な期間での一時預かり利用は費用面で大きな負担となるため。　など

【６　その他の具体的な課題】

●施設の不足

・ 公立保育所の場合、レスパイト目的の利用に当たる保育所の体制が整わない。
・ 財政状況により新規事業の立ち上げが困難であり支援可能施設も存在しない。利用ニーズについても把握を行っていない。　など

●人材の不足

・ 実施施設の職員数に余裕がなく、広く利用を募ることは難しい。
・ 保育体制が十分に整えば、同じ環境でも延長保育や休日保育が可能になる。
・ 保育施設などの措置児童だけでなく、地域の未就園児家庭への支援の必要性を意識してほしい。
・ 保育の質の低下を防ぐために一時預かりの従事職員を保育士のみに限定しており、保育士不足により事業実施が困難となる場合がある。　など

●安全面

・ 初めての利用者の場合、その子の特性が分からなくて対応が困難である。
・ 先天性障がいのある子の受け入れ先がない。　など

●コロナ禍

・ コロナ禍における、一時保育利用体制の整備
・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、レスパイト利用を制限せざるを得ない。　など

●その他

・ 利便性の向上（オンライン予約システムの導入、空き情報の開示　等）
・ 保育園一時預かりでは、電話予約のみのため、利用者の利便性の向上を図るにはシステムを構築することが考えられるが、財政負担が大きい。
・ レスパイトの場合は預かりの必要性や適切な利用頻度を客観的に判断できないため、預かりが常態化しないための要件や制限の設定方法が難しい。
・ 利用者が少ない。レスパイトを目的とした利用希望が聞かれないため。子どもが減っている　　など

(3) 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の状況（令和２年度、３年度）

① 令和２年度、３年度に実施している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の状況（問５）

令和２年度、３年度に子育て短期支援事業（国庫補助事業分）を実施しているのは、令和２年度：54.7%、令和３年度：56.4%と、令和２年度から３年度の状況は変化がない。

人口規模別にみると、「人口１万人未満」では約７割が「国庫補助事業では実施していない」としているが、人口規模が大きくなるにつれ、「国庫補助事業で実施している」が多くなり、「人口５万人以上」で約８割が実施している。

図表 II - 32　令和２年度、３年度に実施している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の状況

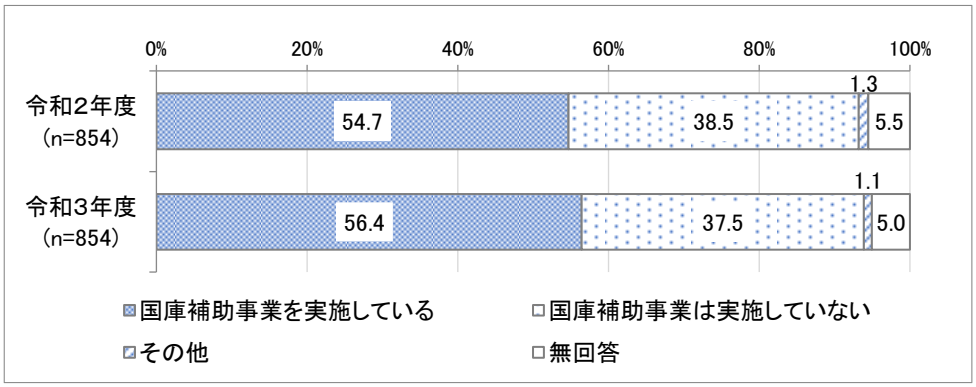

図表 II - 33　人口規模別 令和２年度、３年度に実施している子育て短期支援事業(国庫補助事業分)の状況

＜令和２年度＞　（%）

		調査数 (n=)	令和２年度　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の状況			
			国庫補助事業を実施している	国庫補助事業は実施していない	その他	無回答
全体		854	54.7	38.5	1.3	5.5
人口規模別	１万人未満	209	16.3	70.8	1.9	11.0
	１～５万人未満	331	52.0	42.6	0.9	4.5
	５～10 万人未満	145	79.3	16.6	0.7	3.4
	10～30 万人未満	129	82.2	12.4	2.3	3.1
	30 万人以上	40	100.0	0.0	0.0	0.0

＜令和３年度＞　（%）

		調査数 (n=)	令和３年度　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の状況			
			国庫補助事業を実施している	国庫補助事業は実施していない	その他	無回答
全体		854	56.4	37.5	1.1	5.0
人口規模別	１万人未満	209	17.7	69.9	1.9	10.5
	１～５万人未満	331	53.5	41.4	0.6	4.5
	５～10 万人未満	145	81.4	15.9	0.7	2.1
	10～30 万人未満	129	85.3	10.9	1.6	2.3
	30 万人以上	40	100.0	0.0	0.0	0.0

（国庫補助以外で実施）
- 一般財源で予算化している。
- 里親委託によるショートステイを実施
- 本事業は休止している。　　など

② 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の実績（令和２年度）

令和２年度の子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の実績について、延べ利用日数が「０日」や延べ利用回数「０回」といった実績がないのは「人口５万人未満」の自治体で半数を超えている。一方、人口規模が大きくになるにつれ、延べ日数、延べ回数とも多くなっており、全体の延べ利用日数の平均は 74.9 日、延べ回数の平均は 27.7 回となっている。

１回あたりの平均利用日数は 5.3 日/回であるが、人口規模別にみると、前述のとおり「人口５万人未満」の自治体「０日/回」が半数以上となっているが、「人口 10～30 万人未満」では、他に比べて「７日以上/回」が多く、平均利用日数が 9.2 日/回と多い。また、１人あたりの平均利用回数は 2.0 回/人であるが、「人口１～30 万人未満」では平均利用回数に大きな違いはみられない。

人口規模別に子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の要保護・要支援登録児童数（対 100 人）あたりの利用実人数をみると、「人口５万人未満」の自治体では半数以上が「０」となっている。また「人口５万人以上」では、人口規模が大きくなるにつれ、子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の要保護・要支援登録児童数（対 100 人）あたりの利用実人数が大きくなっている。

図表 II - 34　自治体規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の延べ利用日数（令和２年度）

（%）

		調査数 (n=)	子育て短期支援事業_延べ利用日数					
			0 日	1～50 日未満	50～100 日未満	100 日以上	無回答	平均（日）
全体		469	36.7	38.0	10.2	15.1	0.0	74.9
人口規模別	１万人未満	34	64.7	32.4	0.0	2.9	0.0	9.4
	１～５万人未満	172	52.9	41.3	4.1	1.7	0.0	11.9
	５～10 万人未満	116	34.5	45.7	9.5	10.3	0.0	31.9
	10～30 万人未満	107	17.8	37.4	21.5	23.4	0.0	98.0
	30 万人以上	40	0.0	7.5	17.5	75.0	0.0	464.9

図表 II - 35　自治体規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の延べ利用回数（令和２年度）

（%）

		調査数 (n=)	子育て短期支援事業_延べ利用回数					
			0 回	1～20 回未満	20～40 回未満	40 回以上	無回答	平均（回）
全体		469	36.7	41.6	6.6	14.3	0.9	27.7
人口規模別	１万人未満	34	64.7	29.4	0.0	5.9	0.0	7.7
	１～５万人未満	172	52.9	40.7	2.3	4.1	0.0	6.3
	５～10 万人未満	116	34.5	49.1	6.0	10.3	0.0	14.6
	10～30 万人未満	107	17.8	48.6	13.1	18.7	1.9	27.2
	30 万人以上	40	0.0	15.0	15.0	65.0	5.0	183.4

図表 II - 36　自治体規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の平均利用日数（令和２年度）

（%）

		調査数（n=）	子育て短期支援事業_１回当たりの平均利用日数					
			0 日/回	0.01～3 日/回	3～7 日/回	7 日以上/回	無回答	平均（日/回）
全体		469	36.7	29.9	26.0	7.0	0.4	5.3
人口規模別	１万人未満	34	64.7	20.6	8.8	5.9	0.0	5.1
	１～５万人未満	172	52.9	23.8	15.7	7.6	0.0	3.8
	５～10 万人未満	116	34.5	31.9	28.4	5.2	0.0	3.8
	10～30 万人未満	107	17.8	33.6	36.4	11.2	0.9	9.2
	30 万人以上	40	0.0	47.5	50.0	0.0	2.5	3.1

図表 II - 37　自治体規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の１人当たりの平均利用回数（令和２年度）

（%）

		調査数（n=）	子育て短期支援事業_１人当たりの平均利用回数					
			0 回/人	0.01～1 回未満/人	1～3 回未満/人	3 回以上/人	無回答	平均（回/人）
全体		469	36.7	4.3	40.9	17.7	0.4	2.0
人口規模別	１万人未満	34	64.7	0.0	26.5	8.8	0.0	1.1
	１～５万人未満	172	52.9	3.5	28.5	15.1	0.0	1.8
	５～10 万人未満	116	34.5	3.4	43.1	19.0	0.0	2.0
	10～30 万人未満	107	17.8	8.4	55.1	17.8	0.9	2.1
	30 万人以上	40	0.0	2.5	62.5	32.5	2.5	3.0

図表 II - 38　自治体規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の要保護・要支援登録児童数（対 100 人）あたりの利用実人数（令和２年度）

（%）

			子育て短期支援事業利用実人数/要保護・要支援登録児童数（対 100 人）						
		調査数（n=）	0	0.01～5 未満	5～10 未満	10～20 未満	20 以上	無回答	平均（人）
全体		469	36.7	38.0	14.3	7.0	3.6	0.4	1.86
人口規模別	１万人未満	34	64.7	5.9	11.8	5.9	11.8	0.0	1.78
	１～５万人未満	172	52.9	30.2	11.0	4.7	1.2	0.0	1.77
	５～10 万人未満	116	34.5	44.0	12.1	6.9	2.6	0.0	1.91
	10～30 万人未満	107	17.8	50.5	19.6	7.5	3.7	0.9	1.94
	30 万人以上	40	0.0	47.5	22.5	17.5	10.0	2.5	2.26

③ 各ケースの状況

令和２年度に実施した子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の各ケースの状況について、各市町村に 10 件を上限に記載していただき、計 1,423 件の回答があった。

i.利用日数上限の超過の有無（１回当たり）

１回当たりの利用日数上限の超過については、「超えていない」が 89.0%、「超えている」が 9.4%となっている。

図表 II - 39　利用日数上限の超過の有無（１回当たり）（n=1,423）

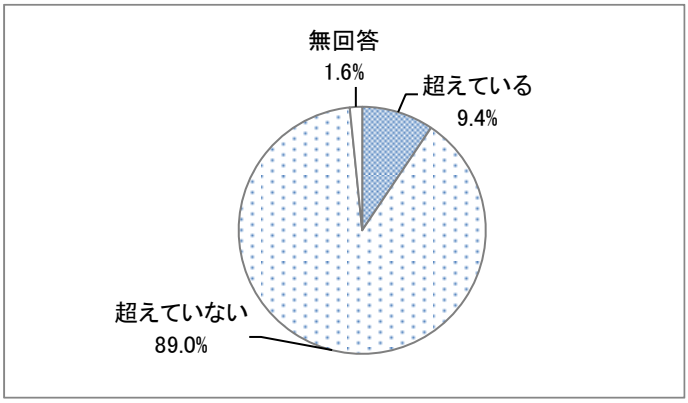

ii.利用日数上限を超えて利用した理由

利用日数上限を超えて利用した理由は、「保護者の病気・怪我」が 42.5%と最も多く、次いで「保護者の出産」（17.9%）となっている。

図表 II - 40　利用日数上限を超えて利用した理由（n=134）

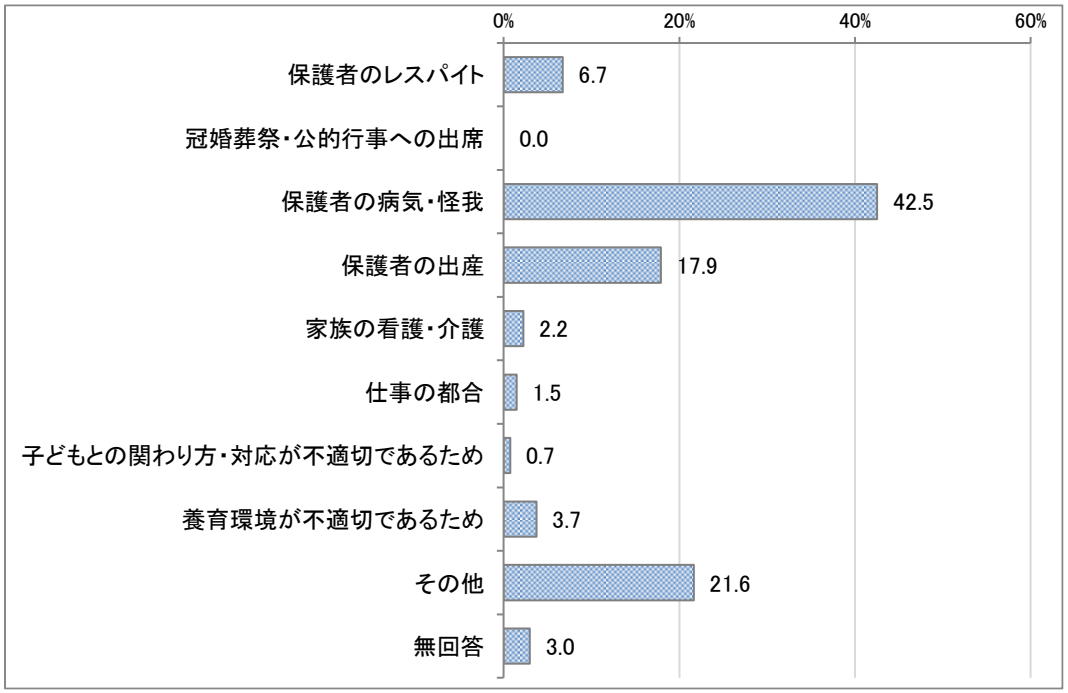

iii.利用施設

利用施設は、「利用制限超過している場合」、「超過していない場合」とも「児童養護施設」が多くなっている。また、「利用制限を超過している場合」は「母子生活支援施設」が、「超過していない場合」に比べて多くなっている。

図表 II - 41　利用制限超過別　利用施設（n=1,423）

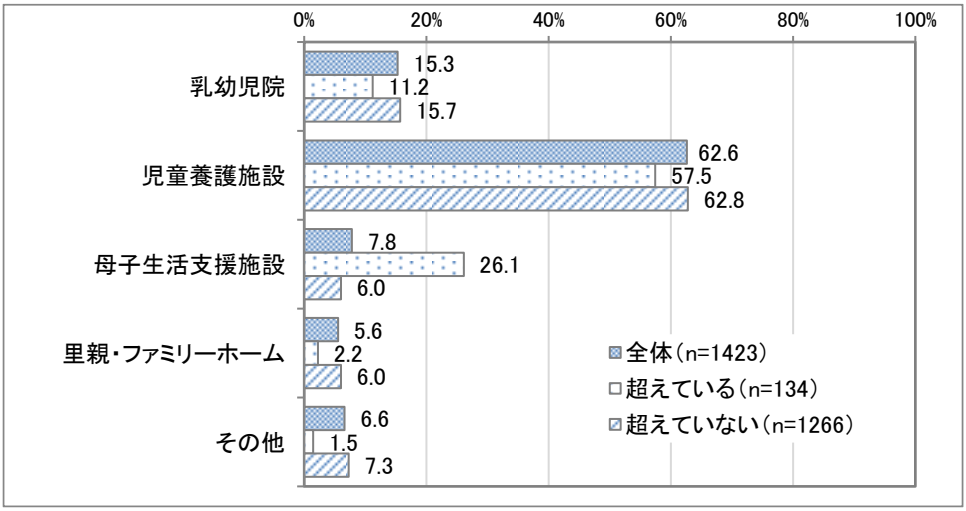

iv.利用の頻度（令和２年度内で）

利用の頻度は、「利用制限超過している場合」、「超過していない場合」とも「初回」が最も多いが、特に「利用制限を超過している場合」は約８割となっている。一方、「超過していない場合」は「７回以上」が超過している場合に比べて多くなっている。

図表 II - 42　利用制限超過別　利用の頻度（令和２年度内で）（n=1,423）

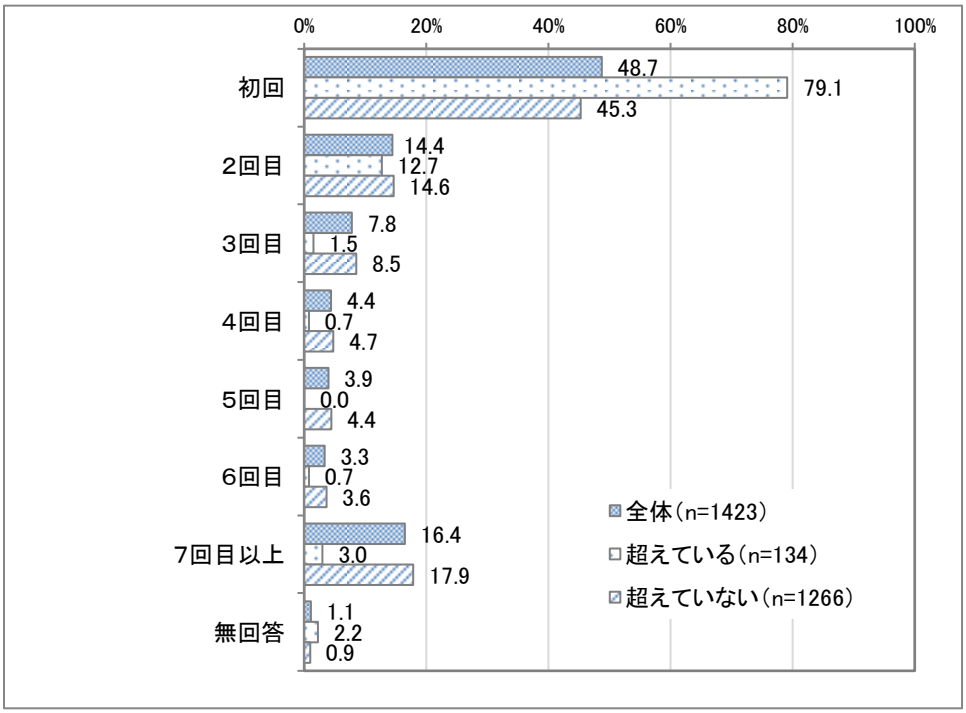

v.利用日数（直近の利用）

利用日数は、「利用制限超過している場合」は大半が「７泊８日」以上となっているが、「利用制限を超過していない場合」は、４割強が「１泊２日」（44.4%）となっている。

図表 II - 43　利用制限超過別　利用日数（直近の利用）（n=1,423）

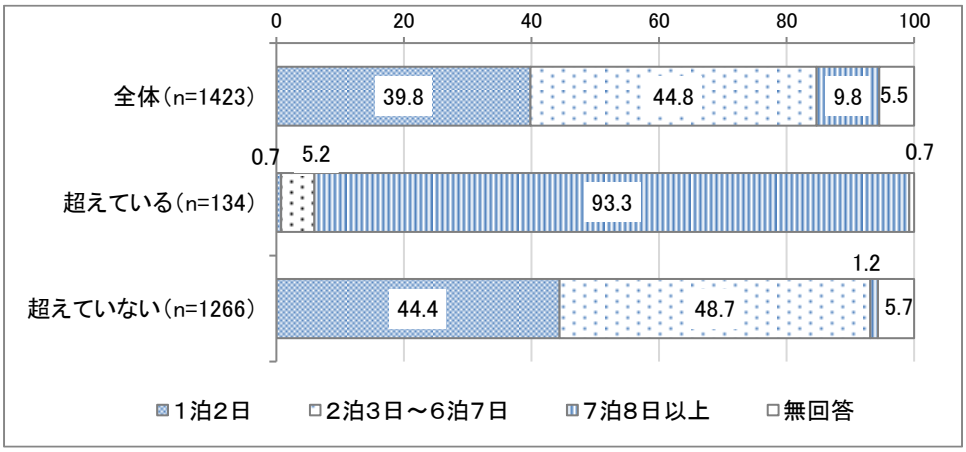

vi.ショートステイを利用した理由

ショートステイを利用した理由は、「利用制限超過している場合」は「保護者の病気・怪我」が、「利用制限を超過していない場合」は「保護者のレスパイト」が多くなっている。

図表 II - 44　利用制限超過別　ショートステイを利用した理由（n=1,423）

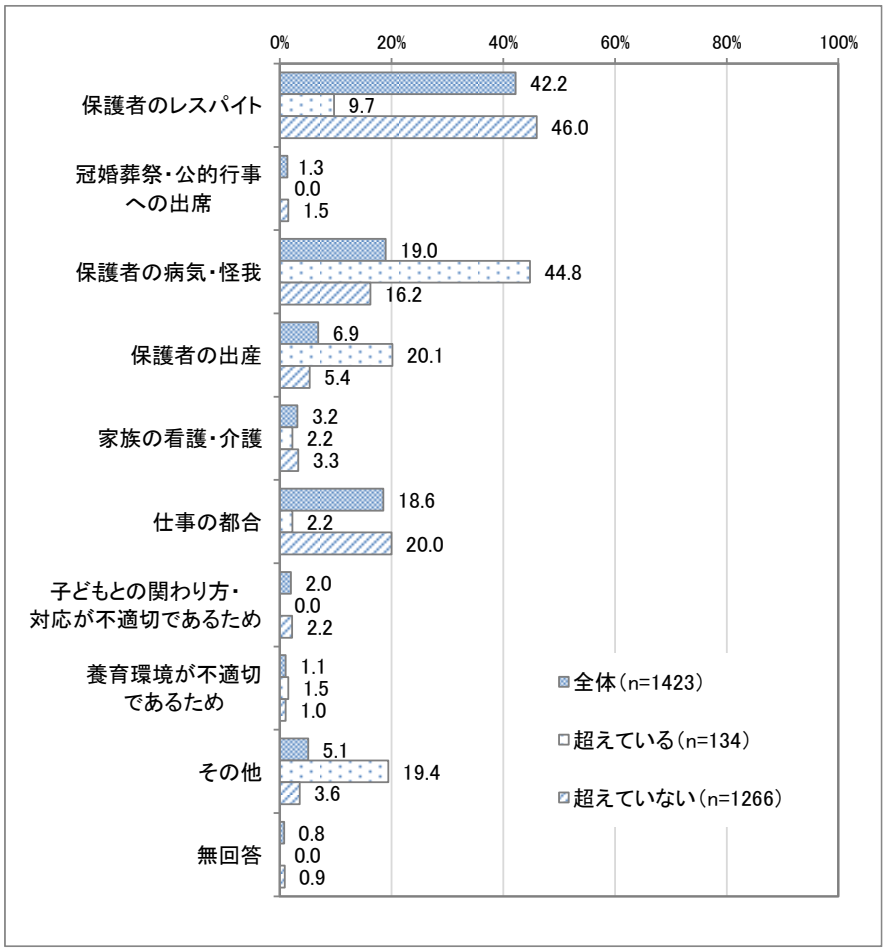

vii.子どもの年齢

子どもの年齢（きょうだいで利用している場合は一番下の子どもの年齢）は、「利用制限超過している場合」、「超過していない場合」とも「６～11 歳」が多くなっている。

図表 II - 45　利用制限超過別　子どもの年齢（n=1,388）

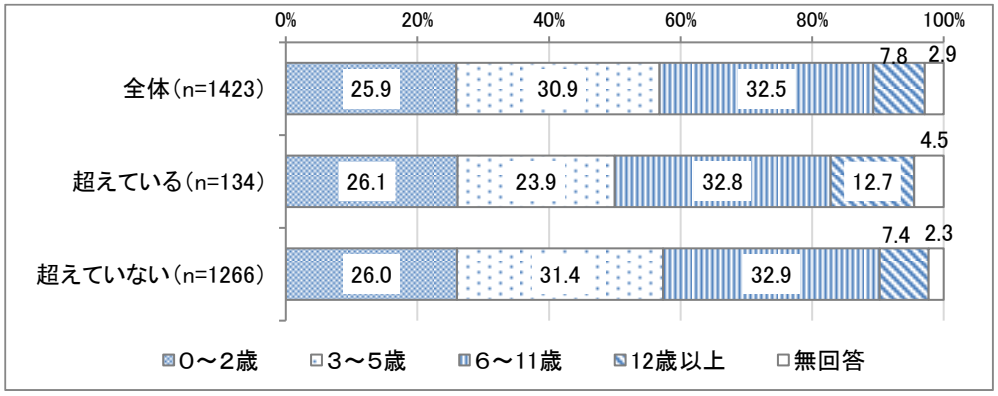

viii.家族の状況

家族の状況は、「利用制限超過している場合」、「超過していない場合」とも「ひとり親」が多くなっている。

図表 II - 46　利用制限超過別　家族の状況（n=1,423）

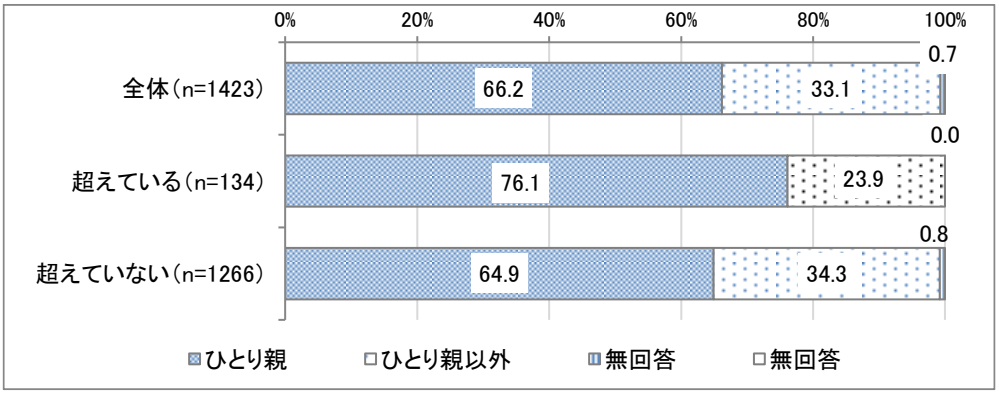

ix.要対協登録児童の有無

要対協登録児童の有無については、「利用制限超過している場合」、「超過していない場合」とも約６割が要保護・要支援登録児童となっている。

図表 II - 47　利用制限超過別　要対協登録児童の有無（n=1,423）

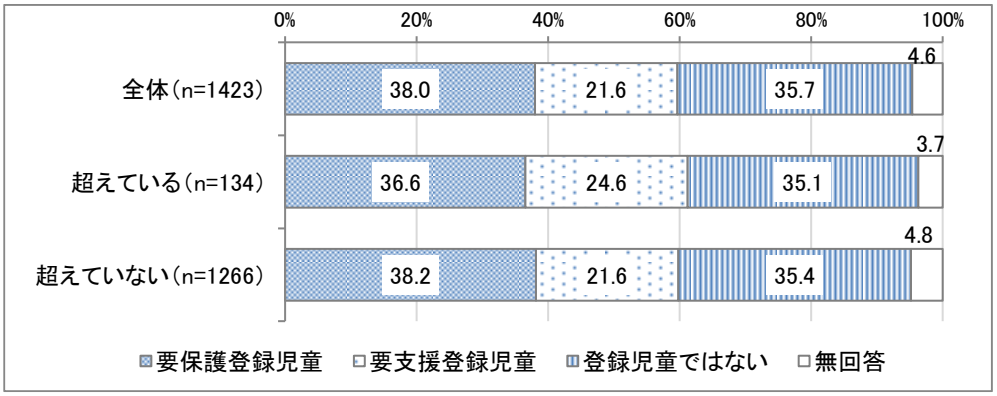

x.保護者が抱えている課題等

保護者が抱える課題等は、「利用制限超過している場合」、「超過していない場合」とも「保護者自身に疾病、その他障害がある」、「家事・育児について配偶者及び親族の協力が得られない」、「子どもとの関わり方・対応が不適切である」が多くなっている。

図表 II - 48　利用制限超過別　保護者が抱えている課題等（３つまで複数回答 n=1,423）

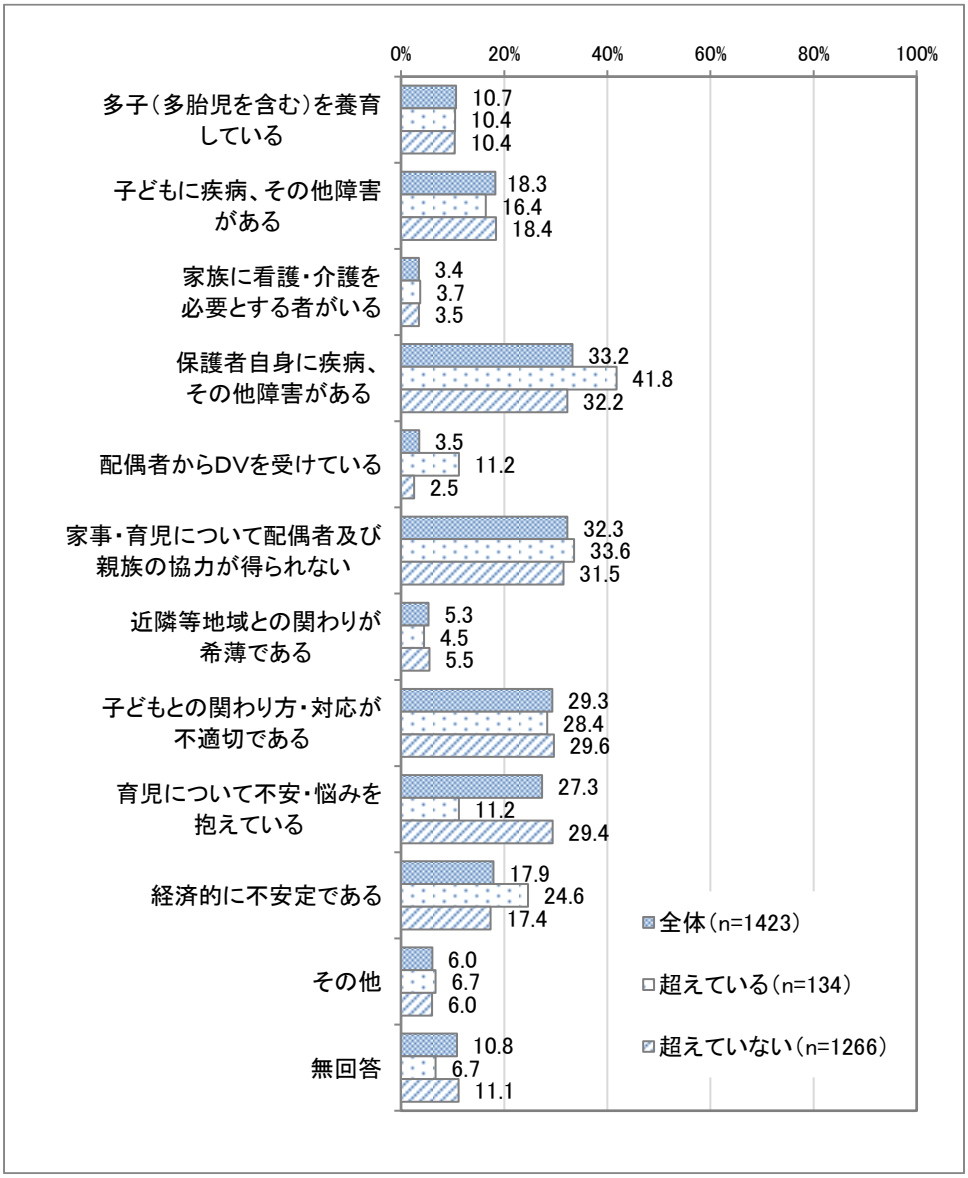

④ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）について（令和３年度）

令和３年度に実施している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の設定料金の年齢区分別は、「２歳未満」「２歳以上」で分けている場合が多くなっている。また、どの年齢区分においても大半が日額料金の設定となっている。

年齢区分別日額料金の平均利用料金は、無料から１万円以上とばらつきが大きいものの、「子ども（乳児）」は 5,372 円、「子ども（２歳未満）」5,336 円、「子ども（乳児以外）」3,485 円、「子ども（２歳以上）」は 3,318 円であった。

図表 II - 49　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）　設定料金　年齢区分

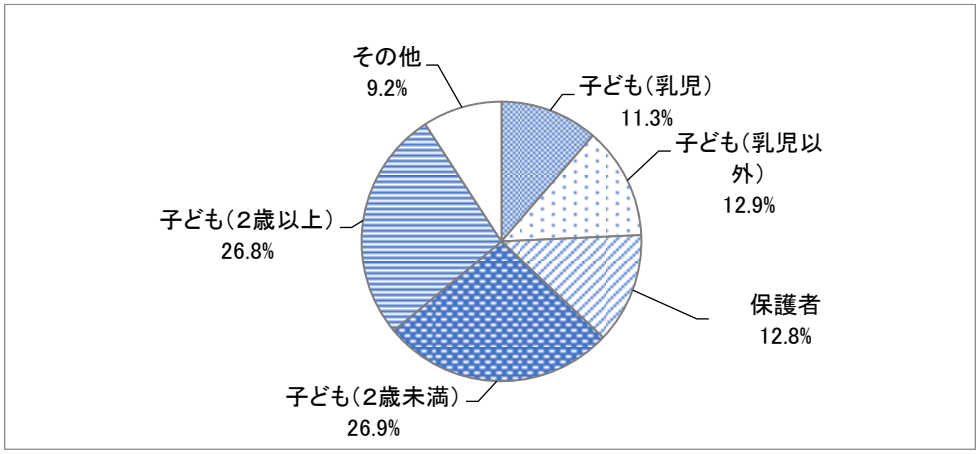

図表 II - 50　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）　設定料金　年齢区分別　料金区分

（%）

		調査数（n=）	料金区分				
			日額料金	宿泊料金	時間料金	その他	無回答
全体		1244	87.9	3.5	0.6	4.8	3.1
年齢区分	子ども（乳児）	141	91.5	3.5	0.0	1.4	3.5
	子ども（乳児以外）	161	93.8	3.1	0.6	0.6	1.9
	保護者	159	90.6	3.1	0.6	3.1	2.5
	子ども（２歳未満）	335	88.4	3.6	0.9	5.1	2.1
	子ども（２歳以上）	334	86.5	3.9	0.9	5.7	3.0
	その他	114	73.7	3.5	0.0	14.0	8.8

図表 II - 51　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）　設定料金　年齢区分別　平均利用料金（日額）

（%）

		調査数（n=）	平均利用料金（日額）						
			0 円（無料）	1～1000 円未満	1000～5000 円未満	5000～10000 円未満	10000 円以上	無回答	平均（円）
年齢区分	子ども（乳児）	129	5.4	0.8	31.0	39.5	20.9	2.3	5,372 円
	子ども（乳幼児以外）	151	6.6	4.6	56.3	26.5	3.3	2.6	3,485 円
	保護者	144	16.0	45.8	34.0	1.4	0.0	2.8	878 円
	子ども（２歳未満）	296	7.1	1.0	33.1	38.9	18.2	1.7	5,336 円
	子ども（２歳以上）	289	3.1	3.5	69.2	19.7	3.1	1.4	3,318 円
	その他	84	26.2	8.3	50.0	10.7	4.8	0.0	2,133 円

⑤ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免措置の要件（令和３年度）

令和３年度に実施している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免措置の要件については、「経済的理由」が 78.8%と最も多く、次いで「ひとり親世帯」（49.2%）となっている。

図表 II - 52 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免要件（令和３年度）

（複数回答 n=482）

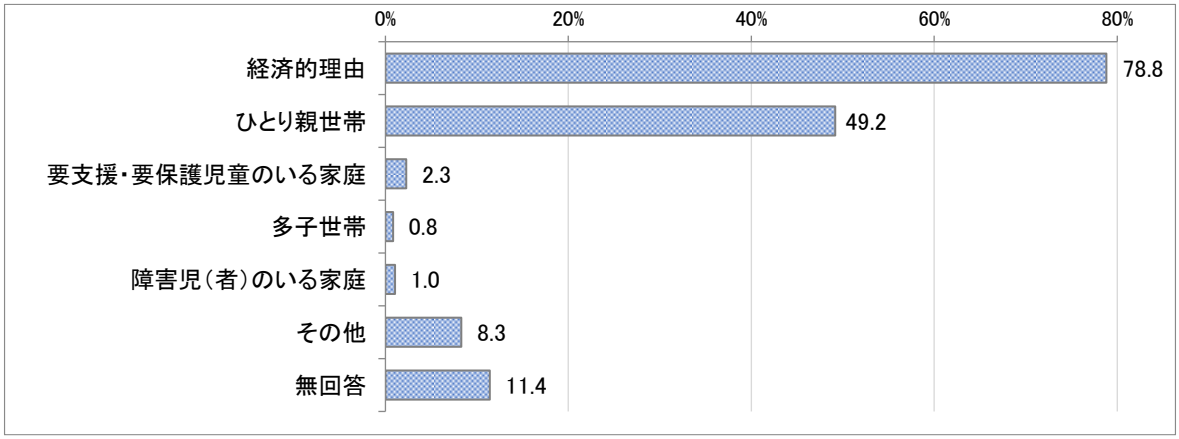

⑥ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での、レスパイトを目的とした利用を含めた、利用の条件や制約（令和３年度）

令和３年度に子育て短期支援事業（国庫補助事業分）を実施している自治体に、レスパイトを目的とした利用を含めた利用の条件や制約について聞いたところ、「レスパイト利用を認めている（一時預かりの利用の条件を設けていない場合を含む。）」が 83.8%、「レスパイト利用を認めていない」が 9.5%とレスパイト利用を認めているところが多くなっている。人口規模別にみると、大きな違いはみられなかった。

１回あたりの利用日数の制約については、「１回当たりの利用日数に制約がある」が 85.3%、「１回当たりの利用日数に制約がない」が 2.7%と利用日数に制約があるところが多くなっている。年間利用日数については、「年間、月間、週間いずれも利用日数に制約がない」が 54.1%、「年間、月間、週間いずれかに利用日数の制約がある」が 9.1%となっている。

その他、「その他制約がある」が 16.2%となっている。

１回あたりの利用日数に制約がある場合、上限の平均は 7.1 日/回、年間利用日数に制約がある場合、上限の平均は 27.7 日/年となっている。

図表 II - 53　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での、レスパイトを目的とした利用を含めた、利用の条件や制約（令和３年度）（複数回答 n=482）

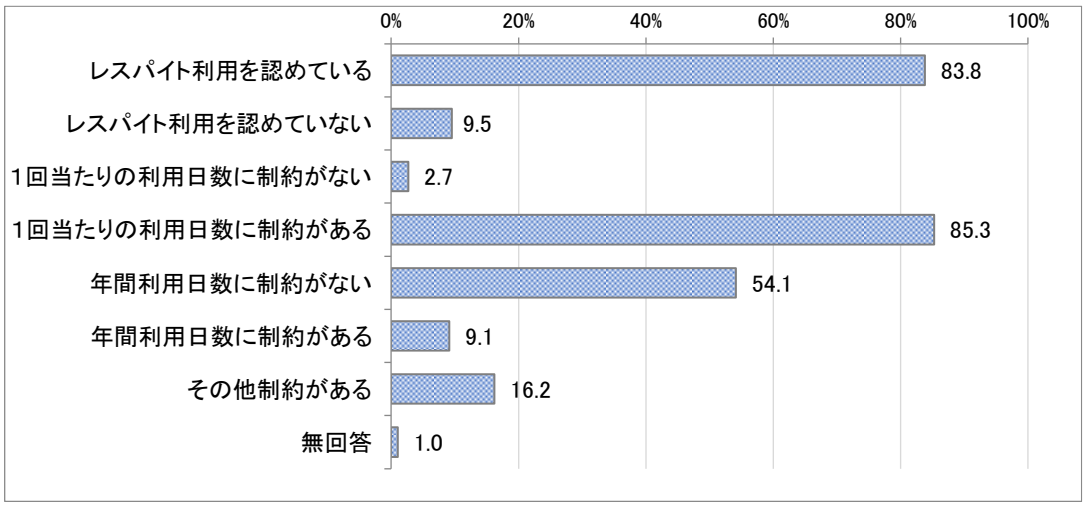

	平均	標準偏差
１回あたりの利用日数の上限（日/1 回あたり）	7.1 日	0.64
年間利用日数の上限（日/1 年あたり）	27.7 日	29.64

図表 II - 54　人口規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での、レスパイトを目的とした利用を含めた、利用の条件や制約（令和３年度）（複数回答 n=482）

（%）

		調査数（n=）	子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用について、利用の条件や制約（令和３年度）							
			レスパイト利用を認めている	レスパイト利用を認めていない	１回当たりの利用日数に制約がない	１回当たりの利用日数に制約がある	年間利用日数に制約がない	年間利用日数に制約がある	その他制約がある	無回答
全体		482	83.8	9.5	2.7	85.3	54.1	9.1	16.2	1.0
人口規模別	１万人未満	37	67.6	10.8	10.8	64.9	43.2	13.5	13.5	5.4
	１～５万人未満	177	79.1	12.4	2.3	85.3	53.1	5.6	12.4	1.1
	５～10 万人未満	118	89.8	5.1	3.4	88.1	60.2	9.3	12.7	0.8
	10～30 万人未満	110	85.5	11.8	0.9	89.1	54.5	8.2	21.8	0.0
	30 万人以上	40	97.5	2.5	0.0	85.0	50.0	22.5	30.0	0.0

＜レスパイト利用を認めていない理由＞

（他事業で実施）

・ ファミリーサポートセンター事業で対応しているため。
・ レスパイト利用は一時預かり、その他のサービスで補っている。
・ 他事業（要支援家庭を対象としたショートステイ事業）を活用。　など

（利用目的を限定している）

・ 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合が対象となるため、特別な事情がない場合のレスパイトは認めていない。
・ 要綱で対象者を「社会的理由」と定めているため。
・ 国の定める子育て短期支援事業実施要綱に基づき実施している。　など

（個別対応は可能）

・ 原則認めていないが、虐待のリスクが高い場合は虐待予防のため認めている。
・ 実施要綱で、その他市長が特に認めたときに該当する場合は利用可能。
・ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用外で、全額自己負担による利用は可能。
・ 要綱では規定していないが、運用上精査している実態がある。利用枠に限りがあり、育児疲れの程度をどこまでみるのかの基準が曖昧。実績が少ないこともあり、まだ検討できていない。

（受け入れ態勢）

・ 施設が恒常的に定員に近いため。
・ 利用人数が限られているため、緊急時対応を優先する。　など

⑦ 令和２年度に１回当たりの制約日数を超えて利用した事例の有無

「１回当たりの利用日数の制約がある」と回答した自治体の中で、令和２年度に１回当たりの制約日数を超えて利用した事例の有無については、「ある」が 14.6%、「ない」が 81.8%となっている。

図表 II - 55　令和２年度に１回当たりの制約日数を超えて利用した事例の有無（n=411）

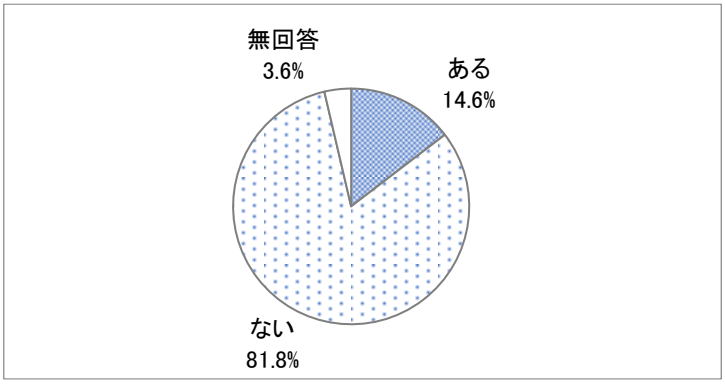

⑧ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での送迎の有無と、その費用

令和３年度に実施している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での送迎の有無は、「送迎あり」は 27.2%で、「家庭－施設間、施設－学校間」が多かった。一方、「送迎なし」は 74.1%であった。

費用については、回答のあったところでは、「送迎あり（家庭－施設間、施設－学校間）」、「送迎あり（家庭－施設間のみ）」、「送迎あり（施設－学校間のみ）」すべてにおいて、「無料」の方が多くなっている。

図表 II - 56　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での送迎の有無（n=482）

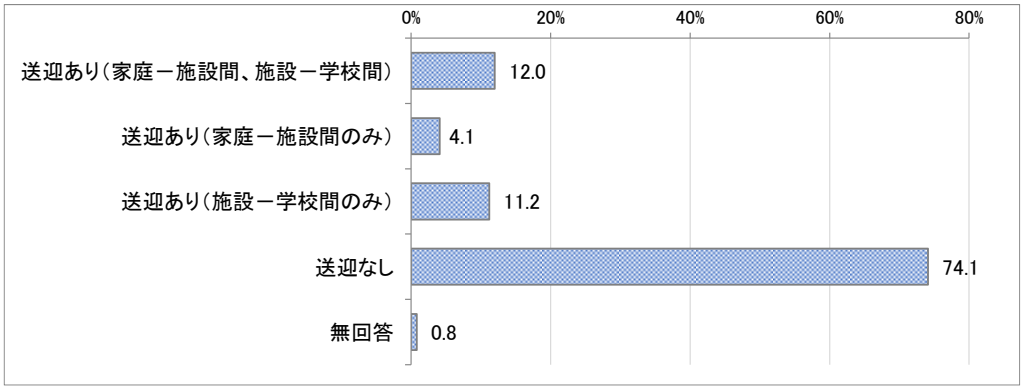

図表 II - 57　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）での送迎の費用

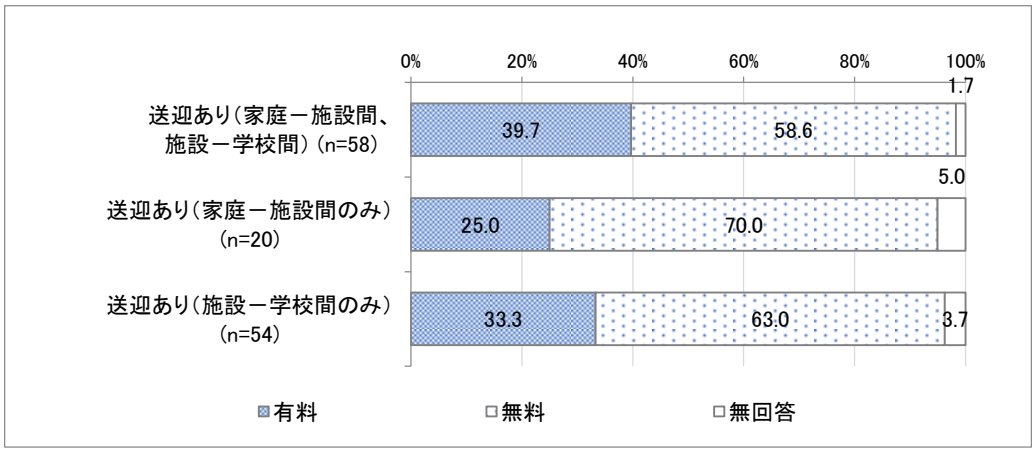

⑨ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設、定員（令和３年度）

子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設は、「児童養護施設」が 88.2%と最も多く、次いで「乳児院」（64.1%）となっている。人口規模別にみると、いずれも上位にあがっているものに違いはないものの、人口規模が大きくなるにつれ、「母子生活支援施設」「里親」が多くなっている

施設の定員の平均は、乳児院が 2.8 人、児童養護施設が 3.3 人、母子生活支援施設が 3.5 人、里親が 3.7 人、児童家庭支援センターが 3.5 人となっている。(医療機関は回答なし)

施設独自の送迎については、児童家庭支援センターを除き、すべての施設で「なし」が過半数となっている。

図表 II - 58　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設（複数回答 n=482）

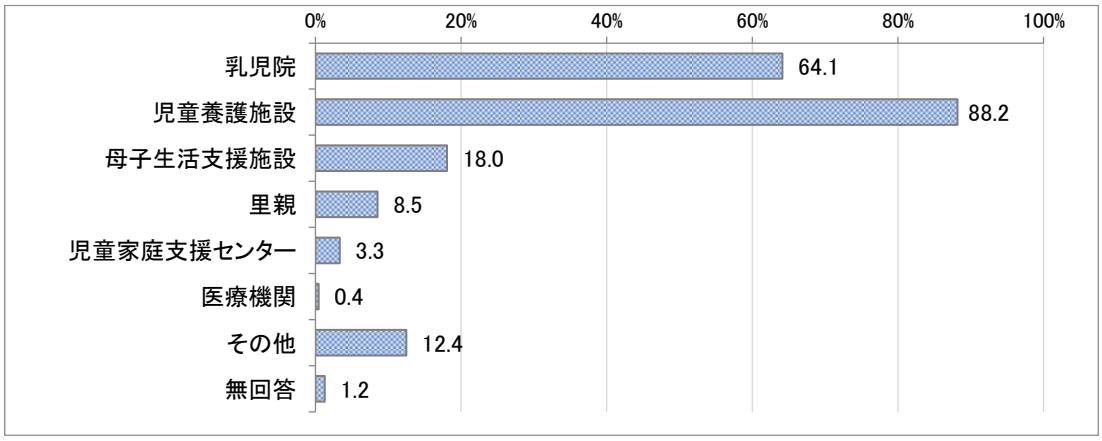

図表 II - 59　人口規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設

（複数回答 n=482）　（%）

		調査数 (n=)	子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設							
			乳児院	児童養護施設	母子生活支援施設	里親	児童家庭支援センター	医療機関	その他	無回答
全体		482	64.1	88.2	18.0	8.5	3.3	0.4	12.4	1.2
人口規模別	１万人未満	37	37.8	89.2	13.5	5.4	0.0	0.0	2.7	8.1
	１～５万人未満	177	66.1	91.0	13.6	6.2	2.8	0.0	9.0	1.1
	５～10 万人未満	118	72.0	89.8	13.6	7.6	7.6	0.8	13.6	0.0
	10～30 万人未満	110	58.2	83.6	21.8	10.0	1.8	0.9	17.3	0.9
	30 万人以上	40	72.5	82.5	45.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0

図表 II - 60　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設の定員

	平均	標準偏差
乳児院(n=95)	2.8 人	2.60
児童養護施設(n=137)	3.3 人	2.46
母子生活支援施設(n=29)	3.5 人	2.63
里親(n=14)	3.7 人	2.70
児童家庭支援センター(n=4)	3.5 人	1.00
その他(n=39)	2.6 人	1.83

図表 II - 61　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）として契約している施設独自の送迎の有無

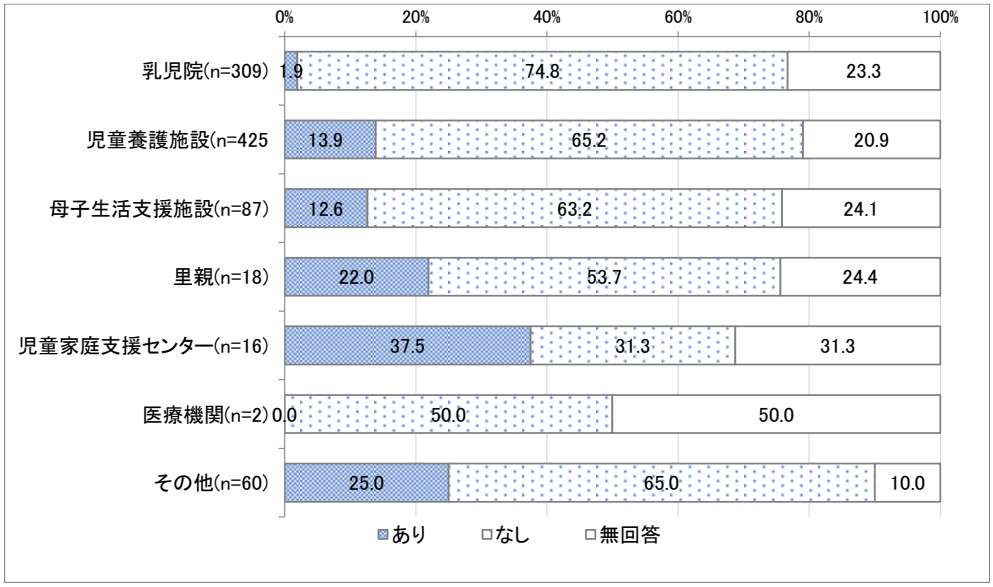

⑩ 里親と契約している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の委託形態等

里親と契約している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の委託形態については、「市区町村からの直接委託」はなく、「民間機関と協働した委託」が 31.7%となっている。

関わっている機関は、「児童養護施設」が多くなっている。

図表 II - 62　里親と契約している子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の委託形態等（n=41）

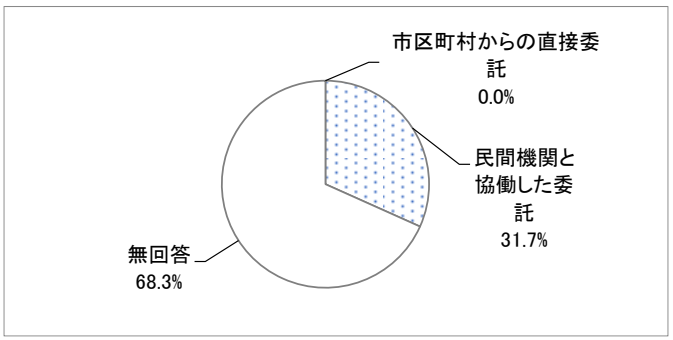

⑪ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の市町村連携加算の活用

「里親」と契約している自治体に里親養育包括支援（フォスタリング）事業の市町村連携加算の活用についてきいたところ、「活用している」が 4.9%、「活用していない」が 95.1%となっている。

図表 II - 63　里親養育包括支援（フォスタリング）事業の市町村連携加算の活用（n=41）

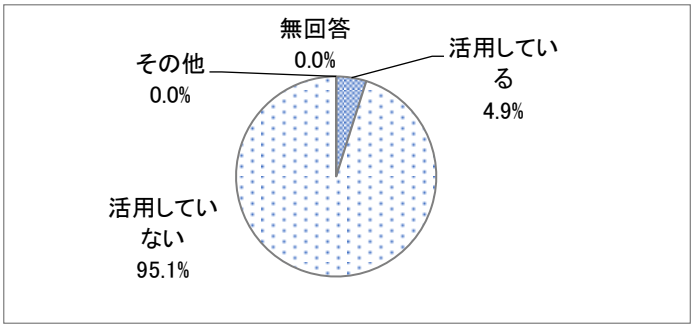

⑫ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての工夫

図表 II - 64　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての工夫

●ホームページや広報紙、ガイドブック等での情報提供

・ホームページに掲載
・広報紙に掲載
・「子育てガイドブック」に掲載
・「ひとり親家庭のしおり」に掲載
・パンフレットを子育て中の全世帯に配布
・認可保育所等利用申込案内の中に子育て支援事業として掲載
・チラシの作成・配布
・ＳＮＳで情報提供

●イベント等での周知

・地域の子育てイベントでの周知
・里親パネル展示で情報提供
・両親学級でパンフレット等により周知
・民生委員への出張説明会の実施

●相談時に情報提供

・窓口等で相談があった際に、事業について案内している。
・相談内容に応じて子育て短期支援事業のレスパイト利用を案内している
・子育てに悩んでいる相談者等に窓口で紹介している

●利用対象となりうる世帯に利用を促進

・母子手帳発行時や訪問時に本事業を使う可能性が考えられる人には事業を紹介している。
・要保護・要支援児童がおり、利用が望ましいと考える家庭に勧めている。
・ショートステイ支援が必要と思われるケースへ案内している。
・虐待リスクの高い家庭については、区から利用促進する等の対応をすることもある。
・保護者との分離が必要なケース・育児負担が高いケースには個別に利用勧奨している。

●母子保健の担当部署や保健師との連携

・母子保健担当や保健師と連携し、必要がありそうな保護者にご案内している。
・母子保健分野との連携により育児疲れや母子家庭世帯の母親の入院等での利用が考えうる保護者を早めに把握している。
・保健部局と利用が必要と思われる人の情報連携をとっている。
・利用ニーズを把握するため、毎週カンファレンスで検討している。

●委託先の拡大

・契約施設の数を増やした。
・新たに里親委託を始めたことにより、預けられる児童の幅（乳児枠の増加、きょうだい同一箇所の受け入れ等）が広がった。
・委託先にファミリーホームの追加を検討中。
・地域の里親会と連携を図りながら，既存の里親さんや，新規の里親さんへ契約を依頼
・広域で施設契約を行い、受入れ体制を確立した。

●その他

・手続きの簡素化（非課税証明書などについて年度内の利用であれば２回目以降は原則不要。医師の診断書について同一施設の利用であれば２回目以降は原則不要としている）
・令和４年度より、ひとり親家庭等への減免を開始する。

⑬ 今後の里親でのショートステイの活用意向

今後の里親でのショートステイの活用意向については、「活用したい（現在活用を含む）」が 29.3%、「活用は考えていない」が 47.8%となっている。

図表 II - 65　今後の里親でのショートステイの活用意向（n=854）

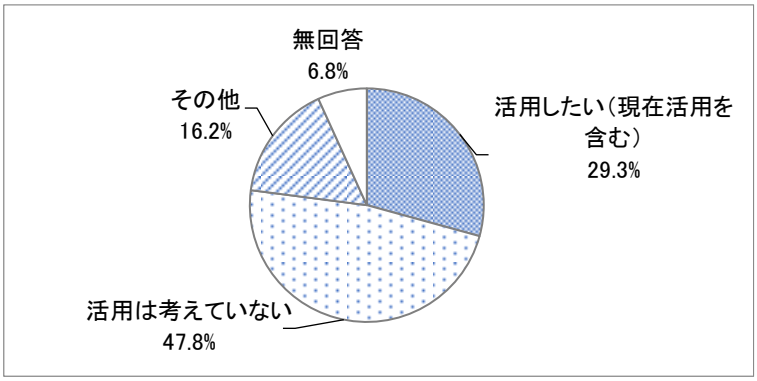

＜「活用したい」今後の実施にあたって必要なこと＞

（里親の確保・里親へのショートステイへの理解促進）

・ 受け入れ可能な里親の確保。
・ 市内で委託できるよう、新たな里親の発掘。
・ 里親の高齢化に伴い、新規里親への委託が必要。
・ 協力里親に対するショートステイ事業の理解促進。
・ ショートステイを受けてくれる里親の確保、制度設計。
・ 里親の普及啓発活動。

（県・関係機関との情報共有・連携）

・ 県との受け入れ可能な里親の情報共有。
・ ショートステイに対応できる里親を把握するために、フォスタリング機関や県との連携が必要。
・ 里親活用のシステム作り、フォスタリング機関との連携強化。
・ フォスタリング機関（児相）との連携運用の制度整備。
・ フォスタリング機関への里親名簿の提供依頼、委託の可否の検討。
・ 契約方法、利用調整等を考えると市単独での活用は難しい。子ども家庭相談センターが無いことから調整機関を担う機関が必要。

（里親との関係づくり、フォロー体制）

・ 里親との顔の見える関係性。有事の補償についての整備。契約を結ぶ際の窓口。
・ 里親と子のマッチングと委託期間中の里親のフォロー体制の構築。

（緊急時の受け入れ体制）

・ 緊急的な活用が多いため、緊急の際の調整や受け入れが可能であること、事務手続きや利用の流れの簡略化。
・ 児童相談所が離れているため一時保護するにも日数がかかる。緊急的な場合、一時的にでも里親でのショートステイを利用したい。

（制度・契約等の検討）

・ 要綱の改訂。
・ 契約書、実施要綱、様式、事業スキーム等の作成。
・ 委託契約方法など、運営についての方策についての検討。
・ 利用手続き、利用までの事務処理等の簡素化。
・ 県内や他の自治体との，送迎・会計・保険等の事務手続きの平準化。
・ 委託費用について、他市町とのすり合わせが必要。ショートステイの受け入れ可能な里親の確保。

（その他）

・ 児童の怪我や家庭内の物損に対する保険への加入
・ 里親が実施する場合の賠償保険の加入およびそのための財源確保

・ 送迎や、対応人数の充実
・ 利用者が送迎できる場所

＜「活用を考えていない」具体的な理由＞
（ニーズがない・把握できていない）
・ 利用ニーズがないため。
・ 現段階で利用ニーズが分からない。
（里親の確保が難しい・里親の情報不足）
・ 里親の負担が大きい。
・ 委託可能な里親がいない。
・ 市内にいる里親は既に児相からの依頼で養育されていて活用が難しいため。
・ ニーズの高い乳児について、ベッドなどの設備等が必要なため里親では受け入れが難しいため。
・ 市内の登録されている里親さんが，どのような人か把握できていない。
・ 里親のこれまでの実績や人柄等を市で把握しておらず、検討が必要となる。
・ 里親に関する情報を保有していない、活用を検討したことがない。
・ 利用ニーズがないため。
・ ニーズがないため。
・ 利用ニーズがないため。
（ノウハウ不足・契約・保険等の課題）
・ 活用に係るノウハウがない。予算の確保が困難。
・ 里親とのマッチングや委託後のフォロー体制が十分でない
・ ２４時間のフォローアップ体制がとれない。
・ 安全面などの懸念事項があるため。
・ 児童について、被害や加害があった時の補償が不安。里親の選定が困難。
・ 事故等の保険加入について里親負担となり、対応困難家庭との直接かかわる事でクレーム等があった際にトラブルの懸念有。
・ "委託料単価を含めた委託契約の方法がよく分からない。
・ 利用者や里親が怪我・事故になった時の保険加入についてよく分からない。"
・ 個人との契約のため課題がある。
・ 送迎など検討課題が多い.
（充足している）
・ 現在の委託先で足りている。
・ 複数の委託施設と契約を締結しており、受け入れ態勢が整っているため。
・ 自治体事業として、ファミリーサポート事業にてショートステイ同様に一時的な預かり支援も実施しているため。
・ 協力家庭員の登録が進んでいるため児童相談所を介しての利用を考えているため。
など

＜その他＞
・ ニーズがあれば検討したい。
・ 里親の情報がないため判断できない。
・ 里親については、児童相談所が担当しており、現制度において市は直接里親とのやり取りはできない。
・ 他自治体の事例等を見て検討。
・ 活用したいとは思うが、里親数の確保、里親ショートステイの自治体ノウハウの習得、予算確保等課題が多い。
など

⑭ 子育て短期支援事業（国庫補助事業分）利用促進にあたっての課題

子育て短期支援事業（国庫補助事業分）利用促進にあたっての課題は、「ショートステイ事業を委託可能な施設（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設）が少ない」が 39.7%と最も多く、次いで「利用ニーズがない」（24.5%）、「ショートステイ事業を委託可能な里親・ファミリーホームが少ない」（24.2%)などとなっている。

人口規模別にみると、人口規模に関わらず「ショートステイ事業を委託可能な施設（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設）が少ない」をあげる自治体が多いものの、人口規模が大きくなるにつれ、「ショートステイ事業を委託可能な施設・里親は存在するものの、施設・里親側から利用が断られることが少なからずある」が多くなっている一方で、人口規模が小さい自治体は「利用ニーズがない」が多くなっている。

図表 II - 66　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）利用促進にあたっての課題
（複数回答 n=854）

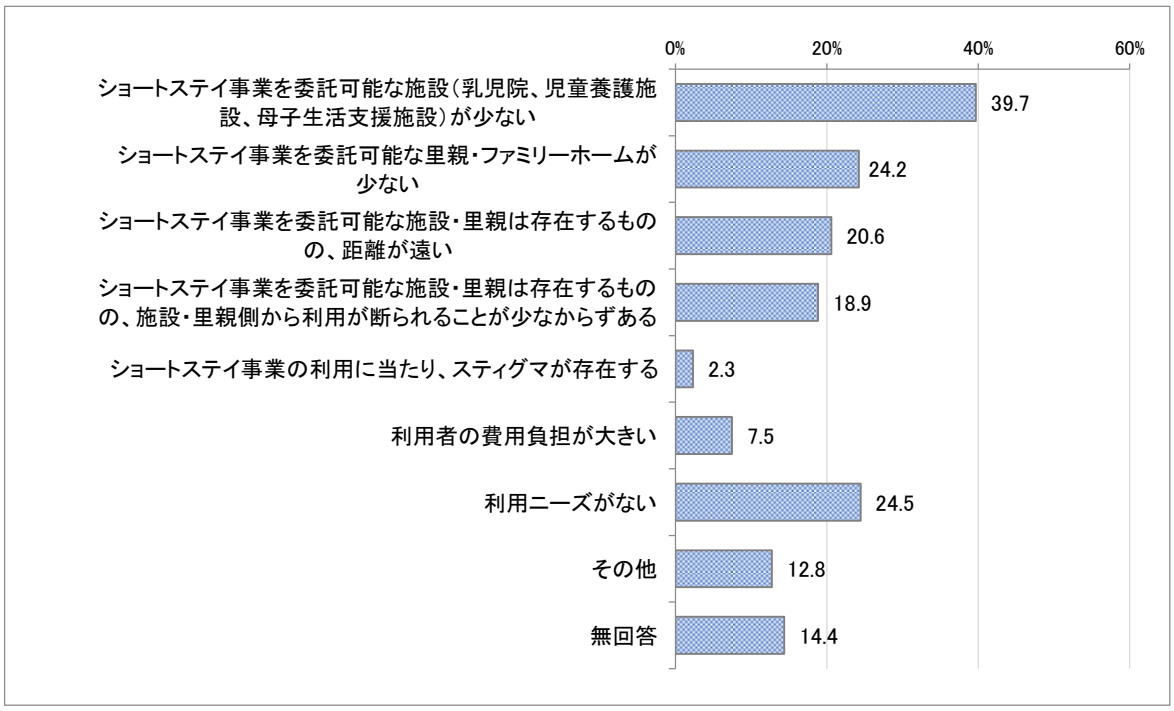

図表 II - 67　人口規模別　子育て短期支援事業（国庫補助事業分）利用促進にあたっての課題

（複数回答 n=854）　（%）

		調査数（n=）	子育て短期支援事業利用促進にあたっての課題								
			ショートステイ事業を委託可能な施設（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設）が少ない	ショートステイ事業を委託可能な里親・ファミリーホームが少ない	ショートステイ事業を委託可能な施設・里親は存在するものの、距離が遠い	ショートステイ事業を委託可能な施設・里親は存在するものの、施設・里親側から利用が断られることが少なからずある	ショートステイ事業の利用に当たり、スティグマが存在する	利用者の費用負担が大きい	利用ニーズがない	その他	無回答
全体		854	39.7	24.2	20.6	18.9	2.3	7.5	24.5	12.8	14.4
人口規模別	１万人未満	209	36.4	27.3	15.8	3.3	1.4	3.8	50.7	7.7	15.8
	１～５万人未満	331	42.0	27.5	23.9	16.0	1.8	6.9	23.6	10.6	15.1
	５～10 万人未満	145	37.9	26.2	24.8	29.7	2.8	13.1	12.4	17.9	11.0
	10～30 万人未満	129	42.6	14.0	18.6	31.0	5.4	9.3	5.4	20.2	13.2
	30 万人以上	40	35.0	7.5	10.0	45.0	0.0	5.0	0.0	15.0	17.5

＜「ショートステイ事業を委託可能な施設（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設）が少ない」理由＞

（施設数、定員）

・ 市内（町内）や近隣に該当施設自体がない。
・ 近隣に施設が無く、小規模自治体のため設置も難しい。
・ 市内に施設がなく近隣市の施設も、採算が合わない、余裕がない等により、委託を断られている。
・ 児童相談所の一時保護の対応で空きがない。
・ 児童養護施設で、複数の近隣市町からの委託を受けており、空きが無い。
・ 乳児院は数が少ない上に、複数の区で共同の定員枠となっており、受入が難しいことがある。
・ 複数の自治体で契約しているため、特にＧＷや長期休暇に予約を取ることが困難。
・ 土日や祝日等、利用希望が重なり、定員の関係で利用ができない場合があるため。
・ 利用定員以上の申し込みが来る日があるため。
・ 空床利用で契約しているが、利用したいときに空床がないときがある。
・ 計画的利用は可能だが、緊急時の対応可能施設がない。
・ 産前産後、病気入院等の予定が分かっている場合は対応が可能だが、突発的な場合は定員の都合で利用出来ない。
・ 交通の便が良い施設は定員数に達しており、利用希望時に受け入れ先が見つからないことがある。
・ コロナ禍もあり利用できる施設が少ない。　など

＜「ショートステイ事業を委託可能な里親・ファミリーホームが少ない」理由＞

（登録者数）

・ 里親登録が少ない。ファミリーホームがない。
・ ファミリーホームは市内１か所のみで、常に定員に達している。
・ 区内の登録数が少ない。また、すでに協力家庭に登録している里親がいる。

（人材）

・ 高齢化等により、実質的に受入対応可能な里親が少ない。
・ 里親になる人材育成ができない。

・ 利用料の徴収、安全管理、損害賠償等のための体制構築に不安があるとして委託を断られるケース。
（情報不足）
・ 里親の登録手続きが直接児相で行われるため、誰が里親なのか、町では把握できていない。
・ 十分な情報を市で持っていない。
・ 委託可能な里親・ファミリーホームについての情報がない。
（その他）
・ 国基準での支援ができていないので、国庫補助事業には上げられない。　など

＜「ショートステイ事業を委託可能な施設・里親は存在するものの、施設・里親側から利用を断られることが少なからずある」理由＞
（施設数、定員）
・ ファミリーホームでの空床が少ない。
・ 定員に達しており、空きがないと断られる。
・ 他町や児相からの委託により、定員を超えているときは断られることがある。
・ 他事業（一時保護，措置入所）による入所児で満床、コロナ禍により施設の利用不可。
・ 利用希望日が夏休みなどの長期休暇に集中するため。
・ ショートステイの利用定員は定まってなく、受け入れ人数は施設の空き状況により変動し満床時断られる。
・ 「１泊まで」などの希望する期間の利用ができない。
・ 一時保護等で空きがない。
（人材）
・ 子どもの特性から受け入れが難しい。
・ 未就学児の預かりが人員配置上難しい。
・ 母子の特性からくる安全面・施設の満床・施設の人材不足。
・ 低年齢に対応できる職員が不在、障害のある子どもに対応できない。
・ 児童養護施設に委託しているが、乳幼児についてはスタッフの対応が困難との理由により受け入れが難しい。
・ 施設側の受け入れ状況によって、年齢や、性別を理由に断られてしまう。
・ 緊急的な利用の際の受け入れ調整がつきにくい。施設の体制が整わないことや、空きがなく受け入れが難しいことがある。
・ 施設で職員確保ができず、施設があっても委託が難しくなってきている。
（その他）
・ コロナウイルス感染症の影響により、短期の新規利用者は敬遠されるため。
・ 里親と面談してみると、ショートステイ受け入れについてあまり知らないことが分かった。　など

＜「ショートステイ事業の利用に当たり、スティグマが存在する」理由＞
（施設に対する抵抗感）
・ 保護者の「保育所」に預けたいニーズに比べ「施設」に預けるには抵抗が大きい感覚がある。
・ 委託先が児童養護施設であるため、子どもを施設に預けるという嫌悪感がある。
・ 児童養護施設を利用することを嫌がる保護者がいる。
・ 案内をするが、施設に預かってもらうと聞くと親が敬遠することがある。
・ 受け入れ先が施設であることを説明するとニーズがある保護者も申請しないことがある。
・ 一時的にでも児童養護施設へ預けることが、子どもがかわいそうに思うという声が聞かれる。
・ レスパイトが必要な保護者に利用を促すも「子どもがかわいそう」という気持ちが強く利用につながらない。
・ ショートステイを利用すると、そのまま一時保護されるのではないか、保護者にレッテルが貼られるのではないかという恐れ。
・ 施設入所中の児童に対する差別的意識が保護者にある場合がある。
・ 子どもに一時保護や施設入所の歴があり、保護者や子ども自身が利用を躊躇う事例あり。
（保護者としての抵抗感）
・ 短期入所を利用していることを他の家庭に知られることで養育をきちんとできていないと周りからみられるという心配を抱えるケースもある。

・ 子どもの世話は保護者がするものという考えが社会に根付いているため、一時預かりのような制度の利用は保護者の抵抗感は小さいが、宿泊を伴う制度の利用は抵抗感が大きいから。
・ 自分が養育できていないと考える親もいる。　など

＜「その他」の課題＞
（施設の受け入れが困難）
・ コロナ禍でもあり施設内での感染を予防するため受け入れ可能な施設が少なくなっている。
・ 空き状況、児童の障がいや年齢により対応困難等の理由により、委託先施設において受け入れが困難な場合が多い。
・ 子の特性（発達障がい）上の育児疲れ・育児不安により、レスパイトの利用を進めようと思ったが、委託施設側は児自身が身の回りのことがある程度できることを条件にしているため繋がらなかったケースがあり、利用と実際のギャップを感じる。施設の受け入れ幅を増やして欲しい。
・ 発達障害のある児童や要保護児童対策地域協議会管理児童の受け入れが消極的である施設もある。
・ 子どもに自閉症や発達など気になることがある場合、預けることが可能かどうかという問題が起こる。
・ 病児の受入れができない
（利用のしにくさ）
・ ３人以上の多子の場合、みんな一緒の施設に預けにくい、年齢が違うと施設ごとに兄弟を分けて預けることになる。
・ 利用する場合、利用児童の健康診断が必要となり、利用者の負担が大きくなっている。
・ 送迎がないため、車がない場合や、利用料の減免措置は該当しないが収入が多くない世帯は利用しにくい。
・ 乳児院が離れており送迎などの負担がある、２歳未満の乳幼児の受け入れ先が限られる。
・ 「自分の子どもを施設に預ける」ことにハードルの高さがある。保護者側が世間の目を気にする。
（利用者固定の恐れ）
・ レスパイト利用が促進されると本当に必要性がない場合でも頻繁に利用できてしまう恐れがある。
・ 安易に事業を利用している保護者が見受けられる。
・ 利用者が固定化しやすく一部の利用者が頻回に利用しがち。
・ 同じ利用者が複数回利用してしまう恐れや、要不要の判断を客観的に選択できない懸念がある。本当に必要としている者に支援が行き届くか判断できない。
（体制づくり）
・ 町内において活用できる資源がなく、ニーズがあっても利用を進めることができない。
・ マッチングや委託までの流れ、フォロー体制など、事業実施の具体的なイメージがつきにくい。
・ 要綱作成にあたり利用料の妥当性の根拠をどこに求めるべきか、利用者と里親とのマッチングにかかる業務量や困難さが図れないため事業化できていない。
・ 介護保険や障害福祉サービスのような全国共通の制度にしないと広がらない。
・ 相談業務の中で紹介できる支援の一つとして捉えるように、スタッフの知識の向上が必要。
・ 家庭児童相談員、関係機関（主任児童委員・民生児童委員等）との連携により利用啓発が必要。
（予算）
・ 利用する家庭の状況を把握し、必要な支援へつなげる必要があり、利用の必要性の見極めが課題。全額が国庫補助ではないため、予算の確保が課題。
・ 当事業に対して国庫補助が増額（国庫負担分の増額）されれば、利用者負担が減額されるため、相対的に利用促進がなされると考える。
・ 当該施設の所在地の自治体が既に委託済みの状況下で他の自治体が当該施設と委託しようとした場合、相応の委託料を提示しないと話も聞いてもらえない。子ども・子育て支援交付金は利用実績に応じた額しか交付されず、自治体の財政的負担が大きすぎる。
・ 里親委託のために必要な賠償責任保険のための予算確保が必要。
・ 財政状況により新規事業の立ち上げが困難であり支援可能施設も存在しない。
（その他）
・ ニーズはないわけではないが、広く求められる他の子育て支援策を優先しているため。
・ 県の児童相談所が対応しているため、ニーズを把握していない。
・ 利用ニーズについて把握を行っていない。　など

(4) 養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の状況（令和２年度、３年度）

① 令和２年度、３年度に実施している養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の状況（問６）

令和２年度、３年度の養育支援訪問事業（国庫補助事業分）を実施しているのは、「専門的相談支援」が令和２年：61.7%、令和３年：61.8%）、「育児・家事援助」が令和２年：38.4%、令和３年：40.5%であった。

図表 II - 68 令和２年度、３年度に実施している養育支援訪問事業(国庫補助事業分)の状況
(複数回答 n=854)

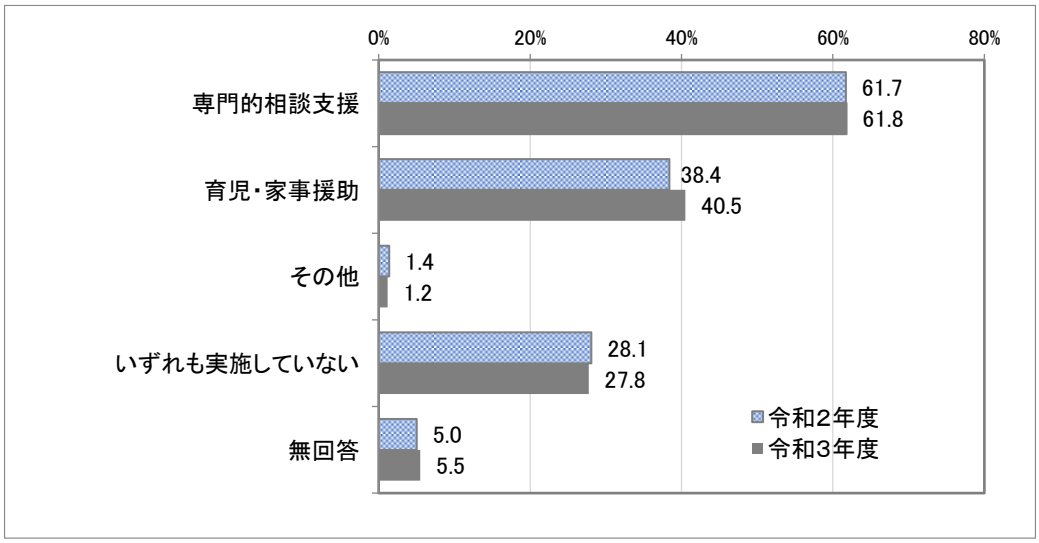

② 令和２年度の養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の実績

i.令和２年度の養育支援訪問事業の延べ利用回数

令和２年度に実施した養育支援訪問事業（国庫補助事業分）については、専門的相談支援の延べ利用回数の平均は 205.2 回であった。人口規模別にみると、「人口５万人未満」の半数以上が「50 回未満」であるのに対し、「人口５万人以上」は半数以上が「100 回以上」であった。

また、育児・家事援助延べ利用回数の平均は 120.5 回であった。人口規模別にみると、「人口 30 万人以上」を除く自治体では人口規模に関わらず「50 回未満」が多くなっている。

図表 II - 69 人口規模別 令和２年度の養育支援訪問事業（国庫補助事業分） 専門的相談支援の延べ利用回数

（%）

		合計	令和２年_養育支援訪問事業 専門的相談支援_延べ利用回数					
			０回	１～50 回未満	50～100 回未満	100 回以上	無回答	平均（回）
全体		523	6.7	39.8	14.0	36.9	2.7	205.2
人口規模	１万人未満	62	17.7	64.5	6.5	6.5	4.8	26.1
	１～５万人未満	207	7.2	52.7	18.8	18.4	2.9	58.1
	５～10 万人未満	106	4.7	26.4	16.0	50.0	2.8	160.9
	10～30 万人未満	109	2.8	22.0	8.3	65.1	1.8	296.1
	30 万人以上	39	2.6	17.9	10.3	69.2	0.0	1101.3

図表 II - 70　人口規模別　令和２年度の養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の育児・家事援助の延べ利用回数

（%）

		合計	令和２年_養育支援訪問事業　育児・家事援助_延べ利用回数					
			０回	１～50回未満	50～100回未満	100回以上	無回答	平均（回）
全体		327	14.1	43.7	11.9	29.1	1.2	120.5
人口規模	１万人未満	24	29.2	58.3	0.0	8.3	4.2	37.1
	１～５万人未満	99	20.2	53.5	10.1	14.1	2.0	39.1
	５～10万人未満	70	12.9	45.7	11.4	30.0	0.0	92.1
	10～30万人未満	96	10.4	37.5	16.7	34.4	1.0	159.4
	30万人以上	38	0.0	21.1	13.2	65.8	0.0	334.1

ii.令和２年度の養育支援訪問事業の利用実世帯数

利用実世帯数の平均は専門的相談支援が 69.4 世帯、育児・家事援助が 11.8 世帯となっている。

それぞれの実利用世帯数を、要保護登録児童数 100 人に対する割合でみると、専門的相談支援では人口規模が大きい方が要保護登録児童数に対する実世帯数が「10 世帯未満/100 人」が多くなっている。また、育児・家事援助では人口規模に関わらず要保護登録児童数に対する実世帯数が「10 世帯未満/100 人」が多くなっている。

図表 II - 71　人口規模別　令和２年度の要保護登録児童数に対する養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の専門的相談支援の利用実世帯数（対 100）

（%）

		合計	専門的相談支援利用実世帯数/要保護登録児童数（対 100）					
			0世帯/100人	0.01～10世帯未満/100人	10～50世帯未満/100人	50世帯以上/100人	無回答	平均（世帯）
全体		523	6.9	27.7	31.4	28.3	5.7	61.3
人口規模	１万人未満	62	19.4	9.7	25.8	37.1	8.1	74.9
	１～５万人未満	207	7.2	24.2	36.7	27.1	4.8	55.7
	５～10万人未満	106	4.7	23.6	36.8	30.2	4.7	50.2
	10～30万人未満	109	2.8	42.2	22.0	27.5	5.5	73.0
	30万人以上	39	2.6	46.2	23.1	17.9	10.3	68.5

図表 II - 72　人口規模別　令和２年度の要保護登録児童数に対する養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の育児・家事援助の利用実世帯数（対 100）

（%）

		合計	育児・家事援助利用実世帯数/要保護登録児童数（対 100）					
			0世帯/100人	0.01～10世帯未満/100人	10～50世帯未満/100人	50世帯以上/100人	無回答	平均（世帯）
全体		327	15.9	63.9	16.8	3.1	0.3	6.9
人口規模	１万人未満	24	33.3	25.0	33.3	8.3	0.0	14.8
	１～５万人未満	99	23.2	55.6	20.2	1.0	0.0	5.8
	５～10万人未満	70	14.3	65.7	17.1	2.9	0.0	6.5
	10～30万人未満	96	11.5	75.0	12.5	1.0	0.0	4.1
	30万人以上	38	0.0	78.9	7.9	10.5	2.6	13.0

③ 各ケースの状況

令和２年度に実施した養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の各ケースの状況について、各市町村で利用サービス毎に 10 件を上限に記載していただき、計 4,168 件の回答があった。

i.訪問形態

訪問形態は、専門的相談支援では「不定期」が 76.9%、育児・家事援助では「定期利用」が 59.9%と多くなっている。

図表 II - 73　利用サービス別　訪問形態（n=4,168）

（%）

		調査数（n=）	訪問形態		
			不定期	定期利用	無回答
全体		4,168	66.6	31.5	1.9
利用サービス	専門的相談支援	3,046	76.9	21.1	2.1
	育児・家事援助	1,122	38.6	59.9	1.5

ii.利用日数（令和２年度中）

利用日数は、いずれも「30 日以内」が大半を占め、平均利用日数は、専門的相談支援が 5.3 日、育児・家事援助が 10.7 日となっている。

図表 II - 74　利用サービス別　利用日数（令和 2 年度中）（n=2,774）

（%）

		調査数（n=）	利用日数（令和 2 年度中）					
			30 日以内	31～60 日以内	61～90 日以内	91 日以上	無回答	平均（日）
全体		2,774	96.3	1.3	0.4	0.0	2.1	6.2
利用サービス	専門的相談支援	2,341	96.6	0.8	0.2	0.0	2.4	5.3
	育児・家事援助	433	94.2	3.9	1.4	0.2	0.2	10.7

iii.利用期間（令和２年度中）

利用期間は、いずれも「６か月以上～12 か月未満」が最も多く（それぞれ 26.6%、18.2%）、次いで、専門的相談支援では「12 か月以上」（24.3%）が、育児・家事援助では「２か月以上～３か月未満」（16.4%）となっている。

図表 II - 75　利用サービス別　利用期間（令和２年度中）（n=1,314）

（%）

		調査数（n=）	利用期間（令和２年度中）								
			１か月未満	１か月以上～２か月未満	２か月以上～３か月未満	３か月以上～４か月未満	４か月以上～５か月未満	５か月以上～６か月未満	６か月以上～12 か月未満	12 か月以上	無回答
全体		1,314	6.6	10.8	13.5	12.3	6.7	9.1	22.3	17.9	0.8
利用サービス	専門的相談支援	642	4.4	8.7	10.4	10.4	5.8	8.3	26.6	24.3	1.1
	育児・家事援助	672	8.8	12.8	16.4	14.0	7.6	10.0	18.2	11.8	0.6

iv.利用頻度（令和２年度中）

利用頻度は、専門的相談支援は、「月１日」が 45.2%と最も多く、次いで「月２日」（20.1%）、育児・家事援助は、「月４日」が 32.4%と最も多く、次いで「月８日」（13.4%）となっている。

図表 II - 76　利用サービス別　利用頻度（令和２年度中）（n=1,314）

（%）

		調査数（n=）	利用頻度（令和２年度中）										
			月１日	月２日	月３日	月４日	月５日	月６日	月７日	月８日	月９日	月 10 日以上	無回答
全体		1,314	26.3	15.7	6.4	26.0	3.4	2.6	1.8	8.4	0.8	6.6	2.0
利用サービス	専門的相談支援	642	45.2	20.1	5.1	19.3	0.9	1.2	0.6	3.3	0.3	1.9	2.0
	育児・家事援助	672	8.2	11.5	7.6	32.4	5.8	3.9	2.8	13.4	1.3	11.2	1.9

v.養育支援訪問を利用した理由

養育支援訪問を利用した理由は、いずれも「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」が最も多く（それぞれ 29.7%、32.8%）、次いで「妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭」（それぞれ 24.4%、27.5%）となっている。

図表 II - 77　利用サービス別　養育支援訪問を利用した理由（令和 2 年度中）（n=4,168）

（%）

		調査数（n=）	養育支援訪問を利用した理由							
			妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭	若年妊婦、妊婦健康診査未受診等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭	出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭	公的な支援につながっていない児童のいる支援を必要としている家庭	児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭	その他	無回答
全体		4,168	25.2	12.6	19.5	30.6	2.5	1.6	6.9	1.0
利用サービス	専門的相談支援	3,046	24.4	15.4	19.5	29.7	2.4	1.9	5.9	0.8
	育児・家事援助	1,122	27.5	5.3	19.4	32.8	2.8	0.8	9.8	1.6

vi.子どもの年齢

子どもの年齢は、いずれも「０～２歳」が最も多く（それぞれ 77.4%、78.1%）、次いで「３～５歳」（それぞれ 10.4%、9.7%）であり、平均は、ともに 1.7 歳となっている。

図表 II - 78　利用サービス別　子どもの年齢（n=4,168）

（%）

		調査数（n=）	子どもの年齢						
			０～２歳	３～５歳	６～11 歳	12 歳以上	無回答	平均（歳）	標準偏差
全体		4,168	77.6	10.2	7.3	3.4	1.6	1.7	3.30
利用サービス	専門的相談支援	3,046	77.4	10.4	7.2	3.6	1.4	1.7	3.34
	育児・家事援助	1,122	78.1	9.7	7.5	2.8	2.0	1.7	3.18

vii.家庭の状況

家庭の状況は、いずれも「ひとり親以外」（それぞれ 75.6%、77.4%）が多くなっている。

図表 II - 79　利用サービス別　家庭の状況（n=4,168）

（%）

		調査数	家庭の状況		
		（n=）	ひとり親	ひとり親以外	無回答
全体		4,168	23.1	76.1	0.8
利用サービス	専門的相談支援	3,046	23.4	75.6	1.0
	育児・家事援助	1122	22.5	77.4	0.2

viii.要対協登録児童の有無

要対協登録児童の有無については、専門的相談支援は、「登録児童ではない」（41.0%）、「要保護登録児童」（32.2%）、「要支援登録児童」（25.6%）の順に高いが、育児・家事援助は、「要支援登録児童」（35.2%）、「登録児童ではない」（34.9%）、「要保護登録児童」（28.0%）となっている。

図表 II - 80　利用サービス別　要対協登録児童の有無（n=4,168）

（%）

		調査数	要対協登録児童の有無			
		（n=）	要保護登録児童	要支援登録児童	登録児童ではない	無回答
全体		4,168	31.1	28.2	39.4	1.4
利用サービス	専門的相談支援	3,046	32.2	25.6	41.0	1.2
	育児・家事援助	1,122	28.0	35.2	34.9	1.9

ix.保護者が抱えている課題等

保護者が抱えている課題等は、専門的相談支援は、「育児について不安・悩みを抱えている」(45.6%)、「保護者自身に疾病、その他障害がある」(37.0%)、「子どもとの関わり方・対応が不適切である」(35.7%)が多くあげられている。育児・家事援助は、「保護者自身に疾病、その他障害がある」(41.7%)、「家事・育児について配偶者及び親族の協力が得られない」(39.8%)、「育児について不安・悩みを抱えている」(37.3%)が多くあげられている。

図表 II - 81　利用サービス別　保護者が抱えている課題等(3つまで複数回答　n=4,168)

(%)

		調査数(n=)	保護者が抱えている課題等(3つまで)											
			多子(多胎児を含む)を養育している	子どもに疾病、その他障害がある	家庭に看護・介護を必要とする者がいる	保護者自身に疾病、その他障害がある	配偶者からDVを受けている	家事・育児について配偶者及び親族の協力が得られない	近隣等地域との関わりが希薄である	子どもとの関わり方・対応が不適切である	育児について不安・悩みを抱えている	経済的に不安定である	その他	無回答
全体		4,168	13.1	15.7	1.8	38.3	4.5	24.0	9.9	35.0	43.4	20.7	6.0	1.5
利用サービス	専門的相談支援	3,046	12.1	16.3	1.7	37.0	4.6	18.2	10.4	35.7	45.6	22.6	6.7	1.3
	育児・家事援助	1122	15.5	14.0	2.1	41.7	4.3	39.8	8.3	33.1	37.3	15.6	4.2	2.0

④ 養育支援訪問事業の設定利用料金

養育支援訪問事業の設定利用料金の有無については、専門的相談支援は「あり」が 2.3%、「なし」が 95.3%、育児・家事援助は「あり」が 27.7%、「なし」が 70.1%となっている。

料金区分は、いずれも「時間料金」が最も多く、専門的相談支援が 38.5%、育児・家事援助が 23.8%となっている。

利用料金の平均は、専門的相談支援が 2,358 円、育児・家事援助が 1,040 円となっている。

図表 II - 82　養育支援訪問事業の設定利用料金の有無

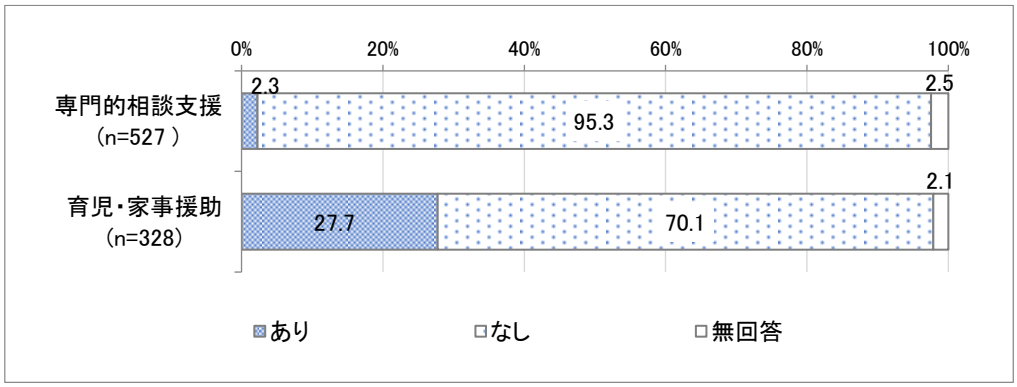

図表 II - 83　養育支援訪問事業の料金区分

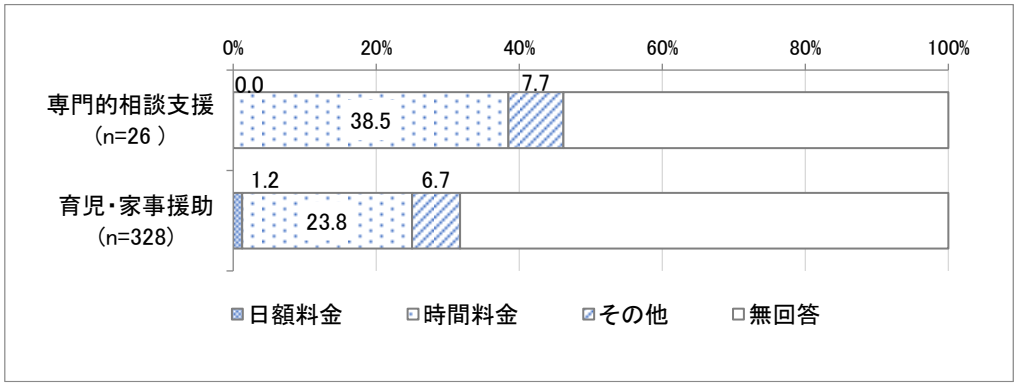

図表 II - 84　養育支援訪問事業の利用料金

	平均	最小	最大
専門的相談支援(n=10)	2, 358 円	0 円	6, 800 円
育児・家事援助(n=85)	1, 040 円	0 円	6, 000 円

⑤ 養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免措置の有無と要件

養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免措置の有無については、専門的相談支援は「あり」が 2.8%、「なし」が 69.4%となっている。また、育児・家事援助は「あり」が 25.9%、「なし」が 57.0%となっている。

利用料金の減免の要件については、育児・家事援助では「経済的理由」(65.9%) が多くなっている。

図表 II - 85　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免措置の有無

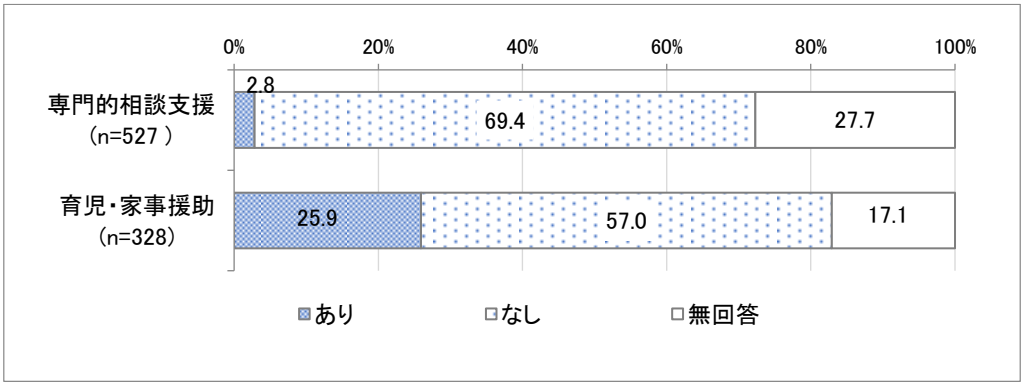

図表 II - 86　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用料金の減免の要件

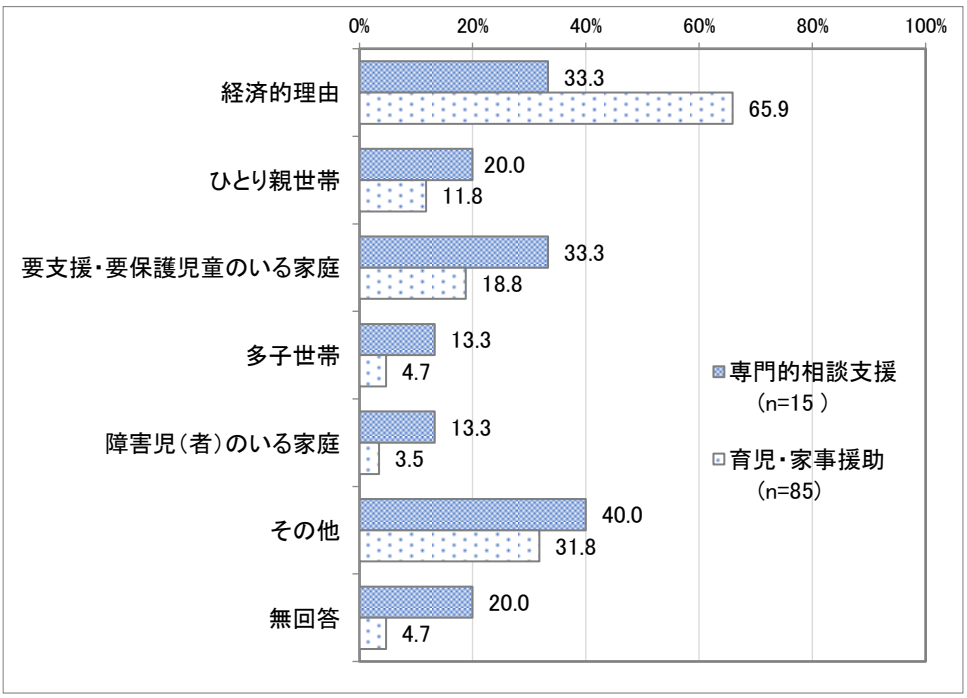

＜その他の具体的要件＞

（専門的相談支援）

・ 利用者の自己負担無し

(育児・家事援助)

・ 利用者の自己負担無し

・ 該当年度分の市民税が非課税世帯、生活保護世帯、市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定による助成を受けている世帯

・ 利用者負担：生活保護世帯 0 円/ひとり親世帯 250 円/その他世帯 500 円

⑥ 養育訪問支援事業（国庫補助事業分）の利用についての条件や制約

養育訪問支援事業（国庫補助事業分）の利用についての条件や制約については、利用条件がないというところが多いものの、下記のように利用条件と訪問回数、利用期間を自治体独自に設定している自治体もある。

図表 II - 87　養育訪問支援事業（国庫補助事業分）の利用についての条件や制約

i.専門的相談支援（主なもの）

利用条件	訪問回数	利用期間
なし	1～2週間に1回	概ね３か月から支援を要すると認める期間
市内在住者	—	概ね１年
概ね３歳までの所属がない児童がいる家庭	—	—
家族状況、親族からの支援有無などを総合的に勘案して決定	基本週1回（家庭状況に応じて週 2 回の検討も有）	出産後おおむね1年以内（保育園入園で終結することが多い）
育児不安が高い家庭、支援者がおらず、孤立しやすい状況にある保護者など	月1回程度	—
産褥期の母子、未熟児や多胎児、身体的・精神的不調状態にある養育者（妊娠期も含む）、若年の養育者に対する相談・指導	概ね2週間に1回	対象児が概ね１歳に達するまで
保護者が子育てに対して悩みや不安を抱える家庭など、支援を必要と認める家庭	月2回程度	3～6 か月程度
エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）９点以上もしくは 10 項目目（自傷企図）の高値の産後うつの可能性が高い方への支援	決まりはないが、大体1～2回	生後4か月未満
産後うつや精神疾患、知的障がいなど対象家庭が何らかの複雑な問題を抱えており、より専門性の高い支援が認められる家庭	1クール4回訪問とし、1クール毎に評価を実施、継続判断	1クール毎の評価（自立度、満足度など）をした上で、終了期間を決定
支援が必要な特定妊婦、要支援児童で養育が特に必要と認めた家庭	年 12 回　超える場合は 20 回	年度内
特定妊婦/３歳までの乳幼児がおり、家事・育児に支障があり、かつ養育困難な状況にあること/義務教育修了前、児童の養育が不適切な状況等	原則、上限 12 回	同年度中のみ。年度をまたいで継続する場合は再度審査の上更新。
特定妊婦、要支援児童（満 15 歳に達した日の以後の最初の３月 31 日までの者）の属する世帯	短期的支援:1 年度当たり計５回　　中期的支援:1 年度当たり計 12 回	特定妊婦、要支援児童の属する世帯
小学校就学の始期に達するまでの児童を養育する家庭で、育児ストレス等を抱えているもの、児童虐待のおそれがあるもの、特定妊婦	子どもの月齢等、家庭の状況により週1～4回	概ね6か月、12 か月未満の場合は 12 か月まで
利用前に導入チェックリストを用いて真に養育支援訪問が必要な家庭であるかを確認し、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議で導入を協議する。	原則、週１回。１回につき２時間。	原則、３か月間
要対協管理ケースのみが対象	週２回まで利用可能	１歳になるまで利用可能
乳児家庭全戸訪問事業及び母子保健事業等で特に支援が必要と判断した家庭。要保護児童のいる家庭で特に支援が必要と判断した家庭	要支援家庭：３か月以内、期間内 30 回以内、１日につき２時間以内。 要保護家庭：６か月以内、期間内 30 回以内、1 日につき２回以内	出生から 18 歳未満

利用条件	訪問回数	利用期間
一般の子育て支援サービスを利用することが困難な状況家庭。 ・食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭 ・その他養育支援が必要であり、支援の効果が期待できると市長が認める家庭	・１回の利用時間は、１時間を単位とし、２時間以内 ・１日の利用回数は、２回以内	なし

ii.育児・家庭援助（主なもの）

利用条件	訪問回数	利用期間
条件は特になし。対象：妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭	計８回（説明訪問、初回訪問、紹介訪問、支援訪問）×４+（評価訪問）	おおむね２～３か月
親族等の支援が得られない。　他のサービスだけでは児童の適切な養育が困難。	20 回を上限	決定日～１年以内等
妊婦および６歳未満の未就学児のいる家庭	1 クールにつき４回訪問（確認訪問を除き）。さらに４回の訪問延長可能。	無（完全な預かりや支援側が主導となる家事支援は行わない。）
育児ヘルパー：妊婦又は産後 8 ヶ月以内の産婦で、体調の優れない人、親族等の支援が日常的に受けられない人	20 回（多胎の場合、40 回）、	妊娠中から産後８ヶ月まで、
産後の体調不良等により家事及び育児が困難な家庭等（特定妊婦のみ）	20 回～40 回（２回/日のため）	退院後８週間以内で 20 日まで
母子健康手帳交付後から出産退院後６ヶ月以内（多胎児、低出生体重児の場合は２歳になる日まで）の妊産婦がおり、家事・育児が困難な家庭	″<エンゼル支援訪問>1 日 1 回で最長 60 日（多胎児、低出生体重児の場合は 90 日）	母子健康手帳交付後から出産退院後６ヶ月以内（多胎児、低出生体重児の場合は２歳になる日まで）の妊産婦がおり、家事・育児が困難な家庭
育児支援家庭訪問事業：子育てに不安や孤立感等を抱いている家庭、児童虐待のリスクがある家庭、ひきこもり等の家庭養育上の問題を抱える家庭	育児支援家庭事前訪問１回、派遣６回	制限なし
要保護児童対策地域協議会と担当保健師とアセスメントを行い、必要性を協議	週２回	１～２か月
一般の子育てサービスの利用が困難な状況で別途市の実施要綱に定める家庭（育児ストレス，産後うつ等で益体のリスクがある家庭等）	年間 15 回	1 回２時間以内，１日２回以内
虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭など	週 2 回を限度とする。	原則最長６か月まで
要保護児童対策地域協議会への掲載、３か月に 1 回の個別支援会議	１日１回１～４時間以内	初回訪問～６か月以内（必要に応じて延長可）
妊娠期から継続的な支援を要す者、産後子育てに対し、強い不安や虐待の恐れ等で支援を要す者、措置解除後家庭復帰し支援を要す者	特に定めていない。	コーディネーター派遣し、概ね２か月の間で利用日時を決めて利用実施し、モニタリングを行う。

⑦ 養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての課題

養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての課題は、専門的相談支援では、「専門的相談支援を適切に行う人材・事業所が不足」が 51.5%と最も多く、次いで、「利用ニーズがない」（12.9%）となっている。育児・家事援助では、「育児・家事援助を適切に行う人材・事業所が不足」が 53.0%と最も多く、次いで「利用ニーズがない」（13.2%）となっている。

専門的相談支援、育児・家事援助とも人口規模別にみても大きな違いはみられないものの、「人口 1 万人未満」では「利用ニーズがない」が他に比べて多いが、人口規模が大きいと「利用ニーズがない」より「利用者の理解が進まない（拒否感が強い）」が多くなっている。

図表 II - 88　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての課題
（専門的相談支援）（複数回答　n=854）

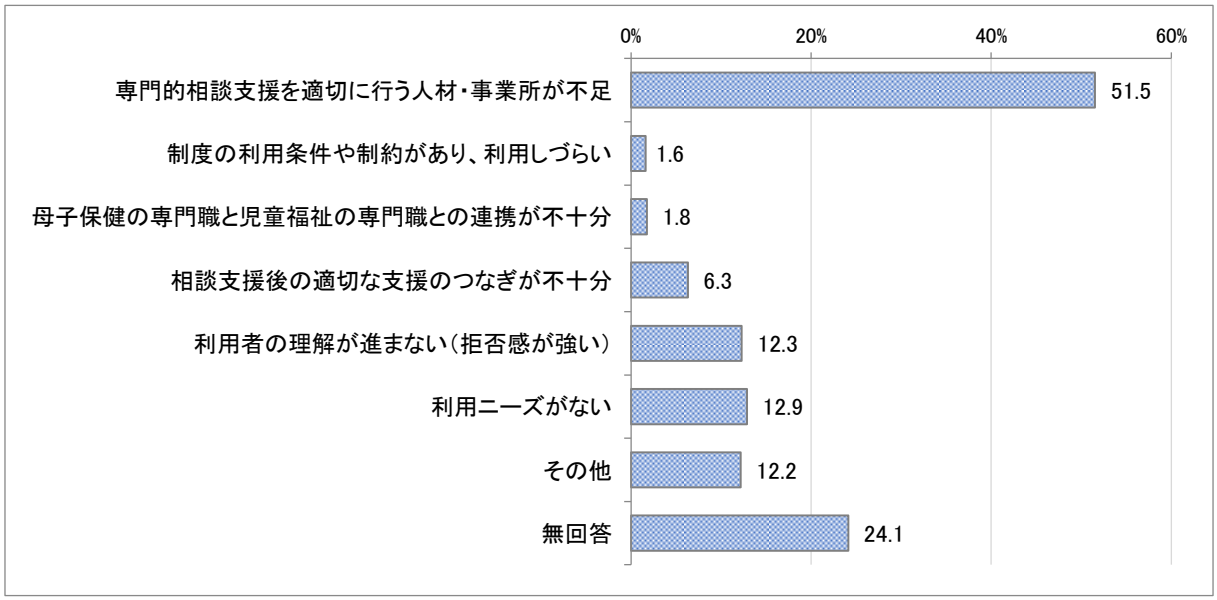

図表 II - 89　人口規模別　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての課題
（専門的相談支援）（複数回答　n=854）

		調査数（n=）	養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたって課題_専門的相談支援							
			専門的相談支援を適切に行う人材・事業所が不足	制度の利用条件や制約があり、利用しづらい	母子保健の専門職と児童福祉の専門職との連携が不十分	相談支援後の適切な支援のつなぎが不十分	利用者の理解が進まない（拒否感が強い）	利用ニーズがない	その他	無回答
全体		854	51.5	1.6	1.8	6.3	12.3	12.9	12.2	24.1
人口規模	１万人未満	209	53.1	1.0	1.9	5.7	2.9	34.4	11.0	13.4
	１～５万人未満	331	49.8	2.1	0.6	4.8	11.8	6.6	10.9	30.5
	５～10 万人未満	145	52.4	0.7	4.1	11.0	15.2	4.8	13.1	24.1
	10～30 万人未満	129	53.5	3.1	1.6	7.0	20.2	5.4	16.3	23.3
	30 万人以上	40	47.5	0.0	2.5	2.5	30.0	5.0	12.5	30.0

＜具体的な利用しづらさ＞
- 支援計画策定と支援期間の設定。
- 産後 10 か月までは利用可能日数が多いが、以降は年 12 日までとし利用日数が少ない。
- 国基準での支援ができていないため。
- 条件やニーズが同じでも、訪問を拒否されると事業外となるところ（実績として上がらない）。
- 申請額を算定するための事務作業が負担である。
- コロナ禍の情勢的な問題や、介入困難な世帯に対して訪問以外の手法で対応していることも多く、補助金対象が訪問件数 1 件あたりになっている点。
- 継続した自宅訪問に拒否感を持つ対象者もいるため、今後も現在の見解（初回支援は訪問、その後のフォローは電話等でもよい）を継続してほしい。

＜具体的に連携が不十分と思う場面＞
- 当面の課題にばかり目が向き、見立ての共有や課題解決に向けての方向性が一致していないことがある。
- リスクアセスメント、支援目標が共通認識しづらい。
- 虐待リスクに対する解釈の違い。
- 母子包括支援センターとの役割分担が明確にできていない。
- 母子保健の専門職と福祉部門専門職の役割が不明確。
- 生活困窮や保育所等児童福祉が連携するケースも母子保健分野が担当している。
- 現在、母子保健部門で対応しているため、今後より連携し、専門的相談支援体制整備が必要になる。
- 情報の共有体制がとりにくい状況。
- 距離的なこともあり養育支援訪問についてはあまり連携していない。

＜その他＞
（具体的な課題等）
- 気兼ねなく相談をしても良いことの周知の方法。
- 母子保健からの紹介が多いため未就園児の家庭の支援が多い。18 歳未満まで利用可能である周知がもっと必要。
- ニーズはあるが、具体的な行動に利用者が動かない。
- 利用可否の判定基準が明確でないため、必要との申出があった場合に際限なく支援を入れなくてはならない。
- 事業の対象者があいまい。
- 支援開始までの手続きに時間を要する。
- 医療的ケア児を抱える世帯からの相談があるが、医療や福祉サービスとの連携が不十分。
- 困難事例が増加し、改善や自立に到りにくい。
- 訪問先の養育者が複数の問題を抱えているので、訪問者に多様なスキルが求められること。
- 児童福祉部門が本事業未実施であるため、母子保健部門の負担が大きい。また対象家庭への包括的な支援が難しい。
- 保健師を中心としたマンパワーの不足。
- 対応ケースが多く、進捗管理の徹底が難しい。
- ニーズが不明であり、利用可能施設についても把握が不十分であるため。
- 児相の一時保護解除後の条件として養育支援訪問をうけることと利用者に設定。利用者には見張られていると思われ受け入れ拒否的なこと多く、支援効果得られず。
- 予定した日に訪問しても不在なことがある。当日などに急にキャンセルの連絡がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、養育支援訪問後の訪問が実施しにくい。

（他事業等で支援・他事業等とのすみ分け）
- 産後ケアや母子健康包括支援センターによる訪問など専門的相談支援にかわる支援がある。
- 助産師・保健師等が連携し、対応している。
- 気になる家庭は子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点で、個別に訪問や電話等で状況を確認している。
- 町単独事業として養育支援訪問事業を実施しており対応している。
- 町保健師が訪問している為、国補助事業に申請出来ない。
- 対象者が少なく、事業を実施していく必要性が低い。　など

図表 II - 90　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての課題（育児・家事援助）
（複数回答　n=854）

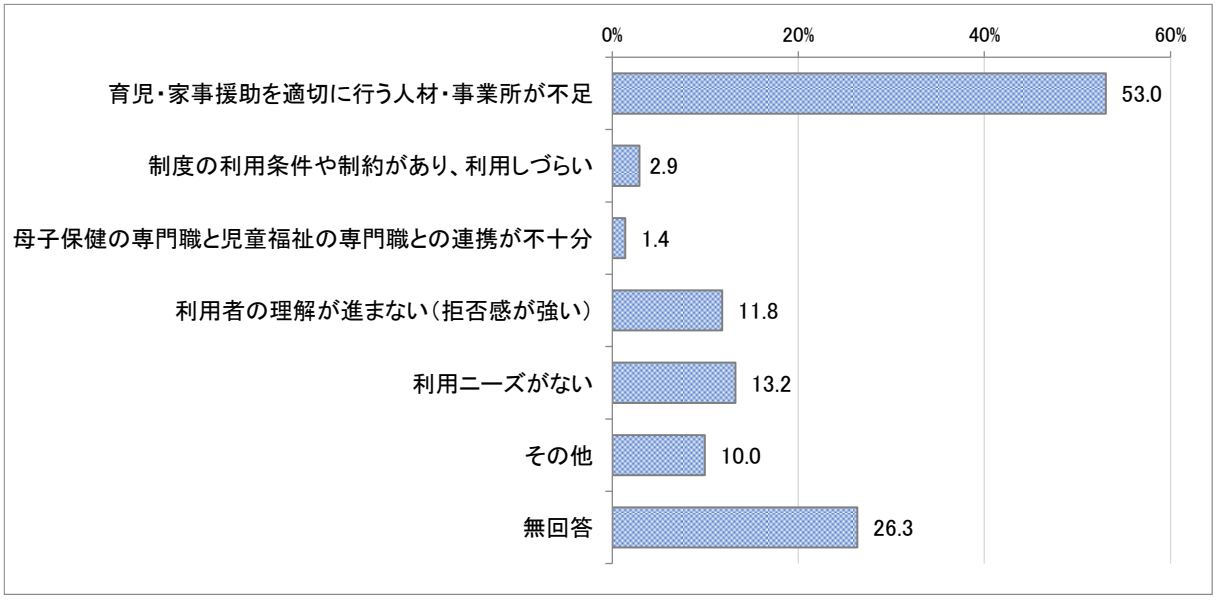

図表 II - 91　人口規模別　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての課題
（育児・家事援助）（複数回答　n=854）

		調査数（n=）	養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたって課題_育児・家事援助						
			育児・家事援助を適切に行う人材・事業所が不足	制度の利用条件や制約があり、利用しづらい	母子保健の専門職と児童福祉の専門職との連携が不十分	利用者の理解が進まない（拒否感が強い）	利用ニーズがない	その他	無回答
全体		854	53.0	2.9	1.4	11.8	13.2	10.0	26.3
人口規模	１万人未満	209	61.7	0.0	0.5	3.3	33.5	6.7	12.9
	１～５万人未満	331	51.1	2.4	1.2	10.0	8.2	10.0	32.6
	５～10 万人未満	145	44.1	4.8	3.4	15.2	5.5	10.3	35.2
	10～30 万人未満	129	48.8	6.2	1.6	18.6	5.4	14.0	27.9
	30 万人以上	40	70.0	5.0	0.0	37.5	2.5	12.5	7.5

＜具体的な利用しづらさ＞
- 利用期間や訪問回数の制約により、十分な支援を行うことが難しいケースがある。
- 回数制限撤廃による補助対象外経費の市の費用負担。
- 回数や利用期間。
- 市の要綱に該当する家庭で、一家庭当たりの利用時間に制約がある、訪問型であり預かりはできない。
- 対象が要対協登録児童のいる家庭に限定されている。
- おおむね３か月で利用機関の制約としているが、支援後の適切な支援のつなぎがないため、利用が長期化する。
- 長期的な利用が必要な場合の対応が難しい。
- 養育支援が特に必要な家庭にとし、利用料も無料にしているため、ごく少数のハイリスクケースが頻回かつ長

期に利用している。限られた支援者や予算から支援家庭の拡大は困難で、支援家庭の決定にも苦慮している。
・ 送迎、預かりのニーズの方が多いが制約があり実施できない。
・ 急な利用などに対応が困難なことがある。
・ 体調不良については重度症状が条件であるため、利用希望者から問い合わせはあるが却下するケースが多い。
・ 夜間や土日の利用ができない。
・ 個別利用計画を策定するため、アセスメントや利用内容の検討など事業担当者の負担が大きい。
・ 育児負担軽減を目的としたヘルパー派遣事業（市単）を行っている。中には養育支援が必要な対象も混在するが、どのように仕分けすればいいか、悩ましい。
・ 民間事業所との情報連携の範囲について。
・ １社との契約であるため、コロナ禍で事業者の人手が足りない等の際、事業の実施が難しいことがあった。
・ コロナ禍の情勢的な問題や、介入困難な世帯に対して訪問以外の手法で対応していることも多く、補助金対象が訪問件数１件あたりになっている点。

＜具体的に連携が不十分と思う場面＞
・ 母子包括支援センターとの役割分担や産後ケア事業の活用が明確にできていない。
・ 母子保健における訪問事業との使い分けルールが不明確。
・ 母子保健の事業との認識がある。
・ 母子保健部門への制度に関する情報が十分でない。
・ 母子部門と児童相談の部門が別の組織のため制度共有を図る必要がある。
・ 利用者とその家庭についての詳細情報の共有が不十分。
・ 距離的なこともあり養育支援訪問についてはあまり連携していない。
・ 特定妊婦計上の時点から支援へつなぐようにできていないことがある。

＜その他＞
（対象者の選定に課題）
・ 該当基準が共通認識できていない。
・ 対象者の基準などの設定が難しい。
・ 予算的な制約。必要な利用者は経済的に困窮している例が多く、自己負担を求めると利用に結び付かない。
・ 子ども相談支援センターにかかわりのある家庭への支援に限定されている実体があり、支援が必要な家庭にいかに周知するかが課題。
・ ふたり親世帯での家事援助の必要性など基本的な検討ができていない。体制（人員配置等）も整備不足。
（ニーズと合わない）
・ 保護者のニーズと合致しない。派遣時間等フレキシブルな対応が可能な事業所がない。
・ 利用時間帯が決められていて、利用者のニーズに合わない時がある。
・ 家庭側の困り感と支援の内容がマッチングしないことがある（食事面のネグレクト家庭に食事支援を行いたいが、その家庭は食事のことより家を片付けてもらいたい、など）。
・ 該当家庭のニーズに合わせてより使いやすいサポート内容を検討していく必要がある。
・ 委託民間事業者職員の人員不足により、利用者の希望通りの曜日や時間に支援を行えないことがある。
・ 直営で主に保健師が実施しているため、家事・育児支援をタイムリーに日々対応していくことは困難。
・ 育児支援の部分で、在宅での保育や上の子との遊び相手等のニーズはあっても、対応できる市のサービスがない。
・ 家の中にヘルパーが入り調理をする事への抵抗感がある家庭があるので、配食形式や子ども食堂のような家事支援が実施できると良い。
・ 利用ニーズはあると思われるが利用者が少なく、利用しやすい制度につながるためのニーズの把握が難しい。
（利用者側の認識不足）
・ 約束して訪問しても家に居ない、入れない、電話に出ない。
・ 利用する人が少ない。利用した方の感想を伝える等、周知方法も工夫が必要。
・ 家政婦的な考えで、安易に利用希望される方も少なくない。
・ お手伝いさんが来たと思っている利用者が多く、必要以上のことを求めてくる。

（他事業等で対応・他事業とのすみ分け）
・ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業での対応を検討。
・ 障がい福祉サービスで対応できている。
・ 妊婦や児が乳児の場合は訪問型家事支援事業を実施しており、当事業の家事援助とのすみ分けが出来ていない。
・ 産前産後ヘルパー事業で対応している為、国補助事業に申請出来ない。
・ 別の補助金で活用。

⑧ 養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての工夫

養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたっての工夫を自由記述で回答いただいたところ、下記のような意見があげられた。

図表 II - 92　養育支援訪問事業（国庫補助事業分）の利用促進にあたって工夫していること

●妊娠届出から様々な機会に事業を周知している
・妊娠届け出時、妊娠後期電話相談時、新生児訪問時、サロン参加者等、全妊産婦を対象に頻回に紹介をしている。
・乳児全戸訪問事業、ドゥーラ訪問。産後ケア事業と連動させながら実施している。

●妊娠届出時や出生後に事業を周知している
・母子手帳交付時および新生児訪問時に、相談窓口や産前産後ヘルパー事業を周知している。
・母子手帳交付時に育児・家事援助についての説明を必ず行っている。
・妊娠届出時に配布するパンフレットに、子育て世代包括支援センターで実施している事業の１つとして案内している。
・出生後、早期に家庭訪問を実施し、早期に必要な支援につなげられるよう心掛けている。

●ホームページやチラシ等での情報提供
・ホームページに掲載。
・育児・家事援助については乳児家庭全戸訪問時のチラシの配布，子育てガイドブックでの周知、子育て相談等での案内などを実施している。
・保健センターや地域子育て支援拠点の親子ひろばと連携し、周知や PR を図っている。
・利用者にわかりやすいようパンフレットに振り仮名を付ける。英訳版の作成。

●関係部門が協力し対象者情報を共有している
・乳児家庭全戸訪問に、養育支援訪問事業担当課専門職（保健師、保育士、社会福祉士）が同行し、乳児家庭の状況を共有している。
・関係機関が集まる要保護児童連絡調整会議で情報共有し、支援が必要な家庭（世帯）を把握。その後、担当者から直接説明を行い、本事業のメリットなどを伝えている。
・新生児訪問支援システムにより、地域の病院からの情報があり事業につながっている。

●事業が必要なケースを検討し、事業につなげている
・妊娠期から月１回ケース会議にてリスクアセスメントを行っている。適宜支援者間で情報共有・検討し、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、介入できるようにしている。
・必要な方に支援が届くよう、担当者の判断に加え、週１回行っているケース検討会議において、複数人で利用の判断を行っている。
・支援する側（助産師及び保健師が主）への情報提供とケース支援の進捗状況確認を定期的に行い、課題解決に向けて、複数で協議している。
・母子保健部門では、妊娠期に妊婦全数面接を行い、早期から支援の必要な方に対してアプローチを開始している。そのうえで、専門相談や家事・育児援助が必要な対象者に対しては、児童福祉部門と連携を行いながら、必要な家庭にサービスを導入できるようにしている。

●対象者と信頼関係を築く
・母子健康手帳の交付時を始めとして継続的に体調等の確認や困りごと等の聞き取りを行い、利用者との信頼関係を築くことができている担当者から利用を進めてもらっている。
・対象者に、定期的に連絡して様子を確認したり、いつでも相談できることを伝えたりと気軽に相談できる雰囲気作りをしている。

・支援が必要と思われる家庭ほど介入を望んでいない為、子どもの月齢に応じた心配事や困り感を、訪問の糸口として介入している。
・当事業の受け入れに拒否感がある家庭には、物資を提供する形で訪問を実施。

●支援を要する対象者への利用促進

・家庭支援を行う中で、必要と思われる対象者に対して、児童相談員や保健師から事業を案内している。
・乳児全戸訪問事業にて、若年・多胎等リスクの高い家庭については全ケース勧奨している。
・母子保健の専門職もしくは児童福祉の専門職による訪問時や、乳幼児健診時等に必要と思われる家庭に個別に案内する

●母子保健の担当部署や保健師との連携

・母子保健と家庭児童相談室で情報連係し、支援対象世帯の把握に努めている。
・母子保健係と、養育支援を必要とする可能性がある家庭について早めに情報共有している。
・学区担当保健師と，子ども家庭総合支援拠点の相談員が連携を取りながら，当該家庭を支援している。
・妊産婦や新生児等医療機関と連携すること（養育支援ネットによる連携）で、対象者のスムーズな訪問受け入れにつながっている。

●職員や委託先の確保に取り組んでいる

・保育士を非常勤で雇用し、保育士の目線と常勤の保健師が気になる子どもや保護者を見逃さないよう連携している。
・毎年度ごとに母子保健、児童福祉部署の異動者・新規採用者に本事業の概要・利用方法・具体的な利用イメージを共有し、本事業の利用促進に努めている。
・介護事業所への委託が困難なため、子育て経験者を対象に人材育成し、体制を構築。
・養育支援訪問事業は現在職員で対応できているが、必要に応じ適切な事業運営が確保できる事業者に委託可能となっている。

●その他

・ヤングケアラーに対応できるよう、事前調査シートの評価項目を一部見直している。
・事務手続きの簡素化を図り、スムーズに支援開始できるように検討している。
・家事援助については業者に委託し育児支援ヘルパーを派遣しているが、費用は全額市が負担している。
・利用者は主に乳幼児期の児とその保護者だが、母子保健子育て支援拠点の両方が同じ係にあるため、妊娠期～18歳まで幅広く利用できるシステムとなっている。
・利用後、必ずモニタリングを行い、状況によっては再利用に繋げ、状況改善を図る。

(5) 市区町村子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターの状況

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターの設置状況（問７）

市区町村子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターの設置状況については、「子育て世代包括支援センターのみを設置」が 49.4%、「市区町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの両方を設置」が 42.6%、「市区町村子ども家庭総合支援拠点のみ設置」が 1.1%となっている。

図表 II - 93　市区町村子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターの設置状況（n=854）

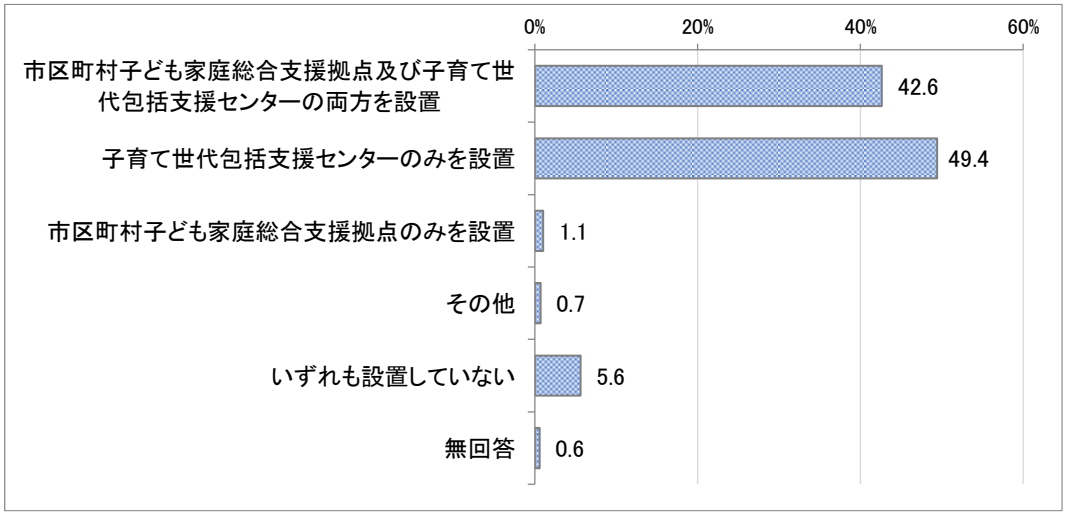

＜その他＞
- 令和４年度設置予定。
- 保健行政と児童福祉行政の各課が機能として子育て世代包括支援センターにおける支援を行っている。（建物として設置はしていない）
- 包括支援センター業務に家庭支援拠点の明確な位置づけをしていないため、令和４年度から子育て世代 包括支援センター業務に家庭支援拠点業務を明記。
- 子育て世代包括支援センターが拠点機能を持っている。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの立地状況

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの立地状況については、「同一の建物で同一フロア」が 50.5%と最も多く、次いで「離れた場所に立地」（37.4%）となっている。

「離れた場所に立地」の場合の平均所要時間は、徒歩で 9.5 分、車で 10.4 分となっている。

図表 II - 94　市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの立地状況（n=364）

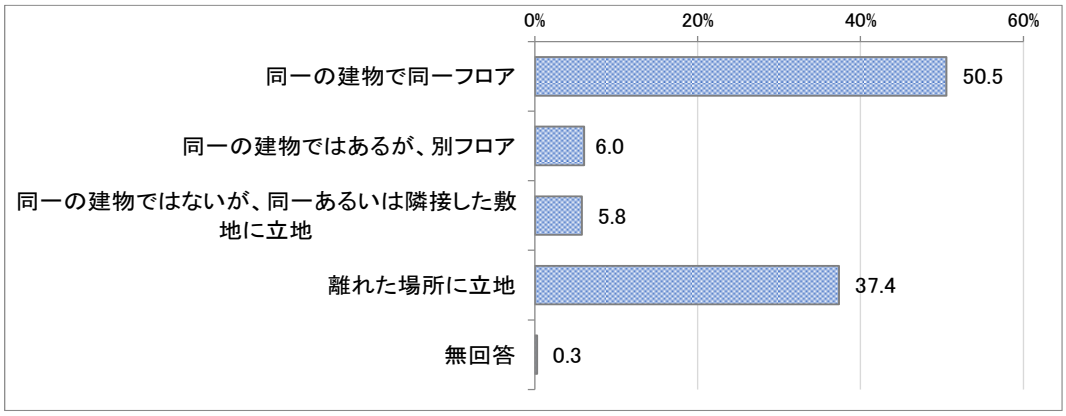

図表 II - 95　離れた場所に立地の場合の所要時間

	平均	標準偏差
徒歩（n=65）（分）	9.5 分	6.37
車（n=94）（分）	10.4 分	7.14

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携状況

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携については、「よく連携がとれている」が 53.6%と最も多く、次いで「まあ連携がとれている」（37.4%）と、約 9 割が連携がとれているとしている。

図表 II - 96　市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携状況（n=364）

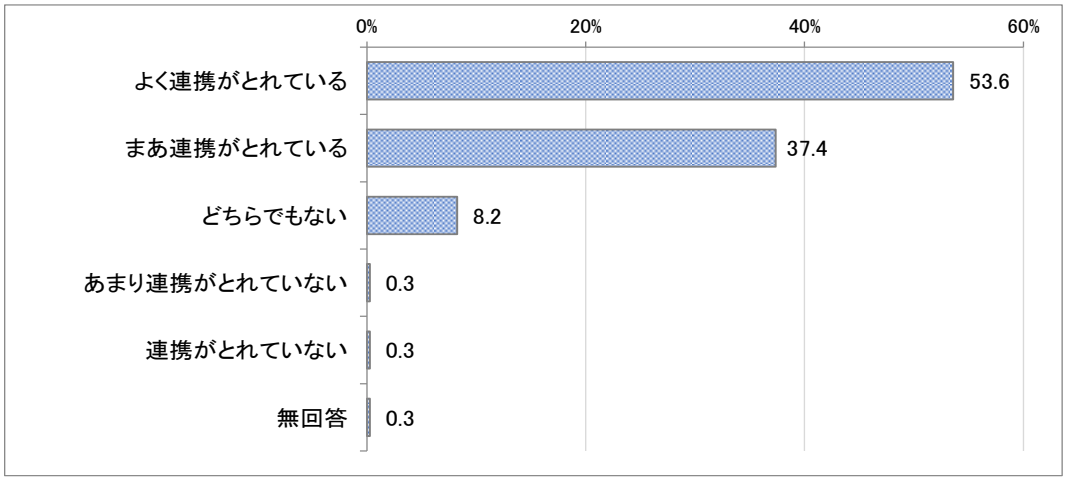

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携を図るために工夫していること

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携を図るための工夫について自由記述で回答いただいたところ、下記のような意見があげられた。

図表 Ⅱ-97　市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携を図るための工夫、他自治体に参考となるポイント

●同一課で担当
・同一の部署（課）内に設置しているため、物理的に近く情報共有がスムーズ、意思判断や決定が一つ。
・同課、同所属長の下に設置されている為、スムーズに電話やシステムでの情報共有が行える。
・同一の課、同一の班内に設置。互いの分野の研修等に相互参加。

●同一フロア・建物
・同一の建物にあるため、些細なことでもすぐに情報共有を行い必要な支援につなげている。
・同一フロア内で席も隣にある。必要に応じてケースについて協議を実施。
・同一フロアで部署が隣り合うように配置し、日常的に情報共有や相談がし合える。

●定期的な意見交換
・毎月、子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターとで、情報共有。
・毎週母子保健関連の事例検討会に児童虐待ケースワーカーが参加。乳幼児健診時アンケートの虐待項目に印があれば、ケースワーカーへ情報提供があり、必要な支援を行っている。
・毎月ケース連絡を行い、特定妊婦等の情報を保健センターと子育て支援課が共有。
・定期的に、情報共有・情報交換の機会を作っている。随時気になるケースがいた場合などは、その都度情報共有。
・定期的な支援方針会議や特定妊婦アセスメント会議等の実施。迅速な情報共有。他課ではあるが、電話連絡など連携のとりやすい関係性、職場環境。
・子育て世代包括支援センターが５か所あり、連携会議を定期的に実施。子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター母子保健型で毎月連携会議を実施。

●要保護児童対策地域協議会との連携
・定期的な意見交換の他、子育て世代包括支援センター職員が要保護児童及びDV対策地域協議会実務者会議の構成員として情報共有を図っている。要保護児童のケースについて、子育て世代包括支援センターに相談があった際は、その都度子ども家庭総合支援拠点へ報告。
・要保護児童対策地域協議会の実務者会議内に周産期部会を設置し毎月開催し、特定妊婦等の状況確認を行っている。子育て世代包括支援センターの定例会に子ども家庭総合支援拠点の職員も参加。

●母子保健と児童福祉の協働
・乳幼児全戸訪問を児童福祉部門で民生委員・児童委員に委託により実施し、母子保健と連携。
・乳幼児健診や相談時に子ども家庭総合支援拠点の職員が参加。定期的に連携会議を設置。
・乳幼児健康診査事業に家庭児童相談員の参加や訪問に同行。個別ケースの情報共有。
・３歳児健診に支援拠点職員が参加し、切れ目のない支援を行っている。拠点の連携会議に子育て世代包括支援センターの職員が出席。
・児童福祉、母子保健担当者間の連携カンファレンス、妊婦カンファレンスを月１回実施。３歳児健診、５歳児健診と健診会場に同行するとともに、健診未受診者に対しての家庭訪問などにも同行。

●保健師の配置
・両機関とも保健師を配置し情報共有しやすい体制。子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーター（保健師）がおり、拠点からセンターへの情報窓口を担っている。
・両機関共に保健師が配置されており、双方向の人事異動が行われている。
・子ども家庭総合支援拠点に保健師を配置し、子育て世代包括支援センターの保健師と連絡を密にし、連携強化。
・地区担当保健師が必要時、支援内容を報告し、家庭総合支援拠点の担当課が進捗管理を行っている。

●共通の情報システム
・共通システムを利用し、速やかな情報共有。
・子育て包括支援情報を両機関が共有できるシステムを構築。

・同一システムへ双方から情報を入力し、ケース管理状況を確認できる。

●合同研修
・切れ目ない支援を目指して、定期的に合同研修を行い、お互いの業務等の共有。
・ホームページで相互にリンクを張り、お互いの情報を届きやすくし、研修等の情報を交換し、受講案内も行っている。

など

⑤ 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携が取れていない点とその要因

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携が取れていない点や要因について自由記述で回答いただいたところ、下記のような意見があげられた。

図表 II - 98　市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携が取れていない点とその要因

・母子保健担当保健師からの報告、連絡、相談がなく、ケースワークが出来ていない為。
・家庭総合支援拠点で把握する対象はすべての子どもとなり、小学生以上になると世代が違う理由から連携の必要性が低く、情報共有ができていない。
・ケースワークが必要な業務に不慣れで支援方法が分かっていない職員が少なくない。個別の支援に必要なことについて話し合っても、他業務が多忙で実際に行動に移す余裕がないときもある。
・子育て包括支援センターは保健センター内に設置されており、保健センターとは密に連携している。子ども家庭総合支援拠点と連携が必要なケースがあれば、保健センターが対応しているため、子育て包括支援センターが直接子ども家庭総合支援拠点と連携するケースはほとんどない。

⑥ 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の委託状況（問８）

子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点への委託については、ともに「委託しているものがある」ところはなく、大半が、「委託していない」（それぞれ 83.3%、85.4%）となっている。

図表 II - 99　子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の委託状況（n=48）

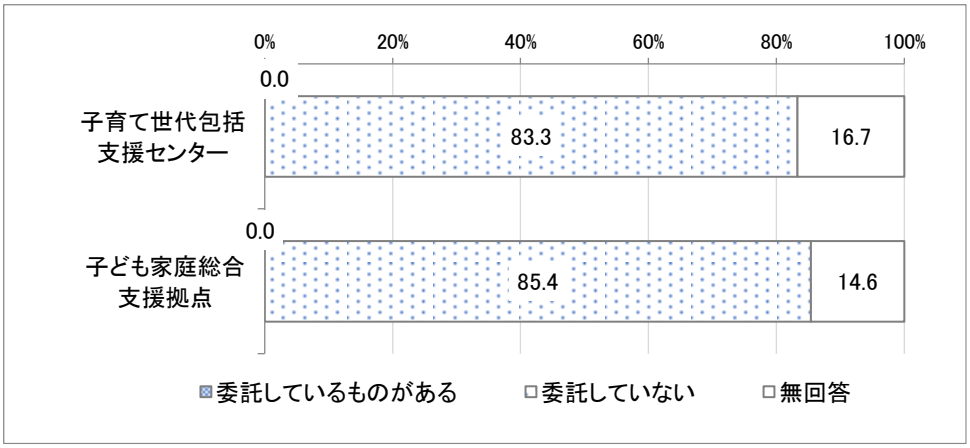

⑦ 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体的な相談支援を行う上で、必要な機能・体制（問９）

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体的な相談支援を行う上で、必要な機能・体制について自由記述できいたところ、下記のような意見があげられた。

i.必要・重要な機能

図表 II - 100　必要･重要な機能

●情報共有・関連機関との連携

・関係部署間での定期的な情報共有及び当事者のニーズに迅速に対応できる包括的、効果的に対応できる（ソーシャルワーク的）機能が重要。
・福祉、教育との連携機能。
・実態の把握，情報提供，調査，指導，関係機関との連携を一体的に担う機能。
・お互いの機能が十分発揮できるような連携体制を組織的に体系づけること。
・支援センターで得ている発達相談や健診時の情報、支援拠点で得ている学校等関係機関からの情報を集約し、少しでもリスクのある家庭を拾い上げ、密に情報連携を図りながら協同して支援を行う機能。

●母子保健と児童福祉の連携

・母子保健分野、児童福祉分野の互いの専門性の理解と共通認識を持ち、迅速かつ正確な情報共有、切れ目ない連携、継続した支援の実施を行える機能。
・児童福祉分野と母子保健分野の相談が一体的に受けられ、支援も一体的にできること。
・母子保健の全数把握機能　拠点での専門的な支援を早期に提供できる体制
・母子保健に関する支援機能、子育て支援に関する支援機能、要保護児童対策地域協議会の機能。役割分担をしつつ情報共有しながら一体的的に支援が行えること。
・母子保健担当と児童福祉担当で、ケースの情報を共有できる機能

●切れ目のない支援が出来る機能・体制

・子育て施策と母子保健施策及び教育部門へ切れ目のない支援が出来るような機能を持つ。
・関係機関の円滑な連携・協働体制のもと切れ目のない子育て支援
・妊娠期から０歳から１８歳までのすべての子ども（とその家庭及び妊産婦等）に対し継続的に途切れなく支援できる機能。
・妊娠期からの切れ目のない子育て支援（親支援）　地域の子どもが安定した生活を継続していく為の支援（子ども支援）　地域で子育て世代が孤立しない地域づくり
・子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整により、切れ目のない支援ができる。

●相談しやすい環境

・相談しやすい環境。相談場所等の配慮・関係機関との早急な連携
・気軽に相談しやすい雰囲気と人に見られず相談できる相談室の設備
・多岐にわたる相談に対応できる機能。
・ＩＣＴを活用した相談環境（メール・チャット等）
・相談しやすい体制の整備。相談内容について拠点と包括の両機関が連携し、個々のニーズを把握し、身近で利用しやすい社会資源が受けれるよう子どもや保護者支援を行う。
・相談窓口を一本化することで総体的に対応する。情報共有との連携機能を強化。
・個別の相談室の設置

●ワンストップの相談体制

・窓口を一本化してワンストップで対応できる仕組み。
・相談をワンストップで受け止め、状況に応じて必要な社会資源と繋ぐ機能。育児についての助言指導ができる機能。
・ワンストップ窓口として、タイムリーでスピーディーな対応が可能であること。

●妊娠期からの支援

・妊娠期から情報を共有し、子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行うため、各関係機関の役割を明確化すること。

・妊娠期から子育て期における切れ目のない支援。
・妊娠期から子育て期にわたり母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供し、必要な支援に係る業務を効果的に提供するため連携調整する機能。
・特定妊産婦の情報を共有し，要保護児童への支援が容易に行える支援体制の構築。

●子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの役割分担・連携
・子ども家庭総合支援拠点が中核となり、子育て世代包括支援センターと要保護児童対策協議会と連携できること。
・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの双方が関わっている児童等の情報共有の強化。
・子育て世代包括支援センターがキャッチした情報を漏れなく市区町村子ども家庭総合支援拠点へ提供し、一緒に対応できるケースについては一緒に動く。
・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが情報を共有し連携体制をつくる。
・子育て世代包括支援センターが、母子保健担当課に近い役割として、妊婦の段階から家庭を支援し、幅広い世代の家庭を把握できるようにする事が必要。その中で、要支援・要保護家庭となりうる家庭については、子ども家庭総合支援拠点が支援を担当し、包括支援センターから早期に連携ができるようにする事が必要。
・子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の強み・弱みを把握した上での情報共有や連携が必要。
・子育て世代包括支援センターが把握した要支援児童等に対し、子ども家庭総合支援拠点が母子保健・子育て支援と連携を図りながら支援を行う機能。

●その他
・面接者の充実（子ども家庭支援センターでも土日も母子手帳開催を行う。面接でのアセスメント機能を充実させることで、虐待予防につなげる。）
・リスク把握に漏れを無くす機能、緊急事案に柔軟かつ迅速に対応できる機能。
・子育て世代包括支援センターがアウトリーチを行う体制が十分にあること、児童虐待や不安要素等のレベルによって対象を分け、グレーのケースの場合は重複していること、情報連携や協働が円滑であること,要対協とも連携できること。
・記録等の同じ情報がお互いに見られるようにする。
・地域の社会資源の限界があり、広域的なサポート。
・小規模自治体であることから、子どもが生まれてから成長していく過程で関わる関係部署の業務を集約（全てではなくても）することが相談者の利便性を考えると必要。
・小規模な市町村では、人員や専門職に限りがあるため、専門職の配置のある保健課で一括して業務を行った方が効率的。
・同じ建物でなるべく近い配置、または同じ部署に設置し、すぐに連携が取れるようにする。

など

ii.必要・重要な体制

図表 II - 101　必要･重要な体制

●子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの関係、連携
・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが情報を共有し連携体制。
・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが同じ課であり、かつ教育委員会と定期的に情報交換が図れる体制。
・現在は２つの課でそれぞれを設置しているが、一体的に設置した方がより業務を行いやすい
・現状において専門職等の人数が限られているため、両者を同一の体制下において運用することが必要
・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを組織的に統括する者を配置。
・指揮命令系統の統一、情報共有の定式化等、一体性が確保されているか等体制整備が必要。
・同一組織か、物理的に近い距離で業務の実施。
・同一フロア内もしくは連携のとりやすい配置。

●情報共有できる体制
・情報がスムーズにやり取りできる関係性の構築が一体的な支援につながる。
・情報共有が即できる環境で、連絡・相談・対応がタイムリーに行える体制づくり。

・情報共有が密にできている体制。その時の担当によってムラができないよう、月に２回など回数を定式的に決めて連絡会議を設定しておく等の工夫。
・職員が日常的に気軽に相談できること、職員の配置上の交流がありお互いの組織の理解が深まること
・定期的な情報共有。顔が見える関係づくり。
・定期的及び必要時、情報共有し支援方針の検討を行う体制づくり。緊急性等を組織的に判断し、主担当者一人で抱え込まない。
・担当者レベルでの相談のしやすさ・日常的なつながり・時間的な余裕

●専任職員や専門職の配置
・専任職員数の充実
・専門職種が常勤、専任でいること。
・専門性の高い、会計年度任用職員だけでなく、全体を網羅できるように正規の専門職を地域ごとに配置できるような体制
・正規職員のソーシャルワーカー等の配置がされ安定的な体制ができること。
・短期間異動は支援の質の低下を招く可能性がある。人材育成を考慮しながら、専門職の長期配置が必要。

●多職種の人材配置
・多職種の人材を配置し、多角的な視点で対応を行う。
・多方面からケースをアセスメント、支援が出来るように、色々な分野の職員複数名での構成。

●人事交流・人材育成
・人事異動の際に、互いの部署（機能）へ職員が移る流れにする。定期的な会議等で互いの事業の報告の他、支援体制を見直す場を設ける。
・人事当局と拠点やセンターに必要とされる職種、人員数を常に共有し、効率的な人員配置ができる体制が必要。福祉職採用がない場合は一般職からの配置となるので、積極的な人材確保・育成や人事異動による効率的な配置を行うことが必要。
・人材育成を同時に実施できる体制。

●要対協の活用
・要保護児童対策地域協議会も含めた一体的な運営。
・要保護児童対策地域協議会の活用、充実。

など

iii.必要な人材

図表 II - 102　必要な人材

●専門的知識・スキルや豊富な経験のある人材
・専門知識のある人材が必要。
・子育て支援の専門知識を有する経験豊富な相談員。
・専門的な知識、経験がある人材。

●専門職
・保健師　・助産師　・母子保健コーディネーター（保健師・助産師）・医師
・心理士　・精神保健心理士
・社会福祉士　・ケースワーカー
・保育士　・児童福祉司　・子ども家庭支援員　・家庭児童相談員
・子ども家庭支援員
・担当者レベルでの相談のしやすさ・日常的なつながり・時間的な余裕

●スーパーバイザー
・幅広い知識経験を有するスーパーバイズ。
・経験豊かなスーパーバイザーの配置。
・各機関にスーパーバイザーを配置し困難事例の指導やケース管理を担う人材が必要。
・こども家庭支援に関するスーパーバイザー。
・児童福祉と母子保健双方の知識・経験等を有する指導的立場の人材。

●機関を統括・調整・連携する人材
・両方の支援をつなぎ取りまとめるコーディネーター。

・拠点，センターをともに把握し，中心的な役割を持てる人材。
・両センターの機能、役割を理解し、調整役となれる人材。
・両機関に対して専門的な助言指導等を行うアドバイザー。
・両所を調整するコーディネーターの配置。
・同一部署で行わない場合は、各機能を繋ぐための調整担当や、各部署の役割を整理するための管理職の関与が重要
・要対協、支援拠点、子育て世代包括支援センター、それぞれの機能や役割をしっかり認識して対応できる人材。
・個別の相談支援対応だけでなく、全体のコーディネーターとしての役割ができる人材。

●児童福祉と母子保健の両方の知識・経験を有する人材
・児童福祉と母子保健の双方の知識・経験を有して、双方の調整を担うことができる人材。
・児童福祉・母子保健の両方の知識や職務経験を持つ職員。
・児童相談業務と母子保健業務を経験したことのある職員の配置又はリーダーの配置。
・児童福祉・母子保健ともにマネジメントできる人材。

など

iv.情報共有等を図れる環境・設備

図表 II - 103　情報共有等を図れる環境･設備

●同一フロア・同一建物
・同一フロア等物理的に近い場所に設置されることで円滑に情報共有を行うことができる。
・同一建物、同一フロアで気軽に話ができる環境がよい。情報共有のために改まった会議を何回もしようとすると資料作成などでかなり大変になるため、コンパクトな会議がよい。
・同一建物、同一フロアが理想的であるが、それぞれのセンター同士で顔の見える関係が作れる環境が必要。

●情報共有システムの整備
・外部の関係機関も含めた情報共有のためのシステム整備。
・システム等による個人情報の共有（全て共有することを法律・条例等で整備）。
・データを一元管理する電算システム。
・基幹型システムの情報共有。せめて庁内の要対協関連部署だけでも必要な情報がシステムで共有化。
・それぞれが構築しているシステムの閲覧許可。

●定期的な会議・情報共有の場
・定期的な情報共有や支援検討の機会。
・定期的な情報共有のため、連絡会等を実施。
・定期的、継続した会議の開催と適宜の情報共有ができるしくみ作り。
・要保護児童対策地域協議会、個別での情報共有及び支援会議。

など

v.その他

図表 II - 104　その他

●小規模自治体での困難さ
・小規模自治体では出生数が少なく事例もあまりないことから、交付金等を活用しての事業を実施するまでに至らない。設置を義務化する方針があるのであれば、都道府県から市町村へのきめ細やかな対応を求めたい。（アドバイザーの設置、人件費などの全額補助、必要な人材の発掘・確保）
・小規模自治体であることから、直営とした場合、町民と職員の距離感が近く、相談者が相談しにくい状況になることも考えられる。
・小さい市町村は、顔が互いに知られていて、対応しづらいケースがある。職員の私生活にも影響があるので、何か改善策が欲しい。
・小規模な自治体ではそれぞれの機能面からも、一体的な相談支援、人材の確保、情報共有などの課題の面からも市区町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを差別化する意義が薄い。
・規模自治体では二つの機能を別々に設置することは、限られた人材のなかで有効ではない。
・事業ごとに人材の要件があるが、小規模町村の限られた人材での実施は不可能。

●場所確保・人材確保が課題

・拠点の設置が困難。人材確保が一番の問題。
・どちらも慢性的な人員不足の中で相談対応を実施している市町村が多く、人員確保が急務。市町村の権限がより強くならない限り、保護者の意向に反するような踏み込んだ対応はできない。
・緊急時に預かる場所や、預かれる人材確保が難しい。緊急時に対応できる事業所や委託先がほしい。島内に活用できる医療や資源の限界がある。
・子ども家庭総合支援拠点の配置職員に関しては有資格者が求められているが、会計年度職員を雇うにしても地域に人材が少ないため確保に苦労する。
・求められている内容の濃さと反して、対応する人数の少なさを感じる。子ども拠点だけでなく、協働・連携すべき周りの機関の人手不足や資源不足も課題。
・市町村においては子ども家庭総合支援拠点の設置においても、小規模型には心理職の規定はなく、職員数も少ない。望むべくもない医師が資格にあるのは不明。質量共に人員の充実が必要であり、それら職員を育成するスーパーバイザーの設置も重要。

●地域資源・民間の活用

・人材や施設、財源も限りあることから、近隣自治体との共同体制や民間活力の活用など、持続可能な体制づくり。
・自治体の職員間の連携とともに、保健福祉医療の関係機関、民生・児童委員、NPO など地域資源ネットワークの充実。
・里親や、子ども食堂など市民ボランティア等の支援者に対する支援体制の整備。継続性を担保するためにも必要。
・社会資源の充実（夜間保育・ファミリーホーム）

●研修の必要性

・重層的な課題を抱える家庭が増えているようなので、ケース検討の仕方やスキルアップの研修があるとよい。
・応が難しい保護者に対する相談対応技術のスキルアップの方策(研修等）があると良い。市町村単位では実施困難。
・専門性向上研修の実施及び参加、支援に必要なサービスの提供など。

●相談しやすい環境整備（個室・子どもの遊びスペース）

・プライバシー保護に配慮し、個室の用意。保護者に話を聞くために子どもの遊びスペースの確保も必要。
・気軽に相談しやすい個室の確保。
・ワンフロアで明るいオープンスペース、相談ができる個室、産後ケアができる個室（洋室と和室)、お子さんの遊び場やシャワールームなど完備。
・子育て世代の家庭が相談に来やすいスペースがあること。キッズコーナー等。秘密保持ができる相談室があること。

など

3.　児童相談所設置都道府県等調査の調査結果

(1) 産前・産後母子支援事業の実施状況

① 産前・産後母子支援事業の実施状況（令和２年度・３年度）（問１）

産前・産後母子支援事業の実施状況は、「実施しており、実績もある」が令和２年度：18.6%(11 件)、令和３年度：22.0%(13 件)となっている。また、「実施しているおり、実績もある」自治体の実施開始年度は、2017 年度が２件、2018 年度が５件、2019 年度が１件、2020 年度が２件、2021 年度が２件、無回答１件であった。

図表 II - 105　産前・産後母子支援事業の実施状況（令和2年度・3年度）（n=59）

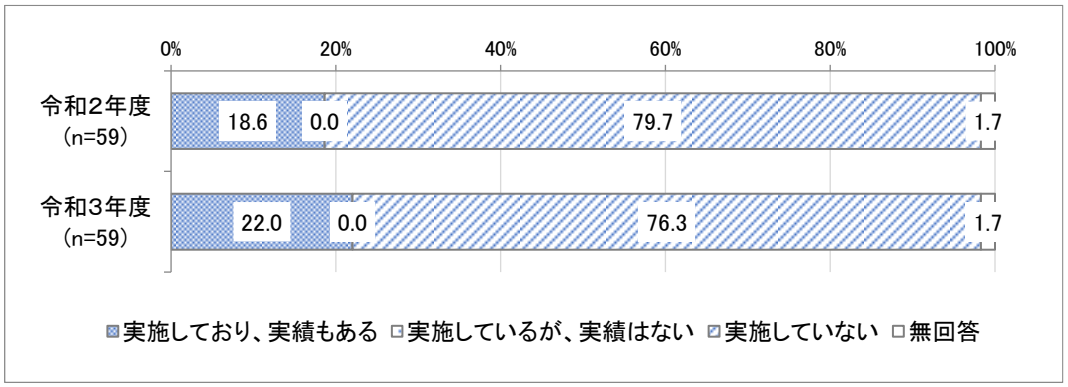

② 実施機関ごとの職員体制

令和２年度に産前・産後母子支援事業の「実施しており、実績もある」と回答した自治体に実施機関ごとの職員体制について聞いたところ、32 件の回答があった。

i.所属機関の形態

所属機関の形態は、「乳児院」が約４割と最も高く、次いで「産科医療機関」となっている。

図表 II - 106　所属機関の形態（n=32）

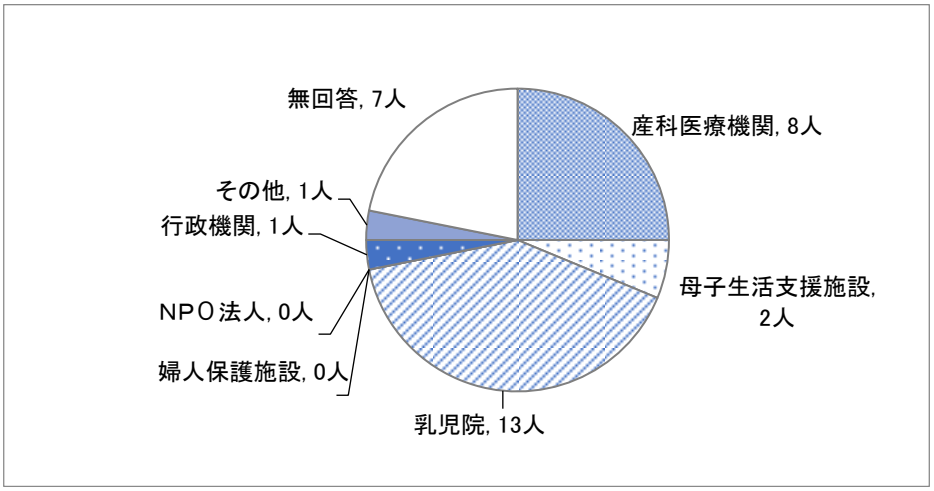

ii.担当職員の雇用形態

担当職員の雇用形態は、常勤が８割程度となっている。

図表 II - 107　担当職員の雇用形態（n=32）

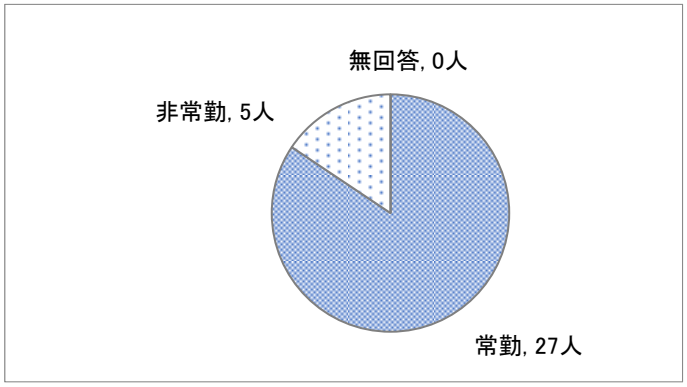

iii.担当職員の専任の有無

専任、兼任が半々となっている。

図表 II - 108　担当職員の専任の有無（n=32）

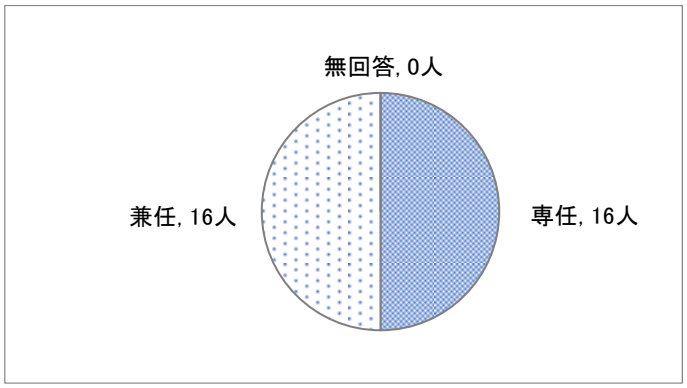

iv.担当職員の保有資格

担当職員の保有資格は、看護師、保育士、助産師が多い。

図表 II - 109　担当職員の保有資格（複数回答　n=32）

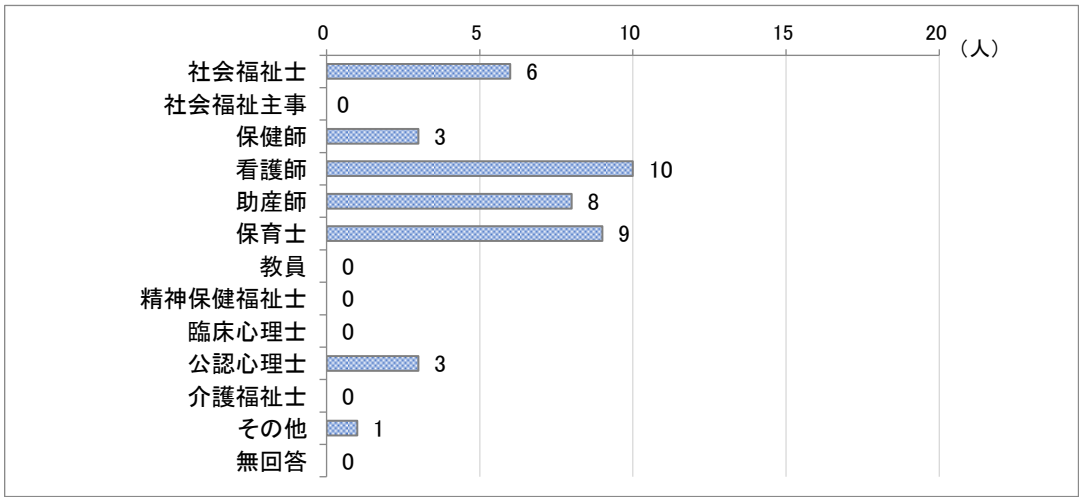

③ 実施機関ごとの実績（令和２年度）

令和２年度に産前・産後母子支援事業の「実施しており、実績もある」と回答した自治体に実施機関の実績について聞いたところ、「住まいを提供し行う支援」を実施しているのは６機関、「電話、メール、通所等による支援」を実施しているのは11機関であった。

図表 II - 110　実施機関の実績（令和2年度）（n=11）

住まいを提供し行う支援 ６機関	電話、メール、通所等による支援 11 機関
６機関の合計 利用件数　28 件 利用延べ日数　651 件	11 機関の合計 利用件数　1730 件 利用延べ件数　5782 件

④ 住まいを提供し、支援を行った特定妊婦等の退所後の状況（令和２年度）

令和２年度に産前・産後母子支援事業の「実施しており、実績もある」と回答した自治体に住まいを提供し、支援を行った特定妊婦等の退所後の状況について聞いた。

図表 II - 111　住まいを提供し、支援を行った特定妊婦等の退所後の状況（令和2年度））（n=11）

		平均
住まいを提供し、支援を行った特定妊婦等の件数		2.55 件
親子分離無		
	うち特定妊婦等の親・親族との同居	1.25 件
	うち母子世帯として自立	0.63 件
	うち母子生活支援施設入所	0.43 件
	その他（配偶者との復縁等）	0.43 件
親子分離有		0.83 件
	うち里親委託	0 件
	うち乳児院措置	0.71 件
	うち特別養子縁組・養子縁組	0.33 件
	うち一時保護	0 件
	その他（特定妊婦等の親・親族にて養育を行う等）	0 件
その他（中絶等）		0 件

⑤ 産前・産後母子支援事業利用者（令和２年度）

令和２年度に産前・産後母子支援事業を利用した人について、各自治体 10 件を上限に聞いたところ、95 件の回答があった。

i.利用者の年齢

利用者の年齢は、「20 歳代」最も多いが、が最小 16 歳、最大 43 歳、平均年齢は 27.1 歳であった。

図表 II - 112　　利用者の年齢（n=95）

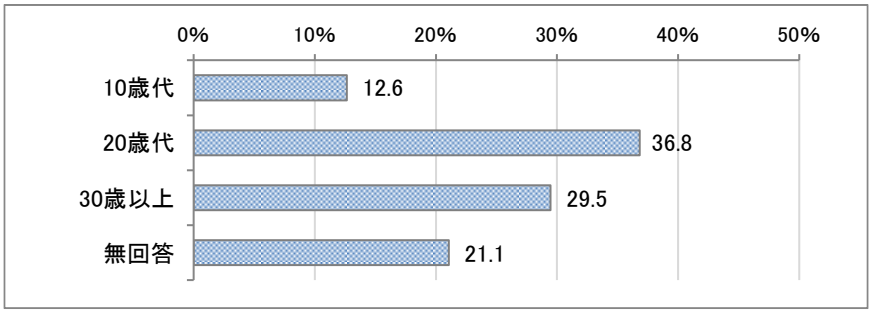

ii.利用者が抱えている課題

利用者が抱えている課題は、「予期しない妊娠」（35.8%）、「支援者がいない」（34.7%）、「経済的困窮」（32.6%）が多くなっている。その他では、未婚、未受診、育児不安が多くなっている。

図表 II - 113　利用者が抱えている課題（複数回答　n=95）

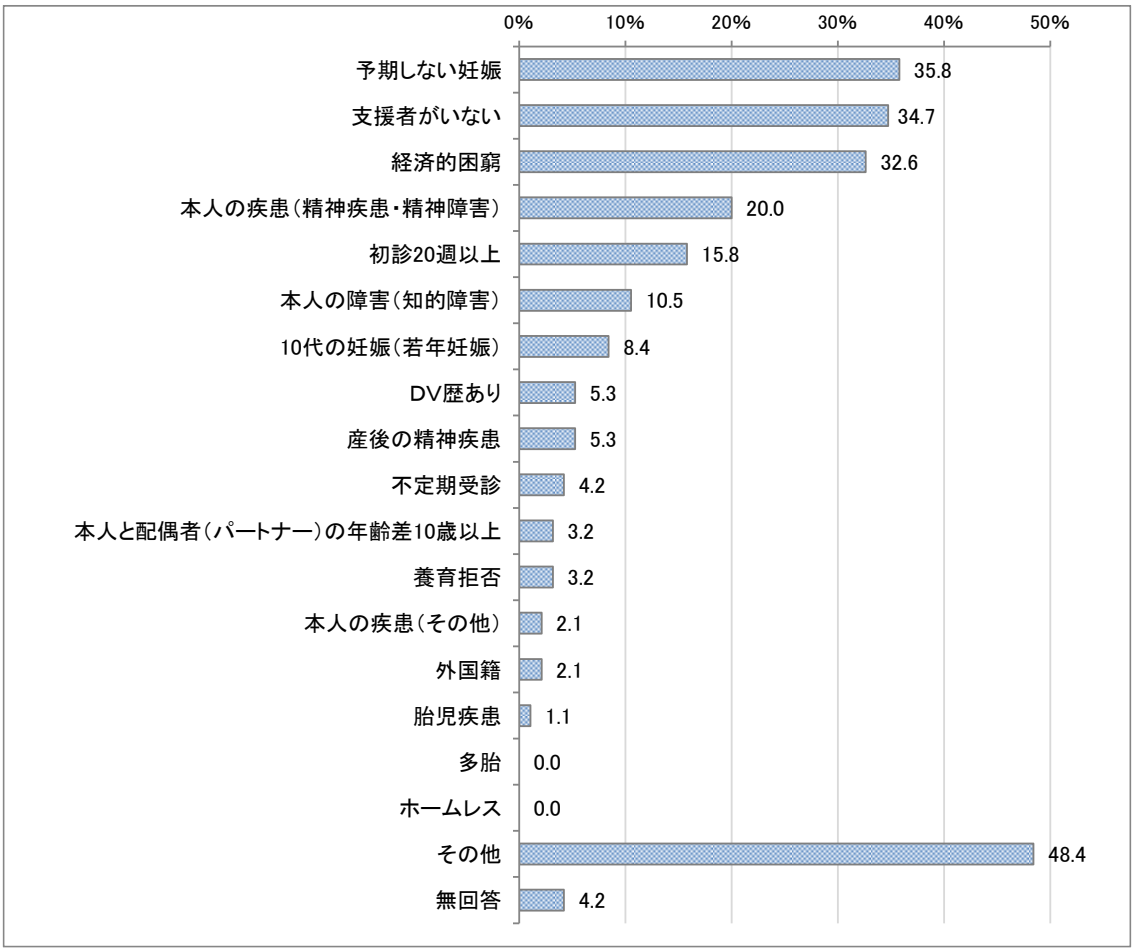

iii.支援の内容

支援の内容については、「相談支援」が 88.4%と最も高く、次いで「居住支援」(17.9%)、「同行支援」（15.8%）となっている。

図表 II - 114　支援の内容（複数回答　n=95）

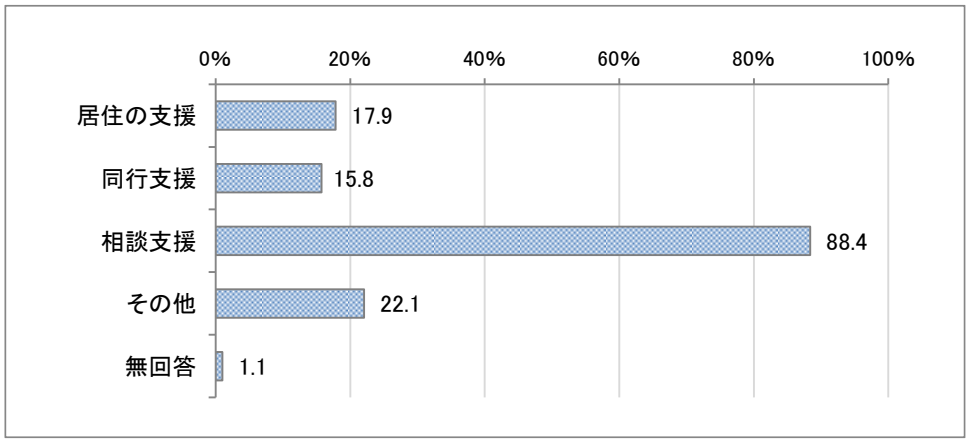

iv.連携機関

連携機関については、「市町村」が 65.3%と最も高く、次いで「病院・産院」(42.1%)となっている。

図表 II - 115　連携機関（複数回答　n=95）

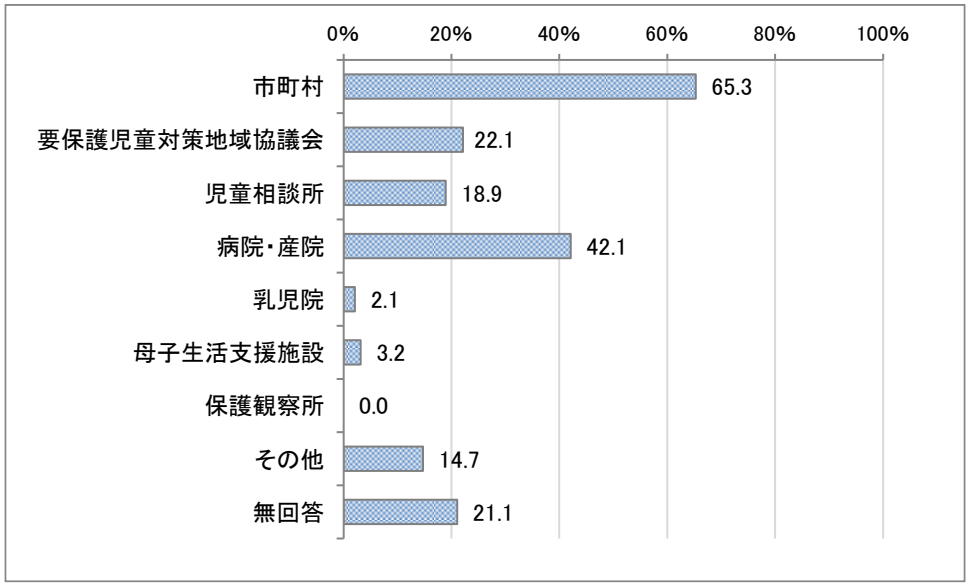

v.入所施設の有無

入所施設については、「利用有」が 16.8%、「利用無」が 83.2%となっている。

図表 II - 116　入所施設の有無（n=95）

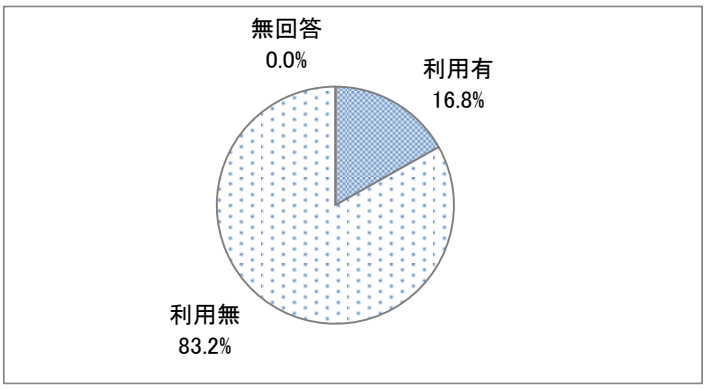

vi.出産後の子どもの居所

出産後の子どもの居所については、「母親が養育」が 58.9%と最も高く、次いで「その他」(24.2%)となっている。その他の具体的な内容としては、家族のサポートのもと養育、出産前に退所、中絶などとなっている。

図表 II - 117　出産後の子どもの居所（n=95）

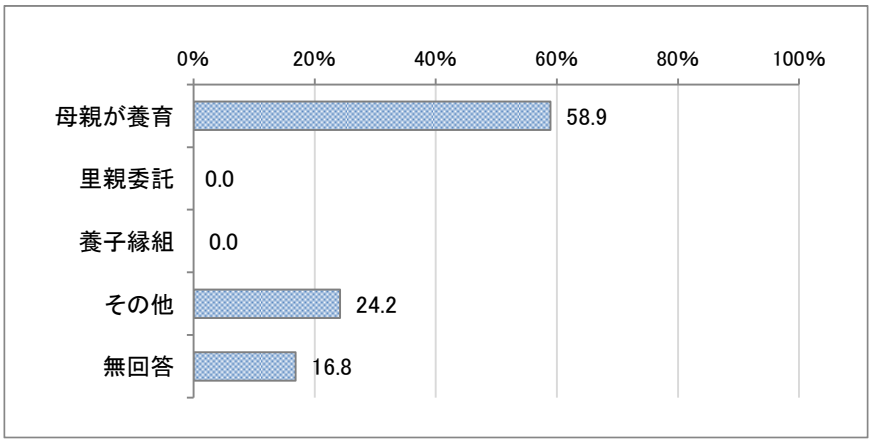

⑥ 産前・産後母子支援事業を実施していない理由

産前・産後母子支援事業を実施していない理由は、「その他」以外では、「実施してくれる施設がない」「対象者が把握できてない」が高くなっている。

図表 Ⅱ - 118　産前・産後母子支援事業を実施していない理由（n=47）

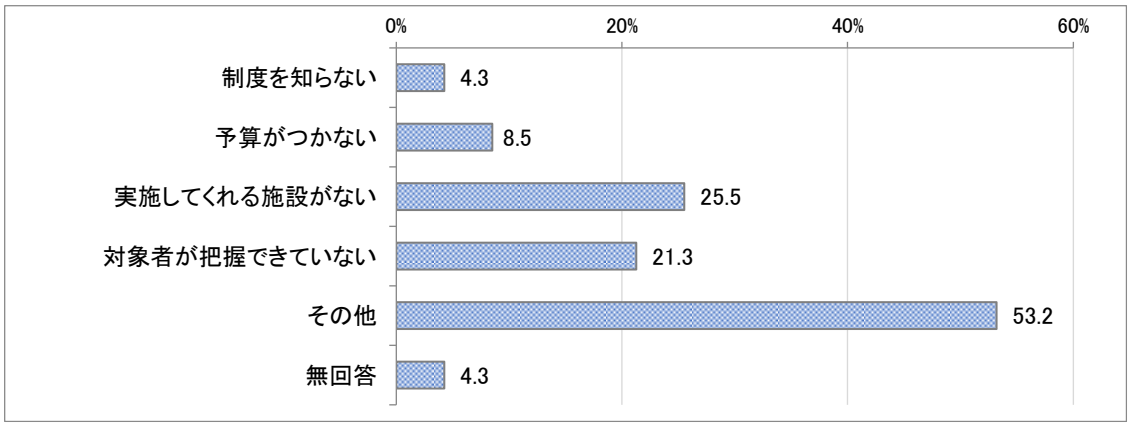

＜その他＞

- 既存の事業で対応
- 現在は特定妊婦等への支援について、市町において対応できているため。
- 関係機関等が連携し、支援ができているため
- 令和４年度中に実施予定
- 実施体制が整わないため。
- 現段階においては、事業化するほどの必要性がないと考えるため。
- 必要性が整理できていない。　など

⑦ 産前・産後母子支援事業以外で実施している特定妊婦等への支援（問２）

産前・産後母子支援事業以外で、自治体が特定妊婦等への支援として実施しているものは「特にない」が半数を超えている。また、「その他」が 27.1%となっている。

図表 II - 119　産前･産後母子支援事業以外で実施している特定妊婦等への支援（n=59）

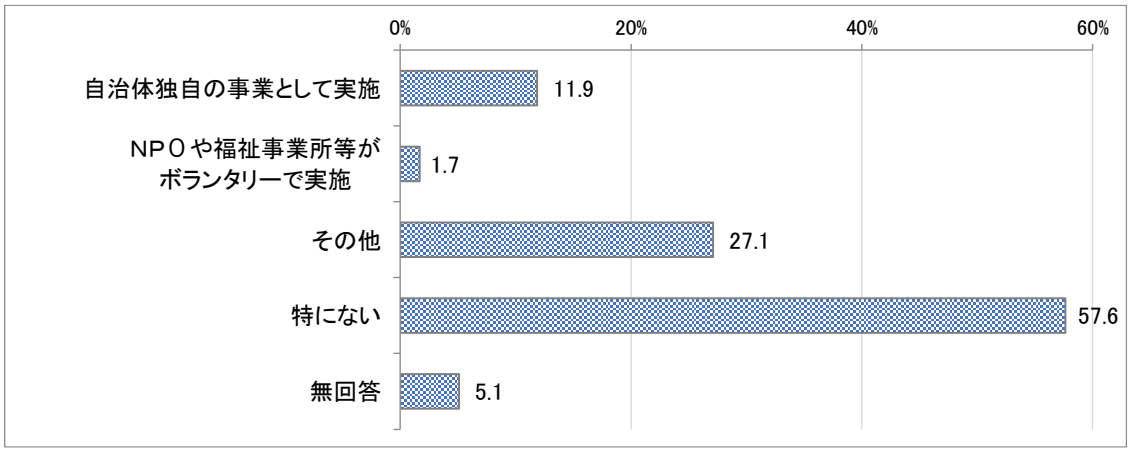

＜その他＞

(体制づくり)

・ 県内統一の妊産婦支援連絡票を作成し、産科医療機関と市町村母子保健担当課間における活用を促す
・ 要対協での把握による市町等によるフォロー
・ 思春期相談センターの設置。
・ 現状、課題、ノウハウの共有のため、県版要対協を設置。
・ 思いがけない妊娠など様々な問題を抱え、誰にも相談できず悩む方が、身近な地域で必要な支援を受けることができるように、24 時間 365 日の相談体制を確保。（県と協調で公益社団法人への委託により　実施）

（支援、事業）

・ 区役所の保健師が訪問等による支援を実施。
・ 妊娠出産サポートとして、産婦人科医会に委託し、メール相談等を実施。
・ 既存の母子保健事業の一環として支援を実施。
・ アウトリーチ、オンライン教室（妊娠期母親教室・出産後育児教室）。
・ 産前産後ヘルプ事業の実施。
・ 母子一体型ショートケア事業。
・ 養育支援訪問事業(健康づくり課)、養育支援ヘルパー事業(こども福祉課)。
・ 特定妊婦に限らず予期せぬ妊娠、思いがけない妊娠について悩んでいる方を対象に、SNS 相談や電話相談　を実施している。また相談された方で産科未受診の方については、初回受診料の補助を行っている。
・ 各区役所の母子健康手帳交付時にリスクアセスメントシート等を用い、ハイリスク妊婦を把握し、ケース　検討会議にて特定妊婦として受理し、地区担当保健師が医療機関への受診同行等ケースワークを行う。委託先にて望まない妊娠・出産に関する相談を受けている。
・ 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業（産科、精神科、小児科、行政の連携体制の構築を図り、児童虐待予防及び早期発見につなげる）児童虐待ゼロプロジェクト（児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携）

⑧ 特定妊婦等への支援を行うにあたり、連携が必要な機関（問３）

特定妊婦等への支援を行うにあたり、連携が必要と考える機関は、「病院・産院」が 89.8%と最も高く、次いで「乳児院」（64.4%）、「母子生活支援施設」（62.7%）などとなっている。

図表 II - 120　特定妊婦等への支援を行うにあたり、連携が必要な機関（n=59）

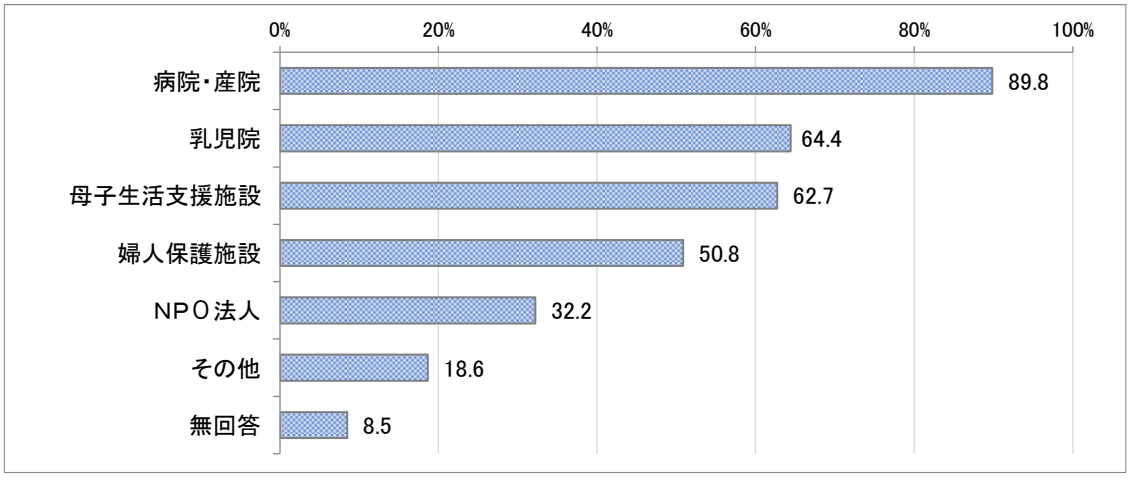

＜その他＞
- 各市町村関係課室（福祉部門、児童福祉部門、母子支援部門、保健部門、生活困窮対策部門等）
- 子育て世代包括支援センター
- 児童家庭センター
- 産前産後ケアセンター
- 女性相談センター
- 福祉事務所
- 児童相談所、婦人相談所、市町村要保護児童対策地域協議会
- ３障害関係の相談支援事業所やヘルパー事業所、保健センター、訪問看護ステーション
- 学校
- 行政、司法、警察

(2) 子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取り組み状況

① 子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取り組み状況（令和２年度・３年度）（問４）

子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取り組み状況は、「実施していない」が令和２年度：57.6%、令和３年度：50.8%と約半数となっている。

次いで「国庫補事業を活用しないで実施」が高く、令和２年度：23.7%、令和３年度：28.8%となっており、「国庫補事業を活用して実施」は令和２年度：6.8%、令和３年度：11.9%である。

図表 II - 121　子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取り組み状況（令和2年度・3年度）（n=59）

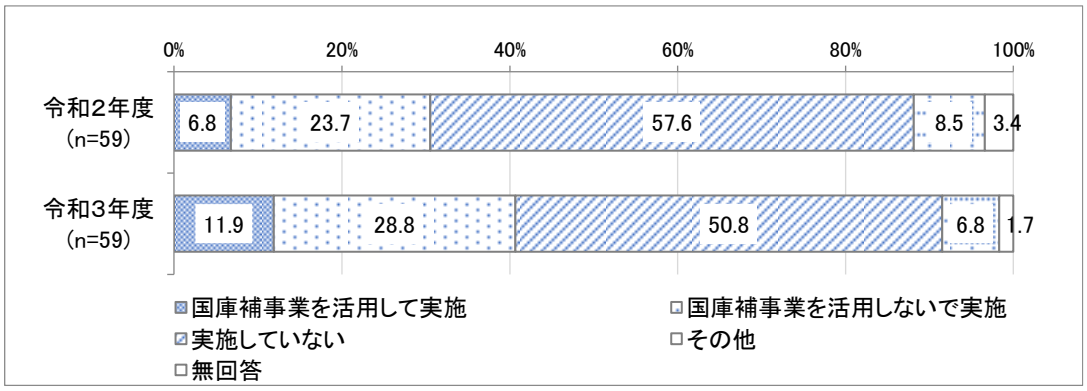

＜その他＞

- 毎年、子どもへのアンケートを実施している。
- 令和１年以降、社会的養護に暮らす子どもへのアンケートを実施。
- 一時保護児童への意見表明支援。
- 子どもの権利ノートの配布。
- 権利ノートの作成、各施設における意見箱の設置。
- 子どもの権利ノートおよび添付ハガキの説明・配付、子どもの権利擁護機関の周知（各施設にて意見 箱、子ども会議、ヒアリング等）。
- 一時保護児童、施設入所等児童が被措置児童虐待等を訴えるための葉書の配付や、子どもの権利を周 知するためのリーフレットを配付している。
- 意見箱の設置、子ども会議、権利ノートの配布（人権オンブズパーソンへの手紙）、児童相談所弁護 士による面談。

② 子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取り組み実績（令和２年度）

令和２年度に子どもの意見・意向表明支援を実施している自治体の、具体的な取り組み実績については、意見表明支援員（アドボケイト）の派遣等が７自治体、外部の相談窓口の設置、意見箱の設置が 11 件であった。

図表 II - 122　子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取り組み実績（令和2年度）（n=18）

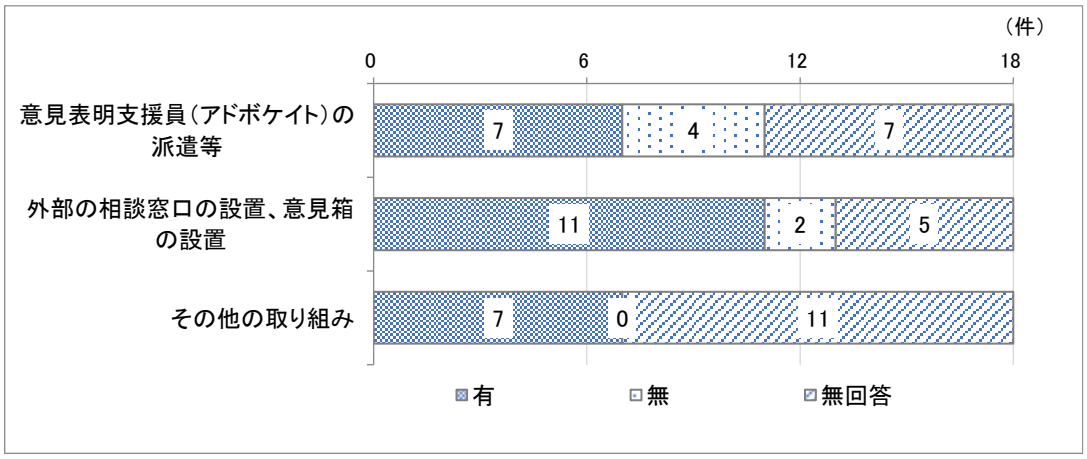

	延べ平均	標準偏差
意見表明支援員（アドボケイト）の派遣等(n=7)	27.6 件	18.23
外部の相談窓口の設置、意見箱の設置等(n=9)	141.1 件	211.50
その他(n=6)	603.5 件	1423.99

③ 子どもの意向表明支援の仕組みを構築するための課題（問５）

子どもの意向表明支援の仕組みを構築するための課題は、「仕組の構築に必要な人材の養成や確保」（69.5%）、「子どもが利用しやすい方法・手段について」（62.7%）、「子どもの権利擁護の啓発や理解の促進（行政職員、社会的養護、教育関係者、福祉関係者、一般市民）」（62.7%）が高くなっている。

図表 II - 123　子どもの意向表明支援の仕組みを構築するための課題（n=59）（複数回答）

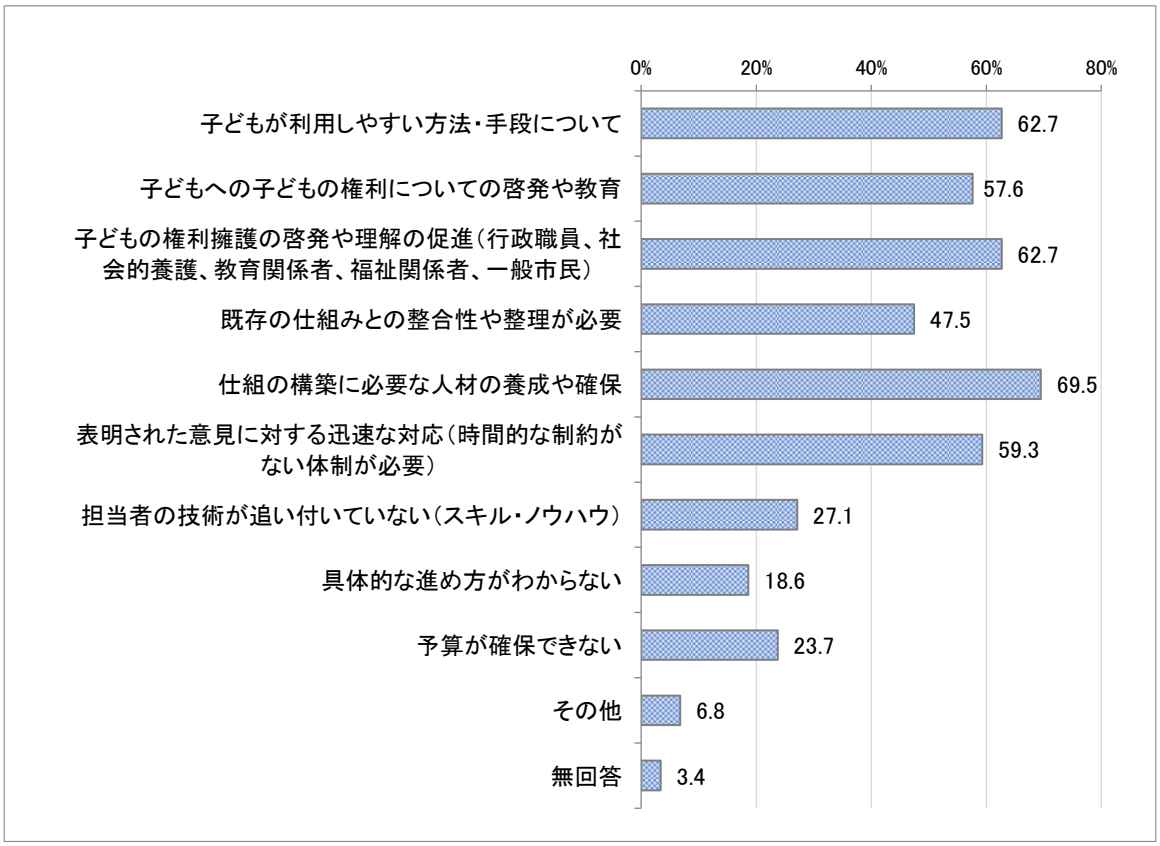

＜その他＞

- 事業の主体となる団体が少ないこと。
- 施設への導入に比べて、里親やファミリーホームへの導入が進んでいない（対象児童が 160 名程度 で個別訪問の調整が難航中）。
- 意見箱を設置しており今後課題を整理する予定。
- 国の動向を見ながら検討していく。

④ 子どもの意見・意向表明支援の委託先等として期待される主体（問６）

子どもの意見・意向表明支援の委託先等として期待される主体は、「弁護士会」が 66.1％と最も高く、次いで、「ＮＰＯ法人」（44.1％）となっている。

図表 II - 124　子どもの意見・意向表明支援の委託先等として期待される主体（n=59）（複数回答）

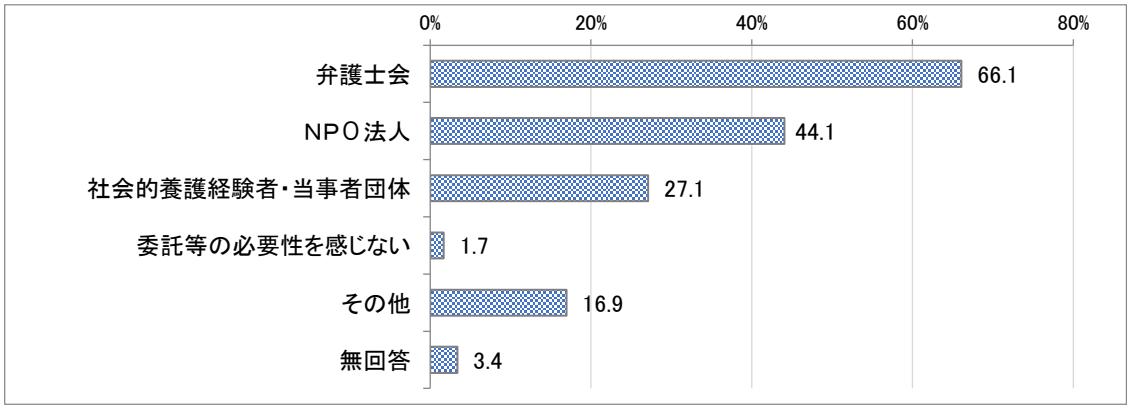

＜その他＞
- 社会福祉士会。
- 大学、国立大学法人。
- 子どもの権利相談室。
- 他自治体の動向も踏まえつつ、委託先となり得る資源についても検討していきたい。
- 適当な委託先等について検討が必要。
- 委託の実施も含め今後検討。
- まだ十分に検討できていない。

＜委託等の必要性を感じない理由＞
- 施設への導入に比べて、里親やファミリーホームへの導入が進んでいない（対象児童が多く個別訪問の調整が難航中）。
- 事業の主体となる団体が少ないこと。
- 意見箱を設置しており今後課題を整理する予定。
- 国の動向を見ながら検討していく。

⑤ 児福審や第三者委員を活用した子どもの権利擁護の取り組み実績（問 7）

児福審や第三者委員を活用した子どもの権利擁護の取り組み実績は「特にない」が 74.6%となっている。

図表 II - 125　児福審や第三者委員を活用した子どもの権利擁護の取り組み実績（n=59）（複数回答）

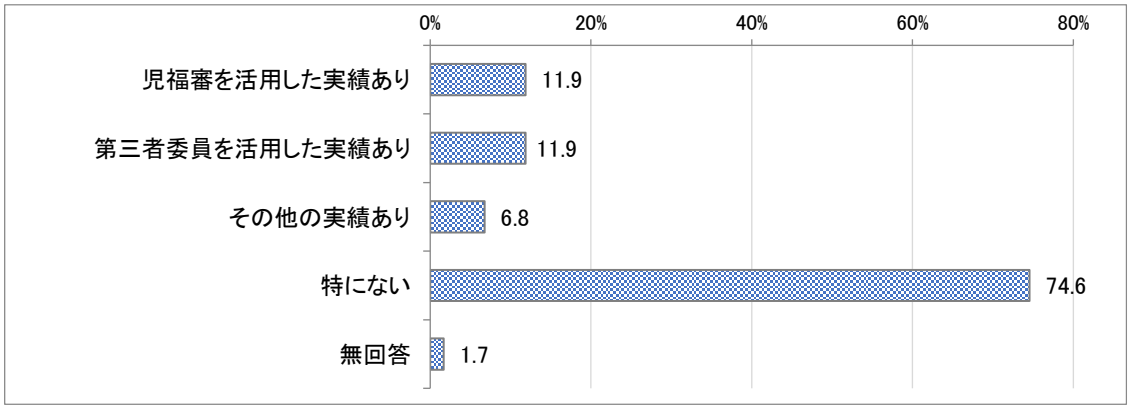

＜その他の実績の具体的記述＞
- 子どもの権利相談室（なごもっか）の設置
- 埼玉県子どもの権利擁護委員会（条例設置）
- 犯罪被害者支援センター
- 一時保護所内に設置している意見箱に入所児童からの投函がある。

⑥ 児福審や第三者委員を活用した実績がない理由（問８）

児福審や第三者委員を活用した子どもの権利擁護の取り組みの実績がない自治体にその理由を聞くと、「活用できる仕組みが整っていない」が 65.9%と最も高くなっている。

図表 II - 126　児福審や第三者委員を活用した実績がない理由.（n=59）（複数回答）

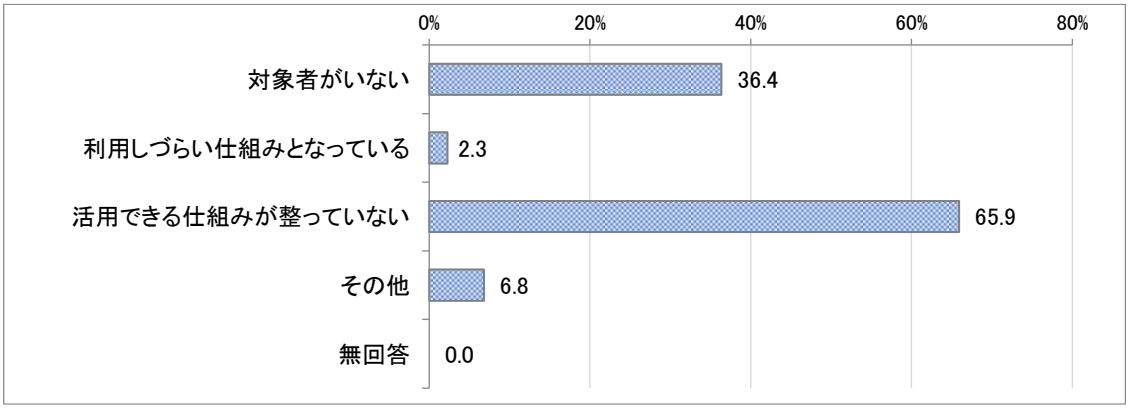

＜その他＞
- 対象児童に児福審を紹介したが、令和 2 年度は活用に至らなかった。
- 第三者委員の活用について検討している。
- 新型コロナウイルス感染予防のため未実施。

＜利用しづらい仕組みの具体的記述＞
- 児童が申立をする手段の周知が不十分。

⑦ 入所措置等された子どもの自立支援計画の策定に、子ども自身が参画している施設数等（令和２年度）（問 9）

自治体において入所措置等された子どもの自立支援計画の策定に、子ども自身が参画している施設数等（令和２年度）は、「児童養護施設」が多い。また里親についても約４分の１が子ども自身が参画する仕組みがあるとしている。

図表 II - 127　入所措置等された子どもの自立支援計画の策定に、
子ども自身が参画している施設数等（令和2年度）（n=59）

	回答自治体数	施設数	子どもが参画する仕組のある施設
児童養護施設	50 自治体	454 施設中	310 施設
乳児院	45 自治体	91 施設中	26 施設
児童心理治療施設	35 自治体	41 施設中	24 施設
児童自立支援施設	38 自治体	46 施設中	34 施設
里親	46 自治体	3688 人	970 人
ファミリーホーム	46 自治体	901 施設	100 施設

(3) 親子再統合支援（保護者指導・カウンセリング強化事業等）の取り組み状況

① 親子再統合支援（保護者指導・カウンセリング強化事業等）の取り組み状況（令和２年度・３年度）（問８）

親子再統合支援（保護者指導・カウンセリング強化事業等）の取り組み状況は、「国庫補事業を活用して実施」が令和２年度・３年度とも 67.8%であった。

図表 II - 128　親子再統合支援（保護者指導・カウンセリング強化事業等）の取組状況（令和2年・3年）（n=59）

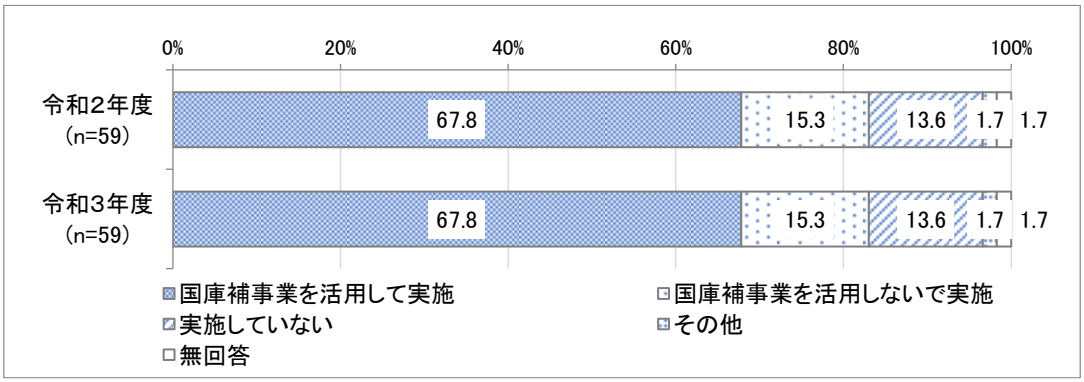

＜その他＞
- 外部機関へ親子関係性評価等を依頼、児相職員によるペアレントトレーニング等の実施。
- 指導中の保護者を対象とした契約医療機関へのカウンセリング委託。
- 親子関係性評価・精神医学的・心理学的評価。
- プログラム資格取得に関する事業のみ実施。
- 「保護者指導支援カウンセリング事業」で予算はとっているが、実績は出ていない。

② 事業ごとの実績（令和２年度）

令和２年度に「国庫補助事業を活用して実施」と回答した自治体に事業ごとの実績について聞いたところ、41 自治体、96 のプログラムについて回答があった。

i.国庫補助の活用の有無

国庫補助については、「活用している」が 78.1%であった。

図表 II - 129　国庫補助の活用の有無（n=96）

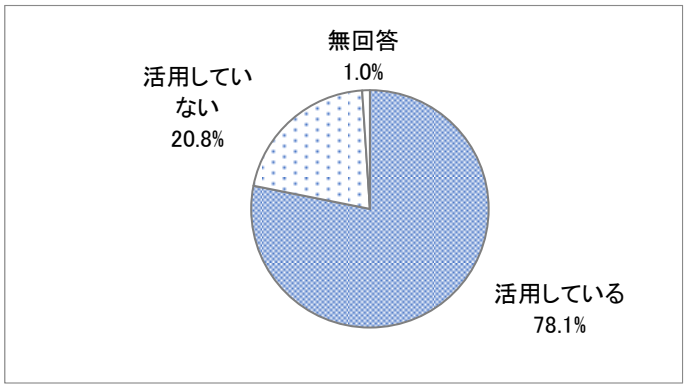

ii.活用している国庫補助事業

活用している国庫補助事業は、「保護者指導支援カウンセリング事業」が 53.1%と最も多く、次いで、「家族療法事業」が 17.7%となっている。

図表 II - 130　国庫補助の活用の有無（n=96）

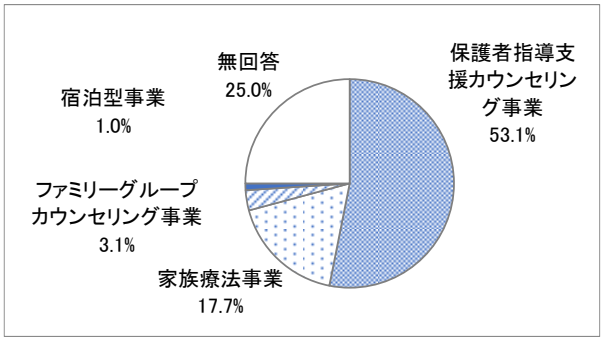

iii.平均支援期間

平均支援期間は、「6 か月～12 か月未満」が 29.2%と最も高く、次いで、「12 か月以上」（19.8%）、「1 か月未満」（16.7%）となっている。

図表 II - 131　平均支援期間（n=96）

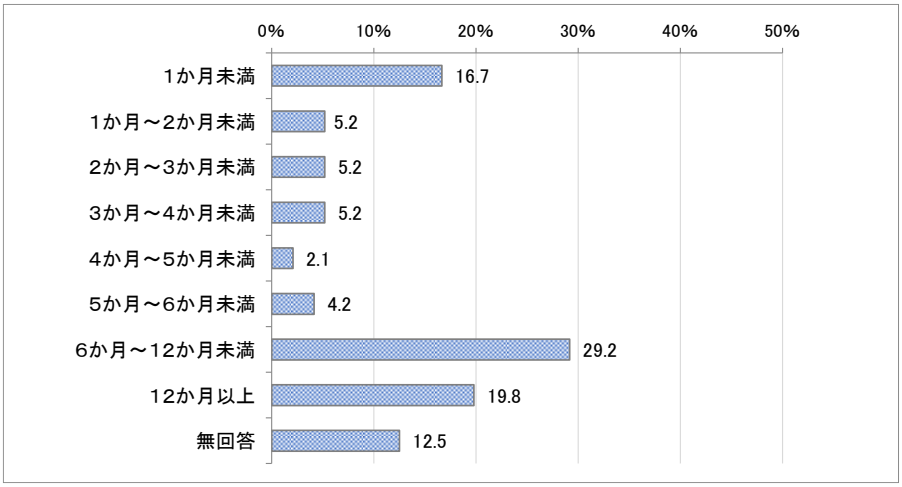

iv.利用方法

支援の利用方法は「通所」が 67.7%と多くなっている。

図表 II - 132　支援の利用方法（n=96）

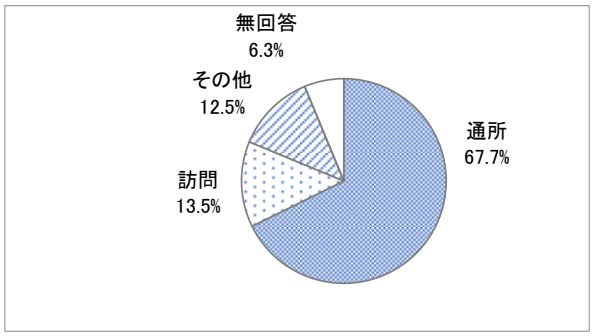

v.支援家庭の子どもの平均年齢

支援家庭の子どもの平均年齢は「6～12 歳未満」が半数を占めており、平均 8.2 歳であった。

図表 II - 133　支援家庭の子どもの平均年齢（n=96）

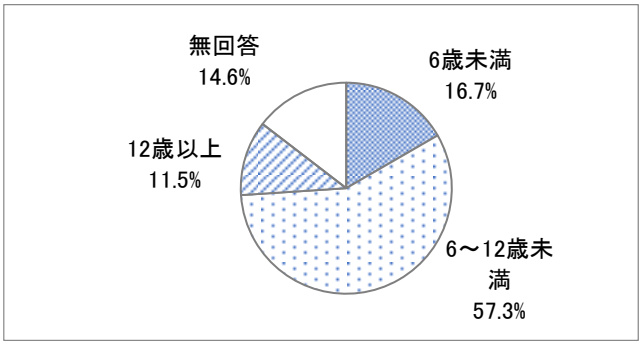

③ 親子再統合支援事業の委託状況（令和３年度）（問 11）

令和３年度における、親子再統合支援事業を「委託している」自治体は 13.6%（８件）であった。

図表 II - 134　親子再統合支援事業の委託状況（令和3年度）（n=59）

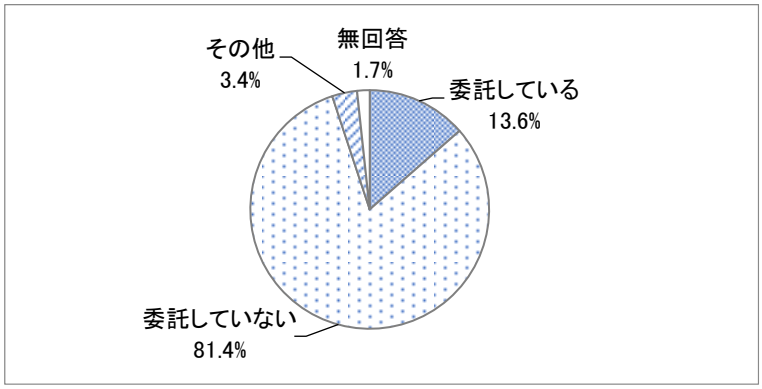

＜その他＞

- 児童相談所を中心に実施するが、医療機関の医師を協力医として委嘱し、必要に応じてカウンセリングを実施している。
- 親子再統合は児童相談所が主となり実施し、再統合のうちの保護者支援プログラムの部分のみを委託している。

④ 親子再統合支援事業の委託機関毎の体制（令和３年度）

令和３年度に親子再統合支援事業を委託している自治体に、委託機関毎の体制を聞いたところ、23機関について回答があった。

i.所属機関の形態

所属機関の形態は、「NPO」が半数近い。

図表 II - 135　所属機関の形態（n=23）

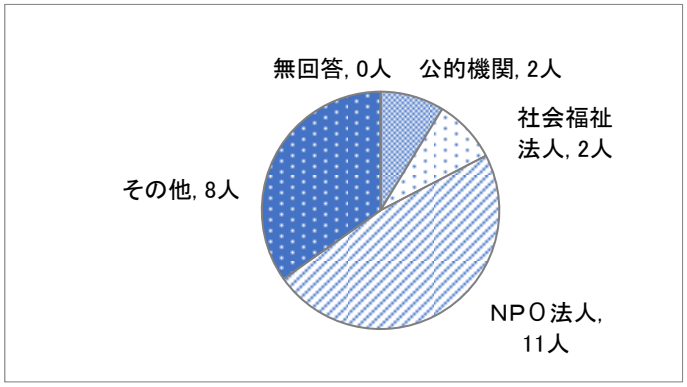

ii.担当職員の雇用形態

担当職員の雇用形態は、非常勤が６程度となっている。

図表 II - 136　担当職員の雇用形態（n=23）

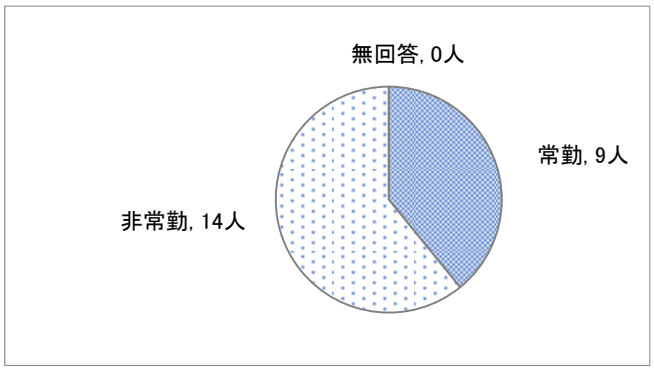

iii.担当職員の専任の有無

兼任が約６割となっている。

図表 II - 137　専任の有無（n=23）

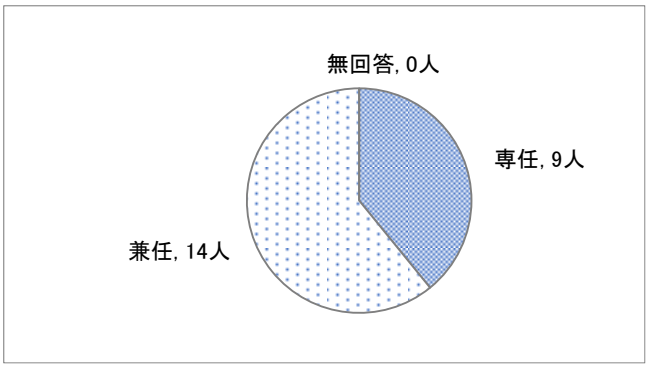

iv.担当職員の保有資格

担当職員の保有資格は、臨床心理士、公認心理士が多い。

図表 II - 138　担当職員の保有資格（複数回答　n=23）

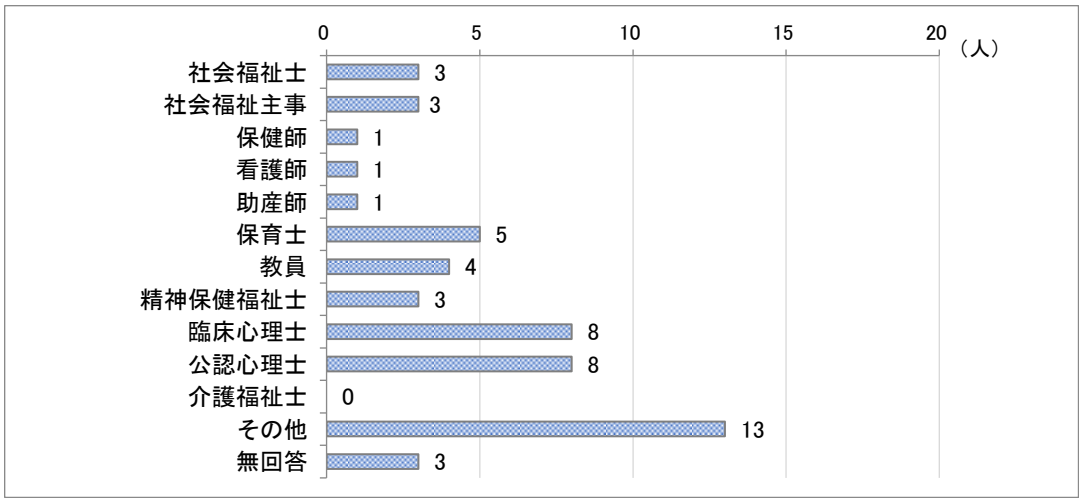

⑤ 実施にあたって課題になっていること（問 12）

親子再統合支援事業の実施にあたって課題となっていることは、「事業の実施に必要な人材の養成や確保が困難」が 64.4％と最も高く、次いで「既存の取組（児童相談所の児童福祉司や施設の家庭支援専門相談員の家庭復帰支援）との整合性や整理が必要」が 42.4％となっている。

図表 II - 139　親子再統合支援事業の実施にあたって課題になっていること（n=59）

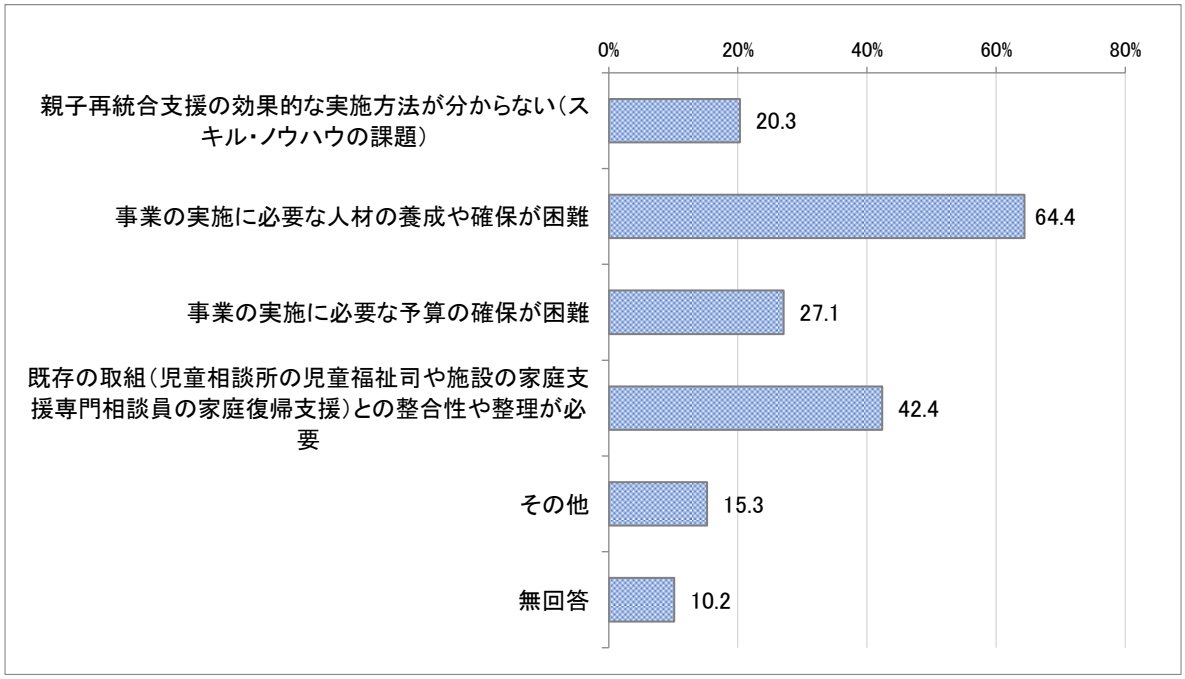

＜その他＞

- 必要があっても動機付けが不十分なまま取り組んでも効果がない。保護者とのラポール形成と支援を受け入ることができるかのアセスメントが必要。
- ケースの状況に応じた支援計画を策定しているが、担当の異動等により進行に不具合が生じることがある。
- プログラムによるが、予算の制約により希望するケース全てについて実施することはできていない。

・ 組織的に取り組む仕組みがないこと。
・ 親子再統合支援事業の委託先が十分に確保されていない。
・ ＮＰＯ法人などの民間団体の活用。
・ 新しいノウハウなどがあれば知りたい。
・ 児童相談所の指導に沿わない事案への対応。
・ 通常業務量も増えている中で本事業の業務負担が大きい。

⑥ 家族再統合支援を行うにあたって連携が必要な機関（問 13）

家族再統合支援を行うにあたって連携が必要な機関は、「乳児院等児童福祉施設」が 96.6%と最も高く、次いで「市区町村」が 84.7%となっている。

図表 II - 140　家族再統合支援を行うにあたって連携が必要な機関（n=59）

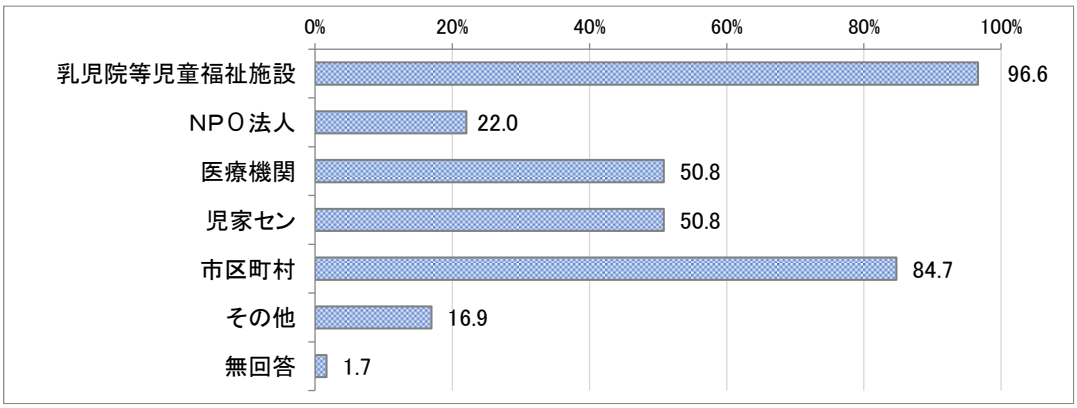

＜その他＞
・ 児童の所属する保育所、療育機関、学校、大学等
・ 中核支援センター、障がい者福祉施設、保健所
・ フォスタリング機関
・ 母子生活支援施設
・ 児童相談所へ拒否感が強い親の場合、民間と協力して支援できるものがあるとよいと考える。

(4) 社会的養護自立支援事業の取り組み状況

① 社会的養護自立支援事業の取り組み状況（令和２年度、令和３年度）（問 14）

社会的養護自立支援事業の支援を受けている人のうち23歳以上の人の有無は、令和２年度が27.1%、令和３年度が32.2%とやや増加している。

図表 II - 141　社会的養護自立支援事業の支援を受けている人のうち 23 歳以上の人の有無（令和2年度・3年度）(n=59)

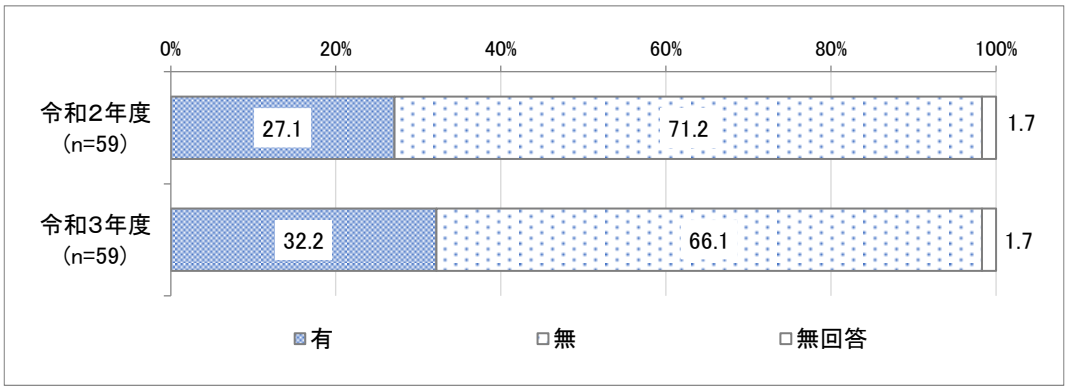

② 社会的養護自立支援事業の支援を受けている人のうち 23 歳以降の人の状況（令和 2 年度）

令和２年度に社会的養護自立支援事業の支援を受けている人のうち23歳以降の人のいる自治体に、10 件を上限に記載していただき、計 104 件の回答があった。

i.年齢

令和２年度に社会的養護自立支援事業の支援を受けている 23 歳以降の人の平均年齢は 28.2 歳である。

図表 II - 142　年齢(n=104)

平均	標準偏差
28.2 歳	6.36

ii.措置解除直前の住まい

措置直前の住まいは、「児童養護施設」が 65.4%と最も高く、次いで、「自立支援ホーム（27.9%）となっている。

図表 II - 143　措置解除直前の住まい(n=104)

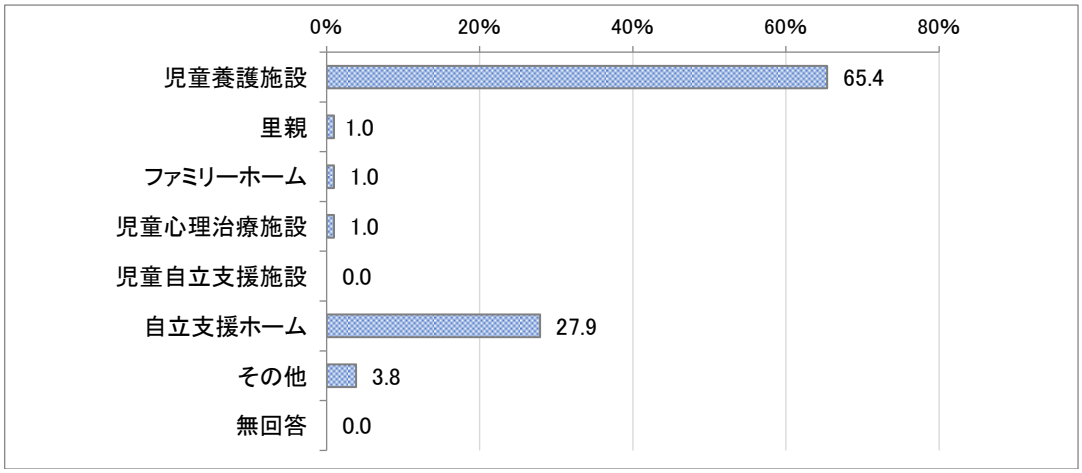

iii.支援の状況

支援の状況は、「生活・対人関係に関する相談」が 92.3%と最も高く、次いで「就労職場に関する相談」（57.7%）「法的なトラブルに関する相談」（26.9%）、「メンタルケアを含む医療の相談」（24.0%）となっている。

図表 II - 144　支援の状況（複数回答　n=104）

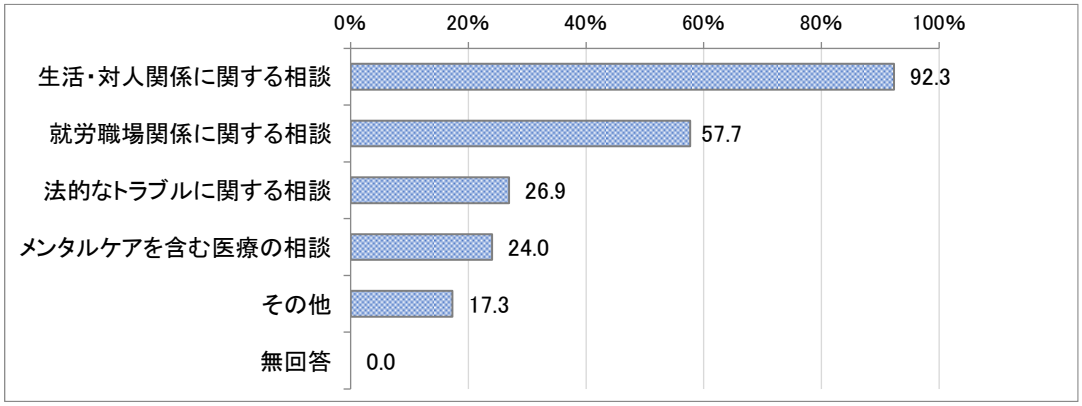

iv.支援実施機関

支援実施機関は、「アフターケア事業所」が 87.5%と最も高く、次いで「児童養護施設」（25.0%）となっている。

図表 II - 145　支援実施機関（複数回答　n=104）

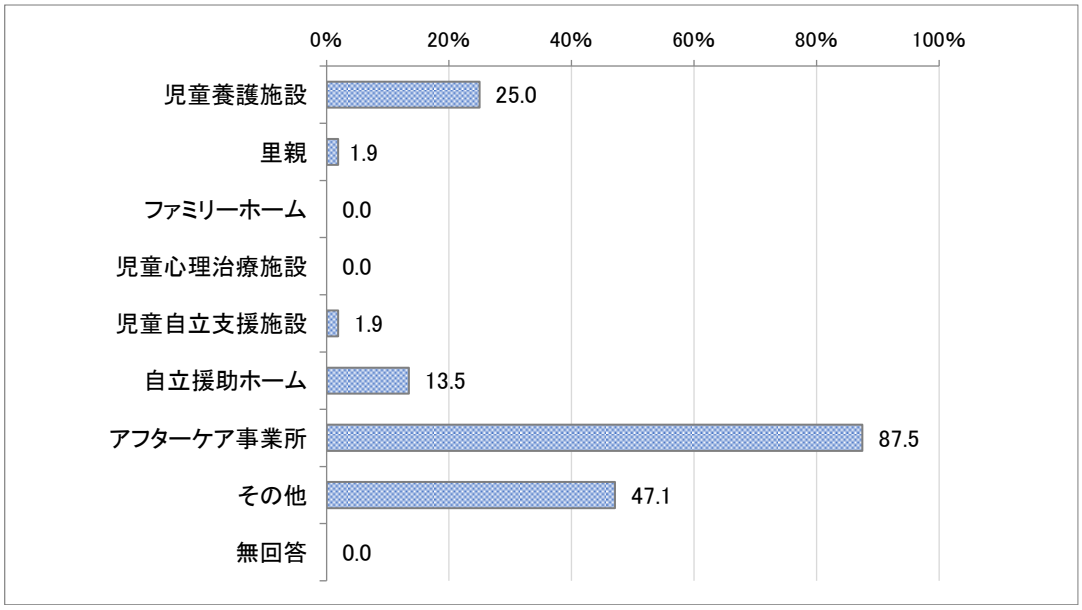

v.支援を行っている期間

支援を行っている期間は、「5 年以上」が 36.5%と最も高く、次いで、「２年以上３年未満」(20.2%)、「１年以上２年未満」(19.2%) となっている。

図表 II - 146　支援を行っている期間(n=104)

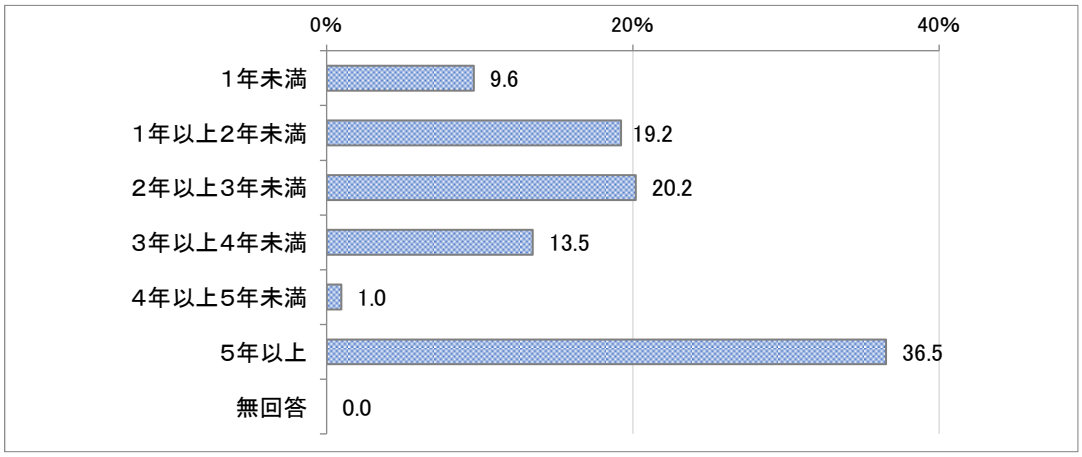

③ 23 歳以降の人を支援する場合の連携先

令和２年度に社会的養護自立支援事業の支援を受けている人のうち23歳以降の人のいる自治体に、支援する場合の連携先を聞いたところ、下記のように多岐にわたった。

図表 II - 147　23 歳以降の人を支援する場合の連携先(n=16)

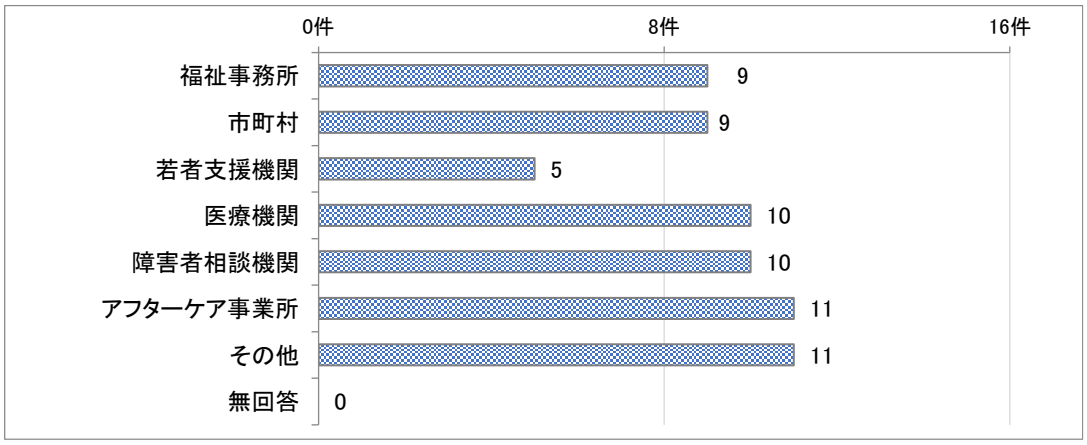

＜その他＞

- 支援を受けている者の出身施設
- 子持ちであれば児童相談所
- 母子生活支援施設
- 社会福祉協議会、各学校、ハローワーク、児童養護施設、フォスタリング機関、児童家庭支援センター
- 保育園ファミサポ等子育て支援機関、女性保護機関、ハローワーク(障害者職業センター)、民間シェルター、母子寡婦会、ボランティア
- 法律事務所、困窮者支援団体、居住支援法人
- 弁護士
- 生活相談支援を委託している児童養護施設が退園生の生活相談支援にあたっているため、関係機関と連 携した事例はなし。

④ 社会的養護経験者が都道府県域を超えて転居した際の連携の有無（問 15）

社会的養護経験者が都道府県域を超えて転居した際の連携については、「都道府県を超えての連携実績がある」が 27.1%、「実績がない」が 72.9%であった。

図表 II - 148　社会的養護経験者が都道府県域を超えて転居した際の連携の有無（n=59）

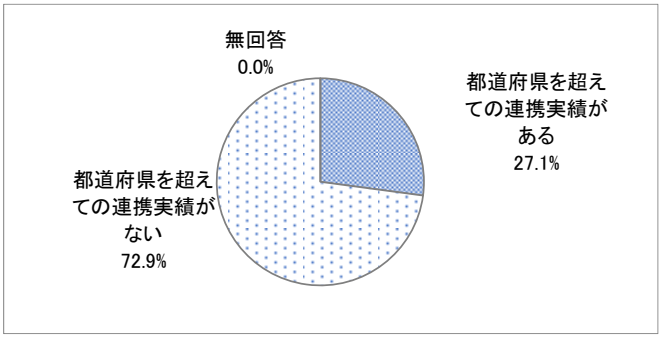

⑤ 都道府県を超えての連携状況

「都道府県を超えての連携実績がある」と回答した自治体における連携状況は、「連携がうまくできている」が多くなっている。

図表 II - 149　都道府県域を超えての連携状況（n=16）

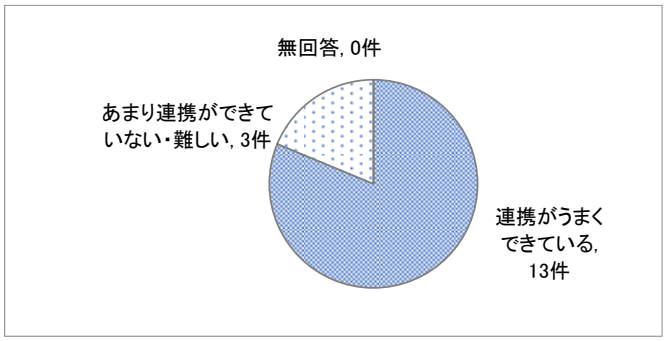

＜連携がうまくいくために工夫していること＞

- 転居先の支援団体と連携し、継続的な支援を実施している。
- 転居先のアフターケア事業所に繋ぐ等の支援を行っている。
- 出身施設や、担当 CW との連絡を密にとることを、常に意識している。
- 情報共有を継続していくこと。
- 都道府県間の連絡調整をしっかりすること。
- 他都市担当者との連絡調整等。
- 相談開始の際に、ケース概要や自立に向けての支援が必要なケースの課題について情報共有をし、必要 に応じてオンライン面談を行う。
- 全国アフターケアネットワーク「えんじゅ」を通じて、県外ケースに対応した事例がある。

＜連携できていない・難しい理由＞

- 相互の紹介のみに留まっている。
- 当事者が県内へ転入してくる場合は、県のアフターケア事業所が継続した支援を受け入れるが、 県外に転出時には、なかなかスムーズに受け入れてもらえない。
- 対面支援が出来ない分、状況が見えない、ひとりで動けない場合の同行支援が出来ない。

⑥ 今後、都道府県を超えて連携を行う上で期待すること（問 16）

今後、都道府県を超えて連携を行う上で期待することは、「関係機関の関与」が 71.2%と最も高く、次いで「事業所同士のネットワークの形成」が 52.5%となっている。

図表 II - 150　今後、都道府県を超えて連携を行う上で期待すること（n=59）（複数回答）

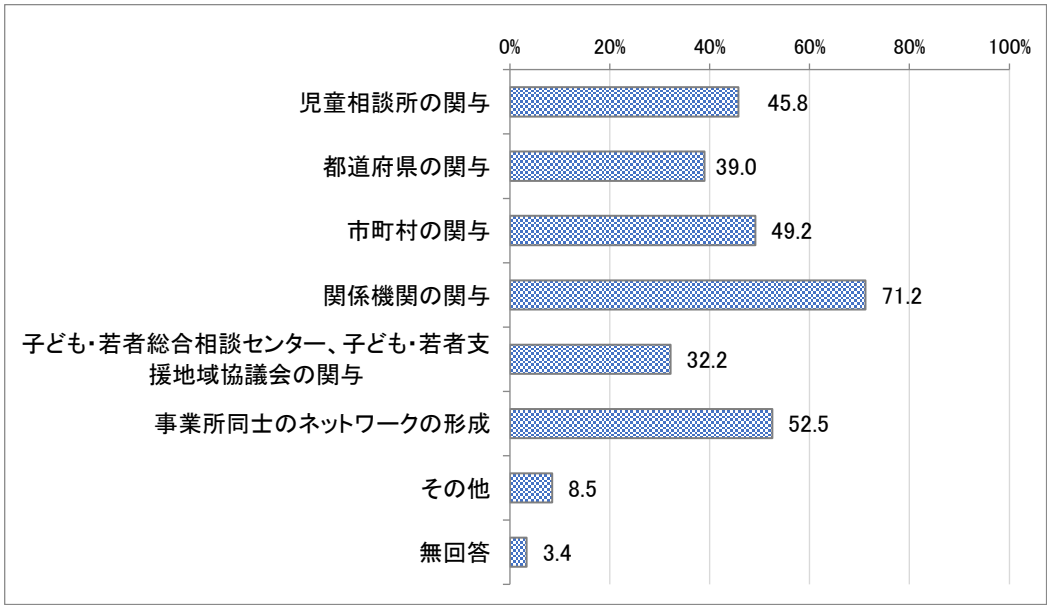

＜その他＞
- 当事者が活用できる社会資源に係る情報提供等。
- 対象者が支援継続を望めば、住居エリアの同事業への移管を可能にできるとよい。
- 国の関与（統一した制度に対する基準を明確に提示すること等）。
- 児童家庭支援センターを措置費の対象とし、国が運営費を全額負担し人口に応じた設置を義務とする。

第 III 章 諸外国における里親支援の取組

1. 概要

(1) 調査目的

わが国で里親委託を本格的に推進する上で、フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築が喫緊の課題とされ、制度改革の見直しの中で、里親支援機関を法定機関として位置付けることが目指されている。法定化に際しては、フォスタリング機関の法制上の位置づけや提供主体、人員配置基準等を設計する必要があり、本調査では、諸外国におけるこれらの法制や実施体制の実態を把握し、我が国における里親委託の推進体制の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査対象国

諸外国の中でも、里親委託率が高位（70%以上）および中位（40-60%）である国の中から、エスピン＝アンデルセンによる福祉レジーム[1]の各分類に属する国を 1 ヶ国ずつ抽出し、さらに民間の里親支援の取組が活発である以下の 4 ヵ国を選定した。

	里親委託率[2]	福祉レジーム分類
イギリス	73.2%	自由主義レジーム
オーストラリア	92.3%	自由主義レジーム
フィンランド	40.2%[3]	社会民主主義レジーム
フランス	44.2%	保守主義レジーム

(3) 調査内容

里親委託を推進する里親支援機関（以下、「フォスタリング機関」とする。）に焦点をあて、法制上の位置づけ及び実施体制等について実態把握を試みる。

調査対象国に共通する調査項目としては以下のとおりである。

- 里親支援体制の概要
- 里親支援業務の法制上の位置づけ
- フォスタリング機関の体制
- フォスタリング機関への公的財政支援

(4) 調査方法

先行研究や関連文献の調査、調査対象国の政府ウェブサイトや法令文書等のデスクリサーチの他、自治体やフォスタリング機関へのヒアリングなどを通じ、調査を行った。

---

[1] 社会学者エスピン・アンデルセンにより提唱された理論であり、福祉の生産が、市場・国家・家族間でどのように配分されているのかに注目したもの。福祉レジームの類型として「自由主義」「保守主義」「社会民主主義」に分け、提福祉国家を以下の 3 類型に分類した。
〇自由主義レジーム（アメリカなどのアングロ・サクソン諸国）
〇社会民主主義レジーム（スウェーデン、デンマークなどの北欧諸国）
〇保守主義レジーム（ドイツ、フランスなどの大陸ヨーロッパ諸国）

[2] 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2021）「令和２年度先駆的ケア策定・検証調査事業　乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究　報告書」https://www.mhlw.go.jp/content/000798550.pdf、2022 年 1 月 13 日アクセス

[3] 藪長千乃「フィンランドにおける「児童保護」：普遍主義的な福祉制度下における要保護ニーズへの対応」『社 会 保 障 研 究 』Vol. 2 No. 2･3

2. イギリス

(1) 里親支援体制の概要

① イギリスにおける児童保護制度

i.児童保護制度の概要

イギリス[4]では、教育省（Department for Education）が子どもの保護を含む子どもの支援や教育に係るサービスを所管し、地方自治体に設置されている子どもの社会的養護部局（Children's Social Care; CSC）が児童保護に係る実務を担っている。子どもの社会的養護部局（CSC）は地方自治体内の部課組織であり、自治体本局から独立した機関ではないが、我が国における児童相談所に該当する行政機関と位置付けられる。

児童保護や社会的養護に関する根拠法としては、1989 年の児童法があり、子どもの安全保障・福祉の促進に関する地方自治体の義務について以下のとおり定めている[5]。

- 支援を必要とする子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）を行い、子どもの福祉を促進することは、全ての地方自治体の義務である。（1989 年児童法 17 条 1 項（a）
- 義務と整合的な限りにおいて、支援を必要とする子どもの家族による養育を促進することは、全ての地方自治体の義務である。（1989 年児童法 17 条 1 項（b））

子どもの社会的養護部局（CSC）では、子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）と子どもの保護（Child Protection）に関する支援サービスを行っており、社会的養護チーム[6]、虐待対応チーム、里親支援チーム、児童・少年司法支援チーム等が置かれ[7]、ソーシャルワーカーを基幹人的資源とする自治体による個別福祉サービスが提供されている。

子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）とは、予防的支援を通じ子どもの安全と健全な発達の支援に必要な支援を提供することを指し、子どもの保護（Child Protection）とは、虐待などにより重大な危害を被っている（あるいはその可能性のある）子どもを保護することを指す[8]。全英児童虐待防止協会によると、子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）は、子どもの安全を保障し児童福祉の推進を図る概念であり、子どもに関わる全ての人の義務であると説明している。また、子どもの保護（Child Protection）は、重大な危害を被る危険がある一人一人の子ども守るための対応や行為を意味するため、子どもの保護（Child Protection）は子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）の一部であるとしている。

イギリスでは、支援が必要な子どもを Children in Need（CIN）と称し、1989 年児童法 17 条においても、地方自治体による支援義務の対象として明確に位置付けている。具体的には「発達や健康へのリスクがあることから、支援と保護が必要と判断された子どもたち」を指し、支援計画が必要とな

---

[4] 英国の法体系は①インドランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドの三つの法域事に異なる。本報告書では、イングランド及びウェールズの法体系を主な調査対象とし、里親等委託率についてはイギリス、その他についてはイングランドについて記載している。

[5] The National Archives, "Children Act 1989", http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1989/41/contents, accessed January 15, 2022

[6] Looking After Team や Corporate Parenting Section 等の名称となっている。

[7] 地方自治体によって組織体制や編成が異なる。

[8] The National Society for the Prevention of Cruelty to Children, "Safeguarding children and child protection", https://learning.nspcc.org.uk/safeguarding-child-protection, accessed March 23, 2022

る子ども、児童保護計画の対象となる子ども、社会的養護の子ども、ヤングケアラー、障害児が対象として挙げられている[9]。18 歳までの子どもが対象となるが、ケアリーバーや宿泊提供などの支援を受けている 18 歳以上の若者や胎児も含まれる[10]。

ii.児童保護に関する最新の統計

支援が必要な子ども（CIN）は、過去 10 年間（2012 年～2021 年）、約 38 万人～40 万人で推移している[11]。支援が必要な子ども（CIN）の家庭環境や背景としては、経済的貧困、親の精神疾患、アルコールや薬物依存、ひとり親家庭、若年の親、家庭内暴力など、多岐にわたる課題が挙げられる。支援が必要な子ども（CIN）のうち、重大な害があると判断され集中的な支援対象となる子どもは、児童保護計画の対象となる子ども（Children on a child protection Plan; CPP）、また、虐待・ネグレクトや保護者の不在等の事由により代替的養育を受ける子どもは社会的養護の子ども（Children looked after; CLA）と表現される。これらを図示化すると次のとおりである。

図表 III-1 児童保護の対象となる子ども

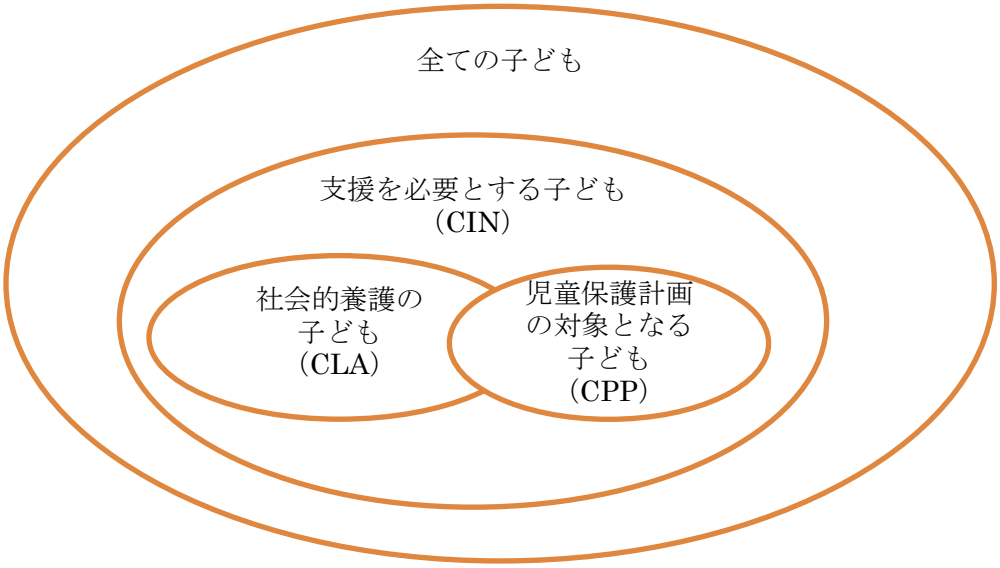

出典）Department for Education," Outcomes for children in need, including children looked after by local authorities in England（Reporting Year 2020）"や"Characteristics of children in need(Reporting Year 2021)"等を基に作成

2021 年の統計を見ると、イギリス全土の子ども（18 歳以下）は約 1,209 万人[12]いるとされ、このうち、支援を必要とする子ども（CIN）は 388,490 人、社会的養護の子どもは 80,850 人、児童保護計画の対象とされた子どもは 50,010 人である[13]。なお、社会的養護の子どものうち、養子縁組された子どもは 2,870 人であった。

本報告書では、支援が必要な子ども（CIN）のうち、社会的養護の子ども（CLA）に焦点をあて情報の整理を行った。

---

[9] GOV.UK, "Characteristics of children in need (Reporting Year 2021)"
[10] GOV.UK, "Characteristics of children in need (Reporting Year 2021)"
[11] GOV.UK, "Characteristics of children in need (Reporting Year 2021)"
[12] Office for National Statistics (ONS), "mid-year population estimates for children aged 0 to 17 years in England"
[13] GOV.UK, "Characteristics of children in need (Reporting Year 2021)"

イギリスにおける社会的養護の子どもの人数と増加率は、以下のとおりである。2021 年時点の社会的養護の子ども数は 80,850 人とされ、増加傾向が続いている。

図表 III-2 イギリスにおける社会的養護の子どもの数

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
社会的養護の子どもの人数	75,370	78,140	80,000	80,850
増加数（対前年度比）		+2,770	+1,860	+850
増加率（対前年度比）		+4%	+2%	+1%

出典）Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021”, November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022

社会的養護の子どもを年齢別でみると、10～15 歳が全体の 38%を占め最も多くなっている。次いで、16 歳以上が 23%、5～9 歳が 19%、1～4 歳が 14%、1 歳未満は 5%となっている[14]。

また、措置が必要となった要因の内訳と経年変化としては以下のとおりである。虐待またはネグレクトが全体の 3 分の 1 を占め、過去 4 年、増加が続いている。その次に、家族の機能不全、急性ストレス状況の家族、両親・養育者の不在などが主な要因となっている。

図表 III-3 措置が必要となった要因

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
社会的養護の子どもの人数	75,370	78,140	80,000	80,850
1. 虐待もしくはネグレクト	63%	64%	65%	66%
2. 子どもの障害	3%	3%	3%	3%
3. 両親の病気もしくは障害	3%	3%	3%	3%
4. 急性ストレス状況の家族	8%	8%	8%	8%
5. 家族の機能不全	15%	14%	14%	14%
6. 反社会的行動	1%	1%	1%	1%
7. 低所得・経済的貧困	<1%	<1%	<1%	<1%
8. 両親・養育者の不在	6%	7%	7%	5%

出典）Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021”, November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022

社会的養護の子どもの処遇としては、次のとおりとなっている。里親委託と親族里親委託を合わせ、全体の約 71%が里親による養育となっている。

[14] Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021”, November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022

図表 III-4 社会的養護の子どもの処遇

	2020 年	2021 年
社会的養護の子どもの処遇		
1. 里親委託	57%	56%
2. 親族里親委託	14%	15%
3. 児童養護施設（Children's home）、非行少年保護施設（Secure Children's Home）、半自立的住居	14%	14%
4. 両親もしくは養育者との同居	7%	7%
5. 養子縁組	3%	3%
6. 地域での自立生活、住み込み雇用	3%	2%
7. その他の入所施設（ケアホーム、触法少年施設など）	2%	2%

出典）Department for Education, "Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021", November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022

Children's home は日本の児童養護施設に該当するものであり、非行少年保護施設（Secure Children's Home）は、非行少年や罪を犯した少年が入所し、管理された環境で生活する更正施設となっている。これらの施設に入所する児童の大多数は、ケア命令によるものとなっている。

なお、措置の安定性を見ると、社会的養護の子どもの 10 人中 7 人は、措置回数が 1 回/年であったが、11 人に 1 人は年間で 3 回以上の措置を経験している[15]。2021 年はコロナウイルスの影響で、措置変更は減少傾向が見られたが、措置回数の多さは依然課題となっている。

iii.措置決定までの流れ

支援が必要な子ども（CIN）の保護システムや措置決定の主なプロセスは以下のとおりである[16]。

①通報・判断・保護

- 虐待、ネグレクトなど子どもの福祉に関する通報があった場合、通報を受けた地方自治体の子どもの社会的養護部局（CSC）は、調査が必要なケースかを判断する。
- 子どもが重大な危害に晒され緊急保護が必要と判断される場合は、緊急戦略会議が行われる。
- 通報の有無にかかわらず、子どもの危機的状況から即時の保護が必要な場合は、1989 年児童法 46 条に基づき、警察による保護が行われる（期間は 72 時間以内）。

②調査

- 介入や対応が必要と判断された場合には、地方自治体の子どもの社会的養護部局（CSC）のソーシャルワーカーにより、子どもの発達上のニーズ、ペアレント能力及び家族や環境の状況の 3 つの観点から、子どものニーズに関するアセスメント調査が行われる。
- 子どもに対する重大な危害がある、もしくは、疑われる場合は、47 条調査が開始される。47 条調査とは、1989 年児童法 47 条に基づく調査で、警緊保護や深刻な危害に晒されているケースに対

[15] Department for Education, "Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021", November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022

[16] HM Government, "Working Together to Safeguard Children", July 2018.にある情報を踏まえ整理

し、法的に認められた調査である。

③支援

(a) 児童保護計画・集中支援

- 調査の結果、重大な危害の可能性が高いと判断された場合は、児童保護計画（Child Protection Plan）の対象となるケースとして扱われる。
- 支援チームが構成され、子どもの状況の改善に向けた集中的な支援とモニタリングが行われる。

(b) 措置委託

- 可能な限り、現在の家庭環境で継続して暮らすことが優先されるが、子どもの安全と福祉の観点から深刻な懸念がある場合、里親など他の家庭での養育が検討される。
- この場合、地方自治体の子どもの社会的養護部局（CSC）は、ケア命令を裁判所に申請する。ケア命令は、子どもが重大な危害に晒されている場合、また、親が子どもの安全や福祉を維持できない、あるいは、子どもが保護者の監護下にない場合にのみ用いられ、地方自治体に対して、その子どもを養護下に置くことを承認するものである。
- 審判が下りるまでの間、裁判所から一時ケア命令（Interim Order）が出され、一時的な措置として地方自治体が子どもを養護下に置くことが認められる。この間、子ども、両親、その他家族、友人への面接等を通じ、子どもが危険な状況に置かれている原因の把握が進められ、子どもが養護下に置かれるべきか、家庭に居るべきかの検討が行われる。
- 審判が下ると正式に里親委託などの措置が決定し、社会的養護に移行することとなる。

上記のとおり、措置決定までの流れとしては、子どもが重大な危害を被っている（または被る可能性がある）と地方自治体が判断し、裁判所にケア命令の申し立てを行うことから始まる。裁判所が子どもへの危害や可能性を認めた場合、地方自治体に対して、その子どもを養護下に置くことを承認し、子どもが18歳になる日、もしくは、裁判所がケア命令を取り下げるまで、また他の命令により親責任がその他の者に移るまで、効力が継続する[17]。

現在の家庭環境の下で生活することが安全と判断された場合、子どもは家庭に戻ることとなるが、そうでない場合、子どもは地方自治体により、里親や児童養護施設などに措置される。ケア命令の対象となった子どもの処遇は、里親委託、親族里親委託、施設入所に大別されるが、ケア命令に基づく処遇の70%以上は里親委託が占めている[18]。これらの社会的養護に入った子どもに対しては、地方自治体の子どもの社会的養護部局（CSC）の担当ソーシャルワーカーが付き、最低 6週間に1回、子どもへの面会を行うことが義務付けられている[19]。

なお、社会的養護の子どもの法的ステータスとしては、ケア命令を含め次の5つに区分される[20]。

---

[17] 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社「令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」」（2021 年 3 月）P.54

[18] Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2018 to 2019”, January 15, 2020, p.6.

[19] 参照した条文は、2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）（Care Planning, Placement and Case Review (England) Regulations 2010）の 28 条

[20] Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021”, November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022

ケア命令の件数は年々増加しており、自主協定の件数は減少している。

- ケア命令（care order）：
  子どもを地方自治体の監督下に置く裁判所命令。
- 自主協定（voluntary agreement）：
  親の同意がある場合、または親責任を持つ人がいない場合、地方自治体により宿泊施設が提供される。1989 年児童法第 20 条に基づき、地方自治体の管理監督対象となる子どもである。
- 措置命令（placement order）：
  地方自治体が子どもを養子縁組に委託することを許可する裁判所命令
- 児童保護の理由による保護
- 少年司法による収容

② 里親支援体制の概要

i.里親委託の仕組み

里親委託は、ケア命令の対象となった子どもの処遇の一つであり、イギリス全土に約 80,850 人（2021 年）いる社会的養護の子どものうち、57,403 人（2021 年）[21]に里親による養育が提供されている。

イギリスでは、里親になる要件として、21歳以上のイギリス居住者・永住権取得者であり、フルタイムで子どもの養育が出来ることが原則とされている。里親による養育の種類としては、以下のとおり、8つの類型がある。

図表 III-5 イングランドにおける里親養育の種類

類型	内容
長期養育	里子が実親のもとに戻ることは出来ないが、養子になることを望まない場合。一般的に里子が成人するまでの養育となる。
短期養育	子どもの将来に向けた養育プランが出来るまでの数週間～数か月の間、子どもを養育する。
家族・友人・親族による養育	家族関係にある子（孫など）や、既に知っている子を養育する。
緊急養育	子どもに数日～数週間の間安全な滞在場所を提供する。連絡を受けてから24時間以内の対応を求められる場合もある。
レスパイト・一時的休息のための養育	両親や里親が一時的休息を取る間、代わりに障害のある子ども、教育上特別なニーズを持つ子ども、問題行動のある子どもを養育する。
少年犯・若年犯の養育[22]	犯罪が疑われる10歳～17歳の子ども・若者に、裁判・判決を待つ間、安全な滞在場所を提供する。特別な研修を必要とする。
養子縁組準備養育	養子縁組を計画する子どもを養育する。養子縁組が成立した場合、養親には休暇取得と給付金受給の権利が与えられる。
専門的ケア養育	複雑なニーズを持つ子どもや問題行動のある子どもに専門的ケアを行いながら養育する。経験や特定のスキルを必要とする。

[21] Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021”, November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 20, 2022

[22] 原文（英語）では Remand Fostering であり、「少年犯・若年犯の養育」と訳している。

出典）三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社「令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」」https://www.mhlw.go.jp/content/000798550.pdf、2022 年 3 月 2 日アクセス。

里親としての登録には、地方自治体もしくはフォスタリング機関へ申請し、認定前の研修コースや家庭訪問などの審査を通過することが必要となる。里親には養育手当として、一週間につき 137～240 ポンド[23]が支給される他、養育の種別、子どもの年齢、子どもの養育上の特別なニーズの有無などによって手当が加算され、地方自治体によっても手当額は異なっている。

里親制度および里親支援業務に関する根拠法としては、「1989 年児童法（Children Act 1989）」や「2000 年ケア基準法（Care Standards Act 2000）」が挙げられる。また、これらの法令に則って制定された規則として、里親になるための要件や認定手続きを定めた「2011 年里親サービス（イングランド）規則」やフォスタリング業務に関する「フォスタリングサービス全国最低基準（National Minimum Standards for Fostering Services（England and Wales）」などが存在する。さらに、これらの関連法令や規則に定められた要件を踏まえた制定法ガイダンスとして、「2011 年児童法ガイドライン及び規定第 4 部フォスタリングサービス」において、地方自治体およびフォスタリング機関の役割と責任について規定している。

イギリスにおける里親支援の体制としては、地方自治体にある子どもの社会的養護部局（CSC）が我が国における児童相談所に該当する機能を有し、この部局に里親支援チームが配置されている。里親支援チームが、里親のリクルート、アセスメント、認定、マッチング・委託、里親の支援とスーパービジョン、里親家庭の子どもの支援など、一連のフォスタリング実務を直営で行うこともある一方、民間のフォスタリング機関を活用する自治体もあり、自治体によって異なる。そのため、イギリスにおけるフォスタリング業務は、地方自治体による支援サービスと、非自治体機関であるフォスタリング機関による支援サービスの 2 種類に区分され、里親希望者はいずれの支援を受けるか選択することが出来る。一般的に、フォスタリング機関では、特別な支援ニーズや困難なケースを専門とする里親委託を行うことが多く、24 時間体制の養育支援や里親研修、ソーシャルワーカーによる相談援助支援など、手厚いケアサービスを提供する団体も多い。

なお、社会的養護の子どもに対するケースマネジメントは、地方自治体の責務となっている。子どもの社会的養護部局（CSC）の担当ソーシャルワーカーが最低 6 週間に 1 回の面会を行うなど相談援助やレビューを行い、里親委託された子どもを含めた全ての社会的養護の子どもの福祉や健全な発育の向上に向けた支援を行っている。

ii.里親委託率、里親委託児童数

イギリスにおける里親委託率は約 7 割となっており、2014 年～2015 年を除き、過去 10 年間はほぼ同水準で推移している。2021 年は、社会的養護下の子ども約 80,850 人のうち、57,403 人[24]に里親養育が提供されており、社会的養護を必要とする子どもの約 71%が里親委託となっている。

---

[23] GOV.UK, “Help and support for foster parents”, https://www.gov.uk/support-for-foster-parents/help-with-the-cost-of-fostering, accessed March 2, 2022

[24] Department for Education, “Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021”, November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 20, 2022

里親数を見ると、イギリス全土で約 89,200 人[25]の里親が登録（2020 年時点）されているが、そのうち 75,300 人[26]によって里親養育が行われている。なお、里親の年齢を見ると、大多数の里親が 50 歳以上（4 分の 1 が 60 歳以上）[27]となっている。社会的養護の子ども数が毎年増加傾向にあり、里親委託を要する子どもが増え続けている一方、50 歳以上が多くを占める里親数や里親世帯数は微増もしくは横ばい[28]となっており、高齢化の影響で里親数・里親世帯数が追い付いていない現状にある。

iii.里親制度に関する近年の傾向

社会的養護では、措置の安定性、パーマネンシー、家族との再統合という 3 つの理念が重視され、処遇や委託先にかかわらず、子どもに安定した養育環境を提供することが目指されており、昨今の政策文書やプログラムにおいても、これらの理念を重視したものとなっている。

子どもの社会的養護に関する政策文書「子どもを第一に考える（Putting Children First）」（2016 年 7 月）では、社会的養護サービスの提供を通じ、脆弱な子どもと家族の人生を変えることができると述べた上で、「虐待やネグレクト、障害などの試練に直面してきた最も脆弱な子どもが健やかに成長するための安全で頼れる基盤を確保する」ことが社会的養護の基本的な目的として示されている。また、その中核として、家庭の強化が謳われており、「親が可能なかぎり最善のケアを子ども提供することを支援する、また、これが困難な場合は、安定した代替的な家庭養育の機会を提供する」[29]としている。実際、イギリスでは 1,209 万人の子どものうち、およそ 38 万人（約 3%）が「支援が必要な子ども（CIN）」として地方自治体による一時的な支援または養護を受けているが、このうち、社会的養護の子どもは 80,850 人（約 21%）であり、残りの大多数は在宅で支援を受けている。可能な限り、現在の家庭環境で継続して暮らすことが優先され、社会的養護の子どもにおいても実親家庭との交流や家族との再統合に向けた働きかけが重視されている。

なお、里親委託の措置の安定性については依然課題となっており、2021 年時点においても、社会的養護の子どもの 11 人に 1 人は年間で 3 回以上の措置を経験している現状にある[30]。このような課題への対応として、教育省は 2015 年より「子どもの社会的養護イノベーションプログラム（Children's Social Care Innovation programme）」を開始した[31]。同プログラムは、米国のワシントン州における里親家庭支援プログラム「モッキンバード・ファミリーモデル（Mockingbird Familiy Model）」をイギリス国内の 40 自治体で導入するものであり、里親委託の措置の安定性の改善、および、里親・里子・実親家庭の間の関係の強化を目的としている。同アプローチでは、里親世帯 6～10 家族を一つの群（「コンステレーション（星座）」と称する」）とし、この群の中で「ハブ・ケアラー」と呼ばれる 1 つの家庭が中心となり、レスパイト支援、ピアサポート、定期的な交流、トレーニング、社会活動へ

---

[25] National statistics Fostering in England 2019 to 2020: main findings Published 12 November 2020
[26] National statistics Fostering in England 2019 to 2020: main findings Published 12 November 2020
[27] https://www.gov.uk/government/statistics/fostering-in-england-1-april-2019-to-31-march-2020/fostering-in-england-2019-to-2020-main-findings
[28] https://www.gov.uk/government/statistics/fostering-in-england-1-april-2019-to-31-march-2020/fostering-in-england-2019-to-2020-main-findings
[29] Department for Education, "Putting children first Delivering our vision for excellent children's social care", July 2016
[30] Department for Education, "Children looked after in England including adoption: 2020 to 2021", November 18,2021, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2021, accessed March 13, 2022
[31] GOV.UK, "Policy paper Children's Social Care Innovation programme" April 2016

のアクセスなどを提供している。「ハブ・ケアラー」は、里親養育の経験があることが要件とされ、2人の子どもが常時泊まれるスペースが設け、緊急レスパイトや一時預かりへ対応することが求められる。「子ども養育にはコミュニティが必要」という精神のもと、家庭同士が支え合う仕組みであり、2015 年以降、イギリス全土で推進されている。

(2) 里親支援業務の法制上の位置づけ

① 里親制度全般の関連法令

i.根拠法・規則

イギリスで、里親制度および里親支援業務に関する根拠法としては、1989 年児童法が挙げられる。また、ソーシャルケアの最低基準を定めた 2000 年ケア基準法においても、里親委託に係る規定が示されている。この二つの法令に則って制定された規則として、里親になるための要件や認定手続きを定めた 2011 年里親サービス（イングランド）規則や、地方自治体による社会的養護の子どものケースマネジメントを規定した 2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）、また、フォスタリングサービス全国最低基準が存在する。さらに、これらの関連法令や規則に定められた要件を踏まえた制定法ガイダンスとして、2011 年児童法ガイドライン及び規定（第 4 部フォスタリングサービス）において、地方自治体およびフォスタリング機関の役割と責任について規定している。

これらの関係法令の序列としては、大きく 4 段階に区分[32]され、制定法、規則、制定法ガイダンス、全国最低基準に分けられる。制定法および規則は法令として全ての関係機関に遵守が義務付けられる。制定法ガイダンスは、1970 年地方自治体社会福祉法の第 7 条に基づき政府によって発行されたガイドラインであり、地方自治体およびフォスタリング機関が、制定法および規則等の法令をどのように解釈すべきか示している。サービス提供に際しては、例外的な事由がない限り、地方自治体およびフォスタリング機関は同ガイダンスに準拠する必要がある。また、全国最低基準はサービス提供に際し政府が要請する最低基準であり、教育基準局（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills、以下「Ofsted（教育基準局）」とする。）によるサービスの品質および法令等への準拠の監査の際に用いられる。

上記を踏まえ、イギリス[33]において里親制度やフォスタリング業務について規定している最も主要な法律・規則・ガイダンスを整理すると、次のとおりである。

図表 III-6　イギリスのフォスタリングに係る主要な法律・規則・ガイダンス

	位置づけ	主要な法令・規則等
制定法（Statutes）	制定法は議会法であり、全ての関係機関は遵守義務がある。	1989 年児童法（Children Act 1989）
		2000 年ケア基準法（National Care Standards Act 2000）
規則（Regulations）	規制は議会法と同様に法令であり、全ての関係機関は遵守義務がある。	2011 年フォスタリングサービス規則（The Fostering Services (England)

[32] Birmingham Children'sTrust, "Legislation, Fostering National Minimum Standards and Fostering Regulations"
[33] イングランドにおける主要な根拠法および規則である。ウェールズ及びスコットランドでは•Looked After Children (Scotland) Regulations 2009 など、異なる法令やガイドラインを設けている。

		Regulations 2011）
		2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）（Care Planing, Placement and Case Review (ENGLAND) Regulations 2010）
制定法ガイダンス（Statutory Guidance）	政府発行の制定法ガイダンスであり、例外的な事由がない限り、準拠する必要がある。	2011 年児童法ガイダンス及び規定第 4 部フォスタリングサービス（The Children Act 1989 Guidance and Regulations, Volume 4: Fostering Services (2011)）
全国最低基準（National Minimum Standards）	サービス提供に際する最低基準を示した政策文書であり、Ofsted（教育基準局）による監査基準となる。	フォスタリングサービス全国最低基準（National Minimum Standards for Fostering Services（England））

出典）Birmingham Children'sTrust, "Legislation, Fostering National Minimum Standards and Fostering Regulations の他、各種情報を踏まえて整理

また、これらの法律・規則・ガイダンスの概要は以下のとおりである。

法律	
名称	**概要**
1989 年児童法	社会的養護の子どもと里親支援業務に関する根拠法であり、地方自治体子どもの福祉の促進およびセーフガーディングに関する地方自治体について規定している。
2000 年ケア基準法[34]	規制および監査の仕組みを制定すると共に、全国最低基準について制度化したもの。
規則	
2011 年フォスタリングサービス規則	2002 年規則（Fostering Services Regulations 2002）を改正し、一連のフォスタリング業務に係る規則を定めたもの
2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）	地方自治体の責務として、社会的養護の子どもに対するケースマネジメントや実施体制について規定している。
制度法ガイダンス	
2011 年児童法ガイダンス及び規定　第 4 部フォスタリングサービス[35]	1989 年児童法の第 3 部、第 7 部、第 8 部に基づき、里親に関連する地方自治体およびフォスタリング機関の責務について規定したもの。1970 年地方自治体社会福祉法の第 7 条に基づくガイダンスとして発行されたものであり、地方

[34] The National Archives, "Care Standards Act 2000", https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/contents, accessed February 5, 2022.
[35] GOV.UK, "The Children Act 1989 Guidance and Regulations Volume 4: Fostering Services", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/274220/Children_Act_1989_fostering_services.pdf, accessed February 25, 2022

	自治体は例外的な事由がない限り、遵守する必要がある。また、同ガイダンスは、2000 年ケア基準法及び 2011 年フォスタリングサービス規則（イングランド）に定められた要件も考慮に入れて作成されている。
全国最低基準	
フォスタリングサービス全国最低基準[36]	地方自治体およびフォスタリング機関、また、1989 年児童法に基づき認可された非営利団体が提供するフォスタリング業務に適用される最低基準。取りうる最良の実践法ではなく、最低限の基準を示している。フォスタリニグサービスの提供主体および Ofsted（教育基準局）は、子どもの福祉、健康、教育におけるアウトカムを確保し、リスクを軽減するため、同基準を遵守する必要がある。

ii.関連法令・規則等

その他の関係法・規則等としては、次のとおりである。

＜関連する法律＞

・2004 年 児童法（Children Act 2004）[37]

・2008 児童若者法（Children and Young Persons Act 2008）

・2020 年 リービングケア法（Children (Leaving Care) Act 2000）

＜関連する規則＞

・2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）
（Care Planning, Placement and Case Review (England) Regulations 2010）

・2010 年ケアリーバーに係る規則（イングランド）（Care Leavers（England）Regulations 2010）

・2015 年ケアプラニングおよび里親に係る規則
（The Care Planning and Fostering (Miscellaneous Amendments) (England) Regulations 2015）[38]

＜関連する制定法ガイダンス＞

・2013 年里親アセスメント及び認定：児童法ガイダンス及び規制の改正、第 4 部：里親サービス
（Assessment and approval of foster carers: Amendments to the Children Act 1989 Guidance and Regulations, Volume 4: Fostering Services (2013)）

・2015 年児童法ガイダンス及び規定　第 2 部ケアプラン・委託・ケースレビュー
（The Children Act 1989 Guidance and RegulationsVolume 2: Care Planning, Placement and Case Review (2015)）

[36] Department for Education, “Fostering Services: National Minimum Standards”, March 8, 2011

[37] 子供コミッショナー（Children’s Commissioner）の設立等を規定している。

[38] 長期里親委託に関する法的な定義を導入した他、長期委託前の遵守要件やレビューの頻度について規定している。

② 主要な法令・規則等で規定される里親支援業務

法令・規則等で規定される里親支援業務およびフォスタリング機関に関する項目を整理する。

i.1989 年児童法

児童の措置先については、以下のとおり定義され、親族里親への委託、その他の里親への委託などについて規定している。（1989 年児童法 第 22 条 c 項（5））

実親家庭での生活が不可能な場合、当局は、「最も適切で利用可能な措置」を行う必要がある。すなわち、子どもの福祉を最も促進し、保護すると考えられる形態に措置する必要がある。

措置形態としては以下のとおりである。

- 親戚、友人へまたは、子どもと関係があり地方自治体の認定里親でもある第三者への委託
- 地方自治体の認定里親（親戚、友人、または子供と関係のある第三者）への委託
- 長期的な里親委託
- 児童養護施設への措置
- 「地方自治体による他の取り決め」に基づく措置形態（賃貸住宅、住み込み雇用、宿泊施設等独立型の居住施設での自立生活支援も含む）

なお、託置の期限は、法律上、成人と見なされる 18 歳までであるが、地方自治体はこれらの社会的養護の子どもが 21 歳になるまで（フルタイム学生の場合は 25 歳まで）一定の支援を継続しなければならない（同法 23 条）。

ii.2000 年ケア基準法

フォスタリング機関については、以下のとおり定義されている。（2000 ケア基準法 4 条 4 項）

フォスタリング機関は、以下を意味する。

（a）里親委託に関する地方自治体が遂行する職務を実施または含む事業者

（b）1989 年児童法に基づき、里親委託を行う非営利の団体

iii.2011 年児童法ガイダンス及び規定　第 4 部フォスタリングサービス

フォスタリング機関のサービスに対する地方自治体の管理監督義務について、以下のとおり規定されている。（同ガイダンス 1 条 2 項）

地方自治体は、1989 年児童法第 22 条に基づく義務が適切に履行されるよう、フォスタリング機関への委託業務[39]において、同法の義務や規定が遵守されていることを保障しなければならない。

なお、地方自治体の社会的共同親（Corporate Parent）については、以下のとおり規定されている。（同ガイダンス 2 条 1 項）

ケア命令により、地方自治体には社会的共同親としての責務があり、子どもの監護に関する責任を有するとしている。また、フォスタリング機関とも共同で、子どものニーズを満たすサービスの提供と、最善の親として措置を講じることが義務付けられている。

地方自治体は、社会的養護の子どものアウトカムを改善するとともに、子どものライフチャンス[40]を

---

[39] 原文では、commision from fostering agencies となっており、フォスタリング機関からの介入という表現で記載されているが、実質的にフォスタリング機関へ業務委託することと同義のため、委託という表現で訳している。

[40] 「社会的に構築された選択肢（オプション）と社会的なつながり（リガチュア）の相互作用により決定される行動

積極的に推進する責任があり、里親を含め、パートナー機関（であるフォスタリング機関）と協力して、地方自治体全体で遂行するという認識の下、「社会的共同親」としての役割を担う。

「社会的共同親」とは、社会的養護の子どもが、最善の形で成長することを保障するために、彼らに代わって発言し、また、彼らのニーズを満たす適切なサービスを提供することを通じ、最善の親として行動、また、措置を講じることを意味する。

また、子どもの福祉の保障については、フォスタリング機関にその義務を課すと共に、地方自治体のフォスタリング業務を委託する場合は、地方自治体はこの義務の履行を保障する責務があるとしている。（同ガイダンス 3 条 29 項）

規則 11（2011 年フォスタリングサービス規則）では、フォスタリング機関に、里親委託された子どもの福祉を確保する義務を課しており、フォスタリング機関が地方自治体のフォスタリング業務を委託する場合、同義務が適用されることを、地方自治体は保障する必要がある。 地方自治体によるフォスタリング業務も同様に、1989 年児童法に基づく義務を適切な方法で遂行することが義務付けられる。

地方自治体におけるフォスタリング業務の管理監督者の要件としては、次のとおり規定されている。（同ガイダンス 4 条 5 項及び 6 項）

- 地方自治体はフォスタリング業務の管理監督者を 1 名任命し、Ofsted（教育基準局）に通知する必要がある。（規則 10（2011 年フォスタリングサービス規則）、および、基準 11（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準）に該当）。
- フォスタリング機関で任命された管理監督者と異なり、地方自治体におけるフォスタリング業務の管理監督者は、Ofsted（教育基準局）に登録する手続きを経る必要はない。ただし、2011 年フォスタリングサービス規則の 7 条において規定されるフォスタリング業務の管理監督者にかかる要件と、同じ要件が適用されこれを満たす必要がある。すなわち、誠実で優れた性格であり、肉体的および精神的に健康であり、フォスタリング業務を管理するために必要な資格やスキル、経験を有する必要がある。（中略）
- また、2011 年フォスタリングサービス全国最低基準の標準 17 においても、フォスタリング業務の管理監督者に期待されるスキル、経験、資格を定めている。

さらに、フォスタリング業務に従事するスタッフの資質や要件については、下記のとおり定めている。（同ガイダンス 4 条 15 項）

フォスタリング業務に従事する全てのスタッフは、適切なトレーニング、スーパービジョンおよび評価を受け、標準 21、標準 23、標準 24（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準）に規定された役割に適したさらなる資格を取得する必要がある。

また、里親の確保については次のとおり規定している。（同ガイダンス 5 条 28 項）

フォスタリング業務では、ケアを提供する子どものニーズを満たす上で、十分な（数の）里親のリクルートを目指されなければならない。地方自治体は、それぞれ、様々な主体に里

の機会」であると定義される。（参照：永野 咲「社会的養護領域における「ライフチャンス」概念―ダーレンドルフの「ライフ・チャンス」概念を手がかりに」『東洋大学大学院紀要』50 巻、P.132、2014 年）

親支援サービスを委託しており、提供体制は（自治体によって）異なる。

iv.2011 年フォスタリングサービス規則

フォスタリング機関の管理監督者については、次のとおり定めている。（2011 年フォスタリングサービス規則 7 条）。

管理監督者の適格性

（1）適性がない限り、フォスタリング機関を運営してはならない。

（2）以下の要件に該当しない場合、フォスタリング機関の運営管理は適していない。

（a）誠実で良好な性格

（b）フォスタリング機関の規模、その目的、およびフォスタリング機関によって委託された子どもと人数およびニーズを考慮し、

i. フォスタリング機関を管理する上で必要な資格、スキル、経験を有し、

ii. フォスタリング機関を管理する上で、身体的および精神的に適している（以下略）

上記はフォスタリング機関の管理監督者に適用されると同様に、地方自治体のフォスタリングサービスの管理監督者にも適用されるとし、次のとおり定めている。（2011 年フォスタリングサービス規則 10 条）

（1）各地方自治体は、地方自治体のフォスタリングサービスの管理監督者を 1 名任命し、速やかに主任評価官に通知する必要がある。

（a）任命された人の名前、および

（b）任命日

（2）規則 7、8、9（2011 年フォスタリングサービス規則）は、フォスタリング機関の管理監督者に適用されると同様に、地方自治体のフォスタリング業務の管理監督者に適用される。

フォスタリング機関に義務付けられる子どもの福祉の保障については、以下のとおりである。。（2011 年フォスタリングサービス規則 11 条）

独立型フォスタリング機関は、次の事項を保障する必要がある。

（a）里親委託または里親委託が予定される子どもの福祉は、常に保障され促進され、

（b）里親委託された子ども、または、里親に預けられる予定の子どもに影響を与える決定を下す前に、次の配慮を十分に行う。

i. 子どもの願いと気持ち（子どもの年齢と理解力を考慮した上で）、また

ii. 宗教的信念、民族ルーツ、文化的および言語的なバックグランド

また、フォスタリング業務の人員配置については、次のとおりである。（2011 年フォスタリングサービス規則 19 条[41] ）

（フォスタリング業務の人員配置について）

フォスタリング業務の提供者は、以下を考慮して、適切な資格を持ち、有能で経験豊富な人員が十分

[41] GOV.UK, “The Fostering Services (England) Regulations 2011, Part4 Regulation 19”, “https://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/581/regulation/19/made”, accessed March 11, 2022

に配置されることを確認する必要がある。
（a）里親サービスの規模・目的・および養育対象の子どもの数とニーズ、および
（b）里親に委託される子どもの健康と福祉を保護・促進する必要がある。

v.2011 年フォスタリングサービス全国最低基準

フォスタリング業務の管理監督者の要件について以下のとおり規定されている。（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準　標準 17 の 2）
（標準 17：フォスタリング業務の提供または管理する上での適格性）
（17.2）任命された管理監督者（略）は以下の要件を満たす必要がある。

a. 少なくともレベル 4[42]の子どもの支援に関連するソーシャルワーク認定資格または専門資格
b. 少なくともレベル 4 の管理職の資格[43]
c. 過去 5 年間におけるフォスタリングに関連する少なくとも 2 年の経験　及び
d. 専門職の管理監督の経験が少なくとも 1 年

また、人員の採用の際には、次のとおり、採用選考過程の資料の提出が求められている。（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準　標準 19 の 3）
（19.3）フォスタリング業務では、以下を含む、里親およびフォスタリング業務従事する人物（ボランティアを含む）に対し実施した採用記録や適格性の確認書類を保管する。

a. 身分証明書
b. 犯罪記録照会（略）
c. 要件となる資格およびフォスタリング業務に関連しうる資格の確認
d. 少なくとも 2 人の推薦状、できれば現在の雇用主から 1 通、及び、可能であれば、子ども支援の従事者としての適性に関しての推薦人からの意見書
e. イギリスで働く権利を確認するため確認書類

また、フォスタリング業務に従事するスタッフの雇用については、以下のとおり規定している。
（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準　標準 23 の 4 及び 6）
（23.4）
すべてのソーシャルワーカーおよびその他の専門家（医療、法律、教育者、心理学者、療法士など）は専門的な資格を有し、該当する場合は、適切な専門機関に登録されている。 子どもとその家族、また、里親と協働するために、適切に訓練され、里親養育と里親制度の方針及び目的を理解している。

（23.6）
里親になる人の適性評価に関わる従事者は全てソーシャルワーカーであり、里親養育と委託措置の職務経験があり、また、アセスメントに係るトレーニングを受けている。（以下略）

---

[42] ソーシャルワーカーは 9 段階に分けて体系化されており、レベル 4 では大学等での一般的なコースもしくはファストトラックと呼ばれている資格認定実務者コースを修了していることが要件となる。
[43] 2011 年 1 月以降に資格を取得する者の場合、関連する資格として、ヘルス・社会的養護および子どもや若者支援サービスに係るリーダーシップのレベル 5 の卒業証書が必要である。

vi.2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）（Care Planning, Placement and Case Review (England) Regulations）

同規則では、6 日間を上限とする緊急里親委託（23 条）について規定する他、親戚や友人など、子どもと親しい関係にある養育者への一時的な措置（16 週間を超えない範囲）について定めている[44]。また、28 条では、社会的養護の子どもに対し担当ソーシャルワーカーが最低 6 週間に 1 回の面会を行うことを義務付けている。さらに、31 条と 32 条では、社会的養護の子どものケースマネジメントとして、相談援助やレビューを行う義務を地方自治体に課している。

（31.子どものためのアドバイス、支援、相談援助）
社会的養護の子どものためのアドバイス、支援、相談援助を行う場合、当局は次の事項を確認する必要がある。

i. 子どもの年齢と理解力を考慮した上で、適切な形で、
ii. 子どもの宗教観、エスニシティ、文化的および言語的背景、および、社会的養護の子どもが有する可能性のある障害を十分に考慮する。（以下略）

（32 .社会的養護の子どものケースをレビューする地方自治体の責務について）

i. 当局は、社会的養護の子どものケースをレビューする必要がある。
ii. 当局は、合理的で実効的でないかぎり、社会的養護の子どもの支援計画に重大な変更を加えることはできない。（略）

また、託置された児童は 16 歳になると「個別アドバイザー（personal advisor）」が必ず割り当てられる（同規則 44 条）と共に、社会的養護の子どもに対するケアを定期的に評価する役割を担う独立審査官（IRO: Independent Review Officer）（同規則 45 条）についても規定している。里親委託に限らず、社会的養護の子どもの福祉や健全な発育の向上に向け、地方自治体によるケースマネジメントの基準や実施体制が具体的に明示されている。

③ その他（里親支援に関連するガイドライン等）

また、上述の法令や規則に加え、Ofsted（教育基準局）が策定した「独立型フォスタリング機関向けガイダンス（Guidance Introduction to independent fostering agencies）」[45]では、独立型フォスタリング機関によるフォスタリング業務について、定めている。

同ガイダンスでは、Ofsted（教育基準局）により認定登録されたフォスタリング機関（IFA）によるフォスタリング業務の種類について、以下のとおり例示[46]されている。レスパイト・ケアや養子縁組

---

[44] GOV.UK, “he Care Planning, Placement and Case Review (England) Regulations 2010”, https://www.legislation.gov.uk/uksi/2010/959/regulation/24/made, accessed March 26, 2022
[45] GOV.UK, “Guidance Introduction to independent fostering agencies (Updated 22 February 2021)”, https://www.gov.uk/government/publications/introduction-to-independent-fostering-agencies/introduction-to-independent-fostering-agencies, accessed February 24, 2022
[46] GOV.UK, “introduction to independent fostering agencies”, https://www.gov.uk/government/publications/introduction-to-independent-fostering-agencies/introduction-to-independent-fostering-agencies, , accessed February 23, 2022

準備養育を含め、様々な里親支援サービスが認められている。

- 身体障害および学習障害のある子どもの養育
- 一時的休息のための養育（レスパイトケアなど）
- 緊急養育
- 多次元治療里親ケア（養育研修を含む、里親および子どもの両方を対象とした専門的な支援プログラム）
- 少年犯・若年犯の養育
- 親族里親（家族と友人による養育）
- 恒久的な養育に向けた早期支援サービス（養子縁組への移行に向けた里親委託または準備養育）

また、フォスタリング機関（IFA）が提供できる具体的な実務としては、里親の募集から審査と認定、里親研修、マッチングと委託、里親の支援とスーパービジョン[47]など、以下のとおり示されており、一連のフォスタリング業務を行うことができる。

- 里親のリクルート
- 里親のアセスメント
- 里親の認定・登録
- 里親の研修
- スーパービジョン
- 相談援助
- レビュー

なお、これらのフォスタリング業務の提供に際しては、事前にフォスタリング機関として Ofsted（教育基準局）にフォスタリング機関（IFA）として認定申請し、登録される必要がある。申請に際しては、管理監督者の任命や子どもの家庭的養育に対する目的を示した文書が求められる他、社会ケアサービス（事業者）申請書（SCI 申請書[48]）と合わせて、苦情対応手続きや行動管理指針、財務書類や年次報告書などの書類の提出が必要となる[49]。

(3) フォスタリング機関の体制

① サービス提供体制

イギリスでは、地方自治体の子どもの社会的養護部局（Children's Social Care; CSC」が子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）と子どもの保護（Child Protection）に関する支援サービスを行っており、この部局の中のチームとして、ソーシャルワーカーで構成される里親支援チームが配置されている。子どもの社会的養護部局（CSC）の里親支援チームが、里親の認定・登録・マッチング・委託・委託後の支援などの一連のフォスタリング実務を直営で行うこともある一方、民間のフォスタリング機関を活用する自治体もあり、自治体によって異なる。そのため、イギリスにおける

[47] Ofsted により認定・登録されない限り、これらの一連のフォスタリング業務を受託・実施することはできない。
[48] SCI 申請書と呼ばれれるものであり、SCI は（children's）social care service の略である。
[49] GOV.UK, "introduction to independent fostering agencies", https://www.gov.uk/government/publications/introduction-to-independent-fostering-agencies/introduction-to-independent-fostering-agencies, , accessed February 23, 2022

フォスタリング業務は、地方自治体による支援サービスと、非自治体機関である独立型フォスタリング機関（Independent Fostering Agency；IFA）（以下、「フォスタリング機関（IFA）」とする。）[50]による支援サービスの 2 種類に区分される。

前述したように、Ofsted（教育基準局）により認定・登録されたフォスタリング機関（IFA）によるフォスタリング業務の形態は、レスパイト・ケアや養子縁組準備養育を含め、様々な里親支援サービスが認められており、実務としても、里親のリクルート、アセスメント、認定、里親研修、マッチングと委託、里親の支援やスーパービジョンなど、一連のフォスタリング業務を行うことができる。

里親登録については、里親は地方自治体か民間フォスタリング機関（IFA）のどちらかに登録することとなるため、地方自治体もしくは民間フォスタリング機関（IFA）への申請後、それぞれの研修コースへの参加や所定の審査を通過することが必要となる。フォスタリング機関（IFA）は、Ofsted（教育基準局）による認定・登録があれば、里親リクルートや認定を独自に行うことが出来る。イギリス全土における認定里親数は 89,200 人（2020 年）[51]であり、里親登録した機関としては、地方自治体が 59%、フォスタリング機関（IFA）が 41％と、ほぼ同水準となっている。2015 年以降の登録件数の伸び率としては、フォスタリング機関（IFA）の方が高くなっている[52]。なお、フォスタリング業務の質は、フォスタリング機関（IFA）における営利団体と非営利団体では、評価結果に大きな違いは見られない[53]。

地方自治体とフォスタリング機関（IFA）の両者それぞれに特徴があり、里親希望者はいずれの支援を受けるか選択することが出来る。例えば、フォスタリング機関（IFA）では、子ども部屋が準備出来る前から委託申請のプロセスを開始できるため、大学進学で自宅を離れる子どもがいる家庭にとっては、予備の部屋が整ってからではなく、事前に手続きを開始できるといった利点がある[54]。

② 行政との役割分担

i.委託児童の違い

支援ニーズが高い子どもについては、地方自治体がフォスタリング機関（IFA）と連携し、委託先の里親家庭の選定やマッチングを行う。そのため、フォスタリング機関（IFA）では、特別な支援ニーズや困難なケースを専門とする里親委託を扱うことが多く、対象地域としても、地方自治体の管轄よりも地理的に広いエリアを扱う。フォスタリング機関（IFA）による専門里親を特に必要とするケース[55]としては、以下が挙げられている。

---

[50] フォスタリング業務の提供主体を地方自治体（Local Authoriy)と、非自治体機関「Independent Fostering Agency」と区分し、「独立型フォスタリング機関（Independent Fostering Agency；IFA）」と公称されるようになった

[51] National statistics, "Fostering in England 2019 to 2020: main findings" Published 12 November 2020,

[52] 2015 年からの 6 年間における里親登録件数が地方自治体では 10％増に対し、フォスタリング機関（IFA）では 12 %増。（出典：National statistics "Fostering in England 2019 to 2020: main findings" Published 12 November 2020）

[53] Martin Narey and Mark Owers, "Foster Care in England A Review for the Department for Education", February 2018, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/679320/Foster_Care_in_England_Review.pdf, accessed Feberuary 2, 2022

[54] Freedom Fostering, "IFA vs. Local Authority", https://www.freedomfostering.com/ifa-vs-local-authority/, accessed January 26, 2022

[55] Freedom Fostering, "IFA vs. Local Authority", https://www.freedomfostering.com/ifa-vs-local-authority/, accessed January 26, 2022

・　精神的または身体的障害がある子ども ・　挑戦的な行動がある子ども ・　長期委託の必要がある子ども ・　兄弟委託 ・　レスパイト・ケア ・　新生児委託

フォスタリング機関（IFA）が、よりニーズが高いもしくは養育が難しい子どもに関するフォスタリング支援サービスを提供している背景としては、地方自治体の「In House First policy（内部措置委託優先方針）」が挙げられる。地方自治体は、自らの管轄地域内で登録している里親による委託をまず原則とする方針の下、地方自治体で充足できない困難なケースをフォスタリング機関（IFA）に委託している。そのため、フォスタリング機関（IFA）では、より困難で特別な対応が必要な子どもへの対応が求められている[56]。実際、里親委託児童のうち 10 歳以上の占める割合は、地方自治体では 53%である一方、フォスタリング機関（IFA）では 72%[57]を占めている。また、フォスタリング機関（IFA）が担当する子どもは、強みと難しさの質問票（SDQ）[58]において平均的に高いスコアであった。また、フォスタリング機関（IFA）では、薬物乱用の問題を抱える子どもたちの割合が高く、さらに、キーステージ 2 及びキーステージ 4[59]の特別な教育的支援を必要とする子どもの割合が高い[60]。

ii.フォスタリング業務の違い

一般的に、フォスタリング機関（IFA）では、よりニーズが高いもしくは養育が難しい子どもに関するフォスタリング業務を行っていることから、24 時間の相談サービスや療育支援等、手厚い里親家庭ケアサービスを提供する団体も多い。フォスタリング機関の優位性としては、里親に対する養育支援やアフターサポートといったソーシャルワーカーによる相談援助支援である[61]。里親の大多数がフォスタリング機関（IFA）のソーシャルワーカーによるモニタリングサポートに満足しており、Ofsted（教育基準局）による評価では、全体の 91%（2017 年 8 月時点）が「良好」または「優れている」と判断され、これらの評価の割合が増加している。

例えば、イギリスにおける代表的なフォスタリング機関（IFA）であるフォスター・ケア・アソシエイツ（Foster Care Associates; FCA）South Eastでは、里親の募集から審査と認定、里親の支援とスーパービジョン、里親研修、子どもと里親のマッチングから委託、里親家庭の子ども支援を主なサービスとしている。子どもの様々なニーズに対応するため、多様な領域から里親を募集し、里親

---

[56] Ofsted," National statistics Fostering in England 2019 to 2020: main findings" Published 12 November 2020, https://www.gov.uk/government/statistics/fostering-in-england-1-april-2019-to-31-march-2020/fostering-in-england-2019-to-2020-main-findings, accessed January 22, 2022

[57] Children's Commissioner, "Voice of Children in Foster Care" Survey, accessed February 27, 2022

[58] 「強みと難しさの質問票」（Strengths and Difficulties Questionnaire ; SDQ）は、3～16 歳の子どもを対象とした行動スクリーニング質問票であり、情緒、行為、多動・不注意、仲間関係、向社会性の 5 つのスケールでスコアを算出するもの。

[59] イングランドの特別支援教育では、学習段階を 4 つの段階（キーステージ、Key Stage）に分け、教科の到達目標が設定されており，キーステージ 1（5 歳-7 歳），キーステージ 2（7 歳-11 歳），キーステージ 3（11 歳-14 歳）、キーステージ 4（14 歳-16 歳）に分けられている。

[60] Children's Commissioner, "Voice of Children in Foster Care" Survey, accessed February 27, 2022

[61] 53 と同じ

の種類を「スタンダード」「コンプレックス」「スペシャリスト」の3種類設けている[62]。

①スタンダード
複雑なニーズが少ない子どもの里親
②コンプレックス
複雑な支援ニーズがある子どもと若者、また、総合的なサポートを要する子どもの里親。
③スペシャリスト
移民、若年層の母親とその子ども、施設委託から家庭養育への移行過程にある子ども、里親や実親と不調があった子ども等の里親。

その他、里親および子どもに対する 24 時間体制のサポートを提供する他、里親向けの継続的研修として、怒りのコントロール、緊急・救急法、子どもの発達等に関する研修を提供している[63]。

また、社会的養護の子どもに対するケースマネジメントは、地方自治体の責務となっており、子どもの社会的養護部局（CSC）のの担当ソーシャルワーカーが最低 6 週間に 1 回の面会を行うなど、相談援助やレビューを行っている（2010 年ケアプラン・委託・ケースレビューに係る規則（イングランド）の 28 条、31 条、32 条）。「個別アドバイザー（personal advisor）」や社会的養護の子どもに対するケアを定期的に評価する役割を担う独立審査官（IRO: Independent Review Officer）の配置を地方自治体に義務付け、里親委託の子どもを含めた全ての社会的養護の子どもの福祉や健全な発育の向上に向け、地方自治体がケースマネジメントを担っている。

iii.民間委託の割合

イギリスでは、フォスタリング業務を全て直営で提供している自治体もあるが、一部を委託、もしくは、直営での提供は行わず一連のフォスタリング業務を全てフォスタリング機関（IFA）に委託する自治体もあり、どの形態も合法[64]とされる。自治体によるフォスタリング業務の外部委託の割合を例示すると以下のとおりである[65]。

図表 III-7　地方自治体によるフォスタリング業務の外部委託率（具体例）

外部委託率	自治体	内容
100%	・ドンカスター市（Doncaster）	フォスタリング実務の全てをフォスタリング機関（IFA）へ委託
95%～99%	・スラウ市（Slough） ・シティ・オブ・ロンドン（City of London）	里親委託の全件数の 5%未満のみフォスタリング機関（IFA）へ委託
5%～10%	・3 自治体	
0%～5%	・ノース・ヨークシャー市（North Yorkshire） ・リンカンシャー市（Lincolnshire）	里親委託の全件数の 5%未満のみフォスタリング機関（IFA）へ委託

[62] 社会福祉法人　横浜博萌会　子どもの虹　情報研修センター「平成 30 年度研究報告書　イギリスの児童福祉制度視察報告書」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）
[63] 社会福祉法人　横浜博萌会　子どもの虹　情報研修センター「平成 30 年度研究報告書　イギリスの児童福祉制度視察報告書」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）
[64] Nationwide Association of Fostering Providers, Regina (on The Application of) v Bristol City Council and Others: Admn 15 Dec 2015
[65] 53 と同じ

出典）Martin Narey and Mark Owers, “Foster Care in England A Review for the Department for Education”, February 2018,P13 を基に整理

このように、フォスタリング機関（IFA）への委託の割合は自治体によって大きく異なる。ドンカスター市ではフォスタリング業務のすべてを外部委託している一方、リンカンシャー市やノース・ヨークシャー市のように、里親委託の全件数の5%未満のみフォスタリング機関（IFA）へ委託している自治体もある。里親委託の外部委託率が10%未満だと6つの自治体、95%以上だと3つの自治体が該当するが、大部分の自治体が直営サービスとフォスタリング機関への外部委託の両方を行っていることが見てとれる。

地方自治体のフォスタリング業務の外部委託率はさまざまな要因に影響されるが、地方自治体が十分な里親数を確保できないことが主な原因となっている[66]。

なお、地方自治体における「In House First policy（内部措置委託優先方針）」について、地方自治体協会はフォスタリング業務の公私ミックスの利点があると強調する一方、一部のフォスタリング機関（IFA）は子どものウェルビーイングへの配慮に欠けるとし批判してきたが、2015 年、法廷で合法[67]であると判断された。

iv.民間委託における課題

イギリス全土で152ある自治体のうち、ドンカスター市を除く151の自治体がフォスタリング業務の調達を通じ、里親養育を必要とする子どもへの家庭的養育の提供を確保している点は大きな成果であるが、民間委託に際しては、地理的な観点および里親の専門性や志向、子どもの特性によって、一定の「妥協」がなされている[68]とされる。例えば、青少年の委託や兄弟委託については、熟練の専門里親や里親希望者が少なく、適切な委託措置を行う上で、委託費の増加が必要となる。本来は、フォスタリング機関へ“戦略的な”委託を通じ、フォスタリング業務コストの削減とフォスタリング業務の質の向上が実現できることが望ましいが、単純なスポット委託（purchase）が大部分を占め、介入（commisining）[69]が非常に少ないことが指摘されている[70]。

また、大多数の自治体が直営によるサービス提供とフォスタリング機関（IFA）への委託の両方を行っているが、必ずしも両者の有機的な連関や一貫性があるわけではない[71]。地方自治体が当初計画していた人数の里親をリクルートできず、ショートノーティスで、里親委託措置の委託業務を調達することも散見される[72]。そのため、Martin（2018）は「フォスタリング業務の委託は大幅に改善される必要がある」と指摘している。同氏は、フォスタリング業務の市場では、調達購入側である自治体ではなく、サービス提供者側が優勢であることから、市場調達による十分な価値を得れていないと述

---

[66] 53 と同じ

[67] Nationwide Association of Fostering Providers, Regina (on The Application of) v Bristol City Council and Others: Admn 15 Dec 2015, https://swarb.co.uk/nationwide-association-of-fostering-providers-regina-on-the-application-of-v-bristol-city-council-and-others-admn-15-dec-2015/, accessed Feberuary 5, 2022

[68] Martin Narey and Mark Owers, “Foster Care in England A Review for the Department for Education”, February 2018

[69] ブレア政権下における福祉制度の改革において、サービス提供組織間の協働の意識を醸成するため、市場における「介入（commissioning）」という概念を提示した。

[70] 53 と同じ

[71] 53 と同じ

[72] 53 と同じ

べている。同一の機関に毎年同じ枠組みで委託し、大規模な業務委託に際してもコスト削減や業務効率化が見られず、高額になりやすいスポット調達が常態化している点において、改善の余地があると論じている。

③ フォスタリング機関の規模

i.行政との比較

フォスタリング業務提供主体として、地方自治体とフォスタリング機関（IFA）によるフォスタリング業務の規模（委託世帯数）を比較すると、地方自治体が 66%、フォスタリング機関が 34%を占め、行政によるサービス量が上回るものの、全体の 3 分の 1 はフォスタリング機関（IFA）によって提供されていることがわかる。

図表 III-8　地方自治体とフォスタリング機関（IFA）による里親委託世帯数の比較

分類	里親委託世帯数	比率
地方自治体（Local Authority）	29,190	66%
フォスタリング機関（IFA）	15,345	34%

出典）National statistics, "Fostering in England 2019 to 2020: main findings" (Published 12 November 2020)を基に記載

また、フォスタリング量（里親委託世帯数）の規模で順列すると、リーズ市やケント市などの都市部の地方自治体が上位を占める。例えば、リーズ市は、1,290 人の認定里親のもと、810 世帯への里親委託を行っており、ケント市では 1,230 人の認定里親のもと、680 世帯への委託を展開している。他方、これらの都市部の自治体に次いで、イギリス全土に展開する 6 大フォスタリング機関の一つである Sscp Spring Topco（The Outcomes First Group）が、イギリス全土で 985 人の認定里親と 600 世帯への里親支援を提供し、3 番目に大きい提供主体となっている。

ii.フォスタリング機関の総数・規模

Ofsted（教育基準局）の 2020 年時点のデータ[73]によると、イギリス全土でフォスタリング機関（IFA）は 272 団体あり、うち 128 団体（全体の 47%）は、21 のグループ組織[74]に属しているが、残りの 144 団体（全体の 53%）は個々で運営されている。

フォスタリング機関（IFA）によるフォスタリング業務の規模（委託世帯数）を見ると、以下の図表

[73] Ofsted, "National statistics Fostering in England 2019 to 2020: main findings" Published 12 November 2020, https://www.gov.uk/government/statistics/fostering-in-england-1-april-2019-to-31-march-2020/fostering-in-england-2019-to-2020-main-findings,

[74] 14 社は民間企業であり、残り 7 団体は非営利団体である。

のとおりであり、6 つの最大手フォスタリンググループ企業[75]が全体のサービスの約半数（51%）[76]を占めている[77]。これらの 6 社が委託する里親世帯は、登録期間が 5 年以上となる比率が 47%（全体 36%）と高く、長期に亘り継続的に里親として養育を提供している。

図表 III-9　フォスタリング機関（IFA）の内訳（里親委託世帯数の比較）

	分類	里親委託世帯数	比率
a) 6大フォスタリング機関（IFA）		7,652	51%
	①Sscp Spring Topco (The Outcomes First Group)	2,537	17%
	②Nutrius UK Topco	2,169	14%
	③Compass Community	1,205	8%
	④Alderbury Holdings	590	4%
	⑤Capstone Foster Care	588	4%
	⑥CareTech Holdings Plc	563	4%
b) それ以外		7,341	49%

出典）National statistics "Fostering in England 2019 to 2020: main findings" Published 12 November 2020

他方、フォスタリング機関（IFA）には、認定里親 2 人、委託支援先は 1 世帯など、小規模のサービスを提供している主体も多い。フォスタリング機関（IFA）全体のサービスの約 3 分の 1 は小規模団体によるサービス運営となっており[78]、地方自治体とフォスタリング機関（IFA）で、認定里親数を比較すると、次のとおりである。地方自治体のフォスタリング業務での認定里親が平均 330 人（中央値 265 人）に対し、フォスタリング機関（IFA）では、平均 95 人（中央値 60 人）となっている。

[75] 6 つの最大手フォスタリンググループ企業
①Sscp Spring Topco (The Outcomes First Group)
②Nutrius UK Topco
③Compass Community
④Alderbury Holdings
⑤Capstone Foster Care
⑥CareTech Holdings Plc

[76] フォスタリング機関（IFA）で里親委託している 14,995 世帯の約半数（51%）が 6 つの最大手フォスタリンググループ企業に登録している（2020 年 3 月時点の情報）。

[77] 6 つの最大手フォスタリンググループ企業を合計すると、認定里親 2,150 人、1,265 世帯へ里親委託を行っており、リーズ市を上回る規模となる。

[78] 計 4,475 世帯への委託、認定里親数 7,555 人

図表 III-10　地方自治体とフォスタリング機関の規模（認定里親数の比較）

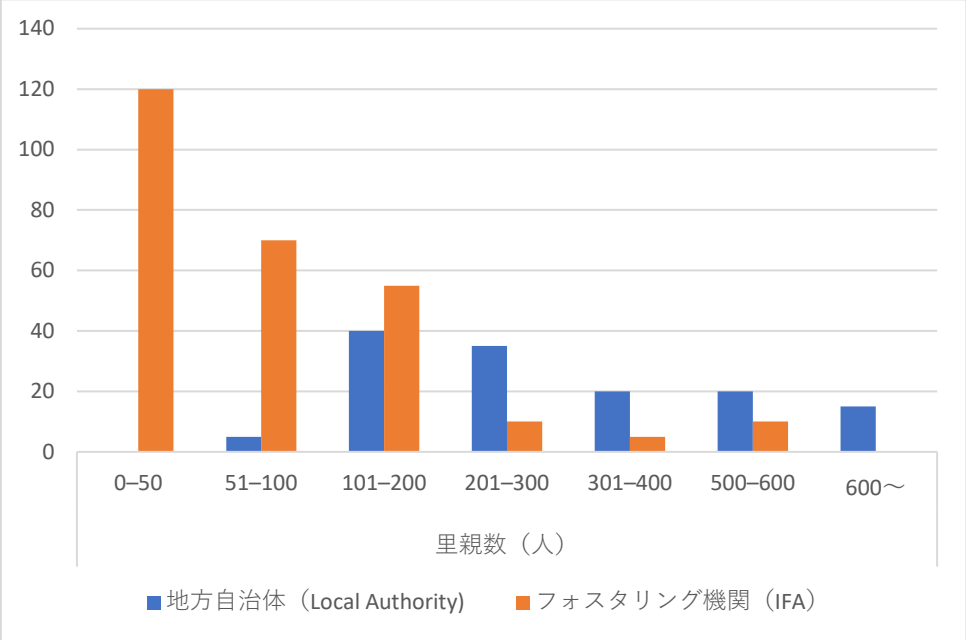

出典）National statistics "Fostering in England 2019 to 2020: main findings" Published 12 November 2020 の Table 5: Agencies, by sector and number of carers, at 31 March 2020 を基に作成

なお、フォスタリング業務の提供主体として、従来は、営利型フォスタリング機関と非営利型フォスタリング機関という名称で区分されていたが、地方自治体と区別するため、非自治体機関を統合し独立型フォスタリング機関（Independent Fostering Agencies）と公称されるようになった。

内訳を見ると、フォスタリング機関（IFA）272 団体のうち、非営利型フォスタリング機関は 48 団体で、フォスタリング業務の提供量としては全体のわずか約 4%である[79]。営利型フォスタリング機関（135 団体）は 13,060 世帯への里親委託と 22,965 人の認定里親を有しており、イギリス全土におけるフォスタリング提供量の約 31%に相当する[80]。

④ 組織体制および人員配置

i.地方自治体

イギリスでは、全国で 152 ある地方自治体の大半に、子どもの社会的養護部局（CSC）が設置されている。子どもの社会的養護部局（CSC）が設置されている地方自治体の平均人口規模は約 30 万人であり、大規模都市では約 60 万人が管轄圏域となっている。また、大規模な地方自治体では支部が設置されている[81]。

子どもの社会的養護部局（CSC）で働く子どもと家庭支援分野に従事するソーシャルワーカーは 32,500 人[82]程度とされ、以下のような種別に分かれる[83]。

---

[79] 計 1,695 世帯への委託、認定里親数 2,890 人

[80] 135 の営利型フォスタリニグ機関の中でも、7 つの大手機関がサービス全体の 3 分の 2 以上（71%）を占める。

[81] 社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター「平成 30 年度研究報告書　イギリスの児童福祉制度視察報告書」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

[82] GOV.UK, "Children's social work workforce", https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-s-social-work-workforce, accessed March 12, 2022

[83] 社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター「平成 30 年度研究報告書　イギリスの児童福祉制度視察

①シニアマネージャー（エリア統括など）
②ミドルマネージャー（サービスマネージャーなど）
③ファーストラインマネージャー（現場のチームマネージャーなど）
④シニア実務者
（上級ソーシャルワーカー、チームリーダー、スーパービジョンのソーシャルワーカーなど）
⑤ケース担当ソーシャルワーカー
⑥ケース担当以外のソーシャルワーカー
⑦少年司法担当ワーカー
⑧ファミリーサポートワーカー

なお、ケースを担当するソーシャルワーカーは約 20,500 人であり、合計 335,500 ケースを担当していることから、一人当たりのケース数は約 16.3 ケース[84]となっている。

里親支援については、子どもの社会的養護部局（CSC）にソーシャルワーカーで構成される里親支援チームが担当しているが、里親の認定・登録・マッチング・委託・委託後の支援などの一連のフォスタリング実務を直営で行う場合と、民間のフォスタリング機関に委託する場合で、自治体によってソーシャルワーカーの人数や職員の種別が大きく異なる。

ii.フォスタリング機関

2011 年フォスタリングサービス全国最低基準において、フォスタリング業務提供主体の管理監督者や従事者の資質や適格性について、以下のように示されている（再掲）。

（17.2）任命された管理監督者（略）は以下の要件を満たす必要がある。

a. 少なくともレベル 4 の子どもの支援に関連するソーシャルワーク認定資格または専門資格
b. 少なくともレベル 4 の管理職の資格
c. 過去 5 年間におけるフォスタリングに関連する少なくとも 2 年の経験　及び専門職の管理監督の経験が少なくとも 1 年

（23.4）

すべてのソーシャルワーカーおよびその他の専門家（医療、法律、教育者、心理学者、療法士など）は専門的な資格を有し、該当する場合は、適切な専門機関に登録されている。 子どもとその家族、また、里親と協働するために、適切に訓練され、里親養育と里親制度の方針及び目的を理解している。

（23.6）

里親になる人の適性評価に関わる従事者は全てソーシャルワーカーであり、里親養育と委託措置の職務経験があり、また、アセスメントに係るトレーニングを受けている。（以下略）

他方、職員の人数については、法令や関連ガイドライン上では明示的に示されていない。

フォスター・ケア・アソシエイツ（FCA）South East の職員体制を見ると、イギリス南東部の管轄

報告書」（日本虐待・思春期問題情報研修センター

[84] GOV.UK, “Children's social work workforce”, https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-s-social-work-workforce, accessed March 12, 2022

エリアの 4 つのサービス拠点を合わせ、以下の多職種から構成されるチームで構成されている[85]。

・マネージャー6 名
・ソーシャルワーカー10 名（1 人あたり最大 15 ケースを担当）
・里親支援ワーカー（常勤）2 名
・里親委託・リクルート担当 3 名
・セラピスト 4 名
・事務員 2 名

この人員体制で、里親の募集から審査と認定、里親の支援とスーパービジョン、里親研修、子どもと里親のマッチングから委託、里親家庭の子ども支援のサービスを提供しており[86]、36 の自治体から委託を受け、里親 78 世帯に子ども 113 人を委託している[87][88]。

(4) フォスタリング機関への公的財政支援

フォスタリング機関に対しては、交付金や補助金という形態ではなく、委託契約に基づく委託費が支払われている。自治体によって民間委託の比率や委託内容は異なるが、各フォスタリング機関は、地方自治体から、①フォスタリング業務委託費、②里親に支払う里親手当額や経費、を受け取る仕組みになっている。

① フォスタリング業務委託費

地方自治体は、自らの管轄地域内で登録している里親による委託をまず原則とする方針（In House First）の下、自治体の認定里親に委託できない場合、もしくは、対応可能な里親が対象の子どもに適していない場合、フォスタリング機関（IFA）に里親委託を要請する。全国の自治体によるフォスタリング費用の総額は合計約17億ポンド（年間）とされるが、そのうち、3分の1以上がフォスタリング機関への委託費（里親委託サービスの調達）となっている。例えば、2016年～2017年の1年間では、全国295団体のフォスタリング機関（IFA）から計 7億2700万ポンドのフォスタリング業務の調達を行っている[89]。

フォスタリング業務のコスト原価推進要因（cost driver）に関する調査[90]によると、フォスタリング業務費は自治体によって異なっている。ある地方自治体では 1 件の里親委託あたりの年間平均費用は 16,692 ポンドであったが、他の 3 自治体は 1 件あたり 39,000 ポンド以上であった。また、フォスタリング機関（IFA）における主な費用は、認定里親への手当であり、フォスタリング業務費全体の 55%を占め、自治体よりも 18%高くなっている。自治体とフォスタリング機関（IFA）におけるフォスタリング業務費を比較すると次のとおりである。

---

[85] 社会福祉法人　横浜博萌会　子どもの虹　情報研修センター「平成 30 年度研究報告書　イギリスの児童福祉制度視察報告書」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）
[86] Foster Care Associates," Fostering in the South East", https://www.thefca.co.uk/regions/south-east/, accessed February 6, 2022
[87] 2018 年時点での情報。
[88] 社会福祉法人　横浜博萌会　子どもの虹　情報研修センター「平成 30 年度研究報告書　イギリスの児童福祉制度視察報告書」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）
[89] 53 と同じ
[90] 9 自治体およびフォスタリング機関（IFA）8 団体が調査対象となっている。サンプル抽出の妥当性について、児童サービス局長協会、地方自治体協会、全国里親協会、教育省と合意している。

図表 III-11 フォスタリング業務費（週平均）の比較
（自治体およびフォスタリング機関（IFA）の比較）（単位：ポンド）

	地方自治体	フォスタリング機関	差異
(a) 里親手当・養育費	317	442	125
(b) 里親リクルート	24	46	22
(c) アセスメント	32	43	11
(d) 里親認定会議	14	21	7
(e) 委託先マッチング	22	33	11
(f) 里親委託マネジメント	65	175	110
(g) 委託契約管理	0	37	37
合計	475	798	323

出典）GOV.UK, “Foster Care in England Review”, P.61, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/679320/Foster_Care_in_England_Review.pdf

フォスタリング機関（IFA）では、より困難な子どもの養育ケースを委託していることを反映し、里親への手当・養育費は地方自治体より上回っている。また、里親委託マネジメント（ソーシャルワーカーの管理監督や研修も含め、里親委託モニタリングに関わる人件費や経費）においても地方自治体のフォスタリング業務費を上回る金額となっている。

特徴として、フォスタリング機関（IFA）では、総支出に占める割合としてリクルートに多く費やしているが、地方自治体では、マーケティング予算を削減した一方、外部への委託には多くの予算を投じている[91]。フォスタリング機関（IFA）では、里親に対する養育支援やアフターサポートといったソーシャルワーカーによる相談援助支援に優位性があることから、ソーシャルワーカーのケースロード[92]を少なくし、里親の研修や里親への養育支援に多くの投資がなされている[93]。

② 里親手当などの経費

里親に対する養育手当や給付金は単価や手当額が定められている。里親には一週間につき以下の養育基本手当が支給される。手当の額は、里親の居住地、養育の種別、子どもの年齢、子どもの養育上の特別なニーズの有無、養親の経験・スキルによって変動する。

[91] そのため、フォスタリングに係るマーケティングの知見が地方自治体では蓄積がされていない点も課題として指摘されている。
[92] ケースワーカーが受け持つ一人当たりのケースの数量のことを『ケースロード(case load)』という
[93] 2015-16 年、多次元治療フォスターケアを提供した長期の里親委託世帯の 4 分の 3（415 世帯）はフォスタリング機関（IFA）による委託であった。

図表 III-12 イギリスにおける養育基本手当（1 週間あたりの手当）

	0 –2 歳	3 –4 歳	5 –10 歳	11-15 歳	16 -17 歳
ロンドン	159 ポンド	162 ポンド	181 ポンド	206 ポンド	240 ポンド
サウス・イースト	152 ポンド	157 ポンド	173 ポンド	198 ポンド	231 ポンド
その他全域	137 ポンド	141 ポンド	156 ポンド	177 ポンド	207 ポンド

出 典 ） GOV.UK, “Help and support for foster parents”, https://www.gov.uk/support-for-foster-parents/help-with-the-cost-of-fostering, accessed 21 March,2022

3. オーストラリア

(1) 里親支援体制の概要

① オーストラリアにおける児童保護制度

i.連邦レベルの児童保護制度の概要

連邦制のオーストラリアは、州および州に準じた独立自治権を有する準州（テリトリー）の政府がそれぞれ子どもを保護する法的責任を有し、各州や準州において子どもの保護制度を所管している[94]。各州および準州における担当部局は、虐待やネグレクトなどの危害を受けた、またはその危険にさらされている子ども、そして、両親による適切な保護が提供されない子どもに対する支援サービスを所管する。具体的には、児童保護に係るケースマネジメントや事案の調査、サービスの監督を担っており、子どもや家庭に対する支援サービスは民間団体によって提供されている[95]。

子どもの保護における国家的な枠組みとしては、連邦政府が設立した法廷独立機関「オーストラリア健康・福祉機構（Australian Institute of Health and Welfare）」が、医療・健康・福祉サービスにおけるエビデンスやデータの提供を担っており、各州および準州の担当部局と協働で、児童保護に関する統計を収集・公表している[96]。また、連邦・州・準州政府の間での調整の場として設立された「オーストラリア政府間協議会（Council of Australian Governments）」[97]は、連邦政府、州政府および準州政府が民間セクターや地域コミュニティと協力して、子どもの安全と福利を高める国家的な政策枠組み「オーストラリアにおける児童保護のための国家フレームワーク2009年-2020年」[98]を策定した。オーストラリアでは、児童保護法や関連法令は各州や準州の管轄となり全国的に統一した法令はないことから、同フレームワークは、政策および運用レベルにおける各州での取組みの差異を改善することを目的に、オーストラリア全土の児童保護にかかる諸課題の解決や調整を図るための共通の国家議題を提起した政策文書となっている。

ii.州レベルでの児童保護制度の概要

子どもの保護に関する法律や運用は州や準州ごとに異なるものの、「子どもの最善の利益」、「早期介入」、「意思決定プロセスへの子どもの参加」の 3 つの原則については、オーストラリア全土で共通している[99]。また、全国的に共通する方針としては、社会的養護のケア対象となることを予防する上で、早期介入による家庭支援を強化することが掲げられている[100]。子どもの保護に係る実施体制も類似しており、各州や準州では、子どもの福祉を担当する部局が虐待やネグレクトを受けている、もしくはそのリスクがある子どもや、両親が適切な養育・保護を提供できない子どもの支援にあたっている[101]。

---

[94] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Overview”, https://www.aihw.gov.au/reports-data/health-welfare-services/child-protection/overview, accessed January 6, 2022

[95] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Australia 2019–20”, accessed March 6, 2022.

[96] Australian Institute of Health and Welfare, “About us”, https://www.aihw.gov.au/about-us/, accessed January 16, 2022.

[97] The Council of Australian Government, “ABOUT COAG”, https://www.coag.gov.au/about-coag, accessed January 6, 2022.

[98] The Council of Australian Government, “National Framework for Protecting Australia’s Children 2009–2020”, June 2009.

[99] Australian Institute of Health and Welfare, “Australian child protection legislation”, https://aifs.gov.au/cfca/publications/australian-child-protection-legislation, accessed March 6, 2022.

[100] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Australia 2019–20”

[101] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Australia 2019–20”

他方、州や準州によって法令が異なる点としては、「アフターケア支援」と「パーマネンシー（永続性）」および「措置の安定性」に関する領域である[102]。社会的養護の子どもの自立支援に向けたアフターケアの支援については各州や準州の法令で規定されているが、対象年齢は差異があり、例えば、ビクトリア州やクイーンズランド州では 21 歳までと規定されているが、ニューサウスウェールズ州では 25 歳までの若者が対象となっている。また、パーマネンシー（永続性）計画とは、家族との再統合が困難な場合に、子どもの長期的なケアや措置を講じるプロセスであり、「永続的な家庭」や措置の安定性の提供を目指すものであるが、具体的に法令上で規定を設けている州・準州は限られており、ガイドラインや政策枠組みの中で示されるなど、地域によってばらつきが見られる[103]。

このように、児童保護サービスにおいては州および準州政府が責任主体となることから、それぞれの地域で法令が設けられ、サービス形態や実施体制など運用においても、州や準州によって異なっている。そのため、子どもの福祉を担当する部局の名称や所管範囲が異なるだけでなく、統計やアウトカム指標、データ分析方法においても、州および準州ごとに異なる仕組みとなっている。

例えば、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、ビクトリア州では、保護児童に対する損害保険制度を法律で義務付けている点で共通している[104]が、相違点も多い。ニューサウスウェールズ州では、保護の決定および虐待発生時の評価や調査は州政府の管轄となるが、実親との交流を含めた一連のフォスタリング業務は、フォスタリング機関へ権限移譲されている。また、クイーンズランド州の場合、里親支援はフォスタリング機関が行うが、委託した子どものケースマネジメントやケアプランの管理は州政府のソーシャルワーカーが担当している。

各州や準州で法令や運用が異なることによる課題としては、①州間での比較が困難なこと、②州および準州の財政状況によってサービスの質や量に影響が出ること、③州をまたぐ子どもの保護における実務面の負担や非効率さ、の 3 点が指摘されている[105]。統計や報告書におけるデータの抽出期間や単位、作成時期・期間などが州や準州によって異なる他、アウトカム指標やデータ分析手法が統一されていないため、地域間の比較や全国的な視点での施策の管理が難しい点が課題となっている。また、各地域で運用が異なることは、現場でのサービス提供においても負担となっている。例えば、児童保護サービスを提供する非営利団体 Life Without Barriers では、オーストラリア全土で約 2,200 人の児童保護を行っているが、対象児童が在住する各地域の法令に沿ったサービス提供体制や支援を組み立てる必要があり、非効率的で運用面での負担も大きくなっている。さらに、州および準州の財政状況によって、里親委託推進を含む、児童保護サービスの質や量に影響が出ることも課題とされる。財政制約的な環境においては、児童保護分野の予算が削減される傾向にあり、サービスの質が州の財政状況によって左右される点が指摘されている。

iii.児童保護に関する最新の統計

オーストラリア全土では、社会的養護のもとにいる子どもは約 46,000 人（2020 年時点）となっており、平均すると 1,000 人に対し約 8 人の割合となっている。社会的養護の子どもの人数は 2017 年か

---

[102] Australian Institute of Health and Welfare, “Australian child protection legislation”

[103] Australian Institute of Health and Welfare, “Australian child protection legislation” https://aifs.gov.au/cfca/publications/australian-child-protection-legislation, accessed March 19, 2022.

[104] オーストラリア非営利団体 Life Without Barriers の Robert Paul Ryan へのヒアリング（2022 年 1 月実施）による。

[105] オーストラリア非営利団体 Life Without Barriers の Robert Paul Ryan へのヒアリング（2022 年 1 月実施）による。

ら 7%増加（2007 年：43,100 人、2020 年：46,000 人）しており、児童保護および社会的養護分野へのオーストラリア全土における経常的経費を見ると、2019 年は約 58 億ドルであり、過去 5 年間で平均すると、毎年約 3.8 億ドル増加している[106]。

社会的養護の子どもの 94%はケア・保護命令（Care and protection orders）によるもので、これらの子どものうち、家庭的養育を受けている子どもの割合は 92%（2020 年 6 月）であった。内訳は以下のとおりであり、親族里親が 54%、里親養育が 37%で、親族里親の割合が里親委託を上回っている[107]。

·54%：親族里親による養育親族

·37%：里親委託による養育

·1%：他の家庭的養育

なお、親族里親委託の最も一般的な形態は祖父母であり、約 20%を占めている。

また、オーストラリア全体での里親委託率を見ると、2011 年以降、約 92～93%で推移しており[108]、州・準州ごとの数値を見ると、最も低い南オーストラリア州の 85.5%から、最も高いニューサウスウェールズ州の 94.9%とある程度の差が存在するが、2020 年の国全体での里親委託率は 92.1%と諸外国でも最も高い数値となっている。オーストラリアにおける州・準州別の社会的養護の子どもの処遇形態（2020 年）は次のとおりである。

図表 III-13　州・準州別 社会的養護の子どもの処遇（2020 年）[109]

	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	ACT	NT	Total
里親養育	40.8	17.8	48.9	39.3	36.2	52.3	40.6	29.4	37.3
親族里親養育	54.1	75.0	38.3	53.2	48.3	41.0	53.9	25.5	53.6
その他の家庭的養育	0.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.3	34.8	1.3
家庭的養育の合計	*94.9*	*94.8*	*87.2*	*92.5*	*85.5*	*93.3*	*94.8*	*89.6*	*92.1*
ファミリーグループホーム	0.2	0.0	0.0	2.7	0.0	*0.0*	0.0	0.0	0.3
施設養育	2.9	4.7	12.8	4.3	14.5	*6.4*	5.0	7.5	6.6
独立居住体制	0.9	0.5	0.0	0.0	0.0	n.p.	0.0	0.1	0.4
その他・不明	1.1	0.1	0.0	0.5	0.0	n.p.	0.1	2.8	0.5

出典） Australian Institute of Health and Welfare, “Data tables: Child protection Australia 2019–20 Table S5.3: Children in out-of-home care, by type of placement and state or territory, 30 June 2020”, accessed March 16, 2022.

近年の特徴として、親族による養育が家庭的養育に占める割合が大きくなっている。オーストラリ

---

[106] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Overview”, https://www.aihw.gov.au/reports-data/health-welfare-services/child-protection/overview, accessed January 6, 2022

[107] Australian Institute of Health and Welfare, “Data tables: Child protection Australia 2019–20 Table S5.3: Children in out-of-home care, by type of placement and state or territory, 30 June 2020”, accessed March 8, 2022

[108]三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2021）「令和２年度先駆的ケア策定・検証調査事業　乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究　報告書」https://www.mhlw.go.jp/content/000798550.pdf、2022 年 1 月 20 日アクセス

（里親等委託率の算出に際し、率の分母にあたる数は、家庭外ケアを受ける子どもの総数、分子にあたる数は、そのうち家庭的ケアを受けている子ども（里親養育、親戚・親族による養育、その他の家庭的ケアを含む）の総数）

[109] NSW:ニューサウスウェールズ州、VIC:ビクトリア州、QLD:クイーンズランド州、SA：南オー ストラリア州、WA： 西オーストラリア州、TAS：タスマニア州、ACT ：オーストラリア首都特別地 域、NT 北部準州特別地域

ア全土において、親族に委託された社会的養護の子どもの割合を見ると、2019 年は 52%、2020 年は約 53.6%であり、増加傾向にある。

オーストラリアにおける親族里親は、親族や親戚に加え友人も含まれ、既存の人的ネットワークを活用し、地域の中で解決策を見つけるという観点で有効な形態と評されている[110]。一般里親の場合、委託手続きは最短でも 3 ヵ月（通常 4 ヵ月～9 ヵ月）要する一方、親族里親の場合は手続きの簡易化・短縮化が可能であり、例えば、緊急時には、親族里親のもとで緊急的な保護を委託しながら、同時にアセスメントを行うこともある[111]。長距離の移動や転校をすることなく、生活の場を変えずに保護委託できることから、子どもの負担の軽減という観点でも利点が大きい[112]。また、実親との関係性を継続できることから、子どもの予後を考慮しても有効な手立てとされる。一般里親の確保が難しい場合も、友人を含めた親族里親については確保が容易な場合も多く、各州では親族里親の拡充や推進に向けた動きが見られる。例えば、ビクトリア州政府は 2018 年より早期の親族ネットワークの特定などを含めた「新たな親族ケアモデル（New Kinship Care Model）」という親族による里親養育の支援策[113]を導入した他、クイーンズランド州においても、親族里親の推進に向けた「親族里親プログラム」といった政策的後押しが進められている。

ⅳ.措置までの流れ

オーストラリア全土で児童保護のシステムや措置決定の主なプロセスは類似しており、全国的に共通な項目としては、①通報・調査・立証、②ケア・保護命令、③社会的養護、④家庭支援サービスであり[114]、具体的には以下のとおりである。

①通報・調査・立証

地域住民や学校関係者、警察官、医療従事者、子ども自身や親族などからの子どもの福祉に関する懸念や相談（虐待、ネグレクト、家庭の経済的困難や社会的孤立など）の通報があった場合、通報を受けた州・準州の担当部局は対応が必要であるかどうかを判断し、対応が必要と判断された場合には調査が行われる。調査では、子ども・両親・その他家族などへのインタビューや家庭訪問等が行われる。子どもが危害に晒されている（あるいはその可能性がある）と実証できる場合、担当部局は、子どもの安全を確保のため、ケア・保護命令を申請する。

②ケア・保護命令

担当部局は、介入の必要性があると判断する場合、子どもの安全を確保するための「ケア・保護命令（Care and protection orders）」を裁判所に申請する。子どもが危害に晒されている（あるいはその可能性がある）と考えるに十分な根拠があり、他の選択肢での対応を講じても難しい場合の最終手段となる。裁判所が発出する命令の処遇としては、里親委託、親族里親委託、実親家庭への再統合、施設養育などがある。

---

[110] オーストラリア非営利団体 Life Without Barriers の Robert Paul Ryan へのヒアリング（2022 年 1 月実施）による。

[111] 110 と同じ。

[112] 110 と同じ。

[113] Department of Health and Human Services, “Kinship care”, https://services.dhhs.vic.gov.au/kinship-care, accessed March 7, 2022.

[114] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Australia 2019–20”

③社会的養護

可能なかぎり家族と一緒に生活することを優先とするが、虐待またはネグレクトの対象となった子どもは、安全な養育環境の提供のため社会的養護の対象となり、他の家庭や地域コミュニティに養育が委託される。社会的養護では、措置の安定性、パーマネンシー（永続性）、家族との再統合が重視され、長期委託や家族との再統合にかかわらず、子どもの健全な成長に向け安定した養育環境を提供することが目指される。

④家庭支援サービス

家庭支援サービスは、上述した介入や委託の代わりに、または、これらに加えて提供されるものであり、家族の機能不全や虐待の予防、家族へのサポートやアドバイスの提供、育児支援、家族の再統合サービスなどが含まれる。最も脆弱な家族向けの支援として、集中的な専門プログラムが提供されることもある。

なお、オーストラリアでは、1950 年頃から教会系団体による里親委託が本格的に開始されたが、里親委託における法制化がなされてなかったことから、数十年後に虐待事案の訴訟が頻発することとなる。この反省を踏まえ、里親委託を含めた対人援助サービスに係るクオリティ・スタンダード（基準）を各州・準州で設けており、第三者評価機関による定期的な監査を義務づけている。児童保護や家庭支援サービスを含めた地域行政サービス[115]については、行政機関から独立した第三者機関である Institute for Healthy Communities Australia（IHCA）が 3 年毎に監査し、対人援助サービスの品質基準に関する評価および認証を行っている[116]。

② クイーンズランド州における里親支援体制の概要

前述したように、オーストラリアでは、州や準州ごとに里親支援にかかる法令が設けられ、サービス形態や実施体制など運用も異なる。本調査研究では、クイーンズランド州に焦点を当て、里親支援業務およびフォスタリング機関の体制について整理することとする。

i.里親委託の仕組み

クイーンズランド州における里親制度として、里親になることができる者は、次のとおり示されている[117]。

・クイーンズランド州内に在住
・個人、夫婦、または家族であること
・年齢は問わない
・あらゆる家族環境・バックグラウンドを有する里親を歓迎

[115] 家庭内暴力やホームレス支援、メンタルヘルス分野のサービスも含む。
[116] Institute for Healthy Communities Australia, “Sector Specific Services”, https://ihcacertification.com.au/our-services/sector-specific-services/, accessed March 2, 2022.
[117] Queensland Government, “Who can foster a child”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/foster-kinship-care-become-a-carer/foster-kinship-care-who-can-foster, accessed February 16, 2022.

他方、里親への登録申請に際しては、以下の 2 点が要件と示されている[118]。ブルーカード取得[119]の要件に無犯罪証明書などがあることから、不適切な犯罪履歴が無いことが求められる。

- 18 歳以上、および
- ブルーカードを取得する資格がある、またはすでに持っている

里親および親族里親は、性的虐待、身体的または精神的虐待やネグレクトを経験した子ども、もしくは、これらの危害を経験するリスクがある子ども、または、実親のもとで生活できない子どもに提供される家庭養育である。養育期間は、数日間の宿泊から数カ月、または数年（最長子どもが 18 歳になるまで）提供され、里親の種類としては、緊急的なケアや他の里親・親族里親への一時的な休憩の提供など、様々な形態がある。里親養育の対象となる子どもは、可能な限り早期に、実家族への再統合が期待されることから、里親は実親家庭との継続的な交流や関係維持を通じ、再統合に向けた支援を図ることが求められる。

里親（親族里親含む）養育の種類としては、以下のとおり 5 つの区分[120]あり、里親はライフスタイルや家族の構成などの状況に応じ、選択することが出来る。

種別	内容
短期養育	2年以内に家族のもとへ再統合することを目的とした短期間の里親養育。里親は、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）と協働で、家族と子どもの関係維持や構築を図る。
長期里親	18歳になるまで子どもに安全で安定した家庭養育を提供するもの。
一時預かり養育	学校の休みや週末など短期間の間、長期里親や短期里親などの養育者が休息を取るための里親養育。
緊急時養育	子どもの安全に差し迫った懸念があり早急な措置を要する際の里親養育。長期的な里親養育の前に家庭養育が必要とされる場合、また、虐待やトラウマを経験した緊急下の子どもの支援に熟練した里親が多い。短期里親・長期里親は、緊急時養育への対応可否を選択できる。
集中型里親養育	複雑で特別な支援ニーズが必要な場合の里親養育で、集中型の特別ケアを提供するもの。里親には、複雑なニーズを有する子どものケアに必要な専門研修や手当の増額等が提供される。

なお、親族里親とは、親戚、家族、親しい友人、または、子どもが属する地域やコミュニティのメンバーが自宅で家庭養育を提供する形態である。親族里親は、対象となる子どもに関係する人物、家族や親族の一員、または親しい友人等も含まれ、具体的には以下のとおりである。アボリジニとトレス海峡諸島民の子どもの場合は、アボリジニや同じ言語の地域社会のメンバー等も、親族里親に含ま

---

[118] Queensland Government, “How to become a foster carer”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/foster-kinship-care-become-a-carer/how-to-become-a-foster-carer, accessed February 16, 2022.

[119] 法務省およびブルーカードサービス（Department of Justice and Attorney-General (Blue Card Services)）によって発行される証明書（有効期間 3 年）であり、クイーンズランド州において、子ども及び若者のために働く資格があることを証明するものとなっている。

[120] Queensland Government, “Foster and kinship care/About foster care”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/foster-kinship-care-about, accessed February 25, 2022.

れる。

- 祖父母
- 叔母または叔父
- 他の親戚
- 親しい友人
- 地域コミュニティのメンバー

里親に委託される子どもは、虐待やネグレクト等を経験した子ども、または、これらのリスクがある子どもであり、以下のすべての子どもが対象となる。

- 18 歳までの子ども
- 兄弟・姉妹グループの子ども
- クイーンズランド州内に在住している子ども
- 特別な文化的・宗教的な背景のある子ども
- 特別な支援ニーズがある子ども

クイーンズランド州における里親委託の仕組みとしては、児童保護・青年・女性局（Department of Child Safety, Youth and Women）が児童保護分野の主管部局であり、里親支援業務についても同部局が担っている。根拠法となる 1999 年児童保護法では、同部局（通称チャイルド・セーフティ）が、子どものニーズに応じた最適な養育環境を提供する責務を有すると規定しており、社会的養護の子どもの処遇の一つである里親委託についても所管している。

クイーンズランド州では、2013 年より一連の里親支援業務についてフォスタリング機関に権限移譲する方針が採られており、実施体制としては、児童保護・青年・女性局が州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）としてケースマネジメントや認可等の最終決定を担い、アセスメントや研修、委託、実親との交流を含めた委託後の支援などのフォスタリング実務は民間のフォスタリング機関が実施する体制となっている。また、フォスタリング機関は、2 段階の構成となっており「ピーク・エージェンシー」と呼ばれる州政府から委託を受けた機関 Queensland Foster and Kinship Care（QFKC）が州全体における里親委託を包括的に支援し、コミュニティを拠点としたフォスタリング機関が、各地域で養育対象となる子どものおよび里親家族の支援を担っている。

ii.里親委託率、里親委託児童数

オーストラリアにおいて約 500 万人の人口を有する第 3 の州であるクイーンズランド州では、10,248 人（2019 年）の子どもが社会的養護下にあり、そのうち、8,696（84.9%）人が家庭的養育（里親および親族里親による養育）、953 人（9.3%）が施設養育[121]。604 人（5.9%）がその他（病院、少年院など）となっている[122]。2015 年から 2019 年までの 4 年間で、社会的養護の子どもは 14.6%増加しており[123]、里親養育へのニーズの高まりに伴い、里親数も増加している。同州における里親数（2019 年時点）は、

[121] Queensland Government, “Important factors in the recruitment, support and retention of carers”, https://cspm.csyw.qld.gov.au/practice-kits/care-arrangements/working-with-carers-1/seeing-and-understanding/important-factors-in-the-recruitment-and-support-o, accessed February 7, 2022.
[122] 121 と同じ
[123] 121 と同じ

合計 5,345 人（3,522 人の認定里親、1,610 人の親族里親、213 人の暫定認定里親）[124]であり、2014 年から 2019 年までの 4 年間で約 6.6%増加している[125]。

社会的養護下の子どもの総数（家庭外ケアを受ける子ども数）に対し、家庭的養育（里親および親族里親による養育）を受けている子どもを里親委託率として算出すると、里親委託率は 84.9%（2019 年）[126]となる。また、最新の数値によると、クイーンズランド州の里親委託率は 87.2%（2020 年）[127]であった。オーストラリアにおける里親等委託率の全国平均は 92.1%（2020 年）[128]であることから、全国平均値と比較すると約 4%低く、全土で 2 番目に低い数値となっている。

iii.里親制度に関する近年の傾向

クイーンズランド州では、児童保護・青年・女性局（Department of Child Safety, Youth and Women）が策定した 2018 年～2022 年までの 5 か年計画「Strategic Plan 2018-2022」[129]において、児童保護における 6 つの重点方針が掲げられている。重点方針の 1 点目「クイーンズランド州の子どもと若者が健全に成長し、家族や地域社会の中でつながる」の具体的な行動計画として、里親および親族里親に対する支援の強化に向けパートナーとの連携を図ることが挙げられている。

また、親族里親に対するニーズの高まりを受け、親族里親の推進が謳われている。クイーンズランド州では、親族委託された社会的養護の子どもの割合は 38.3%（2020 年）であり、親族や家族と関係のない第三者の里親への委託は 48.9%（同年）[130]となっている。オーストラリア全土では、親族里親委託の割合が高まっており 2020 年は 53.6%と、里親委託の割合（37.3%）を上回っている中、クイーンズランド州では親族里親委託の割合が相対的に低い現状にある。他方、幼少期から社会的養護の支援対象となり、より長期的に支援を受ける子どもや若者が増加していることから、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）では、親族里親の重要性や意義の発信、親族里親の措置の安定性の向上を目指す「親族里親プログラム（Kinship Care Program）」を推進している。親族里親による養育が、子どもと家族のつながりを維持できることから、子どもの福祉の促進という観点で、最も効果的で子どものニーズに対応した形態であるとし[131]と、親族里親の意義や重要性について発信や普及を図っている。

---

[124] 121 と同じ
[125] 121 と同じ
[126] Australian Institute of Health and Welfare, “Data tables: Child protection Australia 2019–20 Table S5.3: Children in out-of-home care, by type of placement and state or territory, 30 June 2020”, accessed March 16, 2022.
[127] Australian Institute of Health and Welfare, “Child protection Australia 2019–20”, https://www.aihw.gov.au/reports/child-protection/child-protection-australia-2019-20/summary, accessed March 16, 2022.
[128] 社会的養護の子ども（家庭外ケアを受ける子ども）の総数に対する家庭的ケアを受けている子ども（里親養育、親戚・親族による養育、その他の家庭的ケアを含む）
[129] Department of Child Safety, Youth and Women, https://www.qfkc.com.au/images/general/strategic-plan-2018-22.pdf, accessed February 27, 2022.
[130] Australian Institute of Health and Welfare, “Data tables: Child protection Australia 2019–20 Table S5.3: Children in out-of-home care, by type of placement and state or territory, 30 June 2020”, https://www.aihw.gov.au/reports/child-protection/child-protection-australia-2019-20/summary, accessed March 16, 2022.
[131] Department of Child Safety, Youth and Women, “Kinship Care Program “, https://www.cyjma.qld.gov.au/resources/dcsyw/foster-kinship-care/kinship-care-program-description.pdf, accessed March 14, 2022.

(2) 里親支援業務の法制上の位置づけ（クイーンズランド州の場合）

① 児童保護制度全般の関連法令

i.根拠法・規則

クイーンズランド州における児童保護の根拠法としては、児童保護法（1999年）（Child Protection Act 1999）が挙げられる。同法は、家族と生活することのできない子ども・若者向けにケアを提供する法的義務を定めており、里親養育を含む子どもの家庭外ケアの提供者の基準となっている他、里親の権利・責任などを示している。また、児童保護規則（2011年）（Child Protection Regulation 2011）では里親の資質について示されており、1999年の児童保護法および2011年の児童保護規則が、クイーンズランド州における児童保護の法定業務の根拠法および根拠規定となっている。

児童保護法では、子どもが家庭において、虐待、ネグレクト、そして危害から確実に守られるよう保証することを義務付けると共に、同州の児童保護機関である児童・青少年司法多文化省局（Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs）が児童保護を主導する主管部門とし[132]、子どもや青少年のニーズに応じ、安心して暮らせる愛情ある場所を見つけることにより、彼らを虐待やネグレクトの危険から保護権限を付与している。

ii.関連法令・規則等

児童保護法および児童保護規定に関連するその他の法律としては、養子縁組法、児童保護（国際措置）法等をはじめ、以下のとおり挙げられる。

＜関連する法律＞

- 2009 年 養子縁組法（Adoption Act 2009）
- 2003 年 児童保護（国際的措置）法（Child Protection (International Measures) Act 2003）
- 1992 年 児童裁判所法（Childrens Court Act 1992）
- 2000 年 クイーンズランド州民事および行政裁判所法（Queensland Civil and Administrative Tribunal Act 2000）
- 1975 年 家族法（Family Law Act 1975）
- 1987 年 家族サービス法（Family Services Act 1987）
- 1988 年 代理親権法（Surrogate Parenthood Act 1988）

---

② 主要な法令・規則等

クイーンズランド州では、2013 年の政策文書「クイーンズランド州児童保護委員会の最終報告に対するクイーンズランド州政府の対応」[133]において、全ての里親支援業務についてフォスタリング機関に権限移譲する旨を明示している。同州の児童保護機関である児童・青少年司法多文化省局（Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs）は、保護の決定、里親申請の認定、懸案事項への対応（虐待発生時の評価や調査）、ケースマネジメントを監理する責任を有するもの

---

[132] Queensland Government, “Queensland's child protection system”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/information-for-carers/rights-and-responsibilities/legal-matters/queenslands-child-protection-system, accessed January 6, 2022

[133] Queensland Government, “Queensland Government responseto the Queensland Child Protection Commission of Inquiry final report”, https://cabinet.qld.gov.au/documents/2013/Dec/Response%20cpcoi/Attachments/Response.pdf, accessed March 14, 2022

の、一連の里親支援業務の主管をフォスタリング機関に移管することとしており、具体的には以下のとおり明示されている。

i.2013 年の政策文書「クイーンズランド州児童保護委員会の最終報告に対するクイーンズランド州政府の対応」（項目 40）

州政府担当部局は、以下の項目を含む、すべての里親（および親族里親）委託支援業務を、非政府機関に移管する。

- 里親および親族里親のリクルート、アセスメント、里親支援に関する業務権限
- リクルートおよび定着に向けた戦略の策定
- 懸念事項へのマネジメント

州政府担当部局は、里親申請の認定および懸念事項への対応を監督する責任を保持する。

里親申請に対する認定など、政府による最終決定を除いた業務以外を民間団体へ移行する方針が決定されたものであり、里親研修、マッチングや実親との交流を含めた一連のフォスタリング業務は、州からフォスタリング機関へ権限移譲されている[134]。

里親支援業務やフォスタリング機関への権限移譲に関しては、上記の政策文書において定められており、児童保護法及び児童保護規則では、フォスタリング業務の民間委託に関し具体的に規定している条文や項目はない。

児童保護法及び児童保護規則では、里親の認定や認定里親の資質、また、子どものケアの基準などについて主に規定しており、以下のとおりである。

ii.1999 年児童保護法

子どもの保護における州政府担当部局の責任と職務に関しては、次のとおりである（同法 7 条）

（1）この法律の適切かつ効率的な実施のため、州政府担当部局の長の職務は以下のとおりである。

（a）子どもへの危害の責任を負い、その問題に対処する上で、州、地方政府、非政府機関および家族との間でパートナーシップを促進すること

（b）里親が子どもの養育において不可欠な役割を果たしていることを認識し、州と里親との間のパートナーシップを促進すること

また、子どもの措置決定については以下のとおり規定されている。（同法 82 条）

（1）州政府担当部局の長は、以下のいずれかの形態に子どもを措置することができる

（a）認定された親族里親

（b）認定された里親

（c）社会的養護サービスを提供する事業体、また

（d）ライセンスを受けた事業体（以下略）

子どものケアの基準については、次のとおりである。（同法 122 条）

[134] 110 と同じ。

122 条

（1）州政府担当部局の長は、第 82 条（1）に基づいて養育される子どもが、以下の基準を満たす環境が提供されるよう、適切な対応をとらなければならない。

（a）子どもの尊厳と権利が常に尊重される

（b）十分な食料、衣類、避難所など、子どもの身体的ケアのニーズが満たされる

（c）子ども自身が大切に養育されていることを実感できる情緒的なケアを受け、子どもの前向きな自尊心の醸成に貢献する

（d）文化および民族グループに関連する子どものニーズが満たされる

（e）学校教育、身体的および精神的刺激、レクリエーションおよび一般生活に関する子どもの物質的ニーズが満たされる。

（f）子どもが年齢や能力に適切な教育や訓練、または雇用の機会を受け取れる

（g）子どもは、不適切行動の改善のため、必要に応じ前向きな指導を受ける

（h）子どもは、ニーズに応じて必要な歯科、医療、治療サービスを受けられる

（i）発達や年齢に適した社会的なレクリエーション活動に積極的に参加する機会が与えられる

（j）家族やその他の人間関係を維持することが奨励される

（k）子どもに障害がある場合、特別なニーズに応じたケアや支援を受けられる

その他、131 条から 136 条では、里親および親族里親の認定について規定し、認定里親の申請、証明書の発行や更新などについて定めている。里親の認定（里親資格証明書の発行）については、次のとおりである（児童保護法 第 133 条 3 項）。

（3）里親申請フォームには、以下を含める必要がある。

（a）申請者の犯罪歴、家庭内暴力歴、無事故証明書

（b）申請者の世帯の構成員情報

（c）申請者の世帯構成員の犯罪歴、家庭内暴力の履歴、無事故証明書に関する情報

（d）申請者および成人の各世帯構成員に関する以下の情報-

（i）子どもに関わる人物としての自治体情報や通報

（ii）子どもに関わる人物の適格性に係る審査

（e）申請者または成人の世帯構成員が子どもに関わる権限を有する場合、許可証の有効期限

iii.2011 年児童保護規則

認定里親及び親族里親等については 22 条から 24 条にて規定されており、里親に求められる資質としては以下のとおりである。（同規則 22 条）

22 条　認定里親

子どもの里親として認定されるに適切な人とは、

a. 子どもの安全にリスクをもたらさず、

b. 子どもを危害から守る能力と意欲があり、

c. 法令に基づく原則を理解し、遂行でき、

d. 適切な子どものケアを提供できるよう、州政府担当部局の長が合理的に必要とするトレーニングを完了している

③ その他（里親委託支援に関連するガイドライン等）

里親（親族里親含む）への申請および審査・認定までの流れ[135]としては、クイーンズランド州政府のウェブサイトに、次のとおり示されている。

1. 関心表明（里親希望者による申請希望書の提出）

里親もしくは親族里親に登録する場合は、クイーンズランド州の里親登録支援と里親研修を担うQueensland Foster and Kinship Care（QFKC）にコンタクトをとる必要がある。同団体はクイーンズランド州政府から受託し、同州内における里親申請者の申請支援・審査・登録申請、および、里親向けの研修を行っている。

2. 正式申請～審査

里親の種類や里親申請者の世帯状況により異なるが、里親の認定プロセスは、通常、約3～6ヵ月かかる。関心表明を提出後、地域で開催される説明会への参加、里親申請フォームの準備、面接やトレーニングへの参加出席が求められる。具体的には以下の書類および審査が必要となる。

- 里親申請フォーム（里親申請者および申請者世帯構成員の犯罪歴証明書、家庭内暴力歴、交通事故歴などの経歴について審査する）

- ブルーカード申請（里親申請者および申請者世帯構成員のブルーカード（クイーンズランド州において、子ども及び若者のために働く資格があることを証明書[136]）の申請が必要となる）

- 子どもの安全性にかかる家庭調査（里親に認定される上で満たすべき必須の安全要件などについて、家庭訪問を通じ調査する）

- 健康と福祉に関するアンケート（調査やインタビューを通じアセスメント担当者によって記入される。一般開業医による健康診断書が必要となる）

- レファレンスチェック（雇用主、職場などからの信用評価が必要となり、里親アセスメントにおいて必須の要件となっている）

- 面接（里親申請者および、申請者の子どもを含む世帯構成員、関連する重要な人物に対する面接が行われる）

- 認定前研修（里親の役割や任務に関する知識やスキルを習得するための認定前研修が行われる）

3. 州政府による（里親登録申請の）認定

---

[135] Queensland Government, “How to become a foster carer”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/foster-kinship-care-become-a-carer/how-to-become-a-foster-carer, accessed January 18, 2022

[136] ブルーカードは、法務省およびブルーカードサービス（Department of Justice and Attorney-General (Blue Card Services)）によって発行される証明書（有効期間3年）であり、クイーンズランド州において、子ども及び若者のために働く資格があることを証明するものとなっている。

- 州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）により、里親登録申請が認定されると、里親認定証明書が発行される。有効期間は 12 カ月であり、2 年毎に更新する必要がある。
- 同里親認定証明書を踏まえ、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）とフォスタリング機関は、里親に対するサポート内容や里親の種類などが記載された里親契約（Foster Carer Agreement）を作成する。
- 里親登録申請が不認可となった場合、その理由と審査の権利が記載された通知が発行される。

4. ブルーカードの取得手続き

すべての里親および親族里親、および、成人の各世帯構成員（18 歳以上）は、児童保護法によりブルーカードを所持することが義務付けられている。ブルーカードの発行に際しては、個人の犯罪歴や性的犯罪の申し立て等に関する警察の調査情報も含む、資格審査が実施される[137]。

なお、上述したブルーカード所有が必要な対象者については、2000 年子ども支援に従事（リスクマネジメントおよびスクリーニング）法[138]に規定されており、以下のサービスを提供する家庭にいる全ての成人（18 歳以上）は、ブルーカードの取得が必要となっている。里親および親族里親もブルーカードが必要な対象者として指定されている。

- ファミリー・デイケア提供者
- ホームステイ提供者
- 住宅を拠点とする非認可の児童ケアサービス提供者
- 里親・親族による養育ケア提供者

また、フォスタリング業務に関連するガイドライン等としては、「対人援助サービス業務の最低基準」および「子どもの安全実践マニュアル」が挙げられる。

オーストラリアでは対人援助サービス業務の最低基準が各州で設けられており、クイーンズランド州の場合、「対人援助サービスに係るクオリティ・スタンダード（Human Services Quality Standards; HSQF）」に、対人援助業務事業者（国から委託を受けている団体の従事者含む）の遵守事項が規定されている。同ガイドラインは、6 分野（①組織のガバナンス（委員会設置の義務化等）、②受益者への支援サービスの最低基準、③個別の支援ニーズへの対応、④安全・ウェルビーイング・権利、⑤苦情対応やモニタリング、⑥人材育成）から構成され、児童保護や子ども支援も含めた対人援助サービスの基準や遵守事項が定められているが、里親委託やフォスタリング機関に関する規定や遵守事項は特に設けられておらず、対人援助サービスに共通する一般的な遵守基準が定められている[139]。対人援助サービスの事業者は、3 年毎に、行政機関から独立した機関である Institute for Healthy Communities Australia（IHCA）の評価官による第三者評価が義務付けられている。

さらに、子どもの安全実践マニュアル（Child Safety Practice Manual）では、クイーンズランド州

---

[137] Queensland Government, “Blue cards and exemption cards for foster or kinship carers”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/foster-kinship-care-become-a-carer/foster-kinship-care-blue-cards, accessed February 14, 2022

[138] *Working with Children (Risk Management and Screening) and Other Legislation Amendment Act 2019*

[139] Queensland Government, “Human Services Quality Standards; HSQF”, https://www.qld.gov.au/__data/assets/pdf_file/0017/55214/human-services-quality-standards.pdf, accessed January 22, 2022

政府の児童相談所（チャイルド・セーフティ）による児童保護サービスに関する原則・価値観・手順・支援アプローチについて示している[140]。同マニュアルにおいて、里親支援業務については、「高品質のケアに向けた手続き・ガイドライン：里親研修（マニュアル）」や「里親委託マッチングツール」[141]など、里親研修およびマッチングにおける基準やツールキット、参考資料が掲載されている。例えば、「高品質のケアに向けた手続き・ガイドライン：里親研修（マニュアル）」では、里親に対する認定前研修および委託中の研修の実施に際し、以下のとおり、学習形態や研修カリキュラム、品質を保証するための研修チームの構成などについて基準やツールキットが示されている[142]。

「高品質のケアに向けた手続き・ガイドライン：里親研修（マニュアル）」

- 里親研修は、コンピテンシー（行動特性）に基づくトレーニングとし、以下の 3 つのレベルで構成する
  - ・プレサービス（認定前研修）
  - ・スタンダード
  - ・アドバンスド
- 里親の継続的な学習と能力開発に向け、小グループでのトレーニングや自己学習カリキュラムも含め、柔軟でタイムリーな配信を行うよう設計する。
- 提供する研修内容とコンピテンシー（行動特性）に基づく評価の一貫性にもたせるため、研修運営チームには、3 年以上の里親経験を有するスタッフなど、特定の資格と児童保護の経験が求められる。

(3) フォスタリング機関の体制

① サービス提供体制

クイーンズランド州では、2013 年の政策文書「クイーンズランド州児童保護委員会の最終報告に対するクイーンズランド州政府の対応」[143]にて、一連の里親支援業務についてフォスタリング機関に権限移譲する旨が明示され、これにより、政府はケースマネジメントや認可等の最終決定を担い、その他の業務は民間団体が行うこととなっている。すなわち、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）は、保護の決定、里親の認可、懸案事項への対応（虐待発生時の評価や調査）、子どものケースマネジメントを行うものの、アセスメントや研修、委託、実親との交流を含めた委託後の支援などのフォスタリング実務は、政府が認可した民間フォスタリング機関が実施する体制となっている。

また、フォスタリング機関としては、2 段階の構成となっており「ピーク・エージェンシー（Peak Child Protection Agency）」と呼ばれる児童保護分野の主導機関が州政府からの委託を受け、州全体の里親委託を包括的に支援しており、コミュニティを拠点とした里親・親族里親支援サービスを行うフ

[140] Queensland Government, “Child Safety Practice Manual”, https://cspm.csyw.qld.gov.au/, accessed January 27, 2022

[141] Queensland Government, “Foster care matching tool”, https://www.cyjma.qld.gov.au/resources/dcsyw/foster-kinship-care/foster-care-matching-tool.pdf, accessed March 17, 2022

[142] Queensland Government, “Procedures and guidelines for quality care: foster care training (Manual)”, https://www.cyjma.qld.gov.au/resources/dcsyw/foster-kinship-care/training/proceduresguidelines.pdf, accessed March 17, 2022

[143] Queensland Government, “Queensland Government responseto the Queensland Child Protection Commission of Inquiry final report”, https://cabinet.qld.gov.au/documents/2013/Dec/Response%20cpcoi/Attachments/Response.pdf, accessed March 14, 2022

ォスタリング機関が、各地域で養育対象となる子どもの福利および里親家族の支援を担っている。

② 行政との役割分担

1999 年の児童保護法 7 条（h）に基づき策定された「州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）と里親関係機関によるコミットメント声明」[144]は、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）と、ピーク・エージェンシーが、里親・親族里親と協働で、社会的養護下の子どもの安全と福利を確保するための協力的取り組みと役割分担について合意する文書となっており、共通の責任と各関係機関の役割・機能について示している。州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）、ピーク・エージェンシー、フォスタリング機関の役割について、以下のとおり整理している。

図表 III-14　チャイルド・セーフティ、ピーク・エージェンシー、フォスタリニグ機関の役割

<u>州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）の役割</u>

クイーンズランド州の児童保護機関として、子どもと青年の安全・居場所・福祉を確保する。子どもが実親家庭や養育者と安全に暮らすことが難しい場合、以下の方法で、子どものニーズに応じた最適な養育環境を提供する。

a. ケア対象の子どもが、児童保護法で求める要件に合致したサービスを受けられることを保障する
   - 子どものケアに係る基準（1999 年児童保護法　122 条）
   - ケア対象の子どもの権利憲章（1999 年児童保護法　別紙 1）
   - アボリジニおよびトレス海峡諸島民の子どもの委託原則（1999 年児童保護法　5 条 C）
b. 子どもの生活に影響を与えるすべての決定に、子どもが参加するための支援を行う
c. 子どもに対する永続的なケアが可能な限り実親によって提供されるよう、保護者との協力や支援を図る
d. 親子の再統合が不可能な場合、子どもの法的、人間関係、身体や文化的ニーズを満たす代替的養護による選択肢を通じ、子どもの安全、居場所、福利を保障する。
e. 非政府組織やコミュニティベース里親・親族里親サービス機関と協力して、里親のリクルート、研修及び支援を提供する
f. 子どもの委託措置及び支援の必要性にかかるケアプランが明確に文書化され、また更新され、ケアプランを通じ、関係者間の理解の醸成を図る

<u>ピーク・エージェンシーの役割</u>

ピーク・エージェンシー（Peak Child Protection Agency）は、クイーンズランド州における児童保護分野の主導機関である。クイーンズランド州には、里親・親族里親の当事者団体である QFKC（Queensland Foster and Kinship Care）を含め 4 つ[145]のピーク・エージェンシーがあり、里親や子

[144] Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs, “Statement of Commitment To Queensland’s foster and kinship carers”,　https://www.qfkc.com.au/images/general/Statement_of_Commitment.pdf ,accessed February 2, 2022

[145] その他の 3 つの団体としては、以下のとおり。
・児童養護施設の子どもの自立支援などを行う PeakCare Queensland
・クイーンズランド州のアボリジニとトレス海峡諸島民の子どもの保護の当事者団体である Queensland Aboriginal and Torres Strait Islander Child Protection Peak

どもの意見を代弁するアドボカシー機能を有する。
<u>フォスタリング機関の役割</u> ・ 州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）と協働で、親族里親を特定、または、里親を募集し、里親および親族里親のアセスメントや研修、支援を行う。 ・ 里親研修の計画・実施に際しては、里親および親族里親を巻き込み、タイムリー且つ内容の充実と、文化的な適切な配慮を行う。 ・ 里親および親族里親のニーズと支援に関するアドボカシーを行う。 ・ 子どものニーズを満たすべく、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）からの委託措置の要請にタイムリーに対応する ・ 子どものニーズを満たすべく、里親や親族里親に対する支援をタイムリーに提供する ・ 州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）と協働で、里親および親族里親を支援し、子どものケアプラン（自立支援計画）の目標の達成を目指す。 ・ 多様なサービス及びリソースを通じ、里親および親族里親へ継続的な支援を提供する ・ 州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）と協力して、初期段階および継続的な研修の機会を提供する。 ・ 里親および親族里親の役割について地域コミュニティにおける認識を高め、関心層の里親への応募を勧奨する（以下略）

出典）Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs, “Statement of Commitment To Queensland’s foster and kinship carers”をもとに整理

州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）は、子どもに対するケースマネジメントを担っており、児童相談所の地域拠点である児童保護サービスセンター（Child safety service centres ; CSSC）に配置された児童相談担当官（Child safety officer）が 1999 年児童保護法に基づき、社会的養護の子どものケアプランとケースマネジメントの業務を行っている。また、可能な限り実親のもとでの養育が実現されるよう、家族会議調整官（Family group meeting convenor）が、家族会議の企画・調整を通じ、親子の再統合に向けたケアプランの策定や更新、関係者間での共有を行っている。また、各地域での児童保護サービスセンター（Child safety service centres ; CSSC）では、委託措置ユニット（Placement Services Unit）が置かれ、里親のリクルート・研修・アセスメント・支援を通じた質の高い里親養育サービス、および、ケアプランで合意された目標やアウトカムの達成に向けた包括的な支援が提供されるよう里親委託にかかる調整や監理を行っている[146]。

このように、里親委託した里親への支援はフォスタリング機関が行うが、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）に所属するソーシャルワーカーがケアプランやケースマネジメント、また、包括的な支援の管理を通じ、委託した子どもの安全や福祉の保障を図る仕組みとなっている。

また、ピーク・エージェンシー（Peak Child Protection Agency）とは、クイーンズランド州における児童保護分野の主導機関であり、里親・親族里親への支援については、QFKC（Queensland Foster and Kinship Care）が担っている。QFKC は非政府組織であり、クイーンズランド州政府から里親支

・社会的養護の経験がある若者の当事者団体 CREATE Foundation

[146] Queensland Government, “Child Safety POLICY Title: Foster care matching: a partnership approach”, https://www.cyjma.qld.gov.au/resources/dcsyw/foster-kinship-care/foster-care-matching-partnership-approach-639.pdf, accessed March 13, 2022

援にかかる以下の事業を受託している[147]。

a.	里親および養護下の子ども・若者に対する情報提供、助言提供、研修
b.	子どもの養育に関する里親への行政サービス利用支援・司法手続き支援 （州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ））のサービス利用支援、民事裁判所等への手続き支援、その他の政府・非政府機関のサービス情報の提供、利用支援など）
c.	健全で家庭的な養育環境の提供と良好な家庭関係の構築に向けた里親への相談援助支援、助言提供、アドボカシー
d.	養育中の子どものリスクや問題行動等の把握および不適切行動に対する対応
e.	質の高い里親養育の提供に向けた熟練ボランティアと専門スタッフの提供

フォスタリング業務の具体的な内容としては、里親のリクルート、関心表明への対応や里親アセスメント、研修、登録申請など、里親登録申請の認定以外の以下のプロセスを QFKC が担っている。

また、委託後の里親支援業務としては、主に研修、相談援助、情報共有の 3 つであり、里親向け能力強化研修や、月刊誌を通じた里親養育の知見や問題への対処法など実践的な情報提供を行っている。

図表 III-15　ピーク・エージェンシーによるフォスタリング業務

1.	里親および親族里親のリクルート（応募勧奨含む）
2.	関心を表明した際の対応
3.	里親制度に関する情報提供
4.	里親アセスメント
5.	認定前研修
6.	里親登録申請
7.	委託後の里親支援業務 ・ FAST（後述）または QFKC 本部を通じた、助言・相談援助・アドボカシーの提供 ・ 里親対象の能力強化研修 ・ 月刊誌「Reporter」を通じた最新情報および具体的なケースを基にした助言の提供 （児童保護や里親養育・親族里親養育の分野での最新情報の提供。養育と親族のケアに関連する問題に関する関連記事と、特定の問題に対処する方法に関するヒントの提供）

アドボカシーについては、社会的養護の子どもや若者の声を代表して、または、社会的養護の計画や制度更新の意志決定への子どもの参加を保障するため、州政府の担当部への働きかけや交渉も含めたアドボカシーの推進を行っており、里親および社会的養護の子どもと、政府の仲介的な役割を果たす存在である。

さらに、QFKC では、里親・親族里親向けの研修だけでなく、州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）およびコミュニティのフォスタリング機関に対し、以下の 5 分野での能力強化研修を提供している[148]。

1.	NDIS 研修（全国障害保険制度：National Disability Insurance Scheme）

[147] Queensland Foster and Kinship Care, https://www.qfkc.com.au/, accessed January 23, 2022
[148] Queensland Foster and Kinship Care, https://www.qfkc.com.au/training, accessed January 26, 2022

（内容：児童保護法に基づいて措置対象となった子どもに対する全国障害保険制度の概要、受給できるサービスや要件など）

2. 初期アセスメント研修
（内容：クイーンズランド州における里親に対するアセスメントの歴史、アセスメント評価を書く際の要件や法的手続き、アセスメント時の質問、家庭調査時のチェック項目など）

3. 親族里親アセスメント研修
（内容：強み中心のアセスメント（strengths-based assessment）、アセスメント評価時の留意点、アセスメントにおける家系図の重要性など）

4. 里親更新に係る研修
（内容：更新審査の目的・背景、更新申請を受理した際のチェックポイント、アセスメント手続きなど）

5. 里親・親族里親に対する質の高いサポート研修
（内容：里親それぞれの違いへの着目、徹底的に向き合い里親の人物像を把握することの重要性、自己覚知、里親支援に際する倫理的ジレンマなど）

③ 組織体制および人員配置

i.州政府児童相談所（チャイルド・セーフティ）

クイーンズランド州の児童保護機関である州政府児童相談所チャイルド・セーフティは、クイーンズランド州内の 7 つの地域[149]で児童保護のサービスを提供している。各地域には、子どもに関する様々な問題や相談に対応する児童保護サービスセンター（Child safety service centres；CSSC）が設置され、州全体で 56 ヵ所のセンターにて、子ども及び家族への継続的な支援が展開されている。

各地域での児童保護サービスセンター（Child safety service centres；CSSC）では、以下の人員が配置されている[150]。

- シニア・プラクティショナー（Seniour Practioner）
  家庭支援や地域社会における児童保護サービスの質のマネジメントや管理を行う。

- シニア・チームリーダー（Senior team leader）
  質の高い児童保護サービスの提供に向け、専門家や現場の実務スタッフなどの人員管理やリーダーシップ育成を行う。

- 児童相談担当官（Child safety officer）
  1999 年児童保護法に基づき、児童保護にかかる法定業務を提供する。社会的養護の子どもや養

[149] ファーノースクイーンズランド地域、北クイーンズランド地域、セントラルクイーンズランド地域、ノースコースト地域、ブリスベン地域、南西地域、南東地域

[150] Child Safety Practice Manual, “Roles, responsibilities and delegations”, https://cspm.csyw.qld.gov.au/our-approach/roles-responsibilities-and-delegations, accessed March 2, 2022

育中の子どものケアプランおよびケースマネジメントに関する責任を負う。

・ シニア児童相談担当官（Senior child safety officers）
児童相談担当官および児童相談担当支援官と共同で、複雑でデリケートなケース対応を行う他、児童相談担当官のスキル開発支援や指導を行う。

・ 文化的実践アドバイザー（Cultural practice advisors）
地域・文化的な背景を有する子どもや家族に対し、地域や文化のアイデンティティや固有性を考慮したケースワークを提供する。

・ 児童相談担当支援官（Child safety support officer）
1999 年児童保護法に基づき、児童保護にかかる法定業務を提供する。

・ 虐待ネグレクトチームコーディネーター（Suspected Child Abuse and Neglect team coordinator）
子どもの安全や福祉的ニーズに対応するため、関係機関との連携・調査・協議を行い、虐待ネグレクト対応チームの機能の最大化、および、実践基準やガイドラインの開発を行う。

・ 児童保護主幹（Principal child protection practitioner）
支援対象となる家族に対し、医療や福祉などの関係領域の機関や代替サービスを紹介し、支援サービスへのアクセスに繋げる役割を担っており、家族の諸問題の早期解決を図る。

・ 家族会議調整官（Family group meeting convenor）
子どもや家族、子どもに関係する重要な人物が参加し、子どもの安全と支援ニーズの確認や議論を行う家族会議の企画や調整、準備を行う。また、家族会議を通じ、共有された内容や決定事項を記録し、関係者に共有するなどケースマネジメントを行う。

。
・ 管理スタッフ（Administrative staff）
・ 業務支援スタッフ（Business support officer）

ii.ピーク・エージェンシー

Queensland Foster and Kinship Care （QFKC）は 1976 年に設立され、里親と親族里親で構成される総会によって運営される非政府組織である。政府により運営交付金が付与された組織であり、里親および親族里親（認定里親・親族里親のみ）であれば、正会員として運営に参加できる。

全国調査において里親および親族里親に対するピアサポートのニーズが高かったことを受け、QFKC は、2002 年に、里親養育アドボカシー・支援チーム（ Foster care Advocacy and Support Team ;FAST）を創設した。専門トレーニングを受けた各地域の里親および親族里親によって構成される支援チームであり、里親と親族里親に対し、質の高い支援とアドボカシーを提供することを目的としている。州内の 6 地域でそれぞれ 1 名～5 名程度の FAST 担当者が選定され、連絡先（電話番号や

メールアドレス）等が公開されている[151]。

これらの FAST 担当者は、所属する地域内のすべての里親及び親族里親に対する助言・相談援助・アドボカシーの提供に加え、ケースによっては、近隣地域の里親・親族里親への対面での相談援助やミーティングへの参加・助言の提供などを行うことが出来る。また、個別ケース対応をしつつ、地域資源または地域行政によるサービス等への橋渡しや連絡調整も行うことから、地域でのネットワークの構築や主要な関係機関・関係者との協力関係の形成が求められる。

里親養育アドボカシー・支援チーム（FAST）で各地域の里親・親族里親の支援を担う担当者は、QFKC のサポートワーカーを通じ個別の支援を受ける他、すべての FAST 担当者は、社会的養護の子どもの養育や養親支援に係るトレーニングとして、10 分野のモジュール研修や 2 日間のワークショップを受講する必要がある。また、FAST 担当者間で相互の連絡や相談を可能とするための、定期的な会合や連絡ツールが提供されて、FAST 担当者の能力強化および協働体制の推進が図られている。

図表 III-16　クイーンズランド州のピーク・エージェンシーQFKC の組織図

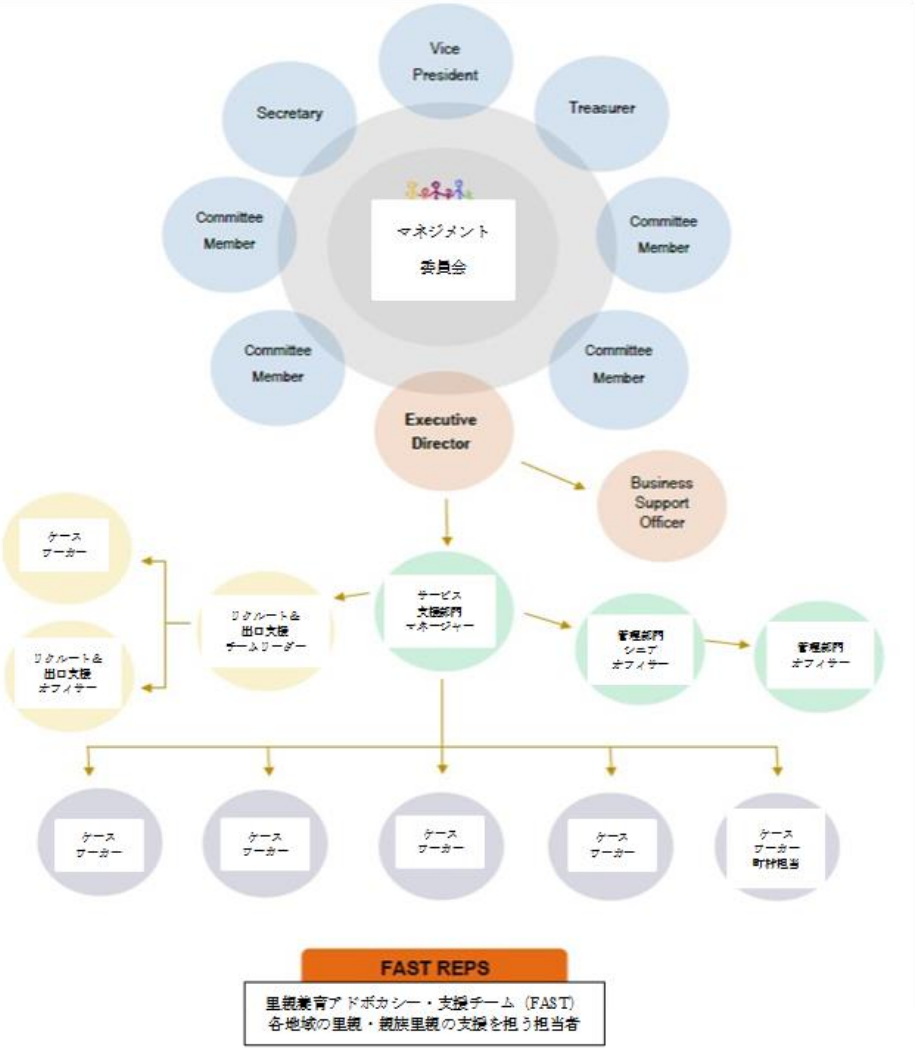

出典）Queensland Foster and Kinship Care Inc. Organisational Chart, February 2021, **エラー! ハイパーリンクの参照に誤りがあります。**, accessed January 15, 2022

[151] Queensland Foster and Kinship Care,"FAST REPRESENTATIVES（effective 2 February 2022）", https://www.qfkc.com.au/images/FAST_Rep_Contact_List_updated_02-02-22.pdf, accessed January 15, 2022

iii.フォスタリング機関

ピーク・エージェンシーと協働で、コミュニティ・フォスタリング機関（Community-foster care agency）がクイーンズランド州内のコミュニティを拠点とした里親・親族里親の支援サービスを提供している。コミュニティ・フォスタリング機関は、児童保護や障害児福祉なども含む児童福祉サービスを提供する非営利団体であり、里親・親族里親向けの支援サービスだけでなく、里親リクルート、里親研修、要保護児童の措置やその他のサービスを提供している[152]。

クイーンズランド州内は大きく 7 地域[153]に区分され、それぞれの地域で 4～7 のフォスタリング機関がサービス提供をしており、2021 年 4 月時点で登録されている団体数としては、計 54 団体（複数の地域でサービス提供する団体も含む）となっている[154]。フォスタリング機関によって優位性のあるサービスや重点サービス、特徴や対象児童など様々であり、例えば、ブリスベン地区においてサービスを提供しているフォスタリング機関は以下のとおりである。

図表 III-17　ブリスベン地区におけるフォスタリング機関

団体名	活動分野
Inala Community House	ウェスタン地区における里親・親族里親への支援
Kyabra Community Association Inc	キャバラ地区における里親・親族里親への支援
Life Without Barriers	ブリスベン地区における専門里親への支援
Anglicare Southern Queensland	ローガン地区及びブリスベン地区における家庭支援
Mercy Community Services	北ブリスベン地区における里親・親族里親への支援
Mercy Community Services	南ブリスベン地区における里親・親族里親への支援 集中的支援サービス[155]
UnitingCare Community	里親・親族里親への支援、委託措置支援サービス

出　典　）Queensland Government, “Community foster care agency contacts”, https://www.cyjma.qld.gov.au/foster-kinship-care/training/contacts/community-foster-care-agency-contacts, accessed January 25, 2022

(4) フォスタリング機関への公的財政支援

① フォスタリング業務委託費

フォスタリング機関に対しては、交付金や補助金という形態ではなく、委託契約に基づく業務委託費が支払われている。各フォスタリング機関は、毎年実施される入札で提示される対象地域や対象となる子どもの数や支援の程度などを考慮し、人員配置や支援サービスのモデルや予算を含めた企画提案を行い、州政府の児童保護機関（Chiild Safety）の審査に通過したフォスタリング機関と州政府

---

[152] Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs, Information for children and young people in care, Community foster care agency contacts, https://www.cyjma.qld.gov.au/foster-kinship-care/training/contacts/community-foster-care-agency-contacts, accessed January 22, 2022

[153] 地域名および同地域でサービス提供するコミュニティ・フォスタリング機関の数。Brisbane 地域：7 団体、Central Queensland 地域: 9 団体、Far North Queensland 地域: 4 団体、North Coast 地域: 10 団体、North Queensland 地域: 7 団体、South East 地域: 10 団体、South West 地域: 7 団体

[154] Queensland Government, “Community foster care agency contacts”, https://www.cyjma.qld.gov.au/foster-kinship-care/training/contacts/community-foster-care-agency-contacts, accessed January 25, 2022

[155] Intensive Intervention Placement Service（IIPS）

が委託契約を締結する仕組みになっている。里親支援を担うソーシャルワーカーの配置人数については、配置する職種（サービス管理監督者や心理療法担当職員など）の指定が入札要件で提示されるものの、配置人数については指定されない[156]。これは、子どもによって支援サービスやニーズの度合いが大きく異なるためであり、障害を持つ子ども、また、トラウマや困難な背景を持つ子どもについては、子どもによって必要なサービス量がそれぞれ違うため、職員人数に換算し基準化していない。例えば、一般的な子どもであれば、1 人の里親支援ソーシャルワーカーが 15 人ほど担当できるかもしれないが、障害や個別支援ニーズが高い子どもの状況によっては、3 人担当するのが限界ということもあるためである[157]。

そのため、各フォスタリング機関では、保護児童〇人に対し、ソーシャルワーカー〇人を配置するという企画提案を行う[158]。提示した予算が低ければ採択されるというものではなく、企画提案された支援モデルやアウトカム等を総合的に見て、適切なサービス提供体制となっているか否かの総合評価で審査される。入札による総合評価審査で、委託先と委託内容が決定されるため、審査基準や経費の算定基準等は公開されていないが、具体的な入札例としては、以下のとおりである。

図表 III-18　フォスタリング業務の入札情報（具体例）

主管：Department of Child Safety, Youth and Women
ステータス：決定 カテゴリー：社会福祉 番号　　：DCSYW214 入札公示日：2020 年 7 月 22 日 公示〆切日：2020 年 8 月 19 日 委託決定日：2020 年 10 月 1 日（ UNSPSC　：コミュニティおよび社会福祉-（100%） 地域　　：South East Queensland
公示概要： 児童保護・青年・女性局（Department of Child Safety, Youth and Women）は、クイーンズランド州モートン地域のブリスベン地区において、アボリジニとトレス海峡諸島民の中程度～高度の支援が必要な子ども・若者に対する計 85 件の里親委託（親族里親含む）（委託日数：31,025 日/年度）に対する里親支援サービスを提供する提案団体を募集する。

出典）Queensland Government, “QTenders Display DCSYW214”, https://qtenders.hpw.qld.gov.au/qtenders/tender/display/tender-details.do?id=30846&action=display-tender-details&returnUrl=%2Ftender%2Fsearch%2Ftender-search.do%3Faction%3Dadvanced-tender-search-closed-tender%26amp%3Bpage%3D4%26amp%3Bstate%3DClosed, accessed February 14, 2022

② 里親手当などの経費

他方、里親に対する養育手当や給付金は単価や手当額が定められ、対象とする児童の状況や里親世帯の種別に応じた必要手当や費用がフォスタリング機関に支払われる。州政府からの手当として

[156] 110 と同じ。
[157] 110 と同じ。
[158] 110 と同じ。

は、養育手当および一時養育手当があり、さらに、連邦政府の給付金の受給資格がある場合、①家族支給手当金パートA（Familiy tax Benefit PartA）、②家族支給手当金パートB（Familiy tax Benefit PartB）、③チャイルドケア利用補助金（Child Care Subsidy）、④育児給付金　（Parenting Payment）等が受給できる[159]。

上記のうち、クイーンズランド州政府からの養育手当は、年齢ごとに手当額が規定されている。2021年9月からブリスベン消費者物価指数の3.9%に沿って、2022年1月1日より、養育手当額を増額している[160]。また、子どもの受入れ時に発生する必需品の購入費用（寝室の家具など）を補填するための初期費用や、16歳・17歳の子どもの教育費についても受けることが出来る[161]。クイーンズランド州における主な養育手当としては以下のとおりである。

図表 III-19　クイーンズランド州における養育手当

養育手当（年齢別、形態別）	2 週間あたりの手当額[162]
初期スタートアップ費用: 年齢 0-18	113.54 豪ドル　（約 9,137 円）
里親家族成立費: 全ての年齢	566.30 豪ドル　（約 45,575 円）
2 週間あたりの養育基本手当: 年齢 0-5	525.56 豪ドル　（約 42,297 円）
2 週間あたりの養育基本手当: 年齢 6-10	566.30 豪ドル　（約 45,575 円）
2 週間あたりの養育基本手当: 年齢 11	615.44 豪ドル　（約 49,530 円）
地域・地方宿泊費: 年齢 0-5	52.92 豪ドル　（約 4,259 円）
地域・地方宿泊費: 年齢 6-10	56.98 豪ドル　（約 4,585 円）
地方宿泊費: 年齢 11-	61.74 豪ドル　（約 4,968 円）

出典） QFKC, “Fortnightly Caring Allowance rates schedule – effective 1 January 2022”, https://www.qfkc.com.au/images/News/2022_Fortnightly_Carer_Allowance.pdf, accessed February 9, 2022

里親と親族里親は、自宅で子どもを養育するための経費として、2週間おきに上記の養育基本手当を受けとることが出来る。なお、一時養育の場合は、子どもの養育に費やす時間に比例した手当を受け取ることとなる。同手当は、養育を受ける子どもの基本的な生活費、食品、衣類、贈り物、小遣いそして娯楽にかかる費用に充てられると規定されているが、特別なケアや集中的なケア、専門的なサポートを要する子どもの場合は、以下のとおり、手当の増額がある。

[159] Queensland Foster and Kinship Care, “become a foster kinship carer”, https://www.qld.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/202412/become-a-foster-kinship-carer-japanese.pdf, accessed January 26, 2022

[160] Queensland Foster and Kinship Care, “2022 Fortnightly Carer Allowance”, https://www.qfkc.com.au/images/News/2022_Fortnightly_Carer_Allowance.pdf, accessed January 26, 2022

[161] Queensland Foster and Kinship Care, “become a foster kinship carer”, https://www.qld.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/202412/become-a-foster-kinship-carer-japanese.pdf, accessed March 5, 2022

[162] 2021 年の平均為替レートを参考に 1 豪ドル＝80.5 円と仮定し、千円未満を四捨五入。

図表 III-20　クイーンズランド州：特別なニーズ手当（High Support Needs allowance）

手当	2 週間あたりの手当額[163]
特別なニーズ手当: 年齢 0-18	184.94 豪ドル　（約 15,286 円）

出 典 ） Queensland Government, “Carer allowances”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/information-for-carers/money-matters/carer-allowances, accessed March 9, 2022.

図表 III-21　クイーンズランド州：複雑なサポートニーズ手当

手当	2 週間あたりの手当額[164]
複雑なサポートニーズ手当 level 1	239.54 豪ドル　（約 19,278 円）
複雑なサポートニーズ手当 level 2	478.66 豪ドル　（約 38,522 円）
複雑なサポートニーズ手当 level 3	718.06 豪ドル　（約 57,789 円）

出 典 ） Queensland Government, “Carer allowances”, https://www.qld.gov.au/community/caring-child/foster-kinship-care/information-for-carers/money-matters/carer-allowances, accessed March 9, 2022.

なお、里親に特化した手当ではないが、連邦政府は、少数民族や障害を持つ子ども、地理的な困難により州立校へ通学することが出来ない子どもなどの脆弱な子どもを対象とした特別手当を給付しているため、養育を受ける子どもがこれらの支援対象に該当する場合は、連邦政府から手当を受けられる。

さらに、2017年より幼児期の教育についての追加的な経済支援が支給されることとなった[165]。1歳～5歳の養育中の子どもが承認された幼児教育プログラムに参加する場合、週40ドル（年間2,000＄）の費用が支給される。質の高い幼児期プログラムに参加することで、子どもの創造性や想像力、社会的コミュニケーション能力を発達させると共に、自己効力感の獲得につながることから、里親及び親族里親に対し、幼児期の教育提供を促す目的で、創設された制度である。

[163] 162 と同じ
[164] 162 と同じ
[165] Queensland Foster and Kinship Care, “Helping with the cost of early childhood education”, https://www.qfkc.com.au/resources/general-resources, accessed January 15, 2022

4. フィンランド

(1) 里親委託支援体制の概要

① フィンランドにおける児童保護制度

i.児童保護制度の概要

フィンランドの児童福祉（Lastensuojelu / Child Welfare[166]）について、児童福祉法第 1 条では、子どもに対して安全でバランスのとれた多様な発達環境、特別な保護が必要になったときの環境に対する子どもの権利を守ることを定義している。こうした子どものウェルビーイングの責任は、第一義的に親または養育者に義務付けられており（児童福祉法第 2 条、第 4 条）、児童福祉サービスは、子どものケアにおいて親または養育者を支援するものとして位置づけられている。そのため、「オープンケア」と呼ばれる、地域社会における居宅ケアの可能性を最大限に探ることが第一に求められ、子どもの利益の観点から里親養育が必要な場合も、子どもの利益を考慮した上での家族再統合を目指して行われる（児童福祉法第 4 条）。また、同法 2010 年改正時に予防的児童保護（ehkäisevä lastensuojelu）が明文化された（第 3a 条）ことからも、フィンランドでは保護措置となる前段階からの予防的な支援が重視されているといえる。

藪長（近刊）によると、フィンランドにおける児童保護は、できるだけ保護が必要な状態にならないよう複数の支援がシステム化されているという。すなわち、公共サービスやほぼ全ての子育て家庭が利用対象となるネウボラ等が含まれる「普遍的サービス」段階、社会福祉法に基づき、一部のサービスはアセスメントを経て認定を受ける必要がある「予防的保護」段階、児童保護制度に基づく居宅保護が行われる「早期介入」段階、保護措置及び代替養育が行われる「保護」段階といった複層的な制度設計がされており、このうち「早期介入」段階と「保護」段階が、特定の子どもや家族に児童保護ニーズが認定された場合に提供される個別児童保護に位置付けられる[167]。基本的には居宅保護が優先され、やむを得ない場合に、親または養育者から監護権が当局に移転される代替養育（里親養育含む）が行われる。

なお、児童福祉法では、18 歳未満を「子ども」、18 歳～24 歳を「若者」と規定し（第 6 条）、25 歳までを継続保護の対象としている（第 75 条）。

---

[166] 英訳はフィンランド政府（社会保健省、フィンランド保健福祉研究所）による。（2022 年 3 月 31 日現在）

[167] 藪長千乃（近刊）「フィンランドにおける児童保護」横山美江編『ネウボラから学ぶ―児童虐待防止メソッド』医学書院

図表 III-22　フィンランドにおける児童保護システムの階層

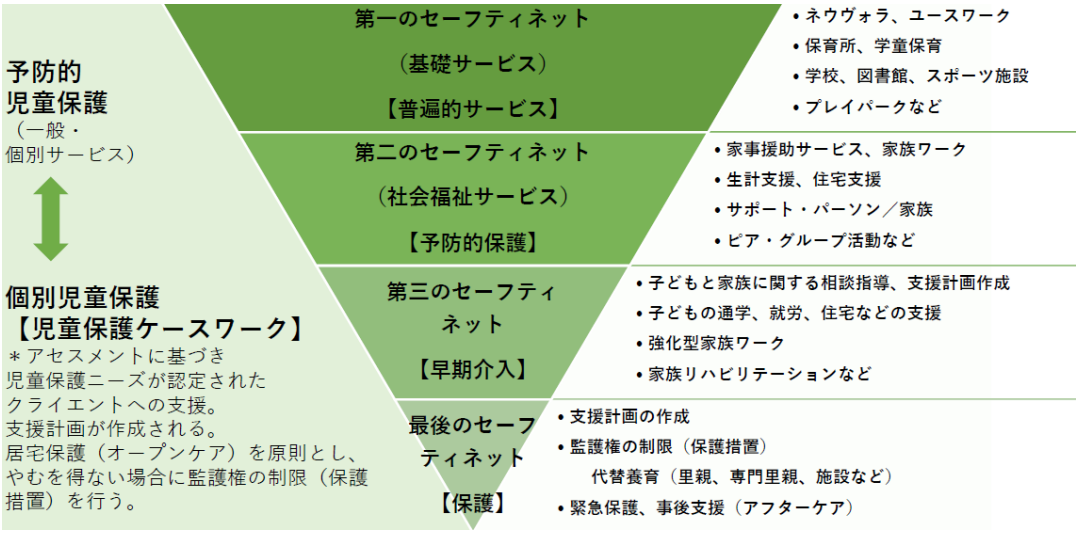

出典）藪長千乃（2021）「フィンランドにおける児童保護　子ども家庭サービス改革からの示唆」『日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）第 27 回学術集会かながわ大会公募シンポジウム S57 早期支援や早期介入を実現する国内外の子ども家庭支援政策』発表資料

フィンランドでは、児童福祉は社会保健省（Sosiaali- ja terveysministertiö / Ministry of Social Affairs and Health）の所管であり、同省が基本的な政策方針の策定や法整備を行っている。同省が管轄するフィンランド保健福祉研究所（Terveyden- ja hyvinvoinnin tilaitos, 以下、THL / Finnish Institute for Health and Welfare）では、指針やガイドブックの作成、研究調査、統計などの開発業務を行っている。また、児童福祉法に基づき、実際の児童福祉行政（実務上の意思決定やサービス調達を含む）は全国の各自治体が実施責任を負っている。

具体的なサービスの提供については、自治体が独自に提供するものだけではなく、公共調達法に基づく競争入札により決定された民間のサービス提供業者によるサービスも多用されている。これらのサービス提供業者は民間企業とその他の非営利団体に大別され、政府機関が管理する「Valveri」レジストリ[168]に登録されている。THL によると、サービス提供業者のうち、民間企業は企業（397 社）と個人事業主（4 社）で構成され、サービス提供業者全体の 90.5%を占める。これに対して、非営利団体は、各種団体（31 団体）、財団（10 団体）、教会教区（1 団体）となっている。これらの機関は、民間企業、非営利団体とも、全国各地に複数のサービス拠点を持ち、大半が児童養護施設や専門ファミリーホーム（Ammatilliset perhekodit / Professional Family Homes、家庭養護の形態をとっているが、自営業など事業格を有する許可制の業態で、少なくとも 1 名のケアラーが専門教育を受けている代替養育）の運営や、シェルター、家族リハビリテーションのいずれか、または複数の事業を行っている[169]。全体では、個別児童保護における実際の保護措置の 80%が民間企業によって提供されている[170]。

[168] Valvira, “Valveri Toimintakertomuspalvelu”, https://www.valveri.fi/fi-FI/public/Etusivu?url=https://www.valveri.fi/, accessed March 29, 2022
[169] THL, “Selvitys yksityisistä lastensuojelun yksiköistä”, ttps://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/136436/URN_ISBN_978-952-343-131-7.pdf?sequence=1&isAllowed=y, accessed March 29, 2022
[170] Avosylin 提供資料

図表 III-23　フィンランドの児童保護に関する業務責任

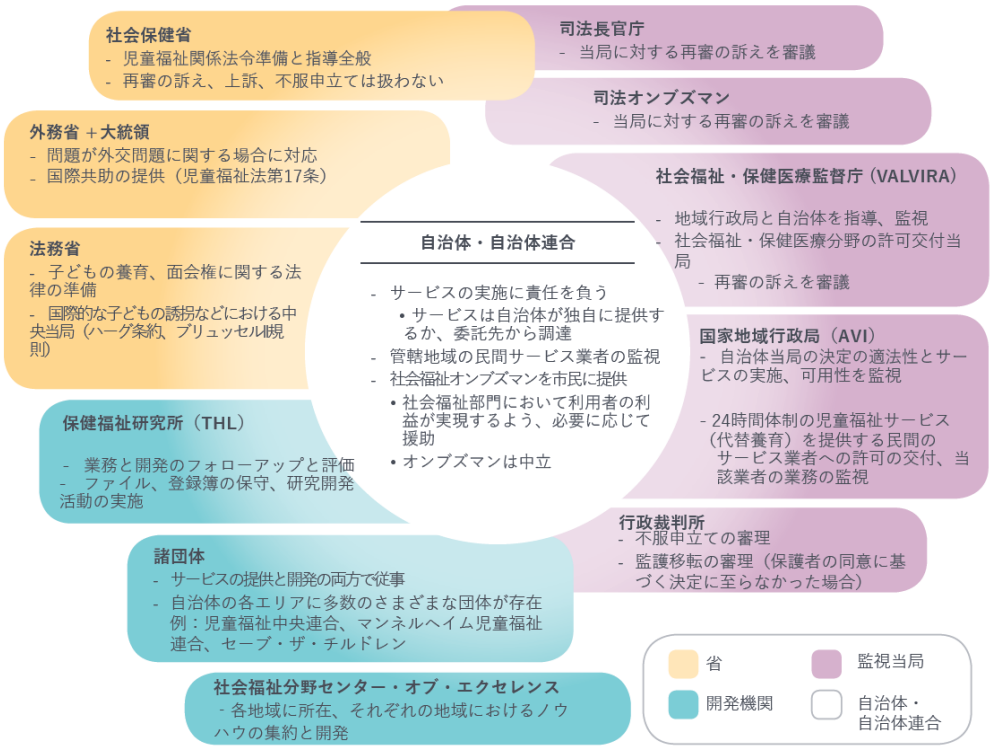

出典）Sosiaali- ja terveysministertiö, " LASTENSUOJELU – TOIMIVALTAVASTUUT", https://stm.fi/documents/1271139/1359574/STM_lastensuojelun_vastuut.pdf/afc32d3a-85e3-4633-9818-285b4f8f4240/STM_lastensuojelun_vastuut.pdf?t=143324708700, accessed March 29, 2022

児童福祉（特に里親制度に係る諸施策）には、主に次の法律の条項が適用される[171]。

- 児童福祉法[172]（Lastensuojelulaki / Child Welfare Act 417/2007）
- 社会福祉法[173]（Sosiaalihuoltolaki / Social Welfare Act 1301/2014）
- 社会福祉事業の利用者の地位と権利に関する法律[174]（Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista 812/2000）
- 子どもの監護および面会権に関する法律[175]（361/1983）および規則[176]（556/1994）（Laki / asetus lapsen huollosta ja tapaamisoikeudesta）

[171] THL, “Laki & oikeuskäytäntö (Updated 21 January 2021)”, https://thl.fi/fi/web/lastensuojelun-kasikirja/laki-oikeuskaytanto, accessed March 29, 2022
[172] Suomen oikeusministeriö, “Lastensuojelulaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2007/20070417#P83, accessed March 29, 2022
[173] Suomen oikeusministeriö, “Sosiaalihuoltolaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2014/20141301, accessed March 29, 2022
[174] Suomen oikeusministeriö, “Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2000/20000812, accessed March 29, 2022
[175] Suomen oikeusministeriö, “Laki lapsen huollosta ja tapaamisoikeudesta”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1983/19830361, accessed March 29, 2022
[176] Suomen oikeusministeriö, “Asetus lapsen huollosta ja tapaamisoikeudesta”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1994/19940556, accessed March 29, 2022

- 家族ケア法[177]（Perhehoitolaki / Family Care Act 263/2015）
- 行政手続法[178]（Hallintolaki 434/2003）
- 養子縁組法[179]（Adoptiolaki 22/2012）
- 居住自治体法[180]（Kotikuntalaki 201/1994）
- 国際的保護を求める者の受け入れおよび人身売買の被害者の認定と援助に関する法律[181]（Laki kansainvälistä suojelua hakevan vastaanotosta sekä ihmiskaupan uhrin tunnistamisesta ja auttamisesta 746/2011）
- 統合促進法[182]（Laki kotoutumisen edistämisestä 1386/2010）
- 子どもに対する性犯罪および暴行犯罪の解明の実施に関する法律[183]（Laki lapseen kohdistuneen seksuaali- ja pahoinpitelyrikoksen selvittämisen järjestämisestä 1009/2008）
- 子どもの扶養に関する法律[184]（Laki lapsen elatuksesta 704/1975）
- 子どもと従事する者の犯罪歴の解明に関する法律[185]（Laki lasten kanssa työskentelevien rikostaustan selvittämisestä 504/2002）
- 子どもと従事するボランティアの犯罪歴の解明に関する法律[186]（Laki lasten kanssa toimivien vapaaehtoisten rikostaustan selvittämisestä 149/2014）
- 接近禁止法[187]（Laki lähestymiskiellosta 898/1998）
- 地域社会制裁執行法[188]（Laki yhdyskuntaseuraamusten täytäntöönpanosta 400/2015）
- 社会福祉従事者法[189]（Laki sosiaalihuollon ammattihenkilöistä 817/2015）
- 社会福祉事業利用者文書法[190]（Laki sosiaalihuollon asiakasasiakirjoista 254/2015）

---

[177] Suomen oikeusministeriö, “Perhehoitolaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2015/20150263#Pidm45237815981024, accessed March 29, 2022
[178] Suomen oikeusministeriö, “Hallintolaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2003/20030434, accessed March 29, 2022
[179] Suomen oikeusministeriö, “Adoptiolaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2012/20120022, accessed March 29, 2022
[180] Suomen oikeusministeriö, “Kotikuntalaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1994/19940201, accessed March 29, 2022
[181] Suomen oikeusministeriö, “Laki kansainvälistä suojelua hakevan vastaanotosta sekä ihmiskaupan uhrin tunnistamisesta ja auttamisesta”, https://www.finlex.fi/fi/laki/smur/2011/20110746, accessed March 29, 2022
[182] Suomen oikeusministeriö, “Laki kotoutumisen edistämisestä”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2010/20101386, accessed March 29, 2022
[183] Suomen oikeusministeriö, “Laki lapseen kohdistuneen seksuaali- ja pahoinpitelyrikoksen selvittämisen järjestämisestä”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2008/20081009, accessed March 29, 2022
[184] Suomen oikeusministeriö, “Laki lapsen elatuksesta”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1975/19750704, accessed March 29, 2022
[185] Suomen oikeusministeriö, “Laki lasten kanssa työskentelevien rikostaustan selvittämisestä”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2002/20020504, accessed March 29, 2022
[186] Suomen oikeusministeriö, “ Laki lasten kanssa toimivien vapaaehtoisten rikostaustan selvittämisestä”, https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2014/20140148, accessed March 29, 2022
[187] Suomen oikeusministeriö, “Laki lähestymiskiellosta”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1998/19980898, accessed March 29, 2022
[188] Suomen oikeusministeriö, “Laki yhdyskuntaseuraamusten täytäntöönpanosta”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2015/20150400, accessed March 29, 2022
[189] Suomen oikeusministeriö, “Laki sosiaalihuollon ammattihenkilöistä”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2015/20150817, accessed March 29, 2022
[190] Suomen oikeusministeriö, “Laki sosiaalihuollon asiakasasiakirjoista”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2015/20150254, accessed March 29, 2022

- 社会福祉・保健医療利用者料金法[191]（Laki sosiaali- ja terveydenhuollon asiakasmaksuista 734/1992）
- 社会福祉・保健医療利用者データの電子処理に関する法律[192]（Laki sosiaali- ja terveydenhuollon asiakastietojen sähköisestä käsittelystä 784/2021）
- 保健福祉研究所が管轄する児童福祉機関（監護院および刑務所の家族房）に関する法律[193]（Laki Terveyden ja hyvinvoinnin laitoksen alaisista lastensuojeluyksiköistä (koulukodit ja vankilan perheosast) 1379/2010）
- 生活保護法[194]（Laki toimeentulotuesta 1412/1997）
- 政府財源からシェルターサービスの提供業者に支払われる補償に関する法律[195]（Laki valtion varoista maksettavasta korvauksesta turvakotipalvelun tuottajalle 1354/2014）
- 政府活動の公開性に関する法律[196]（Laki viranomaisten toiminnan julkisuudesta 621/1999）
- 民間社会福祉サービス法[197]（Laki yksityisistä sosiaalipalveluista 922/2011）
- 義務教育法[198]（Oppivelvollisuuslaki 1214/2020）
- 基礎教育法[199]（Perusopetuslaki 628/1998）
- 刑法[200]（Rikoslaki 39/1889）
- データ保護法[201]（Tietosuojalaki 1050/2018）

ii.措置決定までの流れ

特定の子どもや家族を対象とした児童保護は、児童福祉通告（Lastensuojeluilmoitus / Child welfare notification）から開始され、居宅保護等の実現可能性も評価した上で、子どもをどのように保護するかの解明作業と検討が重ねられる。居宅保護が可能な場合は、自治体の調整によって、オープンケア（Avohuolto）と呼ばれる、地域における支援措置が提供される。居宅保護で子どもの安全が確保できない等のやむを得えない場合は、子どもの監護権が保護者から当局に移転し代替養育が行われる。その子どもにとって最適な代替養育の形態についても検討され、フィンランド語の行政用語上の「家

[191] Suomen oikeusministeriö, " Laki sosiaali- ja terveydenhuollon asiakasmaksuista", accessed March 29, 2022 https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1992/19920734
[192] Suomen oikeusministeriö,"Laki sosiaali- ja terveydenhuollon asiakastietojen sähköisestä käsittelystä", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2021/20210784, accessed March 29, 2022
[193] Suomen oikeusministeriö, "Laki Terveyden ja hyvinvoinnin laitoksen alaisista lastensuojeluyksiköistä", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2010/20101379, accessed March 29, 2022
[194] Suomen oikeusministeriö, "Laki toimeentulotuesta", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1997/19971412, accessed March 29, 2022
[195] Suomen oikeusministeriö, "Laki valtion varoista maksettavasta korvauksesta turvakotipalvelun tuottajalle", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2014/20141354, accessed March 29, 2022
[196] Suomen oikeusministeriö, "Laki viranomaisten toiminnan julkisuudesta", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1999/19990621, accessed March 29, 2022
[197] Suomen oikeusministeriö, "Laki yksityisistä sosiaalipalveluista", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2011/20110922, accessed March 29, 2022
[198] 直訳は「教育義務法」 Suomen oikeusministeriö, "Oppivelvollisuuslaki", https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2020/20201214, accessed March 29, 2022
[199] Suomen oikeusministeriö, "Perusopetuslaki", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1998/19980628, accessed March 29, 2022
[200] Suomen oikeusministeriö, "Rikoslaki", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1889/18890039001, accessed March 29, 2022
[201] Suomen oikeusministeriö, "Tietosuojalaki", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2018/20181050, accessed March 29, 2022

族ケア（Perhehoito）」を行う場合に、里親家庭に委託されることになる。以下は、児童保護にかかるプロセスとその解説となる[202]。

図表 III-24　児童保護のプロセス

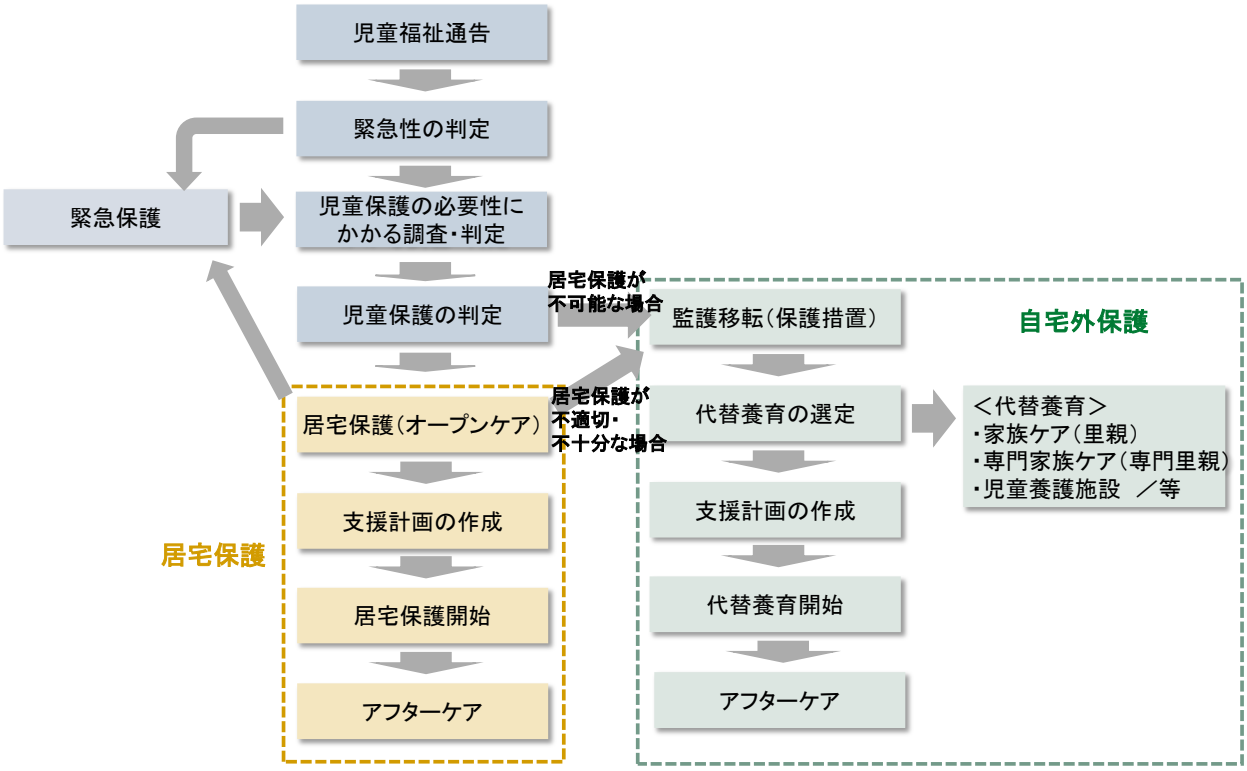

出典）藪長千乃（2021）「フィンランドにおける児童保護　子ども家庭サービス改革からの示唆」『日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）第 27 回学術集会かながわ大会公募シンポジウム S57 早期支援や早期介入を実現する国内外の子ども家庭支援政策』発表資料を一部改編

○児童福祉通告と児童福祉の必要性の解明（Lastensuojeluilmoitus ja lastensuojelutarpeen selvitys）

子ども本人、家庭環境などの理由を問わず、子どもや子どもの成育環境、子どもの行動などに何らかの懸念が生じた場合は直ちに自治体の児童福祉当局に通告を行う必要がある。通告・通報は子ども本人を含めて誰でも可能である（例：子ども本人、その両親、近隣住民、近親者、その他子どもの状況に懸念を持つ者）。また、社会福祉事業、保健医療部門、教育部門、教会、警察など、特定業種の公務員や職員などの関係者には法律上の通告義務がある。

保護の必要性にかかる評価は、緊急保護（日本の一時保護に相当）の必要性は直ちに評価が行われるが、それ以外の場合は、社会福祉士が 7 営業日以内に児童保護の必要性にかかる調査を行う必要があるかを評価する。

社会福祉部門で緊急措置、または保護の必要性評価の実施を決定した時点で、子どもは児童保護の対象となり、担当社会福祉士が任命される。

なお自治体は子どもとその家族に、子どもの健康と発達にとって不可欠とみなされた社会福祉サービスを提供する義務を負っており、担当社会福祉士が利用者計画書を作成しどのようなサービスを提供するかを判断する。

[202] Sosiaali- ja terveysministertiö, “Lastensuojelu”, https://stm.fi/lastensuojelu, accessed March 29, 2022

〇オープンケア支援措置（Avohuollon tukitoimet）

子どもが自宅で親または養育者と暮らしながら支援を受ける居宅保護を指す。成育環境または子ども自身の問題によって健康や発達が脅かされる場合に、個別に利用者計画書を作成した上で実施する。子どもや家庭の状況に応じた各種セラピー（作業療法、心理療法、家族療法など）、支援者（自治体が募集するボランティアの成人で、子どもと月に 1～4 回面談して日常の行動を共にする）、ファミリーワーク、ピアグループ活動、レクリエーション活動などが含まれる。

〇緊急保護（Kiireinen sijoitus）

子どもが危機的な状態にある場合やその他に緊急保護や代替養育の必要がある場合、直ちに行われる（例：母子シェルターへの収容等）。緊急保護に関する決定は、社会福祉部門が任命した、職能を有する社会福祉士、または子どもの担当社会福祉士が行う。

〇監護移転（Huostaanotto）

子どもの養育・教育責任が当局に移転することをいい、成育環境または子ども自身によって本人の健康や発達が深刻に脅かされ、かつオープンケア支援措置が不適切、不可能、不十分な場合、また代替養育が子どもの利益に準じていると評価された場合に行われる。また、自宅外保護にあたっては、他の親族などが引き取ることができるかなどの解明も行われる。

監護移転に関する決定は、保護者の同意に基づく場合は社会福祉部門（担当社会福祉福祉士が準備、社会福祉部門長が決定）が行う。12 歳以上の子ども本人、または保護者が同意しない場合、社会福祉部門は監護移転決定を下すことはできないため、社会福祉部門長が行政裁判所に申立てを行い、裁定を仰ぐ。

〇代替養育（Sijaishuolto）

監護移転、緊急保護、行政裁判所の中間命令に基づき保護された子どもの養育および教育を自宅以外で行うことをいい、子どもを担当する社会福祉士が代替養育場所を選定し、決定は、当該自治体の社会福祉部門長が行う。

代替養育の形態には以下の 4 形態があり、里親養育は①の「家族ケア」に相当する。

① 業務契約に基づく家族ケア[203]（Toimeksiantosuhteinen perhehoito）
委託関係に基づく業務として一般家庭で実施されるケアで、里親は事前研修を受けて従事する。フォスタリング機関は、里親養育の開始について、里親が所在する自治体や国の地域行政機関である国家地域行政局（Aluehallintovirasto, AVI）に届出を行う。家族ケア法第 7 条により、1 つの世帯で世話できる未就学児の数は、里親の子どもを含めて最大 4 人である。1 世帯に里親が 2 人おり、一方が専門教育を受けている場合は、最大 6 人まで養育することができる[204]。なお子どもに制限措置を課すことはできない。

② 専門家族ケア（Ammattillinen perhehoito）
子どもは家庭に委託されるが、里親が専門教育を修めている必要があり、家族ケアよりも高い専

[203] 家族ケアはオープンケア支援措置で適用される場合もある（支援家庭）。THL, “Perhehoito (Updated 19 Novenber 2020)”, https://thl.fi/fi/web/lastensuojelun-kasikirja/tyoprosessi/sijaishuolto/sijaishuollon-muodot/perhehoito, accessed March 29, 2022

[204] 177 と同じ

門性を有しているため、特別支援を要する子どもや若者も委託可能である。里親は自営業または従業員として従事し、AVI に届出ならびに許認可を受ける必要がある。子どもに制限措置を課すことが可能である。

③ 児童養護施設

いわゆる施設におけるケアとなり、要求度の高いケアのニーズに対応する。職員は専門教育と職歴が求められる。1 部門の定員は 7 名までで、AVI の許認可が必要となる。専門性に基づき基礎施設、特別施設（行動障害、精神症状のある子どもたち等）に分けられ、施設内に独自の学校を有する教護院（Koulukoti）もこの分類に含まれる。教護院は原則として国立で、第三セクターが設立した機関が 2 院ある。児童養護施設では、子どもに制限を課すことが可能である。

④ その他、子どものニーズに応じたケア（帰宅、親族等の身近なネットワークへの委託、他の保護者が申し合わせた個人への委託、家族と施設に同居、治療困難児精神科）

〇アフターケア（Jälkihuolto）

代替養育、または 6 か月間のオープンケアが適用された子どもまたは若者を対象とし、対象者は 25 歳までアフターケアを受ける権利を有する。具体的な支援策には、学業のための住宅の手配、社会福祉指導員による支援などがある。また、過去に保護の対象となった他の若者がアフターケアを提供することも可能である。

iii.児童保護に関する最新の統計

フィンランドの人口は約 550 万人で、子どものいる家庭は 140 万世帯（2020 年）、0～18 歳は 105 万人である[205]。このうち、約 4.3%の子どもが児童保護の対象となっている。

THL の 2020 年度児童福祉統計[206]によると、同年に子どもの福祉に何らかの懸念があるとして 87,223 人の子どもが児童福祉通告の対象となった。また、居宅保護の対象となっている子ども・若者の数は 48,802 人であった（前年比-4%）。

また、緊急保護の対象となった子どもは 4,462 人（前年比+3%）、監護権が親または養育者から当局に移転している者の数は 11,386 人であった（前年比+0.3%）。

このうち、新規の監護移転件数は 1,688 件（前年比-9%）で、特に行政裁判所の認定を要する、意に反する監護移転[207]は減少した。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態の影響で行政裁判所の業務が混雑しているためとされる。また、2020 年の児童福祉法改正によって、長期在宅保護や保護措置終了後に提供されるアフターケアの年齢上限が 25 歳まで引き上げられたのに伴い、18 歳以上の利用者数も前年比で 5%程度増加した。

図表 III-25　家庭外に保護された子どもと若者、およびそのうち監護移転、

[205] Avosylin 提供資料

[206] THL, “Lastensuojelu 2020 (Updated 8 Febrary 2022)”, https://thl.fi/fi/tilastot-ja-data/tilastot-aiheittain/lapset-nuoret-ja-perheet/lastensuojelu/lastensuojelu, accessed March 29, 2022

[207] 12 歳以上の子ども本人、または保護者が自治体の決定に異議を唱えた場合。

緊急保護された子どもの数（1991～2020 年）

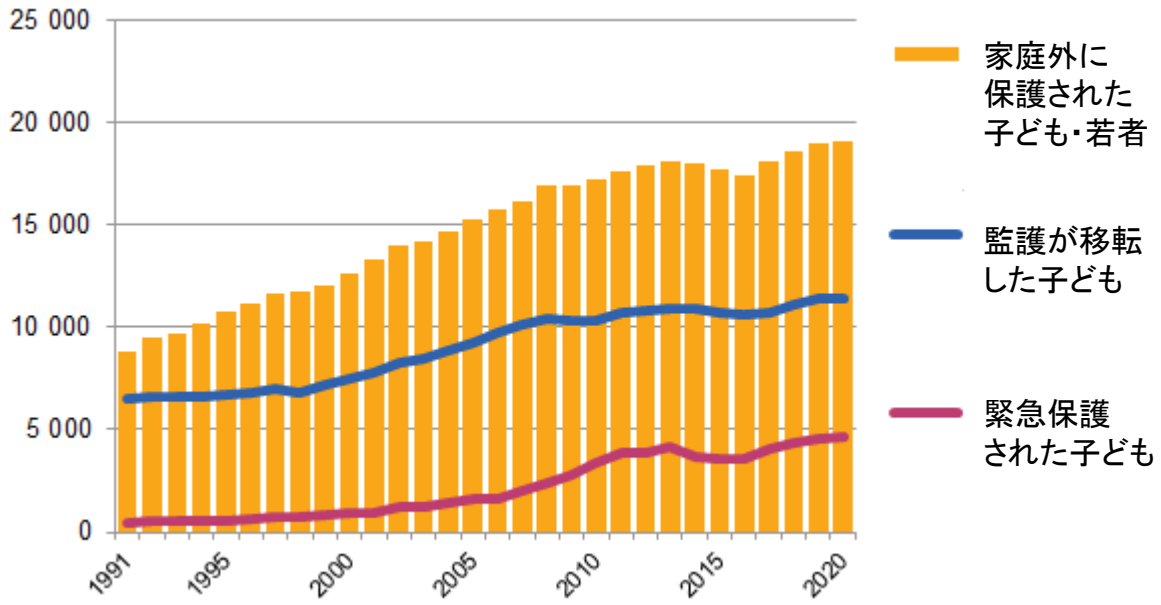

出典）THL, "TILASTORAPORTTI 19/2021 Lastensuojelu 2020", https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/142676/Lastensuojelu_2020.pdf?sequence=7&isAllowed=y, accessed March 29, 2022

② 里親支援体制の概要

i.里親委託

里親への委託は、児童福祉法に基づく、個別の子どもや家庭を対象とした「子ども・家族別児童福祉（Lapsi- ja perhekohtainen lastensuojelu[208]）」の一環であり、さらには同体制における家族ケア（Perhehoito/Family Care）に係る措置の一つである。そのため厳密には、フィンランドに「里親制度」という行政上の名称は存在しない。家族ケアの実施については、児童福祉法および家族ケア法のほか、主に以下の法律が適用となる[209]。また、法律以外では、自治体が業務規程を策定する際の推奨文書を THL が作成している[210]。

- 社会福祉法
- 子どもの監護および面会権に関する法律および規則
- 民間社会福祉サービス法
- 子どもと従事する者の犯罪歴の解明に関する法律
- 社会福祉事業の利用者の地位と権利に関する法律[211]（Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista 812/2000）

[208] THL, "Sosiaalialan tiedonhallinnan sanasto", https://thl.fi/documents/920442/2940835/Sosiaalialan_tiedonhallinnan_sanasto_4_0.pdf, accessed March 29, 2022
[209] THL, "Lastensuojelun perhehoidon järjestäminen Suositukset perhehoidon toimintaohjeiden sisällöiksi", https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/141024/URN_ISBN_978-952-343-627-5.pdf?sequence=1, accessed March 29, 2022
[210] 209 と同じ
[211] Suomen oikeusministeriö, "Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista", https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2000/20000812, accessed March 29, 2022

- 社会福祉・保健医療利用者料金法[212]（734/1992）および規則[213]（912/1992）（Laki/asetus sosiaali- ja terveydenhuollon asiakasmaksuista）
- 行政手続法
- 行政訴訟手続法[214]（Laki oikeudenkäynnistä hallintoasioissa 808/2019）
- 居住自治体法
- データ保護法
- EU 一般データ保護規則[215]（General Data Protection Regulation 679/2016）
- 公共部門年金法[216]（Julkisten alojen eläkelaki 81/2016）
- 労働災害および職業病法[217]（Työtapaturma- ja ammattitautilaki 459/2015）
- 健康保険法[218]（Sairausvakuutuslaki 1224/2004）
- 国連子どもの権利条約[219]

ii.近年の制度改正

児童保護にかかる近年の法改正は以下の通りである。

〇家族ケア法改正（2011 年）

2011 年の児童福祉法改正（第 50 条の追加）によって、それまでは代替養育の中で施設への委託が主であったところ、家族ケア（里親委託）が最優先に置かれ、子どもの利益に基づかない場合に限り施設への委託が行われるようになった。したがって、子どもの委託の際は、家族ケアの可能性を常に評価することとなった[220]。

〇児童福祉法改正（2020 年）

子どもの権利等をより重視した児童福祉法の大幅改正が行われ[221]、代替養育については、代替養育終了後のアフターケアの期間が 25 歳までに引き上げられた[222]。また、今後も自治体の社会福祉士の

---

212 Suomen oikeusministeriö, “Laki sosiaali- ja terveydenhuollon asiakasmaksuista”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1992/19920734, accessed March 29, 2022

213 Suomen oikeusministeriö, “Asetus sosiaali- ja terveydenhuollon asiakasmaksuista”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1992/19920912, accessed March 29, 2022

214 Suomen oikeusministeriö, “Laki oikeudenkäynnistä hallintoasioissa”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2019/20190808, accessed March 29, 2022

215 EUR-Lex “Euroopan parlamentin ja neuvoston asetus (EU) 2016/679, annettu 27 päivänä huhtikuuta 2016, luonnollisten henkilöiden suojelusta henkilötietojen käsittelyssä sekä näiden tietojen vapaasta liikkuvuudesta ja direktiivin 95/46/EY kumoamisesta (yleinen tietosuoja-asetus) (ETA:n kannalta merkityksellinen teksti)”, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FI/TXT/?uri=celex%3A32016R0679, accessed March 29, 2022

216 Suomen oikeusministeriö, “Julkisten alojen eläkelaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2016/20160081, accessed March 29, 2022

217 Suomen oikeusministeriö, “Työtapaturma- ja ammattitautilaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2015/20150459, accessed March 29, 2022

218 Suomen oikeusministeriö, “Sairausvakuutuslaki”, https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2004/20041224, accessed March 29, 2022

219 UNICEF, ”Lapsen oikeuksien sopimus - koko teksti”, https://www.unicef.fi/lapsen-oikeudet/sopimus-kokonaisuudessaan/, accessed March 29, 2022

220 Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

221 Sosiaali- ja terveysministertiö, “LASTENSUOJELULAIN (542/2019) MUUTOKSET” https://videonet.fi/stm/20191101/, accessed March 29, 2022（法改正に関するプレゼンテーション動画）

222 Sosiaali- ja terveysministertiö, “Lastensuojelulain muutokset 1.1.2020”, https://stm.fi/lastensuojelulain-muutokset, accessed March 29, 2022

担当利用者数の上限を 35 名に制限するなどの多岐にわたる改革が予定されている[223]。

iii.里親委託率、里親委託児童数

THL の 2020 年度児童福祉統計[224]によると、2020 年 12 月 31 日時点で監護が当局に移転した状態の子どもは 9,637 人で、うち 56%が家族ケアの対象だった。このうち、約 7 分の 1 にあたる 743 人が親族または近親者のもとに委託された。通常、代替養育へ一旦委託されると長期化することが多く、92%が委託から 2 年後も代替養育が継続しており、25%が長期的な代替養育を受けている[225]。

フィンランド全土で、自治体と里親委託契約を締結した里親家庭は 4,841 家族であったが、うち 981 家族（20.3%）が子どもの近親者または親族の家庭だった。監護移転となった子どもの約 10%が専門ファミリーホーム、約 30%が施設に委託された。

2011 年の児童福祉法改正以降、家族ケア（里親委託）は 2011 年末時点の 49%から 2020 年には 56%まで増加している。また、2011 年の児童福祉法改正後、対象者の年齢によって委託形態にも大きな変化が見られるようになり、6 歳未満の子どもについては、ほぼ全員が家庭に委託されるようになった一方、16～17 歳の場合は半数以上が施設に委託されている。

図表 III-26　監護が移転した子ども（2020 年 12 月 31 日現在、委託形態別）（n=9637）

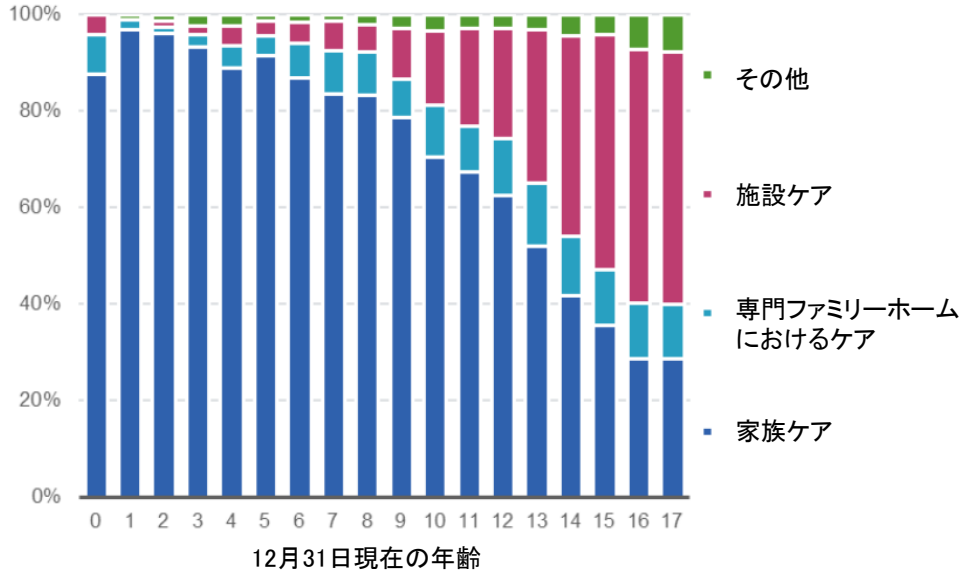

出典）THL, "TILASTORAPORTTI 19/2021 Lastensuojelu 2020", https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/142676/Lastensuojelu_2020.pdf?sequence=7&isAllowed=y, accessed March 29, 2022

なお、委託状況の経年推移は下記の通りである。

[223] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[224] 206 と同じ
[225] Avosylin 提供資料

図表 III-27　家庭外に保護された者の割合の推移（1992 年～2020 年）

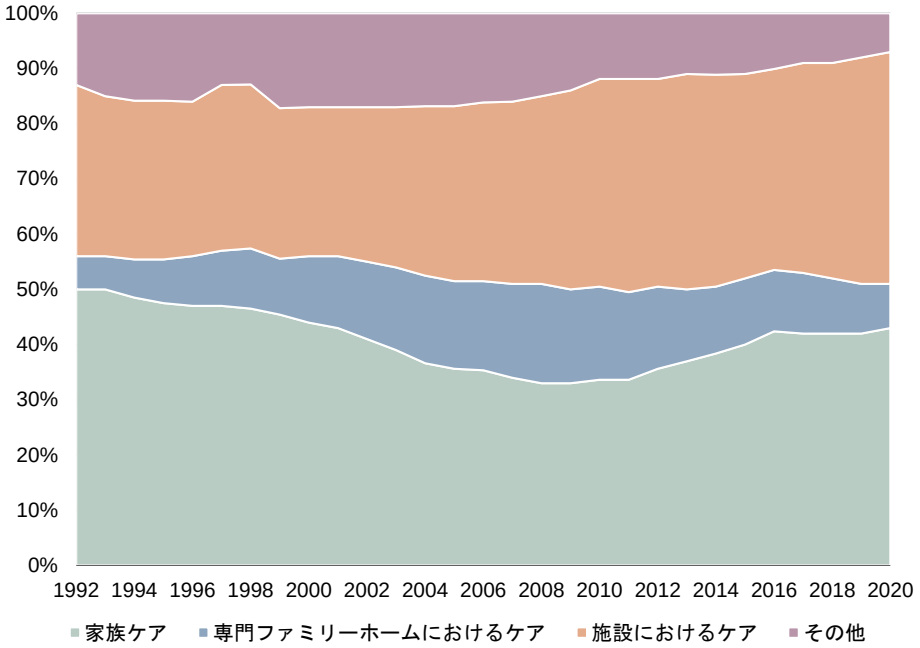

出典）Lastensuojelun keskusliitto (The Central Union of Child Welfare)[226], “Kodin ulkopuolelle sijoitetut 1992-2020”　https://public.tableau.com/app/profile/katri.koivunen/viz/Kodinulkopuolellesijoitetut1992-2019/Kodinulkopuolellesijoitetutikryhmittin, accessed March 29, 2022 を一部改編

(2) 里親支援業務の法制上の位置づけ

① 主要な法令・規則等で規定される里親支援業務

家族ケア法では、自治体と里親の間で締結される里親支援業務の委託契約について以下の 9 項目を必須で記載するよう規定されている（同法第 10 条）。

① 里親に対して支払われる報酬の額とその支払いについて
② 家族ケアおよびケアの開始にかかる費用の補償、家族ケアの対象者へ暦月毎の小遣いの支払い
③ 家族ケアの対象者の個別のニーズによる特別な支出の補償
④ ケアの推定期間
⑤ 里親の休暇の権利、休暇の取得、休暇期間中の報酬の支払いおよび支出の補償
⑥ 里親に対して実施する講習、スーパービジョン、研修とそれらの実施
⑦ 業務委託契約解除
⑧ 必要に応じて家族ケアに関するその他の事項
⑨ 自治体と里親の協力関係

なお自治体と里親間で締結される委託契約は、契約解除通知から 2 か月以内に解除できるほか、後述する監査の結果、不適切なケアが行われており、自治体が設定した期限までに当該ケアが是正されない場合、委託契約は直ちに解除することができる（同法第 12 条）。また、契約上、自治体は里親に対して月 2 日の休暇を与える必要がある（同法第 13 条）が、休暇期間中は代理の里親を立てて子どもの適切な養育環境を確保する必要があるとされている（同法第 14 条）。そのほか、自治体は、業務

[226] 99 の加盟団体（非営利団体、財団、法人）と 39 の自治体・自治体連合で構成される、児童福祉分野の中央連合。THL の統計をもとに、委託状況の推移について、インタラクティブコンテンツを作成している。Lastensuojelun keskusliitto HP, https://www.lskl.fi/, accessed March 29, 2022

委託契約書に記載された方法で里親に研修やスーパービジョン、里親希望者への事前研修の実施責任を負い、里親養育中に必要な里親支援を行う担当職員を任命する必要がある（同法第 15 条）。また、必要に応じて業務委託契約書で合意した方法で里親に健康診断を実施し、特に専業の里親には 2 年に一度以上の健康診断受診の機会を提供しなければならない（同法第 15 条）。

また、自治体は合理的な理由がある場合に里親家庭の監査を行うことが規定されており、抜き打ちで里親宅の家庭訪問を行う権限を有している（同法第 22 条）。ただし、一般的には通常業務や定期訪問の中で里親の監督は実現しており、実際に抜き打ちの家庭訪問が行われることは稀で、里親家庭の状況に懸念がある場合に限られるという[227]。

② 民間委託に関する規定

自治体による里親支援業務は、以下の 3 つの方法で行われている。すなわち、①自治体による実施、②民間フォスタリング機関への外部委託、③地域の家族ケアユニットまたは児童福祉開発ユニット[228]による実施である[229]。

②の外部委託によって実施する場合は、多くの自治体で、競争入札を経て業務委託契約を締結したサービス提供業者との連携が取られているが、民間社会福祉サービス法に、民間社会福祉サービスの提供（第 2 章、事業要件、サービスの質に関する責任等）、許認可および通知（第 3 章）、監視監督（第 4 章）、レジストリへの登録（第 5 章）、当局との連携（第 6 章）等が規定されている[230]。フォスタリング機関を含む民間のサービス提供業者は、業務の実施にあたり自主監督計画書（Omavalvontasuunnitelma / Self-supervision plan）を作成し、利用者等がいつでも閲覧できるよう最新の状態で公表できるようにしなければならない（第 2 章第 6 条）。

里親委託契約は自治体と里親の間で締結されるが、フォスタリング機関は、自治体と別途業務委託契約を締結した上で、自治体からフォスタリング機関への権限委譲に関する条項を、自治体と里親間の里親委託契約に盛り込むことにより、里親支援に関する実務を行うことができる[231]。

すなわち、家族ケア法では自治体や自治体連合が、里親に対して研修やスーパービジョン、里親希望者への事前研修、里親の休暇、健康診断等の責任を負うことが規定されているが、運用上、自治体がこれらの支援を民間のサービス提供業者から調達することが可能であり、民間のサービス提供業者が法律上の里親担当職員を任命することもできる[232]。

(3) フォスタリング機関の体制

① フィンランド国内のフォスタリング機関

フィンランド国内のフォスタリング機関の数は 15 業者程度とされる。業務の実態などについては、

---

[227] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

[228] 近隣地域に所在する複数の自治体が共同で当該ユニットを設立し、合同で里親の募集や研修、業務開発を実施する場合がある。

[229] THL, “Perhehoidon järjestäminen kunnassa (Updated 7 March 2022)” https://thl.fi/fi/web/lastensuojelun-kasikirja/tyoprosessi/sijaishuolto/sijaishuollon-muodot/perhehoito/perhehoidon-jarjestaminen-kunnassa, accessed March 29, 2022

[230] 197 と同じ

[231] Sosiaali- ja terveysministertiö, “Hyvä perhehoito -työryhmä PERHEHOITOLAIN TOIMEENPANON TUKI”, https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/80009/Rap_2017_25.pdf?sequence=1&isAllowed=y, accessed March 29, 2022

[232] 209 と同じ

各機関が独自の経営理念や公共調達を行う各自治体の品質要件に応じて独自のサービス開発を行っているため、国レベルの調査は十分に行われていない[233]。

本調査でヒアリングを行った Avosylin（アヴォスリン）グループは 2008 年に設立された民間企業で、フィンランド国内で最初に設立された国内最大手のフォスタリング機関とされる[234]。同社は世界的なネットワークである「マーティン・ジェームズ・ネットワーク」の一員であり、国際的なノウハウを生かしてフィンランド国内でもサービスを構築してきた[235]。有識者によると、フィンランド国内で大規模な世界的ネットワークから派生したサービスは「SOS 子どもの村」や「セーブ・ザ・チルドレン」など他にも存在し、自治体による監査だけでなく国際的な潮流を受けてサービスの向上等が進められる場合もあるという[236]。また、民間委託が進んだことで、自治体のリソースでは実現しなかった 24 時間体制のサービスや独自の講習プログラムの開発等を行う機関も存在するという[237]。

なお体制上の課題としては、自治体の担当社会福祉士とフォスタリング機関の間でニーズ等の見立てに違いが生じ、子どもや保護者にも混乱が生じる場合があることや、国レベルの規定が少ないために、フォスタリング機関は、それぞれの自治体が競争入札で提示する要件に逐一対応しなければならない煩雑さが生じていること、また里親が複数のフォスタリング機関に所属しており、1 つの家庭に複数の機関が関わった子どもが委託されるケースがある点などが挙げられている[238]。

② 行政との役割分担

フォスタリング機関が里親支援業務を遂行するにあたっては、自治体とフォスタリング機関の業務委託契約の中で、家族ケア法のどの項目を委託するか、少なくともどのような研修や支援を自治体がフォスタリング機関に求めるかを記載する必要がある（家族ケア法第 11 条）[239]。自治体とフォスタリング機関が業務委託契約に記載する必須の項目は次の 7 項目である[240]。

① 家族ケアに対して支払われる補償
② 家族ケアが行われる者の暦月毎の小遣い
③ 家族ケアが行われる者の個別のニーズによる特別な支出の補償
④ ケアの評価期間
⑤ 里親に対して実施する講習、スーパービジョン、研修とそれらの実施
⑥ 契約解除
⑦ 必要に応じて家族ケアに関するその他の事項

通常、業務委託契約を締結する際、里親の健康診断の内容や回数の決定、報酬や補償の支払額の決定等、里親委託契約の当事者（行政）の裁量に属する事項をサービス提供業者に外注してはならず、フォスタリング機関には、主に里親の採用、講習、評価、里親養育中の支援、里親への報酬や経費充当分の支払業務を担うことが想定されている[241]。また、フォスタリング機関は家族ケア法に規定され

---

[233] Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[234] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[235] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[236] Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[237] Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[238] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[239] 209 と同じ
[240] 177 と同じ
[241] 209 と同じ

る条項を遵守する必要があり（特に第 5 条「家族ケアの環境」、第 6 条「里親の適格性」、第 7～9 条「被養育者の数」等）、子どもの代替養育を決定した自治体は、家族ケア法に基づきそれらの履行の監視責任を負う[242]。

以下では、ヒアリングを行った Avosylin を例に、里親支援業務におけるフォスタリング機関の役割を述べる[243]。（＊印は家族ケア法で定められた里親支援業務を表す。）

〇里親養育の開始前

- 里親の募集と研修*の実施
- 里親希望者向け講習「Pride」の実施と評価
  Pride は、非営利団体の Pesäpuu 協会が開発したプログラムで、里親となるにあたって子どものニーズに応えるために必要な資質（①子どもを守り育む、②子ども個人の発達を支援する、③子どもの両親や大切な人との関係を支援する、④子どもにコミットし、見通しのきく、継続的な子どもの生活を促進する、⑤子どもの事項で連携をとる）についてグループで扱いながら、里親希望者本人が自身の強みや改善点を認識していく。講習中は家族単位や個別の面談も行い、社会福祉士と現職の里親がペアでトレーナーを務める[244]。Avosylin では、Pride 講習を通じて里親を希望する家庭の状況や里親としての適性を確認し、研修終了後に里親希望の家庭の意志確認とサービス提供業者側の採用可否決定を行っている（Avosylin の採用率は応募家庭の約 21％[245]）。
- 子どもと里親のマッチング（自治体側とも連携）
- 委託準備：里親と子どもに関する情報の確認
- 自治体が行う里親養育に関する協議や里親との顔合わせへの同席

〇措置期間中の里親への対応

- 子どもを里親に委託する際の個別業務委託契約の締結準備（法律上の契約当事者は自治体と里親）
- 担当職員による里親委託中の支援業務*、里親への支払い業務*
  報酬額は業者によって変動があるが法律上の最低額以上が支払われるほか、経費、里親養育開始時の初期費用、定額の経費以外に補償するその他の経費が里親に支払われる。また里親の老齢年金料と委託された子どもの傷害保険料も負担している[246]。
- 里親家庭への指導・支援・監督、里親宅の家庭訪問
  家庭訪問は、養育状況により月 1 回または年 6 回実施する。それらの結果を踏まえ、利用者計画書の更新、子どもの安全な養育環境の確保、必要な場合は介入を行う。
- セラピストが主催するグループスーパービジョン
- 在職研修*、スーパービジョン*
- 月 2 日の里親の休暇の調整
- 希望する里親に健康診断*を提供する（隔年 1 回、オンライン）

---

[242] 209 と同じ
[243] Avosylin 提供資料
[244] Pesapuu, HP, https://pesapuu.fi/, accessed March 29, 2022、Avosylin 提供資料
[245] Avosylin 提供資料
[246] 里親の傷害保険は自治体が負担する。

〇措置期間中の子どもへの対応

- 里親宅への訪問時や必要に応じた面談の実施、計画や目的に応じた対応、監護移転に伴うクライシスへの支援、生活史の振り返り等
- ピアグループの開催
- キャンプ
- 帰宅（措置終了）、独立に伴う支援
- 子どもが成人してからのアフターケア業務

〇里親養育中の実親への対応

- 子どもとの面会（週 1 回～月 1、2 回、支援付きまたは監視付き）
- ピアグループの開催
- 子どもや里親とのイベントへの参加
- ファミリーワーク（ファミリーソーシャルワーク）
- 子どもの帰宅（里親養育終了）に伴う準備（自治体の社会福祉士が帰宅可能と評価した場合）

なお、2011 年の児童福祉法改正による里親（家族ケア）への委託の増加に伴い、里親委託業務のノウハウは蓄積されつつあるものの、自治体の組織体制には以前として地域差が見られる。大規模な自治体や地方の自治体連合には里親に特化した部署が設置される等、支援体制が整っている場合もあるが、全国的に均質な体制とはなっていない[247]。また、実質的なサービスの質の担保は、自治体が行う調達時の品質要件と、応札するサービス提供機関の独自のサービス開発の状況に依存している。また、競争入札の際もさまざまな調達機関（自治体）の要件に逐一対応する必要がある等、公共調達制度そのものにも改善を求める声があるという[248]。

③ 組織体制および人員配置

フォスタリング機関に関する法律上の人員配置基準は特に設けられていないが、調達を行う自治体の条件では、最低 1 名の社会福祉士を配置するよう定めていることが多い[249]。

Avosylin グループの場合、自治体の品質要求より厚い人員配置を独自に行っており、グループ内の PKS 社（Perhehoitokumppanit Suomessa Oy, 直訳：「フィンランド家族ケアカンパニー株式会社」）の長と地域拠点の管理職には社会福祉士（さらに児童福祉分野の職務経験 2 年、管理職の経験 2 年、経営に関する経験）の配置を定めている。また、実務においては管理職、社会福祉士、コーディネーターで構成される里親家庭の採用チーム、管理職、社会福祉士、指導員、セラピストで構成される家族ケア支援チーム（里親委託初期のサポートや子どもの両親との連絡を担当）を設けている。支援チームの社会福祉士が担当する子どもの数は 15～20 名であるが、これに対して、自治体の担当社会福祉士は数十名の子どもを担当しているとされ、上限数を設ける法整備が期待されている[250]。

なお、フィンランドにおける社会福祉士（sosiaalityöntekijä / social worker）の資格は、ソーシャル

---

[247] 169 と同じ

[248] Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。また、本事業でヒアリングを行った民間フォスタリング機関の Avosylin からは、国レベルの基準を求める声も聞かれた。

[249] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

[250] Avosylin へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

ワークを履修内容に含む社会学修士または社会科学（政治学）修士号保持者の公認資格となるため、職名に基づく業務を行うにあたっては、社会福祉・保健医療監督庁（Valvira）への届出が必要となる[251]。

フィンランドには、他の社会福祉関係の学位として、ソシオノミ（Sosionomi）と呼ばれる専門職学位（学士相当）があり、Avosylin でも実務に携わっている[252]。

④ その他機関との連携

自治体の公共調達によって選定・業務委託契約を締結したフォスタリング機関は、子どもの保護措置を決定した自治体の児童福祉部門や子どもの担当社会福祉士と連携を取っていくことになる。措置決定した自治体と里親が居住する自治体が異なる場合は、措置決定した自治体が、里親養育にかかる費用を全て拠出し、里親が居住する自治体は、ネウボラや学校等のサービスの提供及び家族ケアを監視する義務を負う。

また、民間社会福祉サービス法に基づき、業務に係る監視を行う政府機関は AVI と Valvira となり、両機関が共同で管理する「Valveri」レジストリへの登録が必要となる。なお 24 時間体制で業務を行う民間社会福祉サービス機関は許認可の手続きが必要だが、フォスタリング機関については設立に関する届出のみが必要となり、許認可制とはなっていない[253]。

その他の関連機関には、以下が挙げられる。

- 学校：子どもの委託先の自治体で、基礎教育（義務教育）や他の必要な支援を実施する
- 家族ケア連合[254]（Perhehoitoliitto）：里親の利益団体
- ペサプー協会[255]（Pesäpuu ry）：里親講習プログラムの「Pride」を開発している。

なお国は、児童保護に関する法整備や児童保護ハンドブックの作成等を行っているが、実務には関与していない。また、公共部門が管理する里親の登録制度も存在せず、2022 年 2 月時点で里親委託のみに特化した包括的な全国調査も実施されていない。

(4) フォスタリング機関への公的財政支援

① フォスタリング業務費

予算措置の主体は、里親養育の措置決定を行った自治体である。競争入札では、自治体から提示される必須の品質要件を満たしたサービス提供業者が見積価格順に並べられ、適格性を精査される[256]が、通常、自治体は子ども一人あたりのケア日数と、子どもの両親との連絡などの付帯業務を含めた一式価格で見積を依頼する。

フォスタリング機関は、自治体が実施する公共調達（競争入札）を通じて提示した条件や質の基準をもとに、その都度見積を提示して入札を行う。公共調達で落札が成立した場合、入札時に提示した

---

[251] Valvira, “Sosiaalihuollon ammattioikeudet (Updated 21 Febrary 2022)”, https://www.valvira.fi/sosiaalihuolto/sosiaalihuollon-ammattioikeudet, Talentia, “Sosiaalityöntekijän tutkinto”, https://www.talentia.fi/tyoelamainfo/ammatit-ja-patevyydet/ammatit-ja-tutkinnot/sosiaalityontekija/, accessed March 29, 2022

[252] Avosylin 提供資料

[253] Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

[254] Perhehoitoliitto, HP, https://www.perhehoitoliitto.fi/, accessed March 29, 2022

[255] Pesapuu, HP, https://pesapuu.fi/, accessed March 29, 2022

[256] Tarja Pösö 氏（タンペレ大学教授）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

見積に従って自治体と落札機関との間で枠組み合意（puitesopimus / framework agreement）が締結され、実際の取引が成立した際に合意内容が執行されることになる。契約は通常数年単位で、ヘルシンキ市の場合は 4 年である。

② 里親手当[257]

子どもの養育に係る費用は経費として補填される。家族ケア法で最低額が定められているほか、医療費、進学費、子どもの毎月の小遣い等も含まれており、一般的な慣行として、毎月定額が支払われる。

自治体、フォスタリング機関ともに、ケアに関する報酬額にはさまざまな基準を設けており、その違いは非常に大きい[258]。家族ケアの実施に関する THL の作業文書では、料金設定の基準として、里親の支援ニーズを金銭的な補償で補うことを第一に考えるのではなく、目的に応じた、十分な指導、支援、サービスの提供を重視するよう推奨している。その一方で、報酬が里親を志す人材にとってやりがいを感じられる魅力的な額であること、要求の多い拘束力のある子どものケアに対しては、（子どもにとってそれが利益になれば）家庭でケアする子どもが 1 名でも里親に経済的問題が生じないように十分な報酬を支払うことに留意するよう推奨している。なお自治体は、常に裁量によって法律に記載された額より高額の報酬で家族ケアの当事者を支援することができる[259]。

Avosylin の場合、現在の子ども一人当たり単価は日額約 175 ユーロである[260]。この範囲内で保育、学校、心理療法などのセラピーを除く、子どもの里親養育に係るすべての費用を賄うことになる。

以下は、自治体から、もしくはフォスタリング機関を介して里親に支払われる報酬の内訳である。

- 養育に係る報酬：2022 年度の最低額は子ども一人あたり月額 847,24 ユーロ[261]
  ※Avosylin の場合は子ども一人あたり約 1,600 ユーロ
- 経費充当分（定額）：2022 年度の最低額は子ども一人当たり月額 437,44 ユーロ[262]
  ※Avosylin の場合は約 700 ユーロ
- 初期費用（必要な場合のみ）：2022 年度の最大額は 3106,53 ユーロ[263]
- フィンランド社会保険庁（Kela）から子どもの両親に子ども手当（Lapsilisä）が支払われている場合は、里親に支払先を変えることができる（当該手当は子どもの養育者に受給資格が発生する

---

[257] Sosiaali- ja terveysministertiö, PERHEHOIDON PALKKIOT JA KORVAUKSET VUONNA 2021 (Updated 23 Novenber 2020)", https://stm.fi/documents/1271139/21203212/verkkoon_Kuntainfo_15_2020.pdf/3d0ea402-e824-3a70-8c1f-8535a69a7516/verkkoon_Kuntainfo_15_2020.pdf?t=1606227107537#:~:text=Hoitopalkkion%20v%C3%A4himm%C3%A4ism%C3%A4%C3%A4r%C3%A4%20nousee%20826%2C90,ollut%20775%2C00%20euroa%20kuukaudessa., accessed March 29, 2022

[258] 209 と同じ

[259] 209 と同じ

[260] Avosylin 提供資料

[261] 家族ケア法に基づく最低月額 775.00 ユーロ（第 16 条）に消費者物価指数が加味されたもの。フィンランド政府 "Kuntainfo: Perhehoidon palkkiot ja korvaukset vuonna 2022", https://valtioneuvosto.fi/-/1271139/kuntainfo-perhehoidon-palkkiot-ja-korvaukset-vuonna-2022#:~:text=Perhehoidon%20palkkiot%20ja%20korvaukset%20muuttuvat,sopia%20maksettavaksi%20s%C3%A4%C3%A4detty%C3%A4%20v%C3%A4himm%C3%A4ism%C3%A4%C3%A4r%C3%A4%C3%A4%20pienemp%C3%A4n%C3%A4. , accessed March 29, 2022

[262] 家族ケア法に基づく最低月額 410.66 ユーロ（第 17 条）に消費者物価指数が加味されたもの。261 と同じ。

[263] 家族ケア法に基づく最大額 2916.43 ユーロ（第 18 条）に消費者物価指数が加味されたもの。261 と同じ。

手当のため[264])。

その他：里親には子どもの扶養義務はないため、この他にも医療費や送迎のための交通費など、すべての経費を補償する必要がある。

③ 財政規模

里親養育を含む家族ケアは地方政府の児童福祉施策の一環であり、フォスタリング機関と自治体は業務委託契約に基づく取引関係に基づき業務が行われていることになるため、統計としては公共部門の支出としての情報しか公表されていない。

児童福祉法第 50 条が設けられてから、自治体における家族ケアの割合は上昇している。家族ケアは費用面では施設ケアより安価であるとされるが、委託先の選定は常に子どもの利益とニーズが念頭に置かれ、最善の選択肢となるよう検討する必要があることが強調されている[265]。子どもの施設ケアおよび家族ケアに係る費用は対象者の増加によって上昇しており、2006 年からの 10 年間で倍増し、合計で約 7 億 5,000 万ユーロが支出されている。

図表 III-28　児童福祉における施設ケアおよび家族ケアの合計事業支出の推移

（単位：1,000 ユーロ）

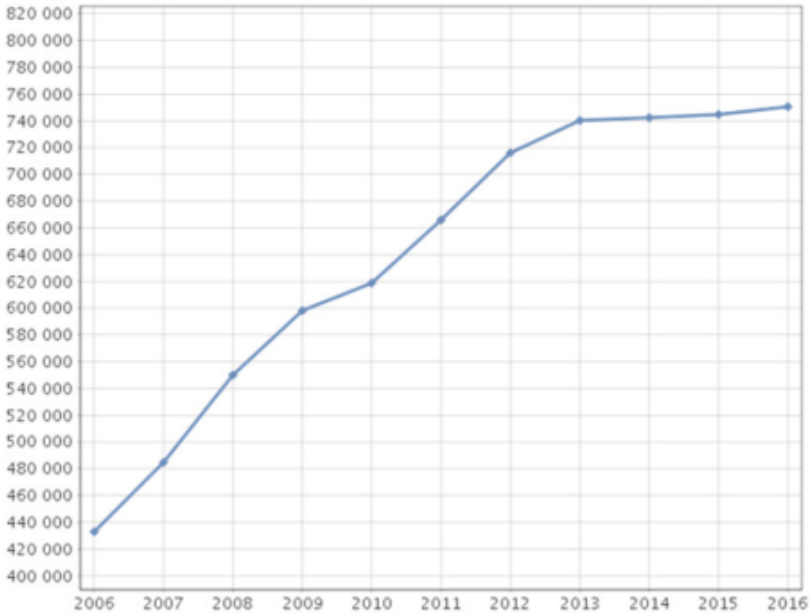

出典）THL, “Selvitys yksityisistä lastensuojelun yksiköistä”, https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/136436/URN_ISBN_978-952-343-131-7.pdf?sequence=1&isAllowed=y, accessed March 29, 2022

[264] Suomen oikeusministeriö, “Lapsilisälaki” https://finlex.fi/fi/laki/alkup/1992/19920796, accessed March 29, 2022

[265] 169 と同じ

5. フランス

(1) 里親委託支援体制の概要

① フランスにおける児童保護制度

i.児童保護制度の概要

フランスでは、社会福祉・家族法典（Code de l' Action Sociale et des Familles, CASF）L112-3 条に、児童保護（protection de l'enfance）を以下のように定めている。「児童保護は子どもが根本的に必要とするもの、すなわち、子どもの身体的・愛情・知的・社会的な成長を支え、健康・安全・精神・教育が守られること、それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする」。

なお、児童保護分野で判断基準となっている法律は市民法 L375 条であり、「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」と定められている。なおフランスでは児童保護の多くは、児童判事（Juge des enfants）の決定による司法措置であるが、児童保護に関する判決文にはこの市民法 375 条が文頭に引用される。

フランスにおける児童保護制度は、主に、在宅支援（Aide à domicile）と託置（Placement）の 2 つの措置に分けられ、前者が主に予防措置、後者が保護措置と呼ばれている。詳細については先行研究[266]を参照されたいが、在宅支援は、子どもを家庭から引き離すことなく、子ども及びその家族に支援を行うもので、以下 4 種の支援が必要に応じて組み合わされ、実施されている。すなわち、①ソーシャルワーカーの一職種である社会家庭支援専門員（Technicien de l' Intervention Sociale et Familiale, TISF）による家事育児支援またはヘルパーに近い家事支援員の派遣、②主に民間の専門機関に委託し、エデュケーター[267]が、定められた頻度で月 5 時間以上家族と過ごしサポートをする教育支援（育成支援 Actions éducatives：親役割の実践の支援と親子の関係改善、学校等との連携による子どもの社会参加の促進等を行う）、③経済的支援（県からの給付金や臨時支援金の支給）、④家庭経済ソーシャルワーカーによる家計管理支援である（CASF L222-3 条）。

また、「2007 年 3 月 5 日付児童保護に関する法律 第 2007-293 法」制定以降、子どもが家庭や受け入れ先から通う日中入所機関（CASF L222-4-2 条）も増加している。個別指導校や不登校児童支援校等が県の財源で日中入所機関として運営され子どもを受け入れている。

他方、託置は、子どもを家庭から引き離して施設等に預ける措置を指し、司法決定による措置がほとんどで行政決定による措置は少ない。また、未成年の希望によって緊急託置ができる「72 時間受け入れ」制度も用意され、家出によるリスクと一時保護の負担軽減、親子仲裁に利用されている（CASF L223-2 条）。

これらの児童保護は、妊娠中から未成年（18 歳以下）及び 21 歳未満の成年を対象としている[268]が、国籍を問わない（CASF L111-2 条）ことから、フランス国内に親権者のいない移民・難民（未成年単

---

[266] 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2021）「令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業　乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究　報告書」https://www.mhlw.go.jp/content/000798550.pdf、2022 年 2 月 23 日アクセス。

[267] エデュケーター(éducateur spécialisé)：社会的教育者。不適応が生じている子どもやティーンエイジャーの教育を専門とし、児童保護の各機関で中心的な役割を担う国家資格。専門学校で 3 年過程にて修了することができる（理論 1450 時間、研修 2100 時間）。1 年目は児童保護、2 年目は障害、3 年目は身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援について学んでいる。一般に子どもに関わる職業に就く人は皆、継続的な研修の受講が義務付けられている。(Code de l'éducation L542-1 条, CASF L226-12-1 条)

[268] 21 歳未満の成年については、児童社会援助局（ASE）との契約により経済的支援、住居の支援、教育的支援を受けることができる。ASE の管轄する施設以外の居宅にいながら経済的・育成支援のみ受けることも可能である。

身移民, Mineurs Non Accompagnés , MNA）は 24 時間以内に保護され、親権者のいる移民・難民も滞在許可等がなくても教育と福祉を受けることができる。

なお、フランスでは、基本的に託置よりも在宅支援が優先されており、親子分離を伴う託置は最終手段と位置付けられている。

児童保護政策は、国レベルではフランス連帯・保健省が管轄しているが、実際の政策の財源と実施は県が担っている（CASF L226-3 条）。県は、県議会議長の権限下に児童社会援助局（Aide Sociale à l'Enfance, ASE）を置いており、児童保護に関する主な業務は ASE が担当している。ASE の業務は CASF L221-1 条に規定されているが、実際の事業は、母子保護局（Protection Maternelle et Infantile, PMI：日本の保健所に該当）、福祉事務所（Centre Communald'Action Social, CCAS 等, パリ市[269]は Centre d'Action Sociale de la Ville de Paris, CASVP）と協働して実施している。在宅支援、託置いずれも親権者が教育監督責任を有したまま行われる。ASE は措置開始から終了までの子どもの経過に関する責任を負い、子どもの受け入れ機関は親権者の親権に伴う義務の遂行の支援や、親権者の参加を得ながら保護と教育を行う関係性にある[270]。

ASE の主な業務（CASF L221-1 条より抜粋）

- 健康、安全、精神がリスクにさらされる恐れがある、もしくは教育、身体的、精神的、知的、社会的発達が制限される恐れがある未成年及び 21 歳未満の成年と家族双方に物質的、教育的、心理的な支援を行う。
- 若者とその家族が社会から取り残されることを防ぎ、社会に包摂できるよう、集団を対象とした予防的活動を行う。
- 一項目目がリスクにさらされている恐れのある子どもを緊急で保護する。
- 子どもが親以外の人たちと築いてきたアタッチメントの絆が子どもの利益のために保たれ、育つことを支える。

なお、危険な状況にある、または危険な状況に置かれる可能性のある未成年については、各県の「憂慮すべき情報の受付、処理、評価担当課（Cellule de Recueil, de traitement et d' évaluation des Informations Préoccupantes, CRIP）」にて、情報を集約するとともに未成年が置かれている環境を評価した上で、本人及び家族が受けることができる支援を提案している。その際、場合によっては司法当局に判断を仰ぐこともある（CASF L226-3 条）。

国レベルでは、連帯・保健省に加えて司法省に青少年司法保護局（Direction de la Protection Judiciaire de la Jeunesse, DPJJ）が設置されており、青少年司法（保護分野・非行分野）及び関係機関

[269] パリは市であると同時に県でもある。児童保護は県の財源で実施されるが、パリ市と呼称されているため本稿でもそのように記載する。

[270] ANESM, "Recommandations de bonnes pratiques professionnelles, l'exercice de l'autorité parentale dans le cadre du placement.", https://www.has-sante.fr/upload/docs/application/pdf/2018-03/reco_autorite_parentale_anesm.pdf, accessed March 29, 2022, Ville de Paris, "Guide de la référence socio-éducative", https://cdn.paris.fr/paris/2021/10/06/c21d1e3dfd524d48dbf5b1cb7b1f8661.pdf, accessed March 29, 2022
なお市民法 L373-4 条には、子どもの受け入れ機関が子どもの教育と見守りに関する日常的行為を実施することが規定されている。受け入れ機関は、何が日常的行為に該当するか、誰が決定者であるかのリストを連帯・保健省の文書（L'exercice des actes relevant de l'autorité parentale pour les enfants confiés à l'aide sociale à l'enfance）をもとに用意する。特に、親権者と子どもの意見が対立する内容については、日常的行為と非日常的行為を明確化し決定者を明らかにしておくことが推奨されている（ANESM）。

の調整を行っている。具体的には、法規則等の策定、判事へのサポート、裁判所による在宅支援や託置等の決定等の業務が挙げられる。

ii.措置までの流れ

フランスの児童保護の仕組みを以下に示した。

図表 III-29　フランスにおける児童保護の仕組み[271]

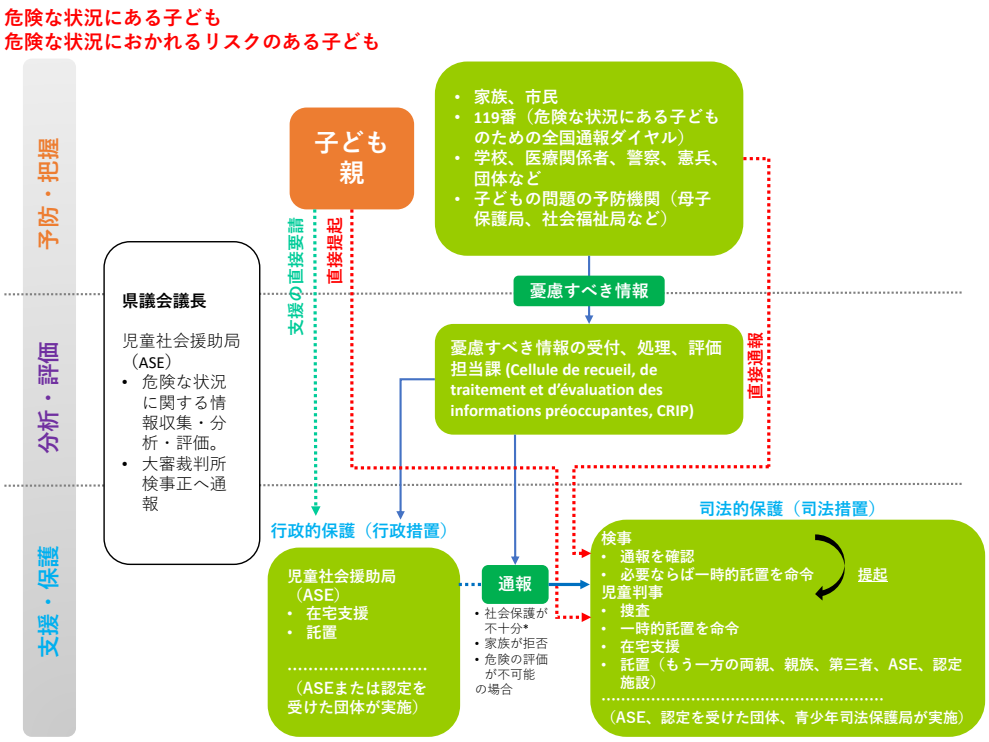

出典）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2021）「令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業　乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究 報告書」
https://www.mhlw.go.jp/content/000798550.pdf、2022 年 3 月 29 日アクセス

まず、「予防・把握」の仕組みとして、フランスでは、全ての市民に憂慮すべき情報の伝達義務があり、義務を怠った場合には刑事訴追される可能性がある（刑法 L434-3 条）。また、児童保護を目的とする場合は、各関係機関の連携において守秘義務は適用されない（健康法 L1110-4 条、CASF L226-2-2 条、刑法 L226-13 条）。国レベルでは、危険な状況にある子どもについての全国通報ダイヤル（Le Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger, SNATED）が設定されている。SNATED では、全国 1 か所で受信した内容をデータベースに記録し、調査が必要なケースを各県に設置されている CRIP に共有している。2019 年には、SNATED にて年間 255,000 件、1 日平均 700 件の電話を受信しており、内、1 日約 47 件が CRIP に共有されている。

これら憂慮すべき情報は CRIP にて統括される（CASF L226-3 条）。例えばパリ市では、憂慮すべき情報の 9 割が学校や児童福祉関係機関や医療機関から、残りの 1 割が SNATED から共有される情報である。2020 年にパリ市の CRIP が受け付けた情報は 3,683 世帯、うち憂慮すべき状態と認定し対応

[271] 図中「社会保護が不十分」という部分については、「いかなる社会的支援も十分に機能しなかった場合」を指す（CASF L226-4 条）。

したのは3,297世帯の子ども4,942人である[272]。1年に未成年人口の1%が憂慮すべき状況として調査の対象となっている。

CRIPでは、子どもに危険がある場合は裁判所の検事に通報し、必要であれば検事は24時間以内の一時的託置を命令する。その場合、14日以内に裁判が行われるため、ASEが中心となり状況を調査する（CASF L223-2-2条）。なおパリ市では、2020年に憂慮すべき情報の共有があった子どもの4.7%が一時的託置に該当している[273]。

他方、緊急性はないが調査と評価の必要がある場合は、CRIP が福祉事務所のソーシャルワーカー等2名を調査チームとして任命し、連絡があった対象となる子ども及び同居する全ての未成年を対象とした調査と家族への支援の提案と実施、必要がある場合は措置に関するCRIPへの提案を指示する。調査チームは子どもと家族それぞれと複数回面談するほか、子どもたちが関わっている全ての機関から情報収集を行う。調査と支援の提案・実施は3か月以内に行われ、報告書がCRIPに提出される。なお、ここで実施される調査については、フランス高等保健機構（HAS）によって全国統一的な判断基準が定められているほか、担当者に対する研修も実施されている。

パリ市では、2020年にCRIPが対応した4,942人のうち23.4%が、調査と支援を開始してから3か月以内に状況が改善し支援が終了している（調査の結果、そもそも心配な状況でなかったものも含む）。CRIP が対応した家庭の 27.6%は調査によって継続的な支援が必要と判断され、保護者の同意（行政措置）による在宅育成支援（Action Educative à Domicile, AED）の措置（13.4%）、もしくは福祉事務所や保健所など他の機関による継続サポート（6.7%）、家庭内仲裁や家庭裁判所での対応、医療機関の対応等が決定した。CRIPが憂慮すべき状態として対応したなかの49%は、支援が機能しない、家族からの協力が得られず支援を提供できない、調査しきれない等の理由で、子ども専門裁判所検事の判断を仰ぐ（CASF L226-4条）ケースであった[274]。

なお、司法措置により措置内容が決定されると、在宅支援の場合は児童判事が委託機関を指名、託置の場合はASEに付託され、そこから里親や施設等へ委託される。

パリ市においては託置措置が決定される（半年または1年の決定で期限内に再度裁判で次の判断を行う）と、子どもの自宅のある地区を管轄するASEが託置先を探す。具体的な託置先は先行研究[275]を参照されたいが、一般的に親子分離が長期になると予測される場合は施設よりも里親（家庭支援員, assistant familial）が優先される傾向にある。

パリ市における措置決定後の流れとしては、ASEのエデュケーターが一時保護中受け入れ機関の見立てや子どもの希望の聴取等を行い、託置先となる施設やフォスタリング機関等を選定し、子どもの紹介文を送る。選定にあたっては、託置先となる全ての施設やフォスタリング機関の空き状況の一覧がソフトウェア上で閲覧でき、それをもとにコンタクトをとることができる[276]。

前述の通り、フランスでは在宅支援が最優先されており、親子分離を伴う託置自体も、自宅に戻れるようになることが目的に位置付けられている。託置は最終手段と位置付けられている分、措置され

---

[272] パリ市CRIPへのヒアリング（2022年2月実施）による。
[273] パリ市CRIPへのヒアリング（2022年2月実施）による。
[274] パリ市CRIPへのヒアリング（2022年2月実施）による。一年に何度も重複して心配な情報が入り再調査することがあるため100%を超える割合となっている。
[275] 266と同じ
[276] パリ市BEPAへのヒアリング（2022年2月実施）による。BEPA：パリ市アソシエーション運営パートナー機関統括部署（Bureau des Etablissements et Partenariats Associatifs, BEPA）のことであり、児童保護分野で120の民間機関を統括している。その内、フォスタリング機関は7つある。

る子どもの家庭状況は悪いことが多く、親の支援の比重も大きい。そのため、後述するように、民間フォスタリング機関では精神科医を配置していたり、グループ内に心理ケアや親子の仲裁を専門とする機関を置いていることもあり、特別な支援ニーズがある子どもが委託されるケースが多い。

iii.児童保護に関する最新の統計[277]

2018 年 12 月 31 日時点に児童保護の支援を受けている未成年（18 歳以下）は、306,800 人で未成年人口全体の 2.1%にあたる。18～21 歳では 21,400 人で該当全体人口の 0.9%である。2018 年には、110,035 人が新たに児童判事による予防または保護の決定を受けた。保護されている中で未成年単身移民は 17,022 人であり、児童保護人口増加の主な要因となっている。

予防措置または保護措置の 84%は児童判事による決定であり、内、49.4%が予防措置として、専門の民間機関等が実施する在宅育成支援（行政的手続きによる AED と司法決定による Action Educative en Milieu Ouvert, AEMO）が行われ、残りの 50.6%が保護措置として、親子分離を伴う託置、またはエデュケーターが自宅に通い支援を行う自宅措置（Placement A Domicile, PAD[278]）が決定された。

予防措置の 70.5%、託置や PAD 等の保護措置の 90.5%が司法決定によるものである。保護の際の措置先としては、里親（44%）、施設（38%）、その他（学生寮や親戚宅、若年用アパート、PAD 等、18%）が挙げられる。なお、後述するように、里親は 2006 年の 56%以降減少傾向にあり、若年用アパートや PAD 等の措置が 2009 年以降 2 倍以上に増加している。施設についても 1996 年から 1.5 倍、2009 年と比べても 1.3 倍に増えている。措置先の割合は県による違いが大きく、里親については、措置が少ない県では 16%、多い県では 82%とばらつきがある。

② 里親支援体制の概要

i.里親委託の仕組み

里親への託置は、自宅で 0～21 歳の青少年を 1 人～複数人養育し、それに対する報酬が支払われる形態を取っている。県または、児童保護団体の賃金労働者として職務を果たす里親（家庭支援員, assistant familial）及びその同居人が「受け入れ家庭」と位置付けられている（CASF L421-2 条）。

里親（家庭支援員）は県の母子保護局（PMI）の認定をまず必要とするが、子どもを養育する能力があること、受け入れ環境が子どもの安全、健康、成長を保障していることが条件となっている[279]。なお、県が里親（家庭支援員）を認定しない場合は、理由を明示する必要がある（CASF L421-2~3 条）。

里親（家庭支援員）の定義等は、「2005 年 6 月 27 日付保育支援員と家庭支援員に関する法律」に記載されており、この法律により、里親（家庭支援員）が職業として認められ国家資格が創設されるとともに、彼らがフォスタリング機関におけるチームの構成員であることが明確化された。すなわち、

---

[277]DREES, “L’ aide et l’ action sociales en France -Perte d’autonomie, handicap, protection de l’enfance et insertion Edition 2020”, https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2021-06/L%E2%80%99aide%20et%20l%E2%80%99action%20sociales%20en%20France%20-%20Perte%20d%E2%80%99autonomie%2C%20handicap%2C%20protection%20de%20l%E2%80%99enfance%20et%20insertion%20-%20%C3%89dition%202020_1.pdf, accessed March 29, 2022

[278] PAD は託置による親子分離が成り立たない、あるいは託置が終了し自宅に戻った後に専門家の介入が必要な場合等に用いられる。エデュケーターと 24 時間電話がつながり、連絡があるとすぐにかけつけることができるようにしているほか、子どもに危険があった場合に分離できるよう施設や里親等の託置先が確保されている。277 と同じ。

[279] PMI による家庭支援員の認定については社会統合総局よりガイドラインが出されている。DGCS, “Guide sur le référentiel pour l’agrément des assistants familiaux à l’usage des services départementaux de protection maternelle et infantile (P.M.I).” https://ufnafaam.org/wp-content/uploads/2017/12/ref_agremt_assistants_familiaux_jfh.pdf, accessed March 29, 2022

フォスタリング機関が里親に委託する関係ではなく、チームの一員として同等の立場であることが法律上定められたといえる。

なお、「2022 年 2 月 7 日付児童保護に関する法律 第 2022-140 法」により、里親（家庭支援員）は子どもを受け入れていない期間もそれまで受け取っていた給与の 8 割が保障されること、67 歳の定年を迎えても、3 年間は既に受け入れている子どもの里親を務めることができること、これまで 1 人の里親が複数のフォスタリング機関と同時に契約し、複数の機関からそれぞれ別の子どもを受け入れることができていたが、里親とフォスタリング機関の契約は専属契約とすること等が新たに規定された[280]。

託置先として里親が選択された後の流れは、以下の通りである。まず ASE よりフォスタリング機関に子どもに関する紹介文が送付され、それを受け取った機関が、候補となる里親に打診し、候補がいる場合その情報を ASE に伝える。その後 ASE が、最も適した里親が所属する機関を選定し、子どもとの交流が開始される。受け入れ家庭が決まると、フォスタリング機関の代表が裁判所に行き、憂慮すべき情報や措置決定前の調査内容（通学先や医療機関、一時保護受け入れ機関の観察結果などを含む）、家族の過去の保護歴等の資料を閲覧するほか、担当者と担当チームの決定、ASE、子ども、親権者とともに子どもの個人計画書の策定（CASF L223-1 条）、関係機関とのケース会議を行い、子どもの支援体制を整える。

また、託置にあたっては、親用、子ども用の受け入れ冊子（Livret d’ accueil）がそれぞれ渡され、説明がされる。冊子には、子どもと親の権利について記載されており、託置先で不適切な扱いが生じるのを防ぐことを目的としている（CASF L311-4 条）。なお、この冊子は里親だけでなく施設等の託置、在宅支援の際にも提供される。

県で民間フォスタリング機関の統括を行うパリ市アソシエーション運営パートナー機関統括部署（BEPA）へのヒアリングによると、ASE がフォスタリング機関を選定するにあたっては、既に関係性ができている機関が優先される傾向にあり、フォスタリング機関の間で打診の偏りが生じているという。パリ市内には公的なフォスタリング機関が 8 か所、民間のフォスタリング機関が 7 か所あるが、民間の方が心理的ケア等を得意とする場合もあるため、特別なニーズのある子どもの委託は民間に依頼することが多いという（民間機関の中には、グループ内に心理医療センターや家族療法の機関を有している場合がある）。

ii.里親委託率、里親委託児童数

フランス連帯・保健省 調査・研究・評価・統計局（DREES）によると、2018 年 12 月 31 日時点で ASE に保護されている未成年（18 歳以下）と 21 歳未満の若者のうち、44%にあたる 76,000 人が里親委託となっている。以下に、ASE に保護された子どもの数と生活形態別に見た内訳の変化を示しているが、里子数は 1996 年から増加しているものの、全体に占める割合は低下傾向にある。

図表 III-30　ASE に保護された子どもの数及び生活形態別に見た内訳の変化

[280] フランス政府（レジフランス）「2022 年 2 月 7 日付児童保護に関する法律 第 2022-140 法」https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045133771、2022 年 3 月 29 日アクセス。

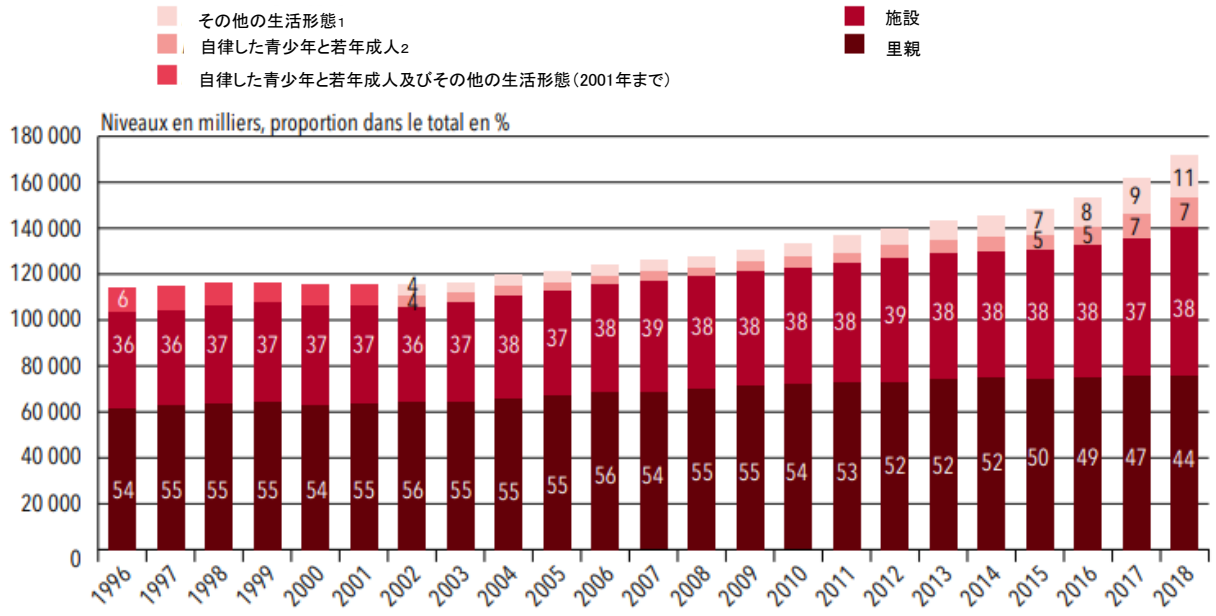

1. その他の生活形態：学校の寄宿舎、信頼できる第三者、一時保護受け入れ機関、将来の養子受入れ家族の家等。なお 2017 年以前は「子どもの村」が「その他の生活形態」に含まれていたが、2018 年集計分より子どもの村は「施設」のカテゴリに含まれるようになっている。
2. 自律した青少年と若年成人：学生寮、若年労働者寮、社会的ホテル、賃貸住居等。

出典）DREES, “L’ aide et l’ action sociales en France -Perte d’autonomie, handicap, protection de l’enfance et insertion Edition 2020”に基づき作成。

iii.里親制度に関する近年の傾向

○ 都市部における里親の確保

従来、里親は複数のフォスタリング機関に所属し、複数の機関から子どもを受け入れることができたが、「2022 年 2 月 7 日付児童保護に関する法律 第 2022-140 法」により、里親は 1 つのフォスタリング機関との専属契約を結ぶこととなり、その分、フォスタリング機関には措置される子どもがいない間も里親に 8 割の給与を保障することが義務付けられた[281]。

パリ市へのヒアリング[282]では、里親不足からパリ市内の子どもを他県の里親に託置することが多いために、法改正後、他県の里親が居住地域のフォスタリング機関と専属契約を結んだ場合、パリ市の子どもの受け入れ先が不足する懸念が示された。実際に、公的フォスタリング機関では、里親の確保のために里親の給与水準を上げ、民間フォスタリング機関よりも待遇が改善されているが、今後は、里親が働きやすい環境の整備に向けて、各フォスタリング機関の里親支援の重要性が一層増すことが考えられる。

○ 特別な支援ニーズを有する子どもの増加

ヒアリングを行ったパリ市では、近年特別な支援ニーズを有する子どもの需要が増大している傾向がみられる。未成年を専門としたフォスタリング機関には、児童保護分野のフォスタリング機関の他

[281] 本法は 2022 年 2 月 7 日より適用されているが、デクレ（政令）の発布等の運用上の切り替えは 2022 年 3 月 31 日時点で行われていない。
[282] パリ市 BAFP、BEPA へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
BAFP：パリ市家庭的受け入れ統括部署（Bureau de l’Accueil Familial Parisien, BAFP）のことを指し、公的フォスタリング機関の統括部署である。

に、障害や行動トラブルのある子どもを専門に受け入れるフォスタリング機関（Centre d'accueil familiaux spécialisé, CAFS）、精神科病院が運営しておりセラピー等を行うことができるフォスタリング機関（placement familiaux thérapeutique）、少年法分野を専門とした里親（famille d'accueil, PJJ）等をはじめとする専門里親（famille d'accueil spécialisé）がある。子どもが障害手帳を持っていたり精神疾患がある場合、本来は専門のフォスタリング機関に託置されることが望ましいが、定員の関係等で子どもを受け入れられないことも多い。そのような場合は、児童保護分野の里親に託置され、日中は精神科病院に通ったり、知的障害認定を受けている子どもを受け入れる医療教育機関（Institut Médico-Educatif, IME）等の学校に通うこともある。

パリ市へのヒアリングによると、心理的課題や障害や問題行動を 1 つ以上抱える子どもは増加傾向にあるが、専門里親が不足しているという[283]。対応策として、1 つのフォスタリング機関に里親、小規模施設（micro-structure 子どもの定員が 10 人未満で多くの専門職が配置されている）、若年用アパート等複数の受け入れ体制を整え、子どもに関わる大人を大きく変えることなく状況に合った託置を選択、変更できる方法を新しく導入しているケースもある。

(2) 里親支援業務の法制上の位置づけ

① 主要な法令・規則等で規定される里親支援業務

前述の通り、里親（家庭支援員）は県の認定を受けた上で各機関に採用される。子どもを養育する能力があること、受け入れ環境が子どもの安全、健康、成長を保障していることが認定の条件となっている（CASF L421-2 条）。「2005 年 6 月 27 日付保育支援員と家庭支援員に関する法律」においては、「給料を受け取り、未成年と 21 歳未満の若者を自宅に日常的継続的に受け入れる」と定義されている。

里親への支援については、社会福祉・家族法典（CASF）にて次のように定められている。「県は社会、教育、心理、医療分野の資格のある専門チームを用意し、家庭支援員を雇用し、専門的支援を行い、託置の状況を判断する」（CASF L442-5 条）。「県は ASE に付託された子どもに必要な託置先を調整する。ASE の計画書は各県で策定される。この計画書では、特に緊急受け入れの方法、家庭支援員の採用方法、ならびに家庭支援員が参加・協働するチームの組織と機能を詳細に定める」（CASF L221-2 条）。

また子どもの託置にあたっては ASE に個人計画書の策定が義務付けられており（CASF L223-1 条）、ASE、フォスタリング機関、子ども、親のそれぞれの果たすべき内容と目的が記載された計画書が作成される。CASF L223-1-1 条には、この計画書の記載内容について、「ASE と親はともに、子どもについて、親について、親が親としての役割を果たせる環境についてどのような支援をするかを詳細に記述し、その目的と実現までの期間を規定する。どの担当者が支援の全体的な整合性及び継続性を保障するのかを示す。子どもはこの内容を知らされなければならない」と規定されている。

なおフォスタリング機関や施設には、社会生活委員会（Conseil de la Vie Social, CVS）の設置が義務付けられている。これは機関・施設の運営に当事者である子どもと親を参加させるもので、11 才以上の子ども 2 人以上、子どもの家族 1 人以上、フォスタリング機関の職員及び管理職が、運営や日常生活、アクティビティ、セラピー、工事、費用、受け入れ条件の変更点等に関する話し合いに参加する（CASF L311-6 条）。

[283] パリ市 BAFP、BEPA へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

また、親が居住している ASE が保護にかかる業務を担当するため、以前は、親が転居すると委託されている子どもも転居する必要があった。これに対しては、関係性が構築されていた里親のもとから何度も引き離された当事者達による批判もあったことから、近年では、子どもが同じ施設や里親宅にとどまる方が子どもにとって最善であると判断される場合は、権限解除（déssaisissement）として、子どもが措置変更されることなく、親の転居先の県にある ASE がその親子を担当・里親の新しい雇用主となり、措置費を払うこともある[284]。

その他、パリ市では「予防・児童保護計画」が策定されており、その中で、子どもに関わる全ての機関が「両親が親としての役割が果たせるよう支え、子どもの託置先が両親の居住地と地理的に離れないよう配慮する」「若者の自立準備をサポートする」ことが明記されている（2015-2020）[285]ほか、「子どもが里親宅を離れるときは、里親との関係維持を希望するか聞かなければならない」（2021-2025）[286]ことも明記されている。

② ガイドラインにて規定される里親支援業務―『パリ市家庭支援員ガイド』より

パリ市では市内 8 か所の公的なフォスタリング機関の業務内容を定めた『パリ市家庭支援員ガイド』（Ville de Paris, “Guide de l’assistant.e familial.e.”[287]）を作成しており、公的フォスタリング機関の職員と里親に配布されている。そこでは、フォスタリング機関の役割として、サービスにかかる責任を負い、調整・支援するとともに里親の採用及び管理を行うことが示されている[288]。

以下、このガイドを参照し、フォスタリング機関の子どもに対する支援、里親に対する支援について述べるとともに、里親の役割を記載する。

i.里子に対する支援

『パリ市家庭支援員ガイド』には、フォスタリング機関は、子どもの出身家庭と子ども自身の歴史を尊重し、以下の支援を行うことが明記されている。

- 身体的、知的、心理的、愛情面の成長を支える
- 子どもが自立心を育て、開花していくために必要不可欠である物理面、愛情面の環境を保障する
- 子どもの健康面のフォローと安全面を保障する
- 子どもの成長に必要な時間の管理を行う
- 学校や学習面の助けを保障する
- 社会的な生活と余暇が実現し計画されていることを確認する（習い事、地域活動等）
- 両親や親戚との関係性が維持されていることを確認する

また『パリ市家庭支援員ガイド』によると、フォスタリング機関のソーシャルワーカーには、個人

---

[284] BAFP、BEPA へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

[285] Ville de Paris, “Schéma Parisien de prévention et de protection de l’enfance 2015-2020.” https://en.calameo.com/read/0025571604f2982157b54, accessed March 29, 2022

[286] Ville de Paris, “Schéma Parisien de prévention et de protection de l’enfance 2021-2025.”, https://cdn.paris.fr/paris/2022/02/04/c403530b5ce5940d0a6d818c3ae7583a.pdf, accessed March 29, 2022

[287] Ville de Paris, “Guide de l’assistant.e familial.e.”, https://en.calameo.com/read/0025571605563e77f1af5, accessed March 29, 2022

[288] 民間のフォスタリング機関は各機関が独自の方法で運営しており、今回ヒアリングを行った民間フォスタリング機関はいずれも当該ガイドに相当する、業務内容を細かく記した資料はなかった。しかし、ヒアリング結果より、公的／民間機関によらず、おおよその業務内容は一致していたため、このガイドラインに記載されている里親支援業務について記載する。

サポートとグループサポートの 2 つの業務がある。個人サポートは、里親がいない場面で子どもと会うことを指し、子どものニーズに応えられているか等の確認や機関の職員との信頼関係の構築が行われる。これらは「教育的食事」「教育的外出」（repas éducatif, sortie éducative）を通して行われ、年間 3 回まで措置費より費用（社会生活予算 budget de vie sociale）が拠出される。他方、グループサポートは、週 1 回里親と里子が集まり、子どもの社会性を育てるための活動を行うことを指す[289]。機関に集まることもあれば、映画鑑賞等の外出を伴う場合もある。フォスタリング機関の担当エデュケーターや心理士にとっては集団活動の中で子どもの観察の機会、里親にとってはフォスタリング機関の専門チームと話す機会にもなっている。

その他、フォスタリング機関のソーシャルワーカーの役割として、実親と子どもとの関係性に改善点がある場合は家庭訪問をしたり、実親と子どもを取り巻くあらゆる関係機関と連携できるよう、里親や実親と学校や医療機関を訪問することもある。また、子ども自身が自分の置かれている状況を理解し、自分の人生を築くことができるよう、ソーシャルワーカーが働きかけを行う。具体的には、子どもが親の体調を心配している場合、親の主治医との面談を設定し、主治医から子どもに対して、親の症状や回復プロセスについて説明してもらったり、親が自ら説明できるよう支援を行っている。

またパリ市では、毎年 18 歳～25 歳の若者 20 人を市民サービス（service civique）のプログラムの 1 つとして「子どもミッション（Mission des enfants）」に任命している。1 か月の研修を踏まえ、学校をはじめとする子どもに関する機関・施設（ASE が管轄する機関・施設等）を 9 か月間巡回し、子どもたちが子どもの権利について学ぶ機会となっている[290]。同様にフォスタリング機関でも、子どもの権利について学び、権利侵害を予防する機会を定期的に設けている。具体的には隔週に 1 回放課後に集まり、テーマを決めて議論する機会や、子どもたち自身が資金を得て子どもの権利について扱った短いビデオ教材を作成する等の取組を行っている機関もある[291]。

なお、フォスタリング機関で子どもと里親の日常的支援を担当する専門職には国家資格であるエデュケーターもしくはソーシャルワーカー資格を持つ者が採用されるが、エデュケーターとソーシャルワーカー両方の役割を担うため、教育ソーシャルワーカー（Assistant sociaux éducatif）と呼称されている。

ii.里親に対する支援

次に、フォスタリング機関にて行われている里親への支援として『パリ市家庭支援員ガイド』には以下が記載されている。

- 在住している県から認定を受けている里親（家庭支援員）を採用する
- 専門職としての里親（家庭支援員）を養成する。具体的には、子どもを受け入れる前に 60 時間の研修、受け入れ後の 240 時間の研修[292]、その後の継続的な研修を実施する（または研修の実施に関する外部委託管理を行う）
- 里親が子どもの教育的支援を行うことを支える（専門職としての実践分析、テーマごとの勉強会の実施）
- 里親委託にかかる事務手続き（雇用契約書、給与支払い、休暇の管理等）

---

[289] パリ市内の公的フォスタリング機関（SAF Paris）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[290] 286 と同じ
[291] パリ市内の民間フォスタリング機関（Fondation Grancher）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。
[292] 「2005 年 6 月 27 日付保育支援員と家庭支援員に関する法律」により研修の受講要件が強化された。研修の受講自体は CASF L421-15 条に規定されている。

・　子どもの支援に関する質の保証

パリ市内の公的フォスタリング機関であるSAF Parisによると、フォスタリング機関のエデュケーターの役割は、子どもと里親の周囲の支援ネットワークをいかに調整・支援するかという点にあるという[293]。里親自身も課題を抱えている場合もあるため里親への支援を行うことも重要である。また、子どもの日常のニーズに里親がきちんと対応できているかを確認することが支援に関する質の保証につながるため、食事1つとっても、子どもの代わりに里親が決めてしまっていることはないか、気になることがあれば細かなことでも話し合うようにしているという。

以下では、そのような各支援の内容について概要を述べる。

○ 里親の採用

里親希望者は在住地区の母子保護局（PMI）より認定を受ける必要がある。本人及びパートナーとの面談及び家庭訪問が行われるほか、同居している成人全ての犯罪歴が調べられる。認定されると、公的または民間フォスタリング機関に履歴書と登録希望の連絡を行い、各機関の採用プロセスに進む。

各機関によって採用プロセスは様々だが、例えば公的フォスタリング機関では、心理士による面談や教育ソーシャルワーカーと管理職による家庭訪問が複数回行われ、受け入れ家庭の構成員全員と会い、チェックリストに沿った質問が行われる。なおこのチェックリストの最低限の項目は『パリ市家庭支援員ガイド』にて定められているが、詳細な内容については各機関で定めている。民間フォスタリング機関については、機関によって採用プロセス及び重視する視点が異なるが、例えば「地域や家庭で孤立せず広いネットワークを持っているか」「子どもが自分の空間を保つことができる場所が確保されているか」「受け入れ家庭で会話があるか、やり取りがスムーズではない関係性にある構成員がいないか」等が確認されている[294]。

採用後は雇用契約が結ばれ、基本給与501ユーロの支給が開始し、研修が始まる。その際、里親家庭のガイドとなる『パリ市家庭支援員ガイド』が渡される。

なお、子どもがいない期間も基本給が支払われるが、4か月間子どもの受け入れがないと解雇となる。

○里親への研修の実施

里親には子どもを受け入れる前に60時間の研修を履修する義務があり、子どもを受け入れてからは240時間の研修が義務付けられている[295]。研修の履修後、国家資格試験を受験することができ、有資格者となれば更新不要、国家資格がない場合は5年ごとに更新手続きを要する。

なお、240時間の研修の内容は、政府機関であるDREETS（Direction Regionals de l'économie, de l'emploi, du travail et des solidarités）が規定している。具体的には、子どもの受け入れ（140時間：衛生・安全・栄養、子どもの心理的社会的発育とトラブル、家庭から分離された子どもが直面する問題について）、子どもへの教育支援（60時間：生理的、身体的、知覚的、心理と運動の伝達面、愛情面、社会面、認識能力においての成長を支える、家族についての理解、子どものアイデンティティ構

[293] パリ市内の公的フォスタリング機関（SAF Paris）へのヒアリング（2022年2月実施）による。
[294] パリ市内の民間フォスタリング機関（Fondation Grancher、Jean-Cotxet）へのヒアリング（2022年2月実施）による。
[295] 240時間の研修は修了までに18～24か月かかるもので、最初の雇用契約を結んでから3年以内に受講し終えることが義務付けられている。

築のための実親の役割とその他の大人の位置づけ、リスクや非行傾向の判断について等）、専門職としての知識（40 時間：法制度、行政的枠組、関係機関等について等）の 3 つから構成されている[296]。

これらの里親を対象とした研修は、民間研修機関に委託していることが多いが、最初に受講する研修のみフォスタリング機関内で実施する場合もある。

その他、里親も機関内のエデュケーター同様に、年間 10 時間の研修が義務付けられているが、研修にかかる費用は雇用主（フォスタリング機関）負担となる。機関もしくは本人が選んだ研修を受けるが、機関がエデュケーターや里親を対象とした研修を開くこともある。

なお、前述の「専門職としての実践分析」（Analyse de la pratique professionnel, APP）は、支援の実践の中で起きたことを言葉で表現・整理することで、里親実践から得た知識の蓄積と共有を支えるものである。フォスタリング機関の中には、月 1 回の参加を里親に義務付けている場合もある。

そのほか、里親のケアのため、隔週でフォスタリング機関に所属する心理士と里親が面談する機会を設けている場合もある。

iii.里親のフォスタリング機関に対する役割

里親がフォスタリング機関に対して行う業務として、以下が『パリ市家庭支援員ガイド』に明記されている。

- 得られた情報や観察した内容を教育ソーシャルワーカーに伝える。子どもの成長に関する証言をし、子どもに関わる大切な事柄は全て伝える。
- 教育ソーシャルワーカーと協働する。
- 子どもの受け入れに関する明確な意思表示をする。
- 困難に直面したり疑問があるときはフォスタリング機関に支援を求める。
- チームとしての仕事（フォスタリング機関の会議、子どものケース会議、勉強会、研修）に参加する。
- 子どもの受け入れには、継続的託置、代理託置（他の家庭に委託されている子どもを一時的に例えば里親の長期休暇中や入院中などに受け入れる）、緊急託置、定期的短期託置（accueil séquentielle：完全に自宅で養育することが難しい家庭の子どもを毎週数日など定期的に短期間受け入れる）、交代託置（ペアを組む里親を決め、毎度有給休暇取得時等にお互い交代で受け入れる）がある。

このうち、「チームとしての仕事」について、パリ市で教育に携わる機関に向けた指針として定めている『パリ市社会的教育リファレンスガイド』（Guide de la référence socio-éducative[297]）には、里親はフォスタリング機関に所属するエデュケーター、ソーシャルワーカー等から構成されるチームに参加し、子どものニーズに応えるための活動を共に行うことが明記されている。フォスタリング機関によってこの専門チームの構成員は異なるが、エデュケーターやソーシャルワーカーが、その他の専門職（看護師、心理士、小児精神科医、その他の診療科の医師、教師等）と連携することが重要であると明記されている。

---

[296] DREETS, “MODALITES D’ALTERNANCE”, https://grand-est.dreets.gouv.fr/sites/grand-est.dreets.gouv.fr/IMG/pdf/a3referentie10a8.pdf, accessed March 29, 2022

[297] Ville de Paris, “Guide de la référence socio-éducative”, https://cdn.paris.fr/paris/2021/10/06/c21d1e3dfd524d48dbf5b1cb7b1f8661.pdf, accessed March 29, 2022

ⅳ.その他の支援

パリ市の公的フォスタリング機関 SAF Paris へのヒアリングによると、上記のような里親支援を行うにあたり、9 時～17 時半のオフィスアワーには必ず 1 名当番を置いており、新規問い合わせ等を全て受けつけているという。里親や関係機関からの問い合わせも担当者不在のときは事務職員が受け付けたり、オフィスアワー以外の時間帯は職員が交代で電話当番をし、24 時間 365 日対応できる体制をとっている。

その他、パリ市ではフォスタリング機関による里親の家庭訪問を年に 3 回以上実施することが規定されており、その記録内容もガイドに規定されている。加えて、管理職と教育ソーシャルワーカーが事前の連絡なく、託置状況評価のための家庭訪問を実施している。家庭訪問に関する評価のチェックリストと記録内容もパリ市によって規定されている。

(3) フォスタリング機関の体制

前述の通り、里親支援を含む児童保護制度については県が管轄しておりフォスタリング機関の体制等も県による違いが大きい。よって、以下ではパリ市に着目し、フォスタリング機関の体制等について記載する。

① パリ市内のフォスタリング機関

ⅰ.パリ市内のフォスタリング機関の概要

パリ市には、公的なフォスタリング機関が 8 か所、民間のフォスタリング機関が 7 か所ある。都市部では里親の確保が難しいことから、公的・民間機関ともに、所属している里親は他県にいる里親が大半を占めており、事務所が他県にあることもある。どの機関も事務所まで 1 時間以内で移動できることが里親採用の条件となっている。パリ市「予防・児童保護計画」[298]によると、2020 年時点で公的フォスタリング機関に所属する里親宅に措置されている子どもは約 1,400 人、民間のフォスタリング機関に所属する里親宅に措置されている子どもが約 700 人となっている[299]。

パリ市で保護措置にある未成年と 21 歳未満の若者は 4,800 人中、約 43%が里親委託である。なお、パリ市 BEPA へのヒアリングによると、パリ市内の公的フォスタリング機関 8 か所で計 650 人の里親が在籍している。公的フォスタリング機関で受け入れている子どもの数は、2013 年時点で 1,543 人であったところ、2021 年 9 月時点では 1,025 人となっており、減少傾向にある。パリ市内に里親がいるフォスタリング機関は 8 か所中 1 か所（SAF Paris）のみで、子ども 90 人が措置されている。他方、民間フォスタリング機関 7 か所で受け入れることができる子どもの数は、2021 年 7 月時点で計 645 人である。

ⅱ.民間フォスタリング機関の特徴

民間フォスタリング機関には各機関で固有の専門性を有しているが、ヒアリングを行ったパリ市内 2 つのフォスタリング機関の特徴は以下の通りである。

○ 民間フォスタリング機関：Fondation Grancher（以下、FG）

---

[298] 286 と同じ

[299] 里親の受け入れ人数に余裕がある場合は、他県の子どもを受け入れることもある。また母子を受け入れる場合は、母親と子どもで 2 人と計算している。

・　精神科医が在籍しており、重い精神疾患を抱える親の支援を得意とする。
・　パリ市内にも事務所があるが、里親・里子支援を担当するエデュケーターの事務所はパリから200km（片道3時間）の他県の複数都市にあり、里親はその事務所のある地域に在住している人を雇っている。パリ市内のエデュケーターは実親担当で、面会の際には、パリ市にいる実親を伴い現地に同行する。
・　機関で受け入れている子どもの数は423人（内、パリ市ASEから措置された子どもは303人）。
・　職員350人（内、家庭支援専門員は220人、残りはエデュケーター、心理士、精神科医、事務担当の職員等）
・　エデュケーター1人あたり子ども15～20人を担当。
・　エデュケーターは子どもに週1回～隔週、心理士は子どもに隔週会い、エデュケーターは里親宅を月1回訪問する。実親担当エデュケーターは実親の面会の頻度に合わせ面会に同行する。

○ 民間フォスタリング機関：Jean-Cotxet（以下JC）

・　フォスタリング業務だけでなくその他の児童保護分野含め全国に33機関・1,000人の正社員がおり、4,000人の子どもを受け入れている。各県からの年間予算の合計額は86億9400万円である。
・　パリ市のフォスタリング機関はティーンエイジャー自立支援チーム、思春期ティーンエイジャー支援チーム、幼児期支援チームを2つ有しており、乳幼児期の支援や、思春期の自立支援等の特別なニーズに対応できる体制と里親の専門性強化を重視している。乳幼児期の支援については、受講しなければならない研修が多い等の理由から乳児の受け入れをする里親は少ないため、需要は高い。
・　主な里親所在地は、パリ市と近郊の複数の県である。事務所はパリ市内にあるため、エデュケーターは移動距離が長く、他県の福祉資源を都度開拓しなければならない。子どもによって、必要となる連携先は様々であるため、子どもを受け入れる度に一から連携先を開拓し関係を構築する必要がある。
・　パリ市のフォスタリング機関で受け入れている子どもの数は241人（内、パリ市ASEから措置された子どもは125人）。定員全体の54%については、優先的にパリ市内の子どもを受け入れる契約をパリ市と結んでいる[300]。
・　ティーンエイジャーへの支援を得意としているため10歳以降の子どもの措置が多い。支援にかかる平均年数は7年で、成人になる18歳、または21歳までいる子どもの割合も高い。
・　他のフォスタリング機関は、親子面会の立ち合いを専門機関に外部委託していることが多い中で、立ち合いも自機関で行っているのが特徴である。そのため、エデュケーターや心理士は多くの時間を面会の立ち合いに割いている。ただし、親が子どもの措置への抵抗感が強く、フォスタリング機関と接触したがらない場合は外部機関に委託することもある。

② 組織体制および人員配置

『パリ市社会的教育リファレンスガイド』において、公的／民間問わずフォスタリング機関には、エデュケーターと心理士が必ず配置されるよう定められている。そのほか、子どもの通院や親との面

[300] パリ市からの依頼がない、または受け入れ人数に余裕のある里親に条件が合わない場合は、活動継続のため他県の子どもも受け入れている。

会の送迎につきそう専門職員も常勤で雇用されていることがあるが、面会に伴う移動時間は、子どもとのコミュニケーションが多くなるため、重要な役割として位置づけられている。

パリ市の公的フォスタリング機関では、エデュケーター1 人あたり子どもを 16 人担当しているが、これは県にて定められた基準ではなく現場の経験をもとに機関が定めた基準である。1 つの事務所に、ディレクター、副ディレクター、心理士、教育ソーシャルワーカー（エデュケーター及びソーシャルワーカー資格を有する専門職）、事務員、サポートチーム（送迎専門員）、里親が所属する。教育ソーシャルワーカーは前述の通り子どもと里親の支援を担当しており、実親の支援については ASE が主に担っている[301]。

民間のフォスタリング機関について、例えばヒアリングを行った FG では、エデュケーター1 人あたり子どもを 16～20 人担当しており、別途心理士が隔週で子どもをみる機会を設けている。エデュケーターの質の向上に向けた取組として毎年研修を実施しているほか、各エデュケーターが学会等に参加し研究活動に従事したり最新の情報を学ぶ機会を設けているという。同様にヒアリングを行った JC では、エデュケーターが 18 人、心理士が 2 人所属しており、エデュケーター1 人あたり担当している子どもは 14 人となっている。

③ その他機関との連携

里親措置にあたっては個人計画書が策定されるが、子ども、実親、ASE、フォスタリング機関の専門チーム及びディレクター、心理士、里親等の関係者が同席の上、計画書に各自の役割を書き出し、署名する。また、措置開始時と司法措置の場合は次の裁判の前に、子どもが通う学校や医療機関等も含めた多機関ケース会議が行われる。『パリ市家庭支援員ガイド』にも、フォスタリング機関は ASE 以外に、教育機関や医療機関と協働する旨が明記されている。

また、県の公的フォスタリング機関の統括部署であるパリ市家庭的受け入れ統括部署（Bureau de l’Accueil Familial Parisien, BAFP）にはテクニカルサポートが置かれており、公的フォスタリング機関からの相談を受け付けている。関係者間の認識の不一致等が生じた場合はこのテクニカルサポートの担当者が状況を調査し、関係者全員を招集し現状を確認・話し合う場を設けることもある。公的サービスとして、どの公的フォスタリング機関でも同水準のサポートを維持できることを目的としている。民間フォスタリング機関の場合は ASE が第一の連携先であるが、子どもを担当する児童判事に相談することもある。

フォスタリング機関で行われる研修（里親への研修、エデュケーターへの研修）にあたっては、外部資源が活用されることも多い。例えば、全国規模のアソシエーション[302]である ANPF（Association Nationale des Placements Familiaux）は、フォスタリング機関のエデュケーター研修として毎年 28 種類の継続研修を開催している。

④ 里親支援業務の民間委託

i.民間委託の状況

パリ市内の民間フォスタリング機関 7 か所のうち、大半は公的フォスタリング機関が創設される以

[301] 民間フォスタリング機関では、実親支援も機関内の実親担当エデュケーターチームが担うことが多い。公的フォスタリング機関についても、子どもと実親の面会に里親が送り迎えするなど接触は多く、担当エデュケーターも実親支援をする機会はある。

[302] 民間の非営利団体を指す。

前から活動している[303]。そのため、国や県が民間フォスタリング機関に対して枠組みや設置基準等を定めておらず、運営に関する自立性が高いことが特徴である。

民間フォスタリング機関は、県の認定によって活動が認められるが、15 年に一度認定更新が設けられている。その際、サービス内容や子どもの受け入れ定員、対象となる子どもの年齢層等を定めた計画書（projet d'établissement, CASF L311-8 条）を作成・提出する必要がある。公的フォスタリング機関は、活動内容の詳細が規定された『パリ市家庭支援員ガイド』に基づいて運営する一方、民間機関ではこの計画書に沿って運営されており、エデュケーターが 1 人あたり担当する子どもの人数等についてもパリ市が定めた規定はなく、各機関が独自に定めている。子どもの措置費は BEPA との間で定められる。民間フォスタリング機関については、BEPA と年に一度予算に関する話し合いの場が設けられている。子どもの受け入れ定員によって予算を確定するため、話し合いの場で毎月の受託率を確認している。

ii.行政との役割分担

ASE の担当者は、子どもに対して託置先の変更や措置終了後も含めた一貫した継続的支援を行うことを任務としているのに対し、フォスタリング機関のソーシャルワーカーは子どもの日常生活の支援及び社会的・教育的関わりを担う。

このような ASE とフォスタリング機関それぞれの役割については、パリ市 BAFP からも、里親措置にあたっては、親が教育監督責任を負ったまま、ASE がその遂行管理を担い、フォスタリング機関がその補助を担う関係性にあるという意見が聞かれた[304]。

また基本的に実親の支援は ASE が行っているが、実親と子どもの面会に関する調整・手配はフォスタリング機関が行っている。実親との接触の機会も多いことから、フォスタリング機関の担当エデュケーターが実親支援を担うこともある。また民間フォスタリング機関の場合は実親を担当するエデュケーターを配置している場合もある。

なお、パリ市の ASE には子どもの一貫した継続的支援を行う専門のエデュケーターが在籍しているが、他県にはそうした役割が置かれていないこともあり、県の体制は地域でばらつきがある点には留意が必要である。

iii.質の保証

公的／民間機関いずれにおいても、重大な事項があった場合は県への報告が義務付けられている。その場合は県の公的／民間機関を管轄する部署（公的機関の場合 BAFP、民間機関の場合 BEPA）が内容の確認を行い、機関内で構成されている専門チームによる確認や里親宅への訪問を行い、改善のための助言をする場合もある。また、児童保護制度に関して全体の責任は県に付随するが、県から十分な措置費が与えられているにもかかわらず、運営上の問題や事故等があった場合は民間機関であっても機関自体の責任となる。

こうした大きな問題が起きない限り、基本的に県から民間フォスタリング機関に対する監査や活動

---

[303] ヒアリングを行った FG は 1903 年に里親委託事業を開始、JC は団体を 1959 年に創設し里親委託事業を 1964 年から開始している。なお、2002 年以降、県が希望するサービスを提供できる機関を公募（appel à projet）する方式が開始されたが、パリ市内の既存の民間フォスタリング機関は 2002 年以前より活動を行っており、公募形式で採用されているわけではない。新たに公募形式で採用された機関については、採用された 5 年後に認定更新がある。

[304] パリ市 BAFP へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

内容の指示はない。里親措置される子どもの 90.5%が司法措置であること、子ども及び実親の継続的支援は ASE が責任を負っていることから、司法と行政の 2 つの組織がフォスタリング機関の質を確認する役割を担っているといえる。

⑤ 里親支援業務に関する課題

i.里親の不足[305]

パリ市へのヒアリングからは、託置先として施設や若年用アパートの使用率はほぼ 100%であるのに対し、里親については、定員に 1 人空きが出たからといって誰でも措置できるわけではないため、使用率が 90%程度にならざるを得ない点が課題として挙げられた。里親 1 人あたりこどもの定員は 1～3 人となっているが、既に受け入れている子どももしくは里親自身の子どもの年齢構成や性別、子どもの心理面等も検討する必要があるため必ずしも効率よく運用することができない。

また、フランスでは 67 歳の定年に向け、50 歳を超えると長期的な措置の可能性がある乳幼児や特別な支援ニーズを抱える子どもは委託されないが、里親の平均年齢が 55 歳となっており、新規採用による供給が追い付いていない現状があるという。

ii.里親家庭の課題[306]

前述の通り、里親は県の母子保護局（PMI）の認定制となっており、認定が取り消されることは稀である。ただし、里親家庭自体にも離婚や精神疾患、実子の反抗期等の課題が生じることもあるため、フォスタリング機関はそれら全てを支援する必要がある。

フランス国内の既存研究では、複数の措置変更があった子どもと比べ、1 つの里親家庭で育った子どもの方が、より順調に成長していることが指摘されているが、賃金労働者としての意識が強い里親の中には、難しい里子をすぐに手放したり、新生児の里子を預かっているにも関わらず 4 週間の休暇を申請し他の里親に預けようとしたり、高待遇のフォスタリング機関に転職する等、里親の職業化ならではのデメリットも挙げられている。

また、例えば子どもが里親家庭での暴力被害を訴えた場合は、即日子どもを措置変更し、PMI と警察が調査を行うが、実際の状況が分からないままで対応が難しい場合があるという。

(4) フォスタリング機関への公的財政支援

① フォスタリング業務費

里親委託にあたっては、県が予算措置を行う。公的フォスタリング機関への財政支援は、子ども 1 人あたり 1 日 50 ユーロ、民間フォスタリング機関へは措置費のみで子ども 1 人あたり 140～150 ユーロとなっている。民間の場合は措置費から人件費や運営費を負担する。これらの予算の用途についていずれも報告義務はない。

② 里親手当

里親に対する給与の支払いもフォスタリング機関の業務の 1 つであるが、パリ市内の公的フォスタ

---

305 パリ市 BAFP、BEPA、及びパリ市内の民間フォスタリング機関（Jean-Cotxet）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

306 パリ市内の民間フォスタリング機関（Fondation Grancher、Jean-Cotxet）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

リング機関に所属する里親の給与は、子ども 1 人につき手取り額で 1,352 ユーロ、2 人受け入れで 2,414 ユーロである（民間機関に所属している場合はこの待遇に準ずる額が支払われる）[307]。年次有給休暇は 35 日で、取得しない分は超過勤務代が支払われる。里子を連れての休暇は休暇とみなさず、里子の旅費が支払われる。公的機関に所属する里親は、公的機関の契約職員（contractuel de droit public）、民間機関に所属する里親の場合は職員（salarié）という雇用区分となる。

○ 参考文献

Ministère des affaires sociales et de la santé, "Évaluation de la mise en œuvre de loi 2005", https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/eva_meo_loi_27_juin_2005_ralative_assistans_maternels.pdf, accessed March 29, 2022

Inspection Générale des Affaires Sociales (IGAS), "Mission d'enquête sur le placement familial au titre de l'aide sociale à l'enfance", https://www.igas.gouv.fr/IMG/pdf/RM2013-018P_-_DEF.pdf, accessed March 29, 2022

Observatoire National de l'Enfance en Danger (ONED), "L'accueil familial : quel travail d'équipe ?" https://www.onpe.gouv.fr/system/files/publication/20150710_af_web_0.pdf, accessed March 29, 2022

Observatoire National de l'Enfance en Danger (ONED), "Famille, parenté, parentalité et protection de l'enfance. Quelle parentalité partagée dans le placement ? Témoignages et analyses de professionnels", https://oned.gouv.fr/system/files/publication/20130917_parentalite_bd.pdf, accessed March 29, 2022

Observatoire National de la Protection de l'Enfance (ONPE), "Du domicile à l'institution Entre professionnalité et professionnalisation : une ethnographie du placement familial", https://www.onpe.gouv.fr/system/files/ao/rapportonpe_placementfamilial_24032017_0.pdf, accessed March 29, 2022

[307] パリ市内の公的フォスタリング機関（SAF Paris）へのヒアリング（2022 年 2 月実施）による。

第 IV 章 諸外国における第三者評価の取組み

1.　概要

(1) 調査目的

里親支援機関を法的機関として位置付けることが目指される中、質の高い里親養育の実現に向け、フォスタリング業務の質を担保するための第三者評価のあり方について議論がなされている。「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）では、「都道府県（児童相談所）は、（中略）民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価するとともに、必要に応じ、適切な指導を行うことが必要である」とし、また、令和 3 年度社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 報告書（案）（令和 3 年 12 月 28 日時点）においても、「（前略）里親支援機関を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関の第三者評価が確実に成されることとする」と示されている。

本調査では、フォスタリング機関や児童虐待関係機関への第三者評価を担う諸外国の政府機関の取組を把握し、我が国における里親支援機関の第三者評価の枠組みの検討に向けた基礎情報を得ることを目的とする。

(2) 調査対象国

社会的養護の第三者評価制度を有するイギリスに加え、諸外国の中でも、類似した第三者評価を担う機関を有する以下の国および政府機関の取組を対象とする。

・イギリス Ofsted（教育基準局）（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills）
・アイルランド HIQA（健康情報・品質局）（Health Information and Quality Authority）

(3) 調査内容

里親支援機関（フォスタリング機関）や児童虐待関係機関に対する第三者評価に焦点をあて、評価制度の概要について把握を試みる。調査対象国に共通する調査項目としては以下のとおりである。

- 社会的養護に対する評価枠組み（評価対象や第三者評価機関の概要など）
- フォスタリング機関に対する第三者評価の概要（対象・手順・評価項目・評価方法・事例など）
- 児童虐待関係機関に対する第三者評価の概要（対象・手順・評価項目・評価方法・事例など）

(4) 調査方法

先行研究や関連文献の調査、また、調査対象国の政府ウェブサイトや公開ガイドラインなどのデスクリサーチを通じ、調査を行った。

2. イギリス

(1) 社会的養護に関する評価枠組み

イギリスでは、病気、障害、高齢、貧困などから生じる福祉ニーズのある人々へのケアサービスは「ソーシャルケア（Social Care）」と称され、危険にさらされている子どもや特別な支援が必要な子どもや乳幼児に対するケアも含まれる。福祉サービス分野への民間事業者の参入が拡大し、サービス供給主体の多様化が進むイギリスにおいて、ソーシャルケアの質をいかに担保・保証するかは喫緊の課題として位置づけられ、2000 年ケア基準法によりソーシャルケア全体の最低基準の枠組みが定められ、事業者の評価や評価を行う取り組みが進展してきた。

ソーシャルケアの中でも、社会的養護の分野は「子どもソーシャルケア（Children's Social Care）」と呼ばれ[308]、教育・児童サービスの基準に関する教育省から独立した公的機関である Ofsted（教育基準局）が、基準以上の質を保てているか査察するための評価枠組みを策定した。社会的養護サービスの施設や機関など民間事業者に対しては 2017 年から、児童支援サービスを提供する地方自治体に対しては 2018 年より、評価枠組みに基づく第三者評価制度を実施している。

① 評価の対象

社会的養護の分野における評価枠組みは、民間事業者に対する共通評価フレームワーク（Social Care Common Inspection Framework、以下「SCCIF」とする。）と、地方自治体による児童支援サービスに対する評価フレームワーク（Framework for the Inspections of Local Authority Children's Services 、以下「ILACS」とする。）に区分される。

i.社会的養護サービスを提供する民間事業者に対する第三者評価

評価対象となる民間事業者としては、社会的養護サービスを提供する 9 つの機関や施設が指定されている[309]。フォスタリング機関や養子縁組支援機関の他、関連する入所施設（児童養護施設や保護施設など）も評価対象となり、2021 年時点で 3,470 の民間事業者があるとされる[310]。営利団体だけでなく非営利団体も含め全ての機関が評価されることとなっており、3 年毎の評価を義務付けている。

上記の 9 つの種別ごとに、Ofsted（教育基準局）による共通評価フレームワーク（SCCIF）のガイドラインが策定されている[311]。共通評価フレームワーク（SCCIF）は、画一的ものではなく、各機関や施設によるサービスの性質や形態、特徴を踏まえた固有の視点がそれぞれのガイドラインに反映されている。他方、評価の観点や基準、判定構造においては、社会的養護サービスの評価枠組みで広く共通しており、自治体向けの評価フレームワーク（ILACS）とも一貫した内容となっている。

---

[308] 高齢者・障害者へのサービスは「成人ソーシャルケア（Adult Social Care）」と称される。

[309] 児童養護施設（children's homes）、非行少年保護施設（secure children's homes）、独立型フォスタリング機関（independent fostering agencies）、寄宿学校・寄宿制特別支援学校（boarding schools and residential special schools、非営利養子縁組機関（voluntary adoption agencies）、養子縁組支援機関（adoption support agencies）、入居型家庭支援センター（residential family centres）、 障害児宿泊休暇サービス（residential holiday schemes for disabled children）、専門学校学生寮（residential provision in further education colleges）。

[310] Ofsted," The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Education, Children's Services and Skills 2020/21", Figure 11: Number of settings on 31 August 2021 and percentage change since 31 August 2020

[311] Government of UK, "Collection of Social care common inspection framework (SCCIF) ", https://www.gov.uk/government/collections/social-care-common-inspection-framework-sccif, accessed April 8, 2022

ii.児童支援サービスを提供する地方自治体に対する第三者評価

第 III 章 2.にて前述したとおり、イギリスでは、地方自治体の「子どもの社会的養護部局（CSC）」が、子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）と子どもの保護（Child Protection）に関する支援サービスを行っており、社会的養護チーム、虐待対応チーム、里親支援チーム、児童・少年司法支援チーム等が置かれ、ソーシャルワーカーを基幹人的資源とする自治体による個別福祉サービスが提供されている。

Ofsted（教育基準局）により 2018 年より施行された ILACS（地方自治体による児童支援サービスに対する評価フレームワーク）は、虐待防止や里親支援などのチームも含め、ソーシャルワーカーを基幹人的資源とする児童支援サービス全体の体制や実績を評価するものであり、インドグランド内にある 152 の全ての地方自治体に 3 年毎の評価を義務付けている。

② 第三者評価の実施機関

社会的養護サービスの第三者評価を行う Ofsted（教育基準局）は、正式名称を Office for Standards in Education, Children's Services and Skills とする組織である。名称のとおり、教育・児童サービス・技能の基準に関する事務局として、教育や社会的養護サービスを提供する機関が基準以上の質を保てているか査察する公的機関であり、議会に直接報告し、独立した公平な立場にある[312]。非政府省庁（Non-Ministrial/departmental agency）の組織として、教育省から独立した機関であることから、Ofsted（教育基準局）が行う評価は第三者評価として位置付けられる。

1992 年に教育基準局（Office for Standards in Education）として設立されたが、2007 年にその権限が拡大され、子どもソーシャルケアの領域も含むようになり、正式名称が Office for Standards in Education, Children's Services and Skills に変更された。国内の 8 地域で約 1,800 人の職員が従事している他、2,300 人以上の評価官と直接契約し、インドグランド全域で、毎週、数百件の評価を実施している。

Ofsted（教育基準局）は、教育・子どもソーシャルケアに関する評価活動・規制策定・報告書作成を主なミッションとしており、優先事項として次の 4 点を掲げている[313]。

・全ての業務はエビデンスに基づくものとすること
・評価ツールやフレームワークが有効で信頼できる公平なものとすること
・評価の負担を軽減し、期待や結果を明確にすること
・改善につなげていくこと

改善につなげることを目的とする観点から、Ofsted（教育基準局）では、パフォーマンスの低い民間事業者や地方自治体、また、子どものセーフガーディングの観点で緊急の懸念がある民間事業者を優先的に訪問することとしている。

なお、Ofsted（教育基準局）による第三者評価の法的位置づけとしては、2006 年教育・監査法（Education and Inspections Act 2006）および 2000 年ケア基準法が挙げられる。2006 年教育・監査法に基づき、評価および規制の対象となるサービスが「改善」され、「利用者主体のサービス」となり、「資源の効率的かつ効果的な利用」に資する業務の遂行が求められている。また、2000 年ケア基準法では、フォスタリング機関（IFA）を登録、評価する権限、また、必要に応じ、同法および関連規

---

[312] Ofsted “Guidance Inspecting local authority children’s services(Updated 1 April 2022)”および ”Guidance Social care common inspection framework (SCCIF) (Updated 11 March 2022)” にある「The inspection principles
[313] GOV.UK, “Ofsted / About us”, https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted/about, accessed April 5, 2022

則[314]の遵守を強制する権限を Ofsted （教育基準局）に与えている。

③ 評価の原則（共通事項）

Ofsted（教育基準局）が策定した評価枠組みは、評価者が判定・評価をする際に活用しうる評価の観点や評価基準などを示したものであり、各機関によるサービスや形態など固有の性質を踏まえ、それぞれのフレームワークに反映されている[315]ものの、評価の原則や焦点などについては、社会的養護サービス全体で共通した内容となっている。

自治体向けの評価フレームワーク（ILACS）および民間事業者向けの共通評価フレームワーク（SCCIF） に共通する評価の原則としては、以下の 3 つが挙げられている。子どもの生活を重視し、期待されるサービス基準と評価基準を一貫させると共に、改善が必要なサービスや取り組みを抽出することをミッションとしている。

図表 IV-1　社会的養護サービスに共通する評価の原則

①　子どもの生活に最も重要なものへ焦点を当てる 社会的養護分野の評価では、子どもの経験や発達の側面を重視する。子どもの経験や発達において最も重要であることを定期的に確認し、社会的養護サービスが子どもの生活にどのような変化をもたらしているかを評価判断の基準とする。また、社会的養護サービスに必要な資源や情報が適切に与えられて初めて有効な支援が提供できることから、支援者が受けるサポートの質についても考慮に入れる。
②　期待するサービス基準を一貫させる 専門家だけでなく、一般市民がサービスを比較できることが重要であるため、サービスを提供する機関や施設へ期待または望むことに一貫性を持たせる。在住する地域や機関・施設にかかわらず、同じ判定構造と評価基準に基づき、評価される仕組みとする。
③　改善が最も必要なところに優先的に取り組む 最も改善が必要なサービスに資源が集中できるような評価の実施方法をとる（優れたサービス提供が保障できると判断される場合は、訪問頻度を減らす。サービスの質に懸念がある場合に迅速かつ重点的に対応するなど）。

出典）Ofsted “Guidance Inspecting local authority children’s services(Updated 1 April 2022)” 及び”Guidance Social care common inspection framework (SCCIF) (Updated 11 March 2022)” にある「The inspection principles」を基に記載

(2) 里親支援機関に対する第三者評価

共通評価枠組み（SCCIF）では、社会的養護の 9 つの事業者に対するフレームワークが策定されており、里親支援機関については、独立型フォスタリング機関に対する共通評価枠組み（Social care

[314] 2000 年ケア基準法（National Care Standards Act 2000）、2011 年フォスタリングサービス規則 （The Fostering Services (England) Regulations 2011）、2011 年児童法ガイダンス及び規定　第 4 部フォスタリングサービス（The Children Act 1989 Guidance and Regulations, Volume 4: Fostering Services (2011)）、フォスタリングサービス全国最低基準（National Minimum Standards for Fostering Services（England））の規則や要件を対象とする。

[315] GOV.UK, “Collection of Social care common inspection framework (SCCIF)”, https://www.gov.uk/government/collections/social-care-common-inspection-framework-sccif, accessed March 25, 2022

common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies）（以下、「SCCIF：フォスタリング機関（IFA）版」とする。）において示されている。

① 評価対象および手順

i.評価対象

フォスタリング機関（IFA）とは、フォスタリング業務を提供する非自治体機関を指し、2020 年時点のデータ[316]によると、イギリス全土で 272 団体ある。第 III 章 2(3)で前述したように、地方自治体と区別するため、営利型や非営利型の機関を統合し、独立型フォスタリング機関（Independent Fostering Agencies）と公称されている。

フォスタリング機関としてはイギリス全土で 272 団体であるが、Ofsted（教育基準局）では各団体における一定規模の支部も登録され、それぞれ第三者評価を受けることとなる。そのため、第三者評価の対象となるフォスタリング機関は 320 機関（同一団体による各支部を含む）[317]となっている。

ii.評価の頻度・実施手順

SCCIF：フォスタリング機関（IFA）版では、個々のケースの追跡調査とサンプリング調査を通じ、フォスタリング機関のサービスが、子どもの経験や発達にどのような影響を与えているかについて評価することを重視している。そのため、評価に際しては、次のような工夫が行われている[318]。

- 評価者は、方針や手続きを調査する時間を減らし、ケアやサービスが子どもの生活に与える影響を見るために多くの時間を費やすこととする。
- 評価に関する通知は最低限の内容とし、日常的なケアの現場を観察する時間を多くとり、フォスタリング機関（IFA）が評価の受け入れ準備に費やす時間をできる限り短縮できるようにする。
- 評価の実施に必要とする情報を可能なかぎり明確にし、事前通知することでフォスタリング機関（IFA）が適切なエビデンスや最善の情報を提示できるようにする。

Ofsted（教育基準局）による第三者評価の実施頻度としては、通常 3 年に 1 回であり、評価の形態としては、全体評価（Full Inspection）の他、再評価やモニタリング評価などがある。不備があった場合、または、改善を要すると判断される場合は、再評価が実施され、具体的には以下のとおりである。

（再評価の対象）

- 前回の評価から、6～12 ヶ月以内に不備があった機関・施設
- 12 ヶ月から 18 ヶ月以内に改善が必要と判断された機関・施設

---

[316] Ofsted, “National statistics Fostering in England 2019 to 2020: main findings” Published 12 November 2020, https://www.gov.uk/government/statistics/fostering-in-england-1-april-2019-to-31-march-2020/fostering-in-england-2019-to-2020-main-findings, accessed March 6, 2022.

[317] Ofsted,” The Annual Report of Her Majesty’s Chief Inspector of Education, Children’s Services and Skills 2020/21”, P.55, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1038508/Ofsted_Annual_Report_2020_to_2021.pdf, accessed March 23, 2022

[318] Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘The focus of inspections’, https://www.gov.uk/government/publications/social-care-common-inspection-framework-sccif-independent-fostering-agencies/social-care-common-inspection-framework-sccif-independent-fostering-agencies, accessed 5 April, 2022

また、フォローアップや改善通知の遵守状況の確認のため、モニタリング評価が実施される。

（モニタリング評価がされる場合）

- 懸念事項のフォローアップ
- 評価上の不備に対するフォローアップ
- 改善通知に対する遵守状況のモニタリング

その他、フォスタリング機関（IFA）として新規に登録された機関や支部については、登録日から 7 ヵ月～12 ヵ月以内に評価訪問が実施されることとなっている[319]。

第三者評価の時期やスケジュールについては、法的な要件、過去の評価結果、提供サービスに関する苦情や懸念事項の有無、子ども・里親・ソーシャルワーカー・その他の関係者からのアンケート回答結果、モニタリング報告書[320]などによって決定する[321]。

Ofsted（教育基準局）では定点観測のため、毎年オンラインアンケートを実施しており、アンケート調査では、①子どもと若者、②保護者、③支援従事者、④里親、⑤養子縁組世帯、⑥成人の支援対象者（ケアリーバーなど）、⑦その他のステークホルダー（措置や委託を担うソーシャルワーカー等）、を対象としている。オンラインアンケートのリンクが各機関や施設にメールにて送付され、アンケート対象者に対し、リンクの配布と回答依頼をするように指示している[322]。アンケート回答結果は、Ofsted（教育基準局）から各機関・施設に共有され、回答がない項目などについては現地評価の確認事項ともなる。

iii.評価スケジュール

通常の全体評価（Full-inspection）の場合、原則、Ofsted（教育基準局）の評価者 1 名が、1 週間の業務時間内に最大 5 日間、フォスタリング機関（IFA）のサービス現場に訪問し、現地調査を行う。ただ、以下のようなフォスタリング機関（IFA）については、機関の規模やサービス提供状況、懸案事項に応じ、評価者の人数や現地調査期間は異なる対応がとられることとなっている。例えば、小規模機関に対する評価では，現地での訪問時間の短縮、また、大規模な機関や地理的に広い範囲を所管する機関、または重大な事件など特定の問題を考慮する必要がある場合は、評価者の増員または滞在時間の延長などを行う[323]。

（例外的対応）

- 大規模なフォスタリング機関
- 小規模なフォスタリング機関
- 広域を所管しているフォスタリング機関

---

[319] ただ、里親委託した子どもや委託検討中の子どもがいない場合は、この限りではない。

[320] 2011 年フォスタリングサービス規則の第 35 条に基づきフォスタリング機関（IFA）が Ofsted に提出するモニタリング報告書

[321] Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘Scheduling’

[322] オンラインアンケートの結果は直接 Ofsted（教育基準局）に提出される仕組みとなっている。

[323] Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘Length of inspection’

・　重大事案など特定の問題や懸念があるフォスタリング機関

評価スケジュールとしては、次のとおりである。評価の通知と評価準備日の後に、現地調査が約 5 日間予定される。その後、報告書の作成、ドラフト提示、コメント受付などを経て、現地調査終了後、最大 38 営業日以内には、Ofsted（教育基準局）のウェブサイトに公開される。

図表 IV-2　フォスタリング機関（IFA）への第三者評価のスケジュール

日	評価活動
1 日目	評価の通知
2 日目	評価準備日
3～7 日目	現地調査
8～12 日目	報告書作成
25～44 日目	フォスタリング機関（IFA）への評価報告書ドラフト提示・コメント対応、最終化
45 日目	Ofsted（教育基準局）のウェブサイト[324]にて、最終評価報告書が公開 （現地調査終了後、最大 38 営業日以内）。

出典）Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘Timeframe’を基に整理・記載

Ofsted（教育基準局）の評価者は、フォスタリング機関（IFA）に対し、2 営業日前までに評価訪問の通知を行い、以下について情報提供を依頼する[325]。

・　評価訪問期間中に開催される会議の詳細（評価者が出席できる可能性があるもの）
・　評価者が追跡調査する記録やケースを選択できるよう、認定された里親やアセスメント中の里親についての情報
・　里親委員会の過去 3 回分の議事録

評価通知後、評価者には 1 日間の評価準備期間が与えられ、Ofsted（教育基準局）で有するデータや情報について収集すると共に、現地調査での質問事項や確認項目について検証し、適切な評価を効率的に実施できるように確認する。事前に確認・収集する情報としては主に以下のとおりである。

（事前の情報収集）
・　過去の評価報告書
・　子どもや里親、保護者、委託担当のソーシャルワーカー、その他のステークホルダーからのアンケート結果やサマリーレポート
・　施設の設立趣意書と子ども支援の手引書
・　苦情やクレーム
・　重大な事案に関する通知
・　Ofsted によるデータ分析

[324] Ofsted の報告書サイト（https://reports.ofsted.gov.uk/）にて一般公開される。
[325] 2000 年ケア基準法の第 31 条に基づき情報提供を要請するものであり、評価者に返信する必要がある。

・　管理者または責任者の変更を含む登録内容の変更　など

また、フォスタリング機関への現地調査では、次の点が主な評価事項となる。

1. ケース対応の分析
（子どもへの関わり方、子どもの生活にどのような変化（経験や発達等）をもたらしているか）
2. 子どもや若者と対話（直接または電話による/一緒に活動に参加）
3. 活動の観察（ケース会議、マッチング会議、里親認定審査会への同席）
4. 他分野の専門職からの意見収集（ソーシャルワーカー、学校職員、警察等）
5. マネジメント層や職員へのヒアリング実施
6. 里親との対話インタビュー（直接/電話による）
7. 財務状況の確認（事業計画、決算書、貸借対照表など）

② 重視される観点・評価項目

i.重視される観点

Ofsted（教育基準局）による社会的養護分野の第三者評価では、3 つの共通原則が示され、子どもの生活を重視し、期待されるサービス基準と評価基準を一貫させると共に、改善が必要なサービスや取り組みを抽出することが、評価の原則として掲げられている。

その上で、フォスタリング機関（IFA）の評価に際しては、第一原則である「子どもの生活に最も重要なものへ焦点を当てる」を最も重視し、子どもの経験や発達を評価判断の中核に置いている。そのため、「子どもの経験や発達」を総合評価項目とし、「子どもに対する支援・保護の程度」と「施設長やマネージャーの有効性」の 2 点の観点を考慮した上で、総合的な判定を行う仕組みとしている。

総合評価	子どもの経験や発達に係る全体評価
評価の観点	子どもに対する支援・保護の程度
	施設長やマネージャーの有効性

ii.評価判断の基準

評価者は、4 段階（優れている、良い、改善が必要、不十分）の判定のうち、「良い」状態に関する記述をベンチマークとして、パフォーマンスを評価や判定を行う。

評価は、チェックリストに基づき導出するものではなく、子どもの経験や発達に対するケアの効果やインパクトを専門的に評価するものである。そのため、「良い」の基準を全て満たしていないからといって、自動的に「改善が必要」と判定されるものではない。施設や機関それぞれの固有サービスの性質や子どものニーズによっては、関連性が低い評価基準もあり、また、すべての基準において妥当と判断される場合でも、エビデンスに基づき比較検討した上での専門的な判断が必要とされる。

なお、2011 年フォスタリングサービス全国最低基準の要件を満たしていない場合、評価の判定に影響を与えるだけでなく、遵守事項や強制措置が取られる可能性がある。子どもやサービス利用者に与える影響を踏まえ、強制措置の要請を含む、総合評価が行われる。

iii.評価項目

評価に際しては、「子どもの経験や発達」に加え、「子どもに対する支援・保護の程度」「組織長やマ

ネージャーの有効性」の 2 つの観点が考慮されることとなるため、合計 3 つ大項目が評価項目として設定され、それぞれに 4～9 つの小項目が設定されている。

図表 IV-3 SCCIF：フォスタリング機関（IFA）版における評価項目

子どもの経験や発達	
a	提供された個別支援やサポートの質、および、子どもの経験・発達に対するインパクト
b	子ども、専門職、保護者の間における関係性の質
c	子どもの健康面・教育面の増進、また、情緒的・社会的・精神的ウェルビーイングの発達を促進する支援や養育環境を、里親が十分に有しているか
d	子どもの意見や考えがどれほど理解・考慮され、子どもの権利が満たされているか
e	日常的に子どもが豊かな経験をしているか（経験の質）
f	子どもの将来に向け、どのように準備され、具体的な計画が考慮されているか
g	家庭的養育において、子どものニーズがどれだけ満たされているか
h	里親候補者をどのようにリクルート・育成・アセスメントしているか
I	養子縁組に向けたフォスタリング事業の質と影響
子どもに対する支援・保護の程度	
a	リスクの把握・特待、およびリスクへの対応がどの程度十分になされたか
b	ネグレクト、虐待や自傷行為、いじめ等のリスクや失踪の可能性のある子どもへ対応するため、支援者に対する支援が十分になされているか
c	養育者が子どもの置かれた状況や行動を管理する準備とサポートがどの程度できているか。 一定の距離感や子ども個人の領域への配慮を通じ、子どもの幸福感や安心感の醸成に貢献しているか
d	児童保護の措置が法令やその他の規則を満たし、子どもの福祉を促進したものとなっているか
組織長やマネージャーの有効性	
a	組織長やマネージャーが戦略的なビジョンを示し、すべての子どもの可能性について期待を持ち、高水準のケアを保障しているかどうか
b	組織長やマネージャーがどの程度、子どものニーズを優先づけているか
c	子どもの継続的な健全な発達に向けて、養育者に対する支援がどの程度されているか
d	効果的な監督や子どものニーズに合わせた質の高い指導や研修プログラムを通じ、適切な支援環境をスタッフに提供しているか
e	組織長やマネージャーが組織の強みと弱みを認識し、弱点を特定した上で、改善に向けた効果的なアクションをとっているか
f	組織で掲げた目的や目標を達成しているか
g	子どもの発達に関連する全領域において、最善の支援を提供するために専門機関と質の高い連携を図っているか
h	他の関連サービスによる対応が効果的でない場合に、改善に向け積極的に取り組んでいるか。
i	組織長やマネージャーが、寛容性・公平性・多様性をどの程度積極的に促進しているか

出典）Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘Evaluation criteria’を基に整理・記載

iv.評定方法

上記の 3 つの評価項目それぞれで、4 段階（優れている、良い、改善が必要、不十分）の判定がなされる。判定に際しては、「良い」状態に関する基準[326]をベンチマークとして評価判断を行う。

優れている（outstanding）
良い（good）
改善が必要（to be improved）
不十分（Inadequate）

評価項目のうち、「子どもに対する支援・保護の程度（子どもがどれだけ適切な支援を受け、保護されているか）」は、制限的評価であり、評価者がこの観点が不十分と判断した場合、総合評価である「子どもの経験や発達に係る全体評価」は必ず「不十分」と判定される。他方、「施設長やマネージャーの有効性」は段階判定であり、この観点が不十分と判断されても、総合評価で必ずしも「不十分」と判定されるものではない。

これらの 2 項目の評価を考慮した上で、「子どもの経験や発達に係る全体評価」で総合的な判定が行われる。以下のように、2 つの観点（「子どもに対する支援・保護の程度」および「施設長やマネージャーの有効性」）を考慮しながら、社会的養護サービスに共通する評価の第一原則である「子どもの生活に最も重要なものへ焦点を当てる」を踏まえ、子どもの経験や発達を評価判断の中核に置いた総合評価が行われる仕組みとなっている。

図表 IV-4 SCCIF：フォスタリング機関（IFA）版における評価判定

	評価項目	評価方法
総合評価	子どもの経験や発達に係る全体評価	4 段階評価
評価の観点	子どもに対する支援・保護の程度	4 段階評価
	施設長やマネージャーの有効性	4 段階評価

出典）Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ,’Evaluation criteria’を基に整理・記載

v.報告書・モニタリング

評価者は、第三者評価の結果と暫定的な判定について、評価最終日に口頭で報告する。サービス内容や施設・機関の長所・短所に関する主な調査結果やデータを説明すると共に、評価判断とした根拠やエビデンスを用いてどのように総合評価の判定に至ったか明確に示すことが求められる[327]。

評価報告書は、簡潔かつ専門家としての判断根拠を明確に示した形で、通常 10～12 ページの文量で作成され、構成としては次のとおりである[328]。

---

326 「優れている」「良い」「改善が必要」「不十分」の判定基準の一例が SCCIF：フォスタリング機関（IFA）版で公開されている。

327 Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘End of the inspection and feedback’

328 Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘Content of the SCCIF report’

（評価報告書の構成）

- フォスタリング機関（IFA）の名称
- フォスタリング機関（IFA）のサービス概要
- 評価日
- 評価結果概要
- 前回の評価結果と評価結果
- 前回検査以降の強制措置
- 評価結果
- 改善に向けた推奨事項
- フォスタリング機関（IFA）の団体情報（代表やマネージャーの氏名、団体の住所・連絡先など）

また、上記の評価報告書に加え、子ども向けに要約したレポートが作成されることとなっている。バーバルコミュニケーションに代わる固有のコミュニケーション手段を用いている場合、もしくは、子どもの受容言語能力や表出言語能力が限定的である場合も、子どもに優しいレポートの作成が義務付けられており、イラストを挿入したり、短い文章で具体的かつシンプルに表現したレポートを提供する必要がある[329]。

vi.事例

Ofsted（教育基準局）が公開している第三者評価報告書の例として、イギリスにおける代表的なフォスタリング機関（IFA）であるフォスター・ケア・アソシエイツ（FCA）Midlands が 2019 年に受けた評価結果について以下示す。

評価結果を見ると、「子どもの経験や発達に係る全体評価」は 4 段階中の 2 番目に高い Good（良い）であり、小項目として考慮される 2 つの観点については、「子どもに対する支援・保護の程度」は Good（良い）、「施設長やマネージャーの有効性」についても Good（良い）と判定されている。

図表 IV-5　フォスタリング機関（IFA）の第三者評価報告書の例

■　フォスタリング機関（IFA）の名称：Foster Care Associates Midlands
■　フォスタリング機関（IFA）の概要： 2004 年に登録されたフォスタリング機関（IFA）であり、長期委託、短期委託、レスパイト委託、緊急委託など様々な形態の里親支援サービスを提供。評価時点では、世帯数 170 世帯に 233 人の子どもを委託。
■　評価日：2019 年 10 月 14 日～18 日
■　評価結果概要： 「子どもの経験や発達に係る全体評価」（以下の観点を考慮）：Good（良い） ・子どもに対する支援・保護の程度：Good（良い） ・施設長やマネージャーの有効性　：Good（良い） このフォスタリング機関（IFA）は、要件を満たす良好なサービスを提供している。

[329] Ofsted, “Guidance Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies for April 2022 Updated 11 March 2022” ‘Child-friendly summary reports’

■　前回の評価結果：
2018 年 3 月 12 日実施（子どもの経験と発達に係る全体評価：改善が必要）

■　前回検査以降の強制措置：
なし

■　評価結果

・　「子どもの経験と発達に係る全体評価」: Good（良い）

里親は子どものニーズに応える努力をし、里親のもとで、子どもが順調に成長している。教育面でも良好な成果を上げている。当フォスタリング機関は、11 年生になる子どもに対し、「達成度向上計画」を作成し、子どもの可能性を最大限に発揮できる支援に取り組んでおり、このことが試験結果においても良好な成果として表れている。また、里親は、公教育を受けていない子どもに対し、様々な教育機会の提供や学校への働きかけを行う他、家庭教師を雇い入れ子どもへ教育の提供を図っている。能力に関係なく、全ての子どもが教育的ニーズを満たすことが保障されている。

また、自傷行為をする子どもに対しては、子どもの自尊心を高め、心理的安定を支援するため、里親がワークショップに参加し、支援方法の知見や意識を高める他、セラピストによる専門的な治療の提供を行うなど、適切な支援がなされている。その結果、自傷行為をする子どもは自分の感情をうまくコントロールできるようになっている。

他方、里親に対する帰属意識という観点では、一部の子どもは、十分な理解がないまま、計画的ではない形で、施設を離れ、里親委託されているケースがある。このことは、子どもの心理的な安定に影響を与えると思われる。マッチングをより重視し、里親支援をより強化したことで、措置の安定性は改善されつつあるが、体系的なマネジメントは十分でないため、子どもの多様なニーズが満たされていない可能性もある。

・　「子どもに対する支援・保護の程度」: Good（良い）

子どもは、安全な生活を送るための支援を里親から適切に受けており、懸念事項やリスクがある場合、サポート体制がすぐに確立されている。例えば、ある子どもは、早急な支援とカウンセリングを受けることができ、自傷行為を防ぐことができた。

里親は、保護する子どもに関し、フォスタリング機関が有するすべての情報をもっている。当該フォスタリング機関のマネージャーおよびケース担当ソーシャルワーカーは、子どもに関する情報が十分に提供されない場合、当局である地方自治体に積極的に異議申し立てを行っており、このことにより、里親は子どもに関する十分な情報を得て、適切な準備を整えている。

里親は子どもの安全保障（Safeguarding）に関する研修を受講し、子どもを適切に養育し、子どもの安全を保障するために必要なスキルを身につけることができている。

子どもの安全と福祉を促進するシステムが強化され、子どもに関するリスクについては関係者全員で認識されている。支援計画を通じ、里親やフォスタリング機関の職員は、子どもへのリスクとなりうる懸念事項について把握することができている。

同機関は、懸念事項がある場合、迅速に行動し、適切な対応をとっている。マネージャーは、里親に対する申し立てがあった場合、レビューを実施し、子ども支援のケアの質の向上に向け、ソーシャルワークの実践フォーラムで共有している。

また、フォスタリング機関のスタッフの採用プロセスに、子どもが参加し、組織の発展に子ども

が参画している。

・　「施設長やマネージャーの有効性」: Good（良い）

マネージャーおよび職員は、里親と子どもに高品質のサービス提供する上で適切な資格を有している。また、施設長やマネージャーは、組織としてのビジョンを明確に示し、適切なガバナンスを有している。

当該フォスタリング機関（Midlands 支部）は過去 4 回の評価を通じ、モニタリングのプロセスを強化し、子どもに関する懸念がある場合の傾向やパターンが迅速に特定されるようになった。マネージャーは、子ども成長や発達状況をよく観察できている。また、里親支援のケア実践を改善し、理解を深めるため、テーマ別研究およびケースレビューを通じた学習が実施されている。他方、ケースレビューを通じた分析は、十分に実践に反映されておらず、引き続き取り組んでいる。

組織全体で、子どもの声を傾聴し組織の活動に強く反映している点は特筆すべきである。子どもの声を聞くため、積極的に子どもと関わり、子どもの声をどのように組織の運営に反映させるかについて明確なビジョンを持っている。このため、子どもは自分たちの見解や意見に耳を傾けられ、尊重されていると感じている。

里親は、同じ職員から一貫した十分なサポートを受け、自分たちがフォスタリング機関の重要な関係者であることを実感できている。

また、里親研修に重きを置いており、対面式だけでなくオンライン研修を強化することで、里親がより簡単に研修を受講できる体制を整えている。その結果、子どものニーズへの対応にかかる必須研修を修了した里親数が大幅に増加した。

スーパービジョンを行うソーシャルワーカー自身が、定期的なスーパービジョンを受け、適切なサポートを受けていると感じている。また、職員や里親委員会の委員に対しても様々な研修が用意され、職員の継続的な育成に向けた取り組みがなされている。里親に対するアセスメントの質も良好である。里親認定では、明確な適格性に基づく判断のもと、根拠のある決定が行われている。

■　改善に向けた推奨事項

・　子どもが里親家庭を離れる場合、その理由を子どもが十分に理解できるように支援する。
（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準の 11.5 項を参照）

・　里親が子どものニーズを満たすことが合理的に期待でき、且つ、既存の世帯構成員に対する里親委託の影響が十分に考慮された場合のみ、マッチングの可能性がある里親を地方自治体に提案する。不足事項や懸念がある場合、地方自治体と協働で、（里親に対し）必要なトレーニングや支援について明確にした里親委託計画を準備しなければならない。
（2011 年フォスタリングサービス全国最低基準の 15.1 項を参照）

出典）GOV.UK, “Ofsted report 50125747-Foster Care Associates Midlands”, https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50125747,accessed March 14, 2022

(3) 児童虐待関係機関（地方自治体）に対する評価

① 評価の対象および評価項目

i.評価対象

社会的養護下にある子どもや特別な保護・支援が必要な子どもに対する地方自治体による取り組みを評価するためのガイドラインである ILACS（Framework for the Inspections of Local Authority

Children's Services）は、2018 年 1 月より施行され、インドグランド内にある 152 の全ての地方自治体に対し、3 年毎の評価を義務付けている。

ILACS で評価対象となるのは、児童支援サービス（Children's Services）を提供する地方自治体であり、児童支援サービス（Children's services）とは、教育支援サービスや社会的養護サービスを含む、子ども・若者に対する支援サービスの総称を指している[330]。具体的には、以下の子どもに対する支援サービスを意味しており、里親委託や施設入所などに措置された社会的養護の子どもだけでなく、危害を受けるリスクがある子どもや重大な害があると判断され集中的な支援（児童保護計画）の対象となる子ども、また、家庭復帰した子どもやケアリーバーも含まれる[331]。

- 危害の危険があり（「重大な危害」には達していない場合）、予防的サービスによって、危害の拡大する可能性および法律に基づく介入の必要性を低減できる子ども
- 地方自治体（当局）に照会・通報された子どもや若者（即時の緊急保護が必要な子どもや介入や対応に向け調査が必要とされる子どもも含まれる）
- 安全の確保と福祉の増進を目的に、複数の関係機関が参加する児童保護計画の対象となる子ども
- 児童保護計画[332]の対象外と判断されたが、継続的な支援とサポートが必要と判断された子ども
- 安全および福祉において重大な懸念があるため、ソーシャルワークのサービスを受けている（または家族が受けている）子どもで、重大な危害または保護されるべき程度に達していない子ども
- 教育を受けられない、または、オルタナティブな教育形態を提供されている子ども
- 1989 年児童法に基づく社会的養護（地方自治体の管理監督対象）の子ども。また、同法に基づく手続き中またはその結果として、警察による保護もしくは緊急保護命令により収容された子ども・若者（拘留中の子どもや若者、同伴者のいない移民や難民の子どもも含む）
- 16 歳または 17 歳で児童養護施設を離れ、ケアリーバーとして支援の適格性を満たす者。また、進学または訓練を受けるケアリーバーとして適格性を満たす 18 歳から 25 歳の若者
- 家庭復帰のため児童養護施設を退所した子ども、または、特別後見命令や措置命令、養子縁組命令により家族と同居している子ども

ILACS は、地方自治体による児童支援サービス全体の体制や実績を評価するフレームワークであり、評価対象の部局や事業サービスが明示されているものではない[333]。他方、上述した子どもに対する児童支援サービスとしては、虐待の予防や対応、また、社会的養護や里親支援も含めた一連のサービスが対象となり、我が国における児童相談所に該当する子どもの社会的養護部局（CSC）による虐待対応および虐待予防に関連する福祉サービスも含まれる。評価項目においても、虐待の発見や介入、早期支援や家庭支援なども含め、子どものセーフガーディング（Children's Safeguarding）と子ども

---

[330] Department for Education, "Statutory guidance on the roles and responsibilities of the Director of Children's Services and the Lead Member for Children's Services For local authorities (April 2013)", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/271429/directors_of_child_services_-_stat_guidance.pdf, accessed March 22, 2022

[331] Ofsted, "Guidance Inspecting local authority children's services Updated 1 April 2022", 'Scope", https://www.gov.uk/government/publications/inspecting-local-authority-childrens-services-from-2018/inspecting-local-authority-childrens-services, accessed 25 March,2022

[332] Child Protection Plan のことであり、重大な害があると判断され集中的な支援対象となる子どもを対象に策定される支援計画。

[333] ILACS では、地方自治体による children's services が評価対象として示されているが、部局名やサービス名は明示されていない。

の保護（Child Protection）関する取組が挙げられている。そのため、虐待対応関連機関に対する第三者評価として、ILACS の枠組みを整理することとする。

ii.評価の頻度・実施手順

地方自治体による児童支援サービスに対する評価枠組みである ILACS は、Ofsted（教育基準局）による第三者評価だけでなく、評価外活動も含め、以下の一連の取組を含む包括的なシステム[334]となっている[335]。

＜第三者評価＞

① 標準評価（短期評価）

② 重点訪問（特定のサービスや子どもに対するサービスのモニタリング訪問）

③ 特定テーマでの共同評価（joint targeted area inspections : JTAI）[336]

＜評価外活動＞

④ 自己評価（ソーシャルワークの質とインパクトに関する地方自治体の自己評価結果の公表）

⑤ 年次協議会（Ofsted 地域代表と地方自治体で、自己評価結果を検証すると共に、取り組みの振り返りをし、今後の対応を協議する）

一般的な評価活動としては、①の標準評価（短期評価）であり、モニタリングとして②の重点訪問が行われる他、他の政府系評価機関との共同評価の対象となるテーマに該当する場合は、③の共同評価を受けることとなる。

④および⑤は、評価外活動（Activity outside of inspection）と称されるが、ILACS のフレームワークにおいては、必須の活動として義務付けられている[337]。④の自己評価では、地方自治体は既存文書や業務を活用し、3 つの質問項目（a: ソーシャルワーク実践の質とインパクトに関する実績、b: どのように自己評価したか、c: ソーシャルワーク実践の維持または改善に向け、今後 1 年間どのような計画を考えているか）に回答する必要がある[338]。また、⑤の年次協議会は、地方自治体が自己評価結果を公表する時期に開催され、最新の評価結果の共有および今後の対応策を協議する場となっている。Ofsted（教育基準局）の地域代表が年次協議会の議長を務め、必須参加者[339]は、地方自治体の児童支援サービス部局長（Children's services）（通称、Director of Children's Services; DCS）、Ofsted（教育

---

[334] その他、情報データシステム（Local Authority Intelligence System; LAIS）への情報共有も ILACS のフレームワークの一つに含まれている。地方自治体が有するデータや情報について、一元的に集約したシステムへ情報共有・更新することが求められている。

[335] Ofsted, "Guidance Inspecting local authority children's services Updated 1 April 2022", 'Whole-system approach'

[336] 4 つの評価機関（①Ofsted（教育基準局）、②Care Quality Commission (CQC)、③Her Majesty's Inspectorate of Constabulary and Fire & Rescue Services (HMICFRS)、④Her Majesty's Inspectorate of Probation (HMIP) ）による共同評価。年間最大 10 件程度を実施。

[337] Ofsted, "Guidance Inspecting local authority children's services Updated 1 April 2022", 'Activity outside of inspection'

[338] 所定の書式や文量の指定は特に設けられていない。自己評価活動が地方自治体にとって追加的な業務負担となることを回避するため、業務で使用している既存の文書で回答することも可能としている。あくまでも、通常業務の範囲内で自己評価を実施できるような配慮がなされている。

[339] 地方自治体からは、社会的養護を担当するマネージャーやケースワーカーが出席することもある。

基準局）地域代表、ソーシャルケア上級評価官[340]または王立評価官[341]となっている[342]。

ILACS では、標準評価および短期評価が 3 年毎に 1 回の頻度で実施され、直近の評価判定結果によって 3 つの経路に分かれた評価活動が行われる。Ofsted（教育基準局）による評価の他、地方自治体による自己評価や年次協議会の開催なども含め、整理すると以下のとおりである。

図表 IV-6 ILACS における一連の評価活動

地方自治体 （直近の評価判定別）	ILACS における一連の評価活動
良い（Good）もしくは優れている（outstanding）と判定された地方自治体	・ 短期評価（3 年毎に 1 回） ・ 評価と評価の合間に、1 回の重点訪問 ・ 特定テーマの共同評価（JTAI）（または重点訪問で代用） ・ 自己評価の共有 ・ 年次協議会の開催
改善が必要（Requires improvement to be good）と判定された地方自治体	・ 標準評価（3 年毎に 1 回） ・ 評価と評価の合間に、2 回までの重点訪問 ・ 特定テーマの共同評価（JTAI）（または重点訪問で代用） ・ 自己評価の共有 ・ 年次協議会の開催
不十分（Inadequate）と判定された地方自治体	・ モニタリング訪問 ・ 標準評価（モニタリング訪問が完了後） ・ 自己評価の共有 ・ 年次協議会の開催

出典）Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022”
‘Proportionate timing of inspection’ を基に整理・記載

iii.評価スケジュール

標準評価の場合、Ofsted（教育基準局）の 4 名の評価官[343]により行われる。通知や事前評価期間を含め、3 週間に亘り実施され、主な流れとしては下図のとおりである。短期評価は同じ 4 名の評価チームで実施されるが期間は 2 週間である。

図表 IV-7 地方自治体の児童支援サービスに対する第三者評価（標準評価）のスケジュール

日	評価活動
第 1 週目 1 日目	**評価の通知および事前評価** 評価担当者より児童支援サービス部局長（Children’s services）に評価開始の通知連絡

[340] Senior Her Majesty’s Inspector (SHMI)。
[341] Her Majesty’s Inspector (HMI)。女王が評議会で任命する王立評価官（Her Majesty's Inspectors）を Ofsted が直接雇用している。
[342] Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022”, ‘Annual engagement meeting”
[343] 評価対象が小規模な地方自治体の場合、派遣する評価者人数の調整が行われることもある。

2 日目	地方自治体より、児童データおよび評価に関する情報の共有
3 日目	地方自治体より、児童支援サービスの実績とマネジメントに係る情報の共有
4～5 日目	オフサイト評価活動[344]
第 2 週目	**現地調査**
6 日目	主任評価者含め評価チームによる現場訪問
7～9 日目	現地調査（情報収集）
10 日目	オフサイト評価活動
第 3 週目	**現地調査**
11～14 日目	現地調査
15 日目	フィードバック会議

出典）Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022” ‘Standard inspection arrangements’を基に整理・記載

② 評価項目

i.重視される視点

評価原則としては、SCCIF：フォスタリング機関（IFA）版と同様、ILACS でも、Ofsted（教育基準局）による社会的養護分野の第三者評価にかかる以下の 3 つの共通原則[345]が適用される。

- 子どもの生活に最も重要なものへ焦点を当てる
- 期待するサービス基準を一貫させる
- 改善が最も必要なところに優先的に取り組む

ILACS は、評価官が一貫性をもった評価を行い、各自治体の個別の事情に柔軟に対応することを目的とした枠組みであり、評定に際しては、「支援・保護が必要な子どもの経験と発達」、「社会的養護下にある子ども及び社会的養護経験者（ケアリーバー）の経験と発達」、「マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト」という 3 つの評価領域が設けられている。

3 つの評価領域のうち、2 領域で「（子どもの）経験と発達（experiences and progress of children）」という用語が用いられ、ILACS においても子どもの「経験と発達」が最も着目されている。子どもの「経験と発達」を評価する際には、評価官は以下の観点を特に検証することとしている[346]。

- 早期支援の有無（早期支援に向けたアセスメント含む）
- 通報・照会への対応、および、アセスメント
- （支援計画や調査のための）子どもの保護
- 家族に対する継続的な支援の有無
- 入所措置決定
- 退所措置決定
- パーマネンシー（永続性）確保に向けた計画
- 家庭復帰支援を含めた、マッチングや措置決定

344 地方自治体による情報データシステム（LAIS）のエビデンスや情報に基づく評価
345 図表 IV-1　社会的養護サービスに共通する評価の原則
346 Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022”, ‘Inspection activity and gathering evidence”

・　自立支援（リービングケア）

また、Ofsted（教育基準局）では、地方自治体による「社会的共同親（Corporate Parent）」の役割を重視[347]し、2021 年に更新された ILACS では、以下のとおり、「社会的共同親」に関する項目（評価項目や提出が求められる情報など）が 3 点追加された[348]。

＜評価領域「マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト」の評価項目[349]＞

・　地方自治体は、「社会的共同親（Corporate Parent）」の原則に沿って、積極的で、強力且つ献身的な「社会的共同親（Corporate Parent）」であり、地方自治体が社会的養護の子どもに対し、「社会的共同親（Corporate Parent）」としての責任があることを鑑み、当局の責任者は、住居やキャリア、教育や学習など、あらゆる面で子どものニーズを認識および優先する地方自治体としてのサービスを率いている。

＜評価に際し、地方自治体に提出や共有が求められる情報[350]（項目 3.1）＞

・　「社会的共同親（Corporate Parent）」に関する計画や「社会的共同親」委員会（the corporate parenting board）での協議記録

＜民間事業者にサービスを委託している場合の地方自治体のリーダーシップの判断基準[351]＞

・　地方自治体が社会的共同親（Corporate Parent）としての役割を果たすため、サービスの精査を適切に行っているか

このように、地方自治体が、社会的養養護下の子どもおよびケアリーバー（社会的養育経験者）の「社会的共同親（Corporate Parent）」としての役割を担い、「わが子と同様に」子ども・若者の権利が保障される社会を目指すというイギリスにおける社会的養護サービスの理念が、ILACS にも反映されている。

ii.評価での観察・分析対象

ILACS による評価活動では、ソーシャルワーカーによる直接的な対人援助の実践に焦点を当て、子どもや受益者へのインタビュー、ケースワークのデータ分析、ソーシャルワークの実践の観察に重きを置いている。

評価官は、子どもの経験に関するエビデンスを収集するため、電子データの精査やソーシャルワーカーへのヒアリングを通じ、子どもや家族に対する支援サービスのインパクトや状況の把握を行う。

---

[347] "Applying corporate parenting principles to looked-after children and care leavers" Statutory guidance for local authorities, February 2018, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/683698/Applying_corporate_parenting_principles_to_looked-after_children_and_care_leavers.pdf

[348] 2018 年の導入時点ではなかったが、2021 年 12 月の同フレームワークのアップデートにおいて、追記された。

[349] Ofsted, "Guidance Inspecting local authority children's services Updated 1 April 2022", 'The impact of leaders on social work practice with children and families"

[350] Ofsted, "Guidance Inspecting local authority children's services Updated 1 April 2022", 'Information the local authority uses to manage its services'

[351] Ofsted, "Guidance Inspecting local authority children's services Updated 1 April 2022", 'Judgements about leadership when there are alternative delivery models'

その際、それぞれの子どものスタート地点の状況を十分に考慮に入れ、生活場面における小さな進歩も子どもにとっては大きな歩みであることを認識すると共に、トラウマや虐待・ネグレクトを体験した子どもにとって、良好な発達は必ずしも容易ではないことを念頭に置き、評価活動を行うこととしている[352]。

なお、評価対象とする子どもを選定する際には、以下の要素を考慮する[353]。

・年齢、ジェンダー、障害、民族 ・身体的・精神的・性的な虐待、また、ネグレクトによって危険にさらされている子ども ・性的虐待やその他の暴力・危害を受ける可能性があると懸念される子ども学力到達度や能力 ・措置形態（管轄地域外への里親委託、親族里親委託、ケア命令なども含む） ・兄弟グループから少なくとも 1 人の子ども ・第三者機関による社会福祉事業で支援されている子どもや若者（地方自治体により社会福祉事業の委託がされている第三者機関（民間事業者）がある場合）

iii.評価項目

評定に際しては、「支援・保護が必要な子どもの経験と発達」、「社会的養護下にある子ども及び社会的養護経験者（ケアリーバー）の経験と発達」、「マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト」という 3 つの評価領域があり、それぞれに小項目が設定されている。

ILACS では「優れている」「良い」「改善が必要」「不十分」という 4 段階判定がなされるが、各評価領域では、「良い（good）」評定の基準が具体的に示されており、以下のとおりである。

図表 IV-8　ILACS における地方自治体の児童支援サービスに対する評価項目

以下の事項が当てはまる自治体は、「良い（good）」と評定される。

支援・保護が必要な子どもの経験と発達	
a	早期支援 ・　支援ニーズや問題が生じた最初の段階で、子どもや家族に適切な支援が提供されている。 ・　早期支援により、子どもの状況の改善や持続的な発達支援につながっている。 ・　早期支援と法定業務が明確且つ効果的に区別されている。
b	子どものニーズ特定と適切な対応 ・　専門職が、援助や保護が必要な子どもや若者を特定できている。 ・　子どもの社会的養護に適切に委託・照会し、専門家や専門機関による知識や助言にアクセスできている。 ・　業務時間外も含め、適時的かつ効果的な対応や専門職への照会をしている。 ・　適切かつタイムリーな介入が子どもや家族の状況の改善に寄与することを、専門職が認識している。
c	優れた意思決定と効果的な支援の提供 ・　子どもと家族は、子どもへの危害のリスクを軽減する調査が適切に実施され、タイムリー

[352] Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022”,’Inspection activity and gathering evidence’

[353] Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022”, ’Inspection activity and gathering evidence’

	な対応につながることを経験している。 ・ 養育者や専門職による虐待や不適切な行為に対する申立てが深刻に受け止められ、子どもを保護するための措置がとられている。 ・ アセスメントや支援計画は体系的で、新たな問題やリスクに合わせ変更・修正されている。アセスメントは、子どもそれぞれの過去の経緯や調査結果、子どもにとって重要な出来事から的確に情報を得た上で、タイムリーに実施されている。関連機関および専門職の間の情報共有は、適時的、具体的、効果的かつ合法的に行われている。 ・ 援助や保護が必要な子どもに対し、その子どもにとって適切な期間内に、どのように支援され、どのようにニーズが満たされ、どのようにリスクが軽減されるかを定めた支援計画が策定されている。家族が接触を拒む場合の緊急対応措置が明確に設けられている。子どもの置かれた状況に変化が見られず、また、提供された支援が子どものニーズに合わない場合、あるいはリスクが強まっている場合には、支援計画が見直されるとともに、別の対応がとられている。 ・ 子どもの保護は、関連機関の協働により効果的に決定される。ケース会議、戦略会議、リスク評価会議などは、タイムリーな情報共有、計画立案、意思決定、モニタリングにおいて効果的な場となっている。
d	現場での実務の管理監督 ・ 適切な資格と経験を持つソーシャルワーカーとマネジメント層によって意思決定されている。現場での行動は明確に記録されると共に、有能なマネジメント層が現場の実務を体系的に監督することで、子ども中心の支援計画と実践が行われている。支援の事前段階から、効果的で適時的な計画や意思決定が行われている。
e	子どもの参加・子どもや家族への直接的な支援 ・ 子どもや家族が、ソーシャルワーカーと安定した良好な関係から有益な支援受けている。子どもの最善の利益にかかる場合は、常にソーシャルワーカーと面会を受けることができる。ソーシャルワークの実践は、子どもの日々の生活体験を理解することに基づいている。 ・ 子どもの声が傾聴されている。子どものニーズと経験に焦点を当て、希望と感情を引き出している。子どもとその家族は、適時に支援者を見つけ、サービスを利用できている。子どもと家族が受ける支援やケアの有効性についてフィードバックを通じ、サービスの開発と実践につなげられている。
f	虐待の特定および対応、また、特定グループの子どもの脆弱性に対する認識 ・ あらゆる形態の虐待を効果的に発見・対応している。ひとり親家庭、養育者が精神疾患・薬物乱用の課程、家庭内暴力がある家庭で生活する子どもを支援・保護の対象としている。 ・ ソーシャルワーカーは、子どもの脆弱性を高める要素（障害のある子ども、学校に通っていない子ども、非行やギャングに巻き込まれる危険のある子どもなど）を十分に認識し、適切な介入を行っている。 ・ 行方不明になっている子どもや人身売買の危機にある子どもが、危害の軽減のため、適切な調整や支援を受けられている。地方自治体では、学校教育を受けていない子どもの数を把握し、その福祉に懸念がある場合は、保護やさらなる危害のリスク軽減に向けた緊急措置などの対応の仕組みが設けられている。

社会的養護下にある子ども及び社会的養護経験者（ケアリーバー）の経験と発達	
a	子どもにとって最善の決定 ・　子どもは最善の利益のために保護され、保護に際しての基準は明確で包括的であるとともに、リスクに応じた評価に基づいている。 ・　実家庭への復帰が困難な場合、家庭から離れた場所で生活するために、パーマネンシー（永続性）の保障に向けた適切かつタイムリーな計画が立てられる。 ・　実家庭へ復帰する場合、安全に戻れるように、家族と協働で適切な支援が行われる。
b	子どもの参加・直接的な協働 ・　子どもは、定期的にソーシャルワーカーと面会し、自分たちに何が起こっているのかを理解している。また、専門職や養育者と、前向きで安定した関係を築いている。 ・　保護された子どもと社会的養護経験者（ケアリーバー）は、自分たちの権利や資格、責任について理解し、意見や苦情を伝える手段や方法を知っていると共に、結果についても知らされている。社会的養護経験者（ケアリーバー）は、自分の記録へのアクセス、また、就職支援や経済的支援サービスについて十分な情報を持っている。
c	支援・保護 ・　保護された子どもと社会的養護経験者（ケアリーバー）は、いじめ、同性愛嫌悪的行動、その他の形態の差別から保護され、安全が確保されるよう支援を受けている。 ・　保護された子どもと社会的養護経験者（ケアリーバー）が犯罪を犯したり、薬物やアルコールを乱用したり、行方不明になったり、性的搾取やその他の方法で搾取されることに関連するあらゆるリスクを、養育者が十分に理解し、これらの危害やリスクを減らすための支援を受けている。
d	健康 ・　ケアを受けている子どもや社会的養護経験者（ケアリーバー）は、身体的・精神的に健康である、または、健康増進に向けた支援を受けている。支援対象の子どもの健康上のニーズが特定され、満たされている。 ・　社会的養護経験者（ケアリーバー）は、自分の身体・健康状態の経緯について知ることが出来る。
e	・　学習と余暇 ・　保護された子どもは、学校や他の教育機関で教育を受け、学習面で良好な発達を経験している。 ・　学校に通っていない子どもは、適切かつ質の高い認定オルタナティブ教育機関に速やかにアクセスすることができる。進捗状況が定期的に確認され、教育を受けられなくなったり、出席率が低下した場合には、緊急の措置が取られる。 ・　ケアを受けている子どもが、社会的・教育的・娯楽的な機会を得ることができている。
f	措置の安定性およびパーマネンシー（永続性） ・　社会的養護の子どもが、自分のニーズを満たせない場所で生活することはない。養子縁組をする場合も、子どもの最善の利益のために、兄弟姉妹と一緒に暮らせるようにする。 ・　在住していた自治体から離れて暮らす社会的養護の子どもは、地域外に移り住んでも、教育と保健のサービスを利用することができる。

	・ 社会的養護の子どものニーズを満たすため、多様な措置の選択肢が用意されている。 ・ 養育者の採用・アセスメント・訓練・支援を効果的に行うことで、子どもは、多様なニーズに合った質の高い、また、安全で安定したケアを受けることができている。 ・ すべての機関および専門職が協働し、子どもの永続性を実現する上での不必要な遅れを減らしている。 ・ 社会的養護の子どもは、永続的な養育環境を準備され、慎重なマッチングが行われている。子どもの希望と感情が生活場所の決定に際し影響を与えている。子どもは、自分自身の歴史や経験、アイデンティティを知ることができる。
g	社会的養護経験者（ケアリーバー）と自立支援 ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）に対しては、ニーズに対応した、タイムリーで効果的な進路計画が策定されている。 ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）は必要なスキルと自信を身につけることが出来ている。養育者や自治体の職員と信頼関係を築き、家族や友人など地域社会で支え合える関係を築いている。少なくとも 21 歳まで、必要であれば 25 歳まで、実用的、また精神的・経済的な支援を受けることができる。 ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）は、本人にとって適切なペースで自立に向かうことができ、最善の利益となる場合、18 歳の誕生日までケアを受けることが奨励される。18 歳の誕生日以降は、養育者との同居、または、手頃な価格の宿泊施設に住む支援を受けることできる。 ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）は、職業体験や実習を含め、十分な教育や雇用の機会を得ることができている。進学や高等教育、または選択した職業に就くことで、順調に成長し、その潜在能力を十分に発揮している。
マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト	
a	戦略的なリーダーシップ ・ 児童支援サービス部局長（Director of Children's Services; DCS）を含む、地域社会の主導で、子どものニーズが認識されると共に、優先順位がつけられ、意思決定に反映されている。 ・ マネジメント層は、地域における課題を十分に把握するとともに、行政サービスの質について説明責任を有している。 ・ ソーシャルワーカーや実務者が子ども・家族に効果的な支援を提供できるよう、保健所や警察、学校、家庭裁判所等、地域におけるパートナーと良好な関係が構築できている。 ・ 地方自治体は、「社会的共同親（Corporate Parent）」の原則に沿って、積極的で、強力且つ献身的な「社会的共同親」である。社会的養護の子どもの「社会的共同親」としての責任があることを鑑み、当局の責任者は、住居やキャリア、教育や学習など、あらゆる面で子どものニーズを認識および優先する地方自治体としてのサービスを率いている。
b	学びの文化 ・ 地方自治体は、改善や拡充すべきテーマやサービスが欠如している分野などに対し、適切かつ効果的、また迅速に対応してきた実績があり、新たな課題への弾力性を示している。また、自らの実践に対する自己評価が正確である。

	・ 地方自治体は、児童養護施設にいる子どもや退所する子ども・若者が生活する地域コミュニティについて精通し、その情報・知識を効果的に活用し、彼らのニーズを満たしている。 ・ サービスの質についてのフィードバックや調査、また苦情への対応等によって、サービスの改善を実践したというエビデンスを示せている。。
c	パフォーマンス管理 ・ 地方自治体は、業績管理とモニタリングを通じ、サービスの有効性について、正確且つ体系的に把握し、改善に向けた取り組みに活用している。 ・ 組織運営の監視が確立され、体系化されると共に、意思決定の質と児童支援サービスの向上に向け、活用されている。
d	人材 ・ 業務量及び労働条件の適正な監理を通じ、ソーシャルワーカーが子どもや家族と有意義な関係を構築するためのキャパシティとスキルを確保されている。 ・ 質の高いサービスを提供する上で、十分かつ適切な資格を有するソーシャルワーカーが配置されている。マネジメント層は経験豊富で、効果的な訓練とモニタリングを受けており、ソーシャルワーカーと管理職に対する研修や専門的能力開発は、組織的な支援体制のもとで実施されている。

出典）Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022” ‘The experiences and progress of children who need help and protection’’ The experiences and progress of children in care and care leavers’’ The impact of leaders on social work practice with children and families’を基に整理・記載

③ 評価

i.評定方法

標準評価（短期評価）では、「支援・保護が必要な子どもの経験と発達」、「社会的養護下にある子ども及び社会的養護経験者（ケアリーバー）の経験と発達」、「マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト」という 3 つの評価領域を判定した上で、「全体的な有効性」という総合評価を行う仕組みとなっている。

3 つの評価領域それぞれで、4 段階（優れている、良い、改善が必要、不十分）の判定がなされた上で、総合評価も 4 段階評価で行われる。判定に際しては、「良い（good）」状態に関する記述をベンチマークとして評価判断が行われる。

優れている（outstanding）
良い（good）
改善が必要（to be improved）
不十分（Inadequate）

評価項目や判定方法について整理すると次のとおりである。

図表 IV-9 ILACS の評価判定

	評価項目	評価方法
総合評価	全体的な有効性	4 段階評価
領域別評価	支援・保護が必要な子どもの経験と発達	4 段階評価
	社会的養護下にある子ども及び社会的養護経験者（ケアリーバー）の経験と発達	4 段階評価
	マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト	4 段階評価

出典）Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022” ‘Making judgements at standard or short inspections’を基に整理・記載

なお、総合評価（全体的な有効性）の判定に際しては、以下の点も踏まえ判断される[354]。

・サービス全体で良好な実践がどれだけ実践されているか
・改善すべき点の範囲とその影響
・課題が特定され、マネジメント層がどの程度取り組んでいるか

ii.報告書・モニタリング

Ofsted（教育基準局）は現地調査終了後 10 日以内に、評価報告書ドラフトを作成し、地方自治体にコメント依頼する。地方自治体によるコメントへの対応を経て、現地調査終了後 30 営業日以内に、Ofsted（教育基準局）のウェブサイトにて、最終評価報告書が公開される。

評価報告書では、子どもの経験と発達に対する地方自治体の知見と対応の有効性について整理すると共に、改善が必要なサービスや実務について明記する必要がある。領域別評価では、主な長所と改善が必要な事項のみを記載し、全体で 10 ページ以内の評価報告書とすることが求められている[355]。

前述したように、地方自治体の児童支援サービスが「不十分」と判定された場合、モニタリング訪問や再評価を含むモニタリング活動が実施される。「良い」もしくは「優れている」と判定された地方自治体は、短期評価を 3 年後に行うとともに、それまでに 1 回の重点訪問を受け入れる必要がある。また、「改善が必要」と判定された地方自治体に対しては、3 年後に標準評価と、最大 2 回の重点訪問が実施される[356]。

iii.事例

Ofsted（教育基準局）による ILACS の第三者評価報告書の例として、ドンカスター大都市カウンティが 2022 年に受けた評価結果について、以下示す。

評価結果を見ると、総合評価である「全体的な有効性」は「改善が必要」であり、3 つの領域別評価では、「子ども・家族に対するソーシャルワーク実践にかかるマネジメント層のインパクト」は「不十分」、「支援・保護が必要な子どもの経験と発達」と「社会的養護下にある子どもおよび社会的養護経験者（ケアリーバー）の経験と発達」は「改善が必要」と判定されている。評価結果の後に概要が記され、改善事項が箇条書きで示された後に、領域別評価の詳細が記載されている。

354 Ofsted, “Guidance Inspecting local authority children’s services Updated 1 April 2022”,’ Overall effectiveness’
355 特定の年齢、地域、民族、障害のある子ども、または、社会的養護の子どもなど、特定グループの子どもが特に影響を受けている場合は、報告書に特筆する必要がある。
356 図表 IV-6 ILACS における一連の評価活動を参照

図表 IV-10　地方自治体に対する ILACS の第三者評価報告書の例

■　評価対象：
Doncaster Metropolitan Borough Council（ドンカスター大都市カウンティ）の児童支援サービス

■　評価日：2022 年 2 月 14 日～25 日

■　主任評価者：Tom Anthony 氏（王立評価官）

■　評価結果：

評価項目	判定
全体的な有効性（overall effectiveness）	改善が必要
支援・保護が必要な子どもの経験と発達	不十分
社会的養護下にある子ども及びケアリーバーの経験と発達	改善が必要
マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト	改善が必要

■　概要：

ドンカスター大都市カウンティと、ドンカスター・チルドレンズ・サービス・トラスト（Doncaster Children's Services Trust、以下「DCST」と記す）[357]は、2017 年の評価以降、子どもと家族に対する児童支援サービスの質とインパクトが低下していることを確認した。同自治体と民間事業者 DCST の業務委託契約は、子どもに対する有効な支援や保護、ケアの継続という観点で十分ではなかった。ケア対象の子どもへ提供されるサービスの質を管理監督するという観点で、社会的共同親（Corporate Parent）（としての自治体の役割）が効果的に機能していなかった。

多くの職員やマネジメント層が、電子管理・記録システムに関する研修を十分に受けておらず、システムを適切に活用できていない。そのため、マネジメント層は、ソーシャルワーク実践の質や実績、また、子どもの経験と発達を観察する視点を著しく欠いている。また、これらの課題に対し改善策を講じることができておらず、子どものケース記録や実績レポートは不正確な情報が散見される。子どものニーズに適切な対応がとられず、また、対応に時間を要したケースも一部あり、支援計画と介入が不適切で、ケースが悪化した例もある。COVID-19 への対応については、効果的なパートナーシップを行い、制約がある中でも、子どもを保護や支援サービスを維持した。また、早期支援や多機関協働情報共有モデル[358]、評価サービスの向上に向けた効果的な投資が行われた。

■　改善が必要な事項

- ドンカスター大都市カウンティ（自治体）と DCST（民間事業者）の業務委託契約の精査
- 支援対象の子どもの成長の促進に向けた、マネジメント層のより強いコミットメント
- ニーズのある子どもや子どもの保護に関する組織横断的な共通理解と知見の活用
- 子どもの記録とパフォーマンスに係る情報の質と正確さの担保
- 組織運営の監督やスーパービジョンの質
- アセスメントや分析の質
- 委託措置の適時性とモニタリング、委託マッチングの質
- パーマネンシー（永続性）の確保に向けた（サービスの）質と適時性

[357] 児童支援サービスを委託している民間事業者
[358] 原文は multi-agency safeguarding hub（MASH）である。

■　領域別評価結果（各領域の詳細評価は略）

・　「支援・保護が必要な子どもの経験と発達」：不十分

・　「社会的養護下にある子ども及びケアリーバーの経験と発達」：改善が必要

・　「マネジメント層の実践による子ども・家族へのインパクト」：改善が必要

出典）GOV.UK, “Ofsted report 50181024- Inspection of Doncaster Metropolitan Borough Council children’s services”, https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50181024,accessed March 14, 2022

3. アイルランド

(1) 社会的養護に関する第三者評価

① 概要

アイルランドでは、Health Service Executive（HSE : 保健サービス委員会）から分掌化する形で 2014 年 1 月に独立法人として創設された政府機関 Tusla[359]（Child and Family Agency：子ども家庭庁）が児童家庭サービス全般を所掌している。Tusla は Child and Family Agency Act 2013（2013 年児童家庭機関法）により子どもの保護・早期介入・家族支援サービスを包括的・連続的に提供するために発足したもので、HSE Children and Family Services（児童家族サービス）、Family Support Agency（家族支援機関）、National Educational Welfare Board（国家教育福祉委員会）の 3 部門を HSE から引き継いだことに加え、家庭内暴力・性的暴力・ジェンダーに基づく暴力に関する心理的サービス等も所管している。

＜Tusla が提供しているサービス＞

・児童保護・福祉サービス
・教育福祉サービス
・心理的サービス
・代替養育
・家族や地域に根ざしたコミュニティサポート
・早期支援サービス
・家庭内暴力・性的暴力・ジェンダーに基づく暴力に関するサービス

この Tusla の業務のうち、特に児童保護・福祉サービスと代替養育で National Standards（国家基準）が遵守されているかを評価するのが、独立した政府機関である Health Information and Quality Authority（HIQA : 健康情報・品質局）であり、特にその中の Children's Team（子どもチーム）が当該評価業務の所管部門である。HIQA 内の子どもチームは、国家基準を策定する権限を有するほか、定められたプロセスに基づくモニタリングや情報収集、及び関係者からの自発的な情報提供により評価を行い、結果を取りまとめた報告書を公表する役割を担っている。

HIQA では、国家基準の目的について以下のように示している[360]。

＜国家基準の目的＞

・高品質で安全かつ信頼できる医療・社会福祉サービスがどのようなものかを説明する、共通言語を提供する。
・全ての国家基準は一連の主要原則（人権に基づくアプローチ、安全性とウェルビーイング、応答性、説明責任）で一貫し、個人中心のケアとサポートを実現するために協働する。
・サービス利用者の成果に焦点を当て、その人がサービスの中心になることで、人間中心のアプローチを実現する。
・サービス利用者が、質の高い安全な医療・社会福祉サービスのあり方や、サービスに何を期待す

[359] アイルランド語の「tús」（始まり）と「lá」（日）を合成した造語が名称の由来となっている。
[360] HIQA, "Draft National Standards for Children's SocialServices" Published March 2021, https://www.hiqa.ie/sites/default/files/2021-03/Draft-National-Standards-for-Childrens-Social-Services.pdf

べきかを理解できる。
・サービスの強みを明らかにし、改善すべき領域を強調することで、サービスが基準に照らして十分なパフォーマンスの質と安全性を有するかを測定する基礎となる。
・最新の、効果的で一貫性のある、入手可能な最善のエビデンスに基づいた日々の実践を促す。
・サービス提供者が、提供するケアとサポートをどのように運営・提供し、改善すべきかを規定することで、利用者、一般市民、資金提供機関に対する説明責任を果たす枠組みを提供する。

② 評価対象とガイドライン等

アイルランドでは、社会的養護の形態別の評価枠組みとして以降に示す各種の国家基準が示されるとともに、各形態に共通する実施指針として 2017 年に Children First: National Guidance for the Protection and Welfare of Children が発行されている。

i.児童保護・福祉サービスに関する第三者評価

児童保護・福祉サービスに関する現行の国家基準としては、2012 年に National Standards for the Protection and Welfare of Children が示されており、Tusla の業務をモニタリング・評価している。なお、後述のように、2022 年 3 月時点で国家基準がより包括的な評価枠組みとなるよう見直しが検討されている。

ii.代替養育に関する第三者評価

Tusla や民間団体が提供する代替養育のサービスのうち、里親養育と施設養育とスペシャルケアについては、それぞれに国家基準が策定・公表されている（里親養育 : National Standards for Foster Care (2003)、施設養育 : National Standards for Children's Residential Centres (2018)、スペシャルケア : National Standards for Special Care Units (2014)）。

iii.実施指針

2017 年に児童保護・福祉全般の実施指針として改訂された Children First: National Guidance for the Protection and Welfare of Children は、Children First Act 2015（2015 年子どもファースト法）で示された児童虐待対応の実施方法を具体的に定めたものである。同法律は虐待の類型や専門職の通告義務のほか、Tusla をはじめとした児童保護・福祉サービスの実施を担う行政機関の業務プロセス等も定めており、この実施方針に沿って業務の遂行が求められる。

③ 第三者評価の実施機関

HIQA は Health Act 2007（2007 年医療法）により設置された機関で、アイルランド国内の医療や福祉の品質と安全性の確保を目的として、各種サービスの評価基準の策定、サービス提供状況の評価、保健大臣への報告等を行っており、第三者評価の実施機関としての役割を発揮している。

＜HIQA の法定責任事項＞
・エビデンスや国際的なベストプラクティスに基づく医療・福祉サービスの国家基準の策定
・医療・福祉サービスの規制（指定機関の登録及び監査）
・医療・福祉サービスのモニタリング
・ヘルスケアの安全性と品質のモニタリング
・医療技術評価
・ヘルスケア情報の監視

・医療サービスの利用者経験調査

HIQA 内にある子どもチームは子ども担当部門の評価業務を担う機関であり、児童保護・福祉サービスや代替養育が Tusla 等の行政機関や民間団体によって提供される際、サービス提供主体が国家基準や関連法制を満たしているか、高品質で安全なサービスとなっているかをモニタリング・評価している。この第三者評価の一連のプロセスを通じて、関係者は各サービスの有効性や安全性を継続的に改善するよう求められる。

また、子どもチームでは電話番号・住所・メールアドレスを公開し、子ども・養育者・関係機関等からの児童保護・福祉サービスに関する直接のフィードバックを受け付けており、連絡方法や対応プロセスを示したブックレット[361]を作成している。ただし、HIQA は Health Act 2007（2007 年保健法）によりサービスに関する個別の苦情申立てに関する調査は実施できないとされているため、苦情申立てを行いたい人を支援する立場となる。ブックレットでは、児童保護・福祉サービスに関する苦情申立てを行う場合の連絡先として、子どもの権利の促進や権利擁護を担っている The Ombudsman for Children's Office（子どもオンブズマンオフィス）の連絡先が示されている。

(2) 国家基準

① 児童虐待関係機関（自治体）に対する国家基準[362]

National Standards for the Protection and Welfare of Children（児童保護及び児童福祉における国家基準）は、児童保護・福祉サービスの継続的な改善を支援することを目的として、Tusla 設立前の 2012 年に HIQA により策定されたものである。この国家基準は、子どもを保護しその福祉を促進する、子どもを中心としたサービスの開発枠組みを提供するものと位置付けられており、児童保護・児童福祉サービスのパフォーマンスを幅広く評価するためのアウトカム（Outcome）に基づく基準とされている。

各基準は児童保護制度における子どもの歩みを追った構成となっており、利用可能な情報の提供、サービスへのアクセス、照会事案のスクリーニング、サービス選択時のアセスメント、危害のリスクにさらされている子どもの保護における適時のアクション、といった一連の児童保護の各手続きの過程が押さえられている。これらの手続きは、子どもに焦点化した計画立案・レビューやモニタリングのプロセスや、職員体制やマネジメント等の組織基盤により支えられており、国家基準ではそのすべてにおいて子どもが中心に位置づけられることを求めている。

i.原則

児童保護及び児童福祉における国家基準は、子どもを保護し、その福祉を促進する方法について、サービスの指針となる主要な 7 つの原則に基づき策定されている。この 7 つの原則は、サービスに期待される事項を定めたものである。

---

[361] HIQA, "How to provide feedback or make a complaint about a children's social care service" Published 9 December 2021, https://www.hiqa.ie/sites/default/files/2019-05/Feedback-Childrens-services.pdf

[362] HIQA, "National Standards for the Protection and Welfare" Published 25 July 2012, https://www.hiqa.ie/reports-and-publications/standard/national-standards-protection-and-welfare-children

＜児童保護及び児童福祉における国家基準における原則＞

・子どもを保護し、その福祉を促進するために、すべてのサービスにおいて「子ども第一主義」を実践する。
・子どもを危害のリスクから保護する。
・子どものニーズに耳を傾け、子どもの意見を考慮する。
・子どものウェルビーイングを促進し、改善する。
・子どもにとって良いアウトカムをもたらすことを重視する。
・明確なリーダーシップ、マネジメント、責任分担のもと、効果的なガバナンスを発揮する。
・エビデンスとグッドプラクティスに基づき、子どもにサービスを提供する。

ii.テーマ

児童保護及び児童福祉における国家基準では、子どもを中心とした高品質で安全な児童保護・児童福祉サービスの文化を形成する視点として、枠組みとなる 6 つのテーマを設定し、各テーマに沿って個別の基準を策定している。

6 つのテーマのうち最初の 2 つ（子ども中心のサービス、安全で効果的なサービス）はサービスの質的側面に関連したもので、その改善に必要となるのが組織的能力に関連した後半の 4 つのテーマ（リーダーシップ・ガバナンス・マネジメント、資源の活用、人員体制、情報の活用）である。なお、枠組みを構成するテーマは、国内外のエビデンスのレビューや専門家の関与、アイルランド国内の医療・社会福祉の事情に関する行政の知識・経験を踏まえて考案された。

図表 IV-11 児童保護及び児童福祉における国家基準の枠組みを構成するテーマ

出典）HIQA, “National Standards for the Protection and Welfare”

＜児童保護及び児童福祉における国家基準の枠組みを構成するテーマ＞

・子ども中心のサービス：子どもを中心に据えたサービスのあり方。家庭支援、子どもの権利へのアクセス・公平性・保障といった概念が含まれる。
・安全で効果的なサービス：入手可能な最善のエビデンスと情報を用いた、子どもと家族への達成可能な最大限かつ確実なアウトカムの提供。
・リーダーシップ・ガバナンス・マネジメント：サービス導入に関しての明確な責任分担、意思決定、リスクマネジメント、および戦略的、法的、財政的義務の履行。
・資源の活用：資源を効果的かつ効率的に活用し、子どもと家族に対して資金・資源に見合った達成可能な最善のアウトカムをもたらす。
・人員体制：必要な人数・スキル・コンピテンシーを備えたスタッフの計画・採用・管理・編成。
・情報の活用：ケアの計画立案・提供・モニタリング・管理・改善に向けた、情報の積極的な活用。

iii.構成

児童保護及び児童福祉における国家基準は、テーマ毎に1～12項目の具体的基準で構成されており、例えばテーマ1（子ども中心のサービス）は3件の下位基準が設定されている。また、国家基準をより具体的に書き下した「スタンダード・ステートメント」と「特徴」も併記されている。

このうちスタンダード・ステートメントは、児童保護と児童福祉に質の高いサービスを提供するために必要な、高次のアウトカムを記述的に示したものである。また、特徴は各基準の下層に位置づけられ、児童保護や児童福祉のサービスが基準を満たし、要請されるアウトカムを達成するためにサービスが考慮すべき事項を例示している。ただし、スタンダード・ステートメントの見出しの下に記載されている特徴の一覧は網羅的なものとは位置づけられておらず、当該サービスがすべての特徴を備えていない場合であっても、他の方法で基準の要件を満たしうるとされる。

図表 IV-12 児童保護及び児童福祉における国家基準

テーマ1：子ども中心のサービス	
基準1-1	子どもの権利と多様性が尊重され、促進される。
基準1-2	子どもが意見を聴かれ、その不安や苦情に率直かつ効果的に対応する。
基準1-3	子どもが効果的なコミュニケーションを得て、利用しやすい形式で情報を提供される。
テーマ2：安全で効果的なサービス	
基準2-1	子ども第一主義の一貫した実施により、子どもは保護され、その福祉が促進される。
基準2-2	子どもに関するすべての懸念が検討され、適切なサービスへと接続される。
基準2-3	子どもを保護するために、適時、効果的な行動が取られる。
基準2-4	子どもと家族は、家族を支援し子どもを守る児童保護・児童福祉サービスを適時に利用できる。
基準2-5	児童保護の懸念に関するいかなる報告も、子ども第一主義や利用可能な最善のエビデンスに則して評価される。
基準2-6	危害やネグレクトのリスクに直面している子どもには、その福祉を守り促進する児童保護計画が提供される。
基準2-7	児童保護計画と介入は、子ども第一主義の要求事項に沿って見直される。
基準2-8	児童保護・児童福祉に関する介入が、子どもにとって最善のアウトカムをもたらす。

基準 2-9	機関間及び専門家間の協力が、子どもの保護と福祉を支援し促進する。
基準 2-10	児童保護・児童福祉の支援計画は、子どものための実践とアウトカムを改善するために管理・モニタリングされる。
基準 2-11	重大事案は適時迅速に報告・レビューされ、すべての勧告とアクションが実施され、その結果が全てのレベルの実践へ効果的に反映される。
基準 2-12	組織的・制度的に虐待と子どもや、特に脆弱性が高いと考えられる子どもの具体的な状況やニーズが把握され、対策が講じられる。
テーマ 3：リーダーシップ・ガバナンス・マネジメント	
基準 3-1	サービスは、子どもを保護し、その福祉を増進するため、関連する法律・規制・国の政策・基準に従い、その機能を発揮している。
基準 3-2	子どもは、効果的なリーダーシップ・ガバナンス・マネジメント体制のもと、明確な責任分担で進められる児童保護・児童福祉サービスを受けられる。
基準 3-3	サービスは、児童保護・児童福祉サービスの提供における有効性と安全性を検討し、評価するシステムを備えている。
基準 3-4	法定サービス提供者に代わって提供される児童保護・福祉サービスは、法律・規制・国の児童保護・児童福祉政策・基準に適合しているかをモニタリングされる。
テーマ 4：資源の活用	
基準 4-1	資源は、子どもを保護し、その福祉の増進のため、効果的に計画・配置・管理される。
テーマ 5：人員体制	
基準 5-1	子どもを保護し、その福祉を増進するために必要なコンピテンシーを備えたスタッフを採用する、確かな採用方法がとられている。
基準 5-2	スタッフは、子どもへの効果的なサービス提供に必要なスキルと経験を有する。
基準 5-3	全スタッフが、子どもを保護し福祉を増進する業務において支援を受け、スーパービジョンを受けている。
基準 5-4	子どもアウトカムを向上させるため、子どもの保護と福祉に関する研修がサービスに従事するスタッフに実施されている。
テーマ 6：情報の活用	
基準 6-1	効果的な児童保護・児童福祉サービスを計画・実施するため、あらゆる関連情報が活用される。
基準 6-2	サービスは、子どもの保護と福祉に関する懸念を記録・管理するための強固で安全な情報システムを保有する。
基準 6-3	子どもの保護と福祉に関する懸念を管理するため、確実な記録管理とファイル管理システムが整備されている。

出典）HIQA, “National Standards for the Protection and Welfare”を基に作成

図表 IV-13 児童保護及び児童福祉における国家基準のスタンダード・ステートメントの例
（テーマ 1：子ども中心のサービス）

＜テーマ 1：子ども中心のサービス＞

・子どもは個人であり、家族およびコミュニティの一員であり、その年齢と発達段階に応じた権利と責任を有する。子どもと関わるサービスは、子どもの年齢と成熟度を考慮し、子どもの声に耳を傾け、自分に関する決定に参加する権利など、子どもの権利を認識することを通じて、子ども中心のアプローチを促進する。

・子ども中心のアプローチは、子どもの安全と福祉を促進し、支援的な環境を作り、子どもと家族が必要とする追加的な支援をできるだけ早く特定するために、積極的な介入を支援する。

・子ども中心のサービスは、家族、養育者、学校、友人、地域社会という文脈で、「子ども全体」を考慮します。子どもは成長するにつれて、そのニーズも変化する。柔軟な子ども中心のサービスは、子どもの個々のニーズ、年齢、発達段階、社会的状況に対応し、子どもと家族のニーズを中心にサービスを調整する。

・児童サービスは多様性を重視し、文化、性別、宗教、人種、民族、性的指向、障害、地理的な理由によって少数派となる可能性のあるすべての子どもたちと家族のグループを受け入れるものである。サービスは、これらの違いを認識し、それぞれの子どもと家族が利用しやすいようにすることで、公平性を促進し、不平等を解消する。

・明確で、オープンで誠実なコミュニケーションは、子どもと家族が助言を求め、サービスを利用することを促す中心的なものであり、信頼を築き、サービス提供の継続性を確保するために重要である。子ども中心のサービスは、年齢、発達、コミュニケーション、読み書きの必要性に応じて、また子どもの最善の利益のために、子どもや家族と適切にコミュニケーションをとる。

出典）HIQA, “National Standards for the Protection and Welfare”を基に作成

図表 IV-14 児童保護及び児童福祉における国家基準の特徴の例
（基準 1-1：子どもの権利と多様性が尊重され、促進される。）

本基準の要求事項を満たすための特徴は以下の通り。

1.1.1 「国連子どもの権利条約」に基づく子どもの全ての権利を支持し、尊重し、重視し、促進する。

1.1.2 子どもが自分の権利を理解し、効果的に行使できるよう支援する。

1.1.3 子どもは、虐待やネグレクトから保護され、安全を確保する権利を認識し、安全を確保する方法を教えられる。

1.1.4 子どもは尊厳と尊敬をもって扱われ、その平等性が促進される。サービスは年齢・性別・性的指向・障害・人種・宗教的信条・居住地・民族グループやトラベラーコミュニティーの一員であることを尊重する。

1.1.5 子どものプライバシーと秘密は尊重され、適切に保護される。

出典）HIQA, “National Standards for the Protection and Welfare”を基に作成

② 里親支援機関に対する国家基準

「里親養育に関する全国基準」（National Standards for Foster Care）は、「フォスターケアに関するワーキンググループの報告書」においてアイルランド国内で提供される里親サービスの質に関する懸

念が示されたことを受けて、保健・児童省が 2003 年に作成した国家基準である。この基準は、里親サービスにおける一貫したケアの質を促進するために作成されたものである。

HIQA は、子どもの里親委託を担当しているソーシャルワーカー、里親および子どもとの面談を通じ、Tusla の業務の遂行状況をこの国家基準に照らしてモニタリングしている。HIQA の検査官は、サービスの基準への適合度を判定して調査結果の報告書を作成しており、必要に応じて改善の余地を示す役割も担っている。

ⅳ.構成

里親養育に関する全国基準は、以下の 3 つのセクションから構成されている。

・セクション 1：子ども・若者（The Children and Young People：里親委託中の子どもや若者の権利、および Tusla に求められている、これらの権利の実現支援方策に関すること）
・セクション 2：里親（The Foster Carers：Tusla が里親を評価・訓練・モニタリング・支援する方策に関すること）
・セクション 3：里親養育の運営（The Health Boards：子どもが適切な養育者のもとでニーズに合った養育が確実に提供されるよう、Tusla に義務付けられた実施方針およびプロセスに関すること）

計 25 項目の具体的な基準の内容は、前項「児童保護及び児童福祉における国家基準」とは異なり、「スタンダード・ステートメント」や「特徴」といった名称で構造化されているわけではないが、各基準に前文があるほか、各基準を具体化した小項目が複数記載されており、基本的に類似した構造となっている。

図表 IV-15 里親養育に関する国家基準

セクション 1：子ども・若者	
基準 1	ポジティブなアイデンティティ意識
基準 2	家族・友人
基準 3	子どもの権利（尊厳、プライバシー、選択）
基準 4	多様性の重視
基準 5	子ども家庭ソーシャルワーカー
基準 6	子ども・若者のアセスメント
基準 7	ケアプランの作成および見直し
基準 8	里親と子ども・若者とのマッチング
基準 9	安全でポジティブな環境
基準 10	安全確保および保護
基準 11	健康と発達
基準 12	教育
基準 13	リービングケアおよび社会人生活の準備
セクション 2：里親	
基準 14	里親のアセスメントおよび承認（非親族里親、親族里親）
基準 15	スーパービジョンおよび支援

基準 16	研修
基準 17	里親のレビュー
セクション 3：里親養育の運営管理	
基準 18	効果的な政策
基準 19	里親養育の管理およびモニタリング
基準 20	研修と認証
基準 21	適切な範囲における里親のリクルートおよびリテンション
基準 22	専門里親
基準 23	里親養育委員会
基準 24	法定外機関を通じた子どもの措置
基準 25	意見表明および苦情申し立て

出典）保健・児童省, “National Standards for Foster Care”を基に作成

図表 IV-16 里親養育に関する国家基準の前文の例

＜基準 1：ポジティブなアイデンティティ意識＞
・子ども・若者は、ポジティブなアイデンティティ意識を促すように里親養育が提供される。
＜基準 2：家族・友人＞
・里親のもとにいる子ども・若者は、家族や友人との関係を維持・発展するよう推奨され、促される。
＜基準 3：子どもの権利（尊厳、プライバシー、選択）＞
・子ども・若者は、尊厳をもって扱われ、プライバシーが尊重され、年齢に応じた方法で提供される情報に基づいて選択ができ、自身のケアに影響を与える決定がなされる際には、苦情も含めて意見を聞かれる。
＜基準 4：多様性の重視＞
・子ども・若者には、年齢・発達段階・個別ニーズ・疾病や障害・性別・家庭環境・文化や民族性（トラベラー・コミュニティの一員であることを含む）・宗教・性的アイデンティティを考慮した里親養育が提供される。
＜基準 5：子ども家庭ソーシャルワーカー＞
・里親のもとにいる子ども・若者を、それぞれ指定されたソーシャルワーカーが担当する。

出典）保健・児童省, “National Standards for Foster Care”を基に作成

図表 IV-17 児童保護及び児童福祉における国家基準の特徴の例
（基準 1：される。）

＜基準 1：ポジティブなアイデンティティ意識＞
1.1 里親とソーシャルワーカーは、以下の方法で里親のもとにいる子どもの自信と自尊心を促進する：話に耳を傾ける、ケアに関する決定に巻き込む、子ども・若者自身および家族・文化・民族性（トラベラー・コミュニティの一員であることを含む）・宗教・性的アイデンティティ・疾病・障害・発達段階を尊重する、家族と協力する。
1.2 サービス提供主体は、まず第一に、アセスメントを行い子どものニーズを満たす適切な居場所を提供できる子どもの親族または友人を特定し、支援するよう努める。これらの努力は、ケースファ

イルに記録する。

1.3 ニーズを勘案して不適切と認められる場合を除き、きょうだいとの同居が優先される。

1.4 不適切と認められる場合を除き、子どもの地域コミュニティ内での措置が優先される。

1.5 ケアの調整は、子どもとその家族・友人・その他重要人物・地域コミュニティとの交流を促すものである。里親や子どもの養育に関わる専門職は、それらのつながりを維持し、特別な行事を記念することが推奨される。

1.6 可能かつ子どもの最善の利益に叶う場合、子どもは、措置以前の通学先を維持することが推奨される。

1.7 ソーシャルワーカー・里親・その他専門職は、子どもの家族について批判的な態度をとらない。

1.8 家庭と里親養育の双方に関し、子どもの背景・経緯に関する正確で適切かつ包括的な情報への子どもによるアクセスは推奨され促進される。

1.9 子ども家庭ソーシャルワーカーは、読みやすく再現可能かつ包括的な記録を作成・保管する。年齢やその他の要因を理由に、情報提供を控えたり遅らせたりする決定についても、ケースファイルに記録される。

1.10 親・親戚・その他重要人物は、情報収集プロセスにおいて相談を受ける。

1.11 里親は、子どもの自己意識にとって過去の個人的な物品が重要であると認識し、手紙・カード・写真・その他の大切な記念品を保持できるよう支援する。

1.12 子どもは、里親・ソーシャルワーカー・その他専門職により、自身の人生における出来事を理解するよう支援される。

1.13 里親のもとにいる子どものケアの継続性を確保するため、レスパイトケアが提供される際は可能な限り同一の場所とする。

1.14 子どもが再び里親養育として措置される場合、不適切と認められない限り、まず、以前の里親に養育を依頼する。

1.15 障害を持つ子どもの特別なニーズが把握され、子どものアイデンティティのポジティブな意識を促す方法によりニーズが充足される。

出典）保健・児童省, “National Standards for Foster Care”を基に作成

③ 国家基準の見直しの動向

HIQA の役割のひとつに挙げられている国家基準の策定について、HIQA では 2018 年に National Standards for Children’s Social Services（子ども社会福祉サービスの国家基準）の制定を発表し、2021 年 3 月に草案を発表した。この新たな国家基準は、子どもが Tusla 等の行政機関や民間団体による社会福祉サービス（アフターケアを含む）に関わった時点から終結または他のサービスへ移行するまでの間、子どもに関する全ての社会福祉サービスに対して 1 つの国家基準に統合することで、個々のサービスの適用要件よりも子どもの利益が優先され、サービス提供において一貫して子ども中心のアプローチが促進される、という考えに基づいて評価基準を見直すものである[363]。

[363] HIQA, “International review of methodologies for developing standards” Published 2018, https://www.hiqa.ie/sites/default/files/2018-11/International_Review_of_methodologies_for_developing_standards.pdf

この背景[364]として、第一に、HIQA では 2014 年度と 2015 年度の年次報告書において、多くのケースで子どもの権利が守られている一方、サービスの地域間格差やソーシャルワーカーの人員不足、業務プロセスや情報管理の不備が繰り返されてきたと指摘し、2016 年に実施した包括的レビューで Tusla のガバナンスとマネジメントに関して勧告を行っていたことが挙げられる。第二に、Tusla 自身も 2016 年度の年次報告書において、HIQA が作成してきた監査結果報告書等を踏まえて、サービスの提供体制や実践内容に関する地域間格差の存在を認めている。第三に、子どもオンブズマンが国連子どもの権利委員会に提出した報告書の中でも、代替養育下にある子どもへのサービスを体系的に見直す必要性について言及している。これらの指摘から、アイルランドの子どもの社会福祉サービスのシステムが、資源・プロセス・実践のそれぞれで大きなバラつきがあるためサービス提供での一貫性が欠如しており、そのうえで人員不足や定着率の低さがさらに影響していると分析されている。

そのため、国内外の児童福祉サービスに関する文献レビュー、児童福祉サービス経験者を含む関係者で構成する諮問委員会、より幅広い関係者・関係機関のフォーカス・グループインタビューを実施して新たな国家基準を検討してきた。HIQA が 2021 年 3 月に示した草案[365]は、以下の 4 つの主要原則（人権に基づくアプローチ、安全とウェルビーイング、応答性、説明責任）に基づいて策定されており、今後は全ての児童福祉サービスの国家基準として既存の国家基準に置き換えられる方針とされている。なお、2022 年 3 月時点では、子ども社会福祉サービスの国家基準は HIQA による草案として公表された段階である。

[364] HIQA, “Evidence review to inform the development of National Standards for Children Social Services” Published July 2020, https://www.hiqa.ie/sites/default/files/2020-07/Evidence-review-to-inform-the-development-of-National-Standards-for-Children-Social-Services.pdf

[365] HIQA, “Draft National Standards for Children’s SocialServices” Published March 2021, https://www.hiqa.ie/sites/default/files/2021-03/Draft-National-Standards-for-Childrens-Social-Services.pdf

子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究報告書

令和４（2022）年３月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門５－11－２　オランダヒルズ森タワー
電話：03-6733-1024